

国会制定法審議要録
第6回-第7回

BZ-5-8



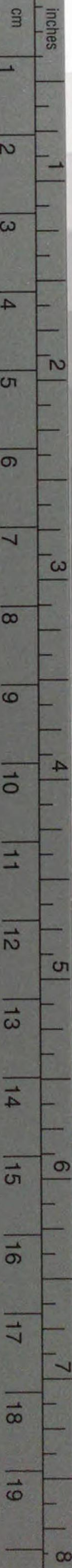
1201000517445

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



Kodak Color Control Patches

Blue

Cyan

Green

Yellow

Red

Magenta


White


3/Color

Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak







444N-4

BZ-5-8



1201000036327



第六回国会制定法審議要録

参議院法制局
衆議院法制局

78

BZ
58

2515

第六回国会制定法審議要録中正誤

〇一五五頁上段十三行「の改正といふことを含んであるのであります。」以下同頁下段十二行までは、次のとおりになるべきの誤。

るように、事務の再配分を行ふべきことを勧告しているのであります。そしてこの事務の再配分の目的のために、五人の委員からなる特別の委員会を即刻設置すべきことを勧告しているのであります。政府はこの勧告の趣旨を尊重いたしましたして、思い切つて地方分権を断行し、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進する見地から、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して、国会に勧告する任務及び権限を有する地方行政調査委員会を設置することとし、これに関する法律案を今期国会に提案いたすこととしたのであります。

次にこの法律案の内容の概略を説明いたします。地方行政調査委員会議は、国家行政組織法第八條第一項の規定に基づいて、総理府の機関として臨時に設置するものとしたのであります。その任務の重要性にかんがみて、総理府に置かれる各種の審議会のごとき従属的性格を帯びる総理府の附属機関とすることなく、日本学術会議と並び、相当独自の性格を持つ機関とすることとしたのであります。

会議は、地方分権の本旨にのっとり、地方自治を拡充強化して、国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道

府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を経由して、国会に勧告することをもつてその任務とするものであります。その計画の内容となるべき事項をさらに具体的に申し上げます。市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整及び地方公共団体の機関に対する委任事務の調整、並びにこれらに照応する国庫補助金等に関する制度の改正、その他事務の配分の調整に伴い起るべき必要な事項であります。従いましてこの事務の配分の調整に関する計画の立案に伴つて、たとえば府県、市町村等の規模の適正化ということについても、研究を進めることになるのであらうと予想せられるのであります。なお会議の勧告に基づいて、もし内閣において直接それを具体化する法律案を作成し、国会に提出するという場合におきましては、できる限りその勧告を尊重するように明記したのであります。

次に会議の組織であります。会議は内閣総理大臣が任命する委員五人で組織することとなつておりますが、五人の委員のうち、三人はシャープ報告書に従い、全国の知事、市長及び町村長の各連合組織の代表者が、それら推薦する者でなければならぬものといはしております。なお会議は内閣に対する勧告のみならず、国会に対する勧告権をも有しており、かつその立案にかかる計画は、わが

国将来の国政及び地方自治の方向に、重大な影響を及ぼすものでありますので、委員の任命については両議院の同意を経ることとして、慎重を期することとしたのであります。会議の所掌事務の遂行のためには、関係行政機関及び地方公共団体と密接に連絡することともに、適時資料を収集する必要がありますので、調査立案のため必要があるときは、参考人の出頭及び意見を求め、または関係行政機関もしくは地方公共団体等に対して、記録の提出を求める権限を認めることともに、関係行政機関または地方公共団体の長に対し、職員のうちから、会議と関係行政機関または地方公共団体との連絡にあたる者の指名を求めることができることとしたのであります。

最後に、会議に、専門的事項を調査させるため、専門調査員二十人以内を置くとともに、会議の事務を処理させるため、事務局を置くこととしたのであります。専門調査員は、会議の特異な性格にかんがみ、重大な職責を有しておりますので、広く適材を得るため非常勤とすることができるといたしております。

なお、会議の所掌事務は、すこぶる広範囲にわたっており、かつ短期間にその任務を終えなければなりませんので、事務局には相当数の職員を配置する必要がありますが、政府といたしましては、行政整理を断行した直後のことでもあり、新規に定員を増加することは極力避けなければなりませんので、とりあえず総理府の定員のうち新給與実施本部の廃止によつて減少する定員六人を、会議の事務局に配置することとしたいと存じます。

以上地方行政調査委員会議設置法案の提案の理由及びその内容の

概略を説明いたしました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第でございます。

凡 例

一、本書は、第六回国会(臨時会)において成立した法律の立法趣旨ないし提案趣旨を紹介し、及びそれらのものの審議の状況を明らかにするため、提案者の提案理由説明及び両議院における委員長報告並びに成立した法律の審議経過を収録することを目的とし、併せて、第六回国会の会期調、委員会及び委員長一覽表並びに不成立の法律案の審議経過をも掲げたものである。

提案理由は両議院において概ね同一趣旨の説明がなされているので、便宜上先議議院における提案理由説明のみを収録することとした。

二、提案理由説明及び委員長報告は、会議及び委員会の速記録をそのまま轉載したものである。

三、件名の下に(衆)又は(参)と註記してあるものは、それぞれ衆議院議員又は参議院議員の提案に係るものであることを示し、その他は、すべて内閣提案のものである。

四、委員長報告は、先議議院におけるものを先に、後議議院におけるのを後に登載した。

一、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 二、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 三、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 四、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 五、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 六、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 七、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 八、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 九、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）
 十、農林省の所管する山林の管理、改良、保護、及び利用の促進並びに山林の所有権の移転、分割、合併、及び相続の制限等に関する法律（昭二四・一一・一四公布）

目次 註

件名の下に(衆)・(参)とあるのは、衆議院提出又は参議院提出のものであることを示し、その他はすべて内閣提出のものである。

- 法律第二二二一号 国会法の一部を改正する法律(昭二四・一〇・二六公布)(衆).....一
- 法律第二二二二号 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律(昭二四・一一・四公布).....二
- 法律第二二三号 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・七公布).....四
- 法律第二二四号 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭二四・一一・一四公布).....六
- 法律第二二五号 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・三〇公布)(衆).....二
- 法律第二二六号 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭二四・一一・三〇公布).....三
- 法律第二二七号 外国為替特別会計法(昭二四・一一・一公布).....一四
- 法律第二二八号 外国為替及び外国貿易管理法(昭二四・一一・一公布).....一六
- 法律第二二九号 外国為替管理委員会設置法(昭二四・一一・一公布).....三〇
- 法律第二三〇号 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一公布).....三二
- 法律第二三一号 住宅営団法を廃止する等の法律(昭二四・一一・一公布).....三三

目次

○法律第二三二二号 産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律(昭二四・一一・一公布)……………三五

○法律第二三三三号 帝国石油株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一公布)……………三五

○法律第二三四四号 帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律(昭二四・一一・一公布)……………三五

○法律第二三五五号 帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一公布)……………三五

○法律第二三六六号 日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一公布)……………三五

○法律第二三七七号 船舶法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一公布)……………四〇

○法律第二三八八号 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・一一・三公布)……………四〇

○法律第二三九九号 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・六公布)……………四〇

○法律第二四〇号 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二四・一一・六公布)……………四〇

○法律第二四一一号 通運事業法(昭二四・一一・七公布)……………四一

○法律第二四二二号 日本通運株式会社法を廃止する法律(昭二四・一一・七公布)……………四一

○法律第二四三三号 日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四・一一・七公布)……………四一

○法律第二四四四号 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二四五五号 日本専売公社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二四六六号 少年法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二四七七号 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二四八八号 復興金融公庫法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二四九九号 復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………四一

○法律第二五〇号 国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八公布)……………七一

○法律第二五一一号 地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和二四・一一・一〇公布)……………七一

○法律第二五二二号 特別職の職員の給与に関する法律(昭二四・一一・一二公布)……………七一

○法律第二五三三号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・一二公布)……………八二

○法律第二五四四号 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・一二公布)……………八二

二公布).....八三

○法律第二五五号 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二公布).....八三

○法律第二五六号 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭二四・一二・一二公布)(衆).....八六

○法律第二五七号 旧軍関係債権の処理に関する法律(昭二四・一二・一二公布).....九〇

○法律第二五八号 価格調整公団法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二公布).....九三

○法律第二五九号 国際観光事業の助成に関する法律(昭二四・一二・一二公布).....九四

○法律第二六〇号 道路運送法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二公布).....九七

○法律第二六一号 地方財政法等の一部を改正する法律(昭二四・一二・一三公布)(衆).....九九

○法律第二六二号 日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一四公布).....一〇一

○法律第二六三号 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五公布)(参).....一〇五

○法律第二六四号 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五公布)(参).....一〇五

○法律第二六五号 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五公布).....一〇八

○法律第二六六号 警察用電話等の処理に関する法律(昭二四・一二・一五公布).....一一三

○法律第二六七号 漁業法(昭二四・一二・一五公布).....一二七

○法律第二六八号 漁業法施行法(昭二四・一二・一五公布).....一二七

○法律第二六九号 所得税法の臨時特例等に関する法律(昭二四・一二・一五公布).....一二五

○法律第二七〇号 私立学校法(昭二四・一二・一五公布).....一三三

○法律第二七一号 人事官弾劾の訴追に関する法律(昭二四・一二・一六公布)(衆).....一三七

○法律第二七二号 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二四・一二・一六公布)(衆).....一三八

○法律第二七三号 肥料配給公団令の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六公布).....一四〇

○法律第二七四号 油糧配給公団法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六公布).....一四〇

○法律第二七五号 競馬法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一七公布)(衆).....一四三

○法律第二七六号 飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一九公布)(衆).....一四四

○法律第二七八号 輸出品取締法の一部を改正する法律(昭二四・一二・二二公布).....一四九

○法律第二七九号 国際観光ホテル整備法(昭二四・一二・二四公布)(衆).....一四九

○法律第二八〇号 政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・二四公布).....一五三

○法律第二八一号 地方行政調査委員會議設置法(昭二四・一二・二四公布).....一五〇

○法律第二八三号 身体障害者福祉法(昭二四・一二・二六公布)(衆).....一六〇

○法律第二八四号 郵便物運送委託法(昭二四・一二・二六公布).....一六七

○法律第二八五号 織物消費税法等を廃止する法律(昭二四・一二・二七公布).....一七三

○法律第二八六号 物品税法の一部を改正する法律(昭二四・一二・二七公布).....一七三

○法律第一一七号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一一八号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一一九号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一二〇号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一二一号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一二二号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一二三号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

○法律第一二四号 刑事補償法(昭二五・一・一公布).....一七三

件名索引 (五十音順)

(い)

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二四・一二・一六・法二七二).....一七六
○印紙をもつてする歳入金納入に関する法律等の一部を改正する法律(昭二四・一一・四・法二二二).....二
○飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一九・法二七六).....一四五

(お)

○お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭二四・一一・一四・法二二四).....一六
○大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・六・法二三九).....一四六
○織物消費税法等を廃止する法律(昭二四・一二・二七・法二八五).....一七二

(か)

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・一二・三・法二三八).....一四四

件名索引

○価格調整公団法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二・法二五八).....一七三

○外国為替及び外国貿易管理法(昭二四・一二・一・法二二八).....一七三

○外国為替管理委員会設置法(昭二四・一二・一・法二二九).....一七三

(き)

○旧軍関係債権の処理に関する法律(昭二四・一二・一・法二五七).....一七三
○漁業法(昭二四・一二・一五・法二六七).....一七三
○漁業法施行法(昭二四・一二・一五・法二六八).....一七三

(く)

○国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・八・法二四四).....一七三

(け)

○刑事補償法(昭二五・一・一・法一).....一七三
○警察用電話等の処理に関する法律(昭二四・一二・一五・法二六六).....一七三
○競馬法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一七・法二七五).....一七三

件名索引

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
(昭二四・一一・二二・法二五四)……………三

(ウ)

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部
を改正する法律(昭二四・一一・三〇・法二二五)……………二

○国会法の一部を改正する法律(昭二四・一〇・二六・
法二二一)……………一

○国際観光事業の助成に関する法律(昭二四・一一・一
二・法二五九)……………九四

○国際観光ホテル整備法(昭二四・一二・二四・法二七九)……………二四九

○国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二四・一一・
八・法二四七)……………三五

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・一一・
八・法二五〇)……………七二

○国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭二四・
一一・三〇・法二二六)……………三二

(カ)

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
(昭二四・一一・二二・法二五三)……………八二

○産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律
(昭二四・一一・一・法二二二)……………三五

(シ)

○私立学校法(昭二四・一一・一五・法二七〇)……………三三

○住宅営団法を廃止する等の法律(昭二四・一一・一・
法二三一)……………三

○所得税法の臨時特例等に関する法律(昭二四・一一・
一五・法二六九)……………三五

○少年法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八・法
二四六)……………六四

○食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・
一一・一二・法二五五)……………八三

○食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律
(昭二四・一一・七・法二二三)……………四

○身体障害者福祉法(昭二四・一一・二六・法二八三)……………二六〇

○人事官彈劾の訴追に関する法律(昭二四・一一・一六・
法二七一)……………二七

(セ)

○政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭二四・一
二・一二・法二五六)……………八六

○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する
法律(昭二四・一一・二四・法二八〇)……………一五三

○船舶法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一・法
二七二)……………二七

二三七)……………四〇

(チ)

○地方行政調査委員會議設置法(昭二四・一一・二四法
二八一)……………一五四

○地方財政法等の一部を改正する法律(昭二四・一一・
一三・法二六一)……………九九

○地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法
律(昭二四・一一・一〇・法二五一)……………七五

(コ)

○通運事業法(昭二四・一一・七・法二四一)……………五

(ク)

○帝国鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律(昭二
四・一一・一・法二三五)……………三五

○帝国石油株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・
一一・一・法二三三)……………三五

○帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律(昭二四・一
二・一・法二三四)……………三五

(ケ)

○道路運送法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一

件名索引

二・法二六〇)……………七

○特別職の職員に給與に関する法律(昭二四・一一・一
二・法二五二)……………七八

○特別未帰還者給與法の一部を改正する法律(昭二四・
一一・一五・法二六四)……………一〇五

(ク)

○日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施
設の処理等に関する法律(昭二四・一二・七・法二四三)……………五六

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・一一・
一四・法二六一)……………一〇一

○日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・
一一・一・法二三六)……………三五

○日本専売公社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・
八・法二四五)……………五九

○日本通運株式会社法を廃止する法律(昭二四・一一・
七・法二四二)……………五五

(カ)

○農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・一一・
一五・法二六五)……………一〇一

(ク)

件名索引

○肥料配給公団令の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六・法二七三).....一四〇

(ふ)

○復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・八・法二四九).....七一

○復興金融金庫法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八・法二四八).....六六

○物品税法の一部を改正する法律(昭二四・一二・二七・法二八六).....一七三

(み)

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一・法二三〇).....三三

○未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五・法二六三).....一〇五

(ゆ)

○油糧配給公団法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一六・法二七四).....一〇四

○輸出品取締法の一部を改正する法律(昭二四・一二・二一・法二七八).....一四六

○郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足

補てんのための一般会計から繰入金に関する法律(昭二四・一二・六・法二四〇).....一七
○郵便物運送委託法(昭二四・一二・二六・法二八四).....一七
——了——

部門別索引

第一 国会関係

○国会法の一部を改正する法律(昭二四・一〇・二六法二二一).....一

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・三〇法二二五).....一一

○人事官弾劾の訴追に関する法律(昭二四・一二・一六法二七一).....一三七

第二 国家行政組織関係

○外国為替管理委員会設置法(昭二四・一二・一法二二九).....三〇

○地方行政調査委員会設置法(昭二四・一二・二四法二八一).....一四四

第三 公務員関係

○政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・二四法二八〇).....一五五

○特別職の職員の給與に関する法律(昭二四・一二・一二法二五二).....一六六

部門別索引

第四 地方行政関係

- 地方財政法等の一部を改正する法律(昭二四・一二・一三法二六一)……………九
- 地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・一〇法二五一)……………七五

第五 裁判所・法務関係

- 刑事補償法(昭二五・一・一法一)……………一七三
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二法二五三)……………八三
- 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二法二五四)……………八三
- 少年法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二四六)……………六四

第六 財政・金融関係

- 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律(昭二四・一一・四法二二二)……………二
- 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二四四)……………五
- 旧軍関係債権の処理に関する法律(昭二四・一二・一二法二五七)……………九〇

- 政府契約の支拂遅延防止等に関する法律(昭二四・一二・一二法二五六)……………八六
- 大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二四・一二・六法二二三九)……………九
- 外国為替特別会計法(昭二四・一二・一法二二七)……………一四
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一二法二五五)……………八三
- 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律(昭二四・一二・六法二四〇)……………四七
- 所得税法の臨時特例等に関する法律(昭二四・一二・一五法二六九)……………三五
- 物品税法の一部を改正する法律(昭二四・一二・二七法二八六)……………七三
- 織物消費税法等を廃止する法律(昭二四・一二・二七法二八五)……………七三
- 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・七法二二三)……………四
- 日本専売公社法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二四五)……………五九
- 外国為替及び外国貿易管理法(昭二四・一二・一法二二八)……………六
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二四七)……………六五
- 復興金融公庫法の一部を改正する法律(昭二四・一二・八法二四八)……………六六

○復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律(昭二四・一一・八法二四九).....一七一

第七 産業・経済関係

○農業災害補償法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一五法二六五).....一〇一

○飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一九法二七六).....一〇五

○油糧配給公団法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一六法二七四).....一〇四

○肥料配給公団令の一部を改正する法律(昭二四・一一・一六法二七三).....一〇〇

○漁業法(昭二四・一一・一五法二六七).....一〇七

○漁業法施行法(昭二四・一一・一五法二六八).....一〇七

○家畜伝染病予防法の一部を改正する法律(昭二四・一一・三三法二三八).....一〇四

○競馬法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一七法二七五).....一〇四

○価格調整公団法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一二法二五八).....九三

○産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律(昭二四・一一・一法二二二).....三五

○輸出品取締法の一部を改正する法律(昭二四・一一・二二法二七八).....一〇四

○帝国石油株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一法二二三).....三五

第八 交通・通信・建設関係

○帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律(昭二四・一一・一法二三四).....三五

○帝国鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一法二三五).....三五

○日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一法二三六).....三五

○道路運送法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一二法二六〇).....九七

○日本国有鉄道法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一四法二六一).....一〇一

○国有鉄道運賃法の一部を改正する法律(昭二四・一一・八法二五〇).....七一

○国際観光事業の助成に関する法律(昭二四・一一・一二法二五九).....九四

○国際観光ホテル整備法(昭二四・一一・二四法二七九).....一〇九

○通運事業法(昭二四・一一・七法二四二).....五一

○日本通運株式会社法を廃止する法律(昭二四・一一・七法二四二).....五五

○日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律(昭二四・一一・七法二四三).....五五

○船舶法の一部を改正する法律(昭二四・一一・一法二三七).....四〇

○郵便物運送委託法(昭二四・一一・二六法二八四).....一六七

- 警察用電話等の処理に関する法律(昭二四・一二・一五法二六六)……………二二
- お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭二四・一一・一四法二二四)……………六
- 住宅宮団法を廃止する等の法律(昭二四・一二・一法三三二)……………三三

第九 教育 関係

- 国立学校設置法の一部を改正する等の法律(昭二四・一一・三〇法二二六)……………二二
- 私立学校法(昭二四・一二・一五法二七〇)……………三三

第十 厚生 関係

- 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一法三三〇)……………三二
- 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六三)……………一〇五
- 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律(昭二四・一二・一五法二六四)……………一〇五
- 医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭二四・一二・一六法二七二)……………一三六
- 身体障害者福祉法(昭二四・一二・二六法二八三)……………一六〇

◎国会法の一部を改正する法律

(昭和二四、一〇、二六、法二二一)(衆)

一、提案理由(十月二十五日)

○大村清一君 たいま議題となりました国会法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

第五回国会において国家行政組織法の一部を改正する法律及び各省設置法が成立いたしましたために国会法を改正しなければならぬこととなつたので、議院運営委員会においては、閉会中四回にわたり慎重審議をいたしました結果、ここにこの成案を得たのであります。

今その内容について申し上げますれば、第一に、国家行政組織法において新たに特別職たる政務次官を設置せられることになりましたので国会法第三十九條を整理する必要があります。第二点は、各省設置法の施行に伴い、議院の常任委員会もこれに対応せしむる必要がありますので、その名称を改め、数を二十一から二十二に増加いたしましたのであります。第三点は、国会職員は従来特別職でありましたが、これが一般職に改められた結果、専門員に関する規定を整理する必要があります。第四十三條を改正することになりましたのであります。第四点は、第七十八條に関するものであります。従来自由討議は三週間に一回開くことになつていたのでありますが、議院運営委員会において、やむを得ない事由があると認め

国会法の一部を改正する法律

場合には、これに従うことを要しないこととしたのであります。以上大要を御説明いたしました。何とぞ諸君の御賛成を望んでやみません。(拍手)

二、参議院議院運営委員長報告(十月二十六日)

○高田寛君 只今議題となりました国会法の一部を改正する法律案に対する議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

この法案に盛り込まれた改正点は次の四点でございます。第一は、第三十九條中「各省次官」とあるのを「政務次官」と改めることとあります。これは国家行政組織法の施行に伴い、これに対応するため所要の改正を加えたものであります。第二は、郵政省と電気通信省の設置せられたのに対応し、従来の通信委員会を郵政、電気通信の二委員会にいたし、又商工委員会の名称を通商産業委員会に改めるなど、各省設置法の施行に伴ひまして第四十二條に所要の改正を加えた点であります。第三は、従来特別職でありました専門員が、先の国家公務員法の改正によりまして一般職になりました関係から、第四十三條第二項及び第三項において専門員に加えられるおつた制限規定を削除いたしました点であります。第四は、現行法においては自由討議は少くとも三週間に一回開かなければならないことになつておりますが、従来運営の経緯に鑑みまして、これが緩和規定を加えた点であります。

この法案の内容及びつきましては、本委員会におきましては、閉会

中より数回に亘つて慎重なる検討を加えて来ておつたのであります。昨日本案が衆議院から送付され、本委員会に付託されたのであります。本委員会におきましては直ちに衆議院の大村議院運営委員長の出席を求め、その提案理由を聞くと共に、熱心なる質疑応答を重ねて慎重なる審議を盡したのであります。採決の結果は全会一致を以て衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和二十四、二一、四、法二二二)

一、提案理由(十月二十七日)

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

本法案を提出いたしました理由といたしましては、先ず第一に、失業保険法の改正によりまして、同法第三十八條の三及び第三十八條の四の規定によりまして、この日雇労働者の失業保険法の被保険者となるのでありますが、この日雇労働者の雇用主である事業主

が、その日雇労働者及び自己の負担する保険料を納付いたします場合には、失業保険印紙をもつて納付いたすこととなつたのであります。

然るに「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」によりまして、同法第一條の規定又は他の法令の規定により、印紙を以て租税その他の国の歳入金を納付いたしますときは、収入印紙を用いなければならぬことになつておりますので、この例外といたしまして、失業保険料を納付する場合には、収入印紙によらず、失業保険印紙により納付し得るようになつて、失業保険法第三十八條の十二の規定の趣旨と符合せしめるようにいたしましたのであります。

次に失業保険印紙の売捌きの事務であります。これは、郵政大臣が労働大臣に協議して指定いたしますところの郵便局において行わせることとしたし、その売上代金から印紙の買戻し代金及び売捌きに関する事務の取扱に要する経費を控除した金額に相当する金額を、郵政事業特別会計から失業保険特別会計に繰入れることとした。そうとするものであります。尙失業保険印紙の形式につきましては、大蔵大臣が定めることとしたのであります。これに伴いまして、失業保険特別会計法中歳入に関する規定及び郵政事業特別会計法中印紙売捌き代金の他会計への繰入に関する規定を整備する必要がありますのであります。

次に厚生保険特別会計においてあります。同会計のうち健康保険勘定に係る分につきましては、目下の経済情勢よりいたしまして、保険事業経営上財源に不足を来している現状でありまして、これ會計のうち健康勘定の積立金を、目下の経済情勢のため不足を来しております。健康保険事業経営上の財源として使用することができ、よるな規定を設けようとするものであります。

が補足に積立金を使用したしたのであります。積立金の使用につきましては、現行の同特別会計法におきましては、決算上の不足又は健康保険事業の福祉施設費にのみ限定されておりまして、これをその他の経費の財源としても使用し得るような途を開くことといたしたいのであります。

次に、この法案の主要なる点について申し上げます。第一点は失業保険料を失業保険印紙をもつて納付することができるような例外規定でありまして、この点につきまして、現行法では、印紙をもつて租税その他の国の歳入金を納付するときは収入印紙を用いなければならぬことになつておりますので、但書をもつてこの例外規定を設けることとした次第であります。第二点は失業保険印紙の形式についてであります。この形式は大蔵大臣が定めることとしたのであります。第三点は失業保険印紙の売りさばき事務に関するものであります。第三点は失業保険印紙の売りさばき事務に協賛して指定する郵便局において行わせることとしたのであります。第四点は失業保険印紙の売りさばき代金の経理に関するものであります。この点については、失業保険特別会計法中の歳入は新たに郵政事業特別会計からも受入れることとし、同時に郵政事業特別会計法中の他会計への繰入れは、失業保険印紙にかかるとは失業保険特別会計のうち健康勘定の積立金に関するものでありまして、この点につきましては、現行法では、健康勘定の積立金は健康保険事業の福祉施設費にのみ使用できるとなつておりますので、新たに追加規定を設けまして、健康保険事業経営上の財源に充つるため必要あるときは、当分の間予算の定むる金額を限りこれを使用すること

以上を理由によりまして本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院大蔵委員長報告(十月二十八日)

(食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、衆議院大蔵委員長報告(十月二十九日)

○川野芳満君 ただいま議題となりました印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案が提出いたしました趣旨は、第一に、本年五月改正いたしました失業保険法の規定により、失業保険法の被保険者となりました日雇労働者に関する失業保険料を失業保険印紙をもつて納付することができるような例外規定を設けようとするものでありまして、なおこれに関連して失業保険印紙の売りさばき事務、失業保険印紙の形式、失業保険印紙の売りさばき代金の経理について適当な規定を設けようとするものであります。第二に、厚生保険特別

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

ができることといたしております。

以上がこの法案の提出されました趣旨並びにこの法案の主要なる点であります。この法案は、去る十月二十六日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、昨二十八日審議に入りましたところ、林委員より、日雇い労働者の現在数、失業保険及び厚生保険の積立金額、失業保険及び厚生保険各特別会計と本年度補正予算との関係、輸出振興による失業救済の実現性等につき質疑があり、塚田委員より、失業保険に特に失業保険印紙を使用する理由、社会保障税についての考慮、印紙納入についての取扱費用、保険事業に対する本質的考慮等につき質疑があり、田中委員より、来年度における失業者数の予想、日雇い労働者に対する失業保険料を国で負担することについての考慮、厚生保険料の滞納金額等につき質疑があり、なお深澤委員より日雇い労働者の現状につき、川島委員より厚生保険料滞納の内容等について質疑がありました。以上の質疑に対しまして、鈴木労働大臣、水田大蔵政務次官及び政府説明員よりそれぞれ答弁がございました。

次いで討論に入りましたところ、小峯委員は民主自由党を代表して原案に賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、法案の前半は失業保険に関するもので必ずしも反対はしないが、後段の厚生保険特別会計の赤字補填には賛成できないとして反対の意を表せられ、林委員は共産党を代表して、失業保険に関する部分は技術的なもので問題はないが、厚生保険特別会計の赤字補填について

二、参議院大蔵委員長報告(十月二十八日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。現下の食糧事情に鑑み、本年限り免税されております米麦等の主要食糧の輸入税の免除を、昭和二十五年十二月末日まで更に一ヶ年延長すること、又現在免除されております茶及び重炭酸曹達は、その必要を認められないため、別表より削除せんとするものであります。さて本案は、十月二十七日、慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は失業保険法の改正により、日雇労働被保険者にかかる保険料を失業保険印紙により納付することとなつたのに伴い、関係法律に所要の改正を加え、又厚生保険特別会計の健康勘定の積立金を、当分の間、健康保険事業経営上の財源に充てるため、同勘定の歳入に繰入れることができるようにしようとするものであります。

さて本案は、十月二十七日、慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がございましたが、その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべ

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律

四

は、厚生保険の福祉増進に使用すべき積立金を赤字に流用すること、労働者の健康保険は国営とすべきものであることなど五つの理由をあげて反対の意を表せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて原案通り可決した次第であります。

以上、簡単にございますが御報告申し上げます。(拍手)

◎食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律 (昭和二十四、二一、七、法二二三)

一、提案理由(十月二十七日)

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の提出の理由について御説明いたします。

米、麦、雑穀、澱粉、罐詰類等の主要食糧に対しましては、昨年法律第二百三十一号を以ちまして、その輸入税を本年一年間免除することといたしましたのでありますが、現下の食糧事情に鑑みまして、右の主要食糧の輸入税を更に一年間免除する必要があると考えられます。且つ現在輸入税を免除することといたしております茶及び重炭酸曹達は、もはやそれを免除する必要がないと思われまので、別表から削除することといたしまして、本法案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、速かに御賛同あらんことをお願いいたします。

きものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院大蔵委員長報告(十月三十一日)

○川野芳満君 ただいま議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律が提出いたされました趣旨は、わが国現下の食糧事情にかんがみまして、米麦等の主要食糧に対する輸入税はなお一年間免除する必要があると考えられますとともに、現在輸入税を免除いたしております茶及び重炭酸ソーダに対しましては、もはやこれを免除する必要がないという見解よりいたしました。これに関する現行法に所要の改正を行おうとするものであります。この趣旨に基きまして、この法案では次のような二点について改正を行おうといたしております。

第一は、米麦等の主要食糧に対する輸入税をなお一年間免除することに關するものでありまして、この点については、現行法で輸入税免除の有効期限が本年十二月三十一日までとなつておりますのを、昭和二十五年十二月三十一日まで改正しようとしたしております。

第二は茶及び重炭酸ソーダに対する輸入税免除を廃止することに關するものでありまして、この点については、現行法で輸入税を免除する品名が掲げられております別表からこの二品目を削除しよう

といたしております。

この法案は、去る十月二十六日、本委員会に付託されたものでありまして、翌二十七日政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十九日及び三十一日の両日質疑を行いましたところ、小審委員より関税に関する政府の方針等について、田中委員より明年度食糧輸入予想額等について、深澤委員より主要食糧に対する免税の根拠、食糧自給に関する政府の方針、国際小麦協定参加の場合の影響等について、林委員より免税と食糧問題との関係、食糧事情の見通し等について、北澤委員より南方米の輸入等について質疑がありまして、坂本農林政務次官、安孫子食糧庁長官及び政府説明員よりそれ々々答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、前尾委員は民主自由党を代表して、不等価格貿易の是正、食糧自給の強化等を強く希望する旨の意見を付して賛成の意を表せられ、深澤委員は共産党を代表して、この法案は食糧の外国依存政策の現われである、食糧は自給自足を堅持すべきであるとの理田をあげて反対の意を表せられ、宮腰委員は民主党を代表して、食糧の自給態勢を確立されること等を要望して賛成の意を表せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、簡単でございますが御報告申し上げます。(拍手)

かくのごとき事情にかんがみまして、郵政省におきましては年頭のあいさつを郵便で交換する従来の好ましき風習を助成しますとともに、近來赤字に悩みつつあります郵便事業の収入増をはかりましたために、年賀状の差出しを積極的に勧奨いたすべく、くじ引きによりお年玉をつける年賀郵便はがきを発売することとし、このためお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の制定を提案することとした次第であります。以下この法律案の要点につきまして、若干御説明申し上げます。

まずお年玉の額につきましては、お年玉の性質にかんがみ、きわめて軽微なものとする趣旨に基きまして、その単価は最高二万円を越えてはならず、またその金額及び価格の総額は、お年玉つき郵便はがきの発行総額の百分の五を越えてはならないことにしたのであります。

次にお年玉の債権消滅の時効につきましては、お年玉は宝くじなどの当籤金品に比べてきわめて軽微なものであり、かつ全国的に広汎多数の金品授受取扱いを行うことを考慮いたしまして、六箇月の短期時効としたのであります。

なおこの法律は、西欧諸国やわが国におけるいわゆる慈善切手等の発行の例に徴しまして、郵便切手や前に申し上げましたお年玉つきの年賀はがき等に、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金をつけて発行できるようにするため、必要な事項を規定したのであります。すなわち寄附金を受ける団体は、その選定を公平にいたしますために、郵政大臣はその選定に当りましては必

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律

◎お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律

(昭和二十四、一、一四、法二二四)

一、提案理由(十一月二日)

○小澤国務大臣 まず第一にただいま議題に供されましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案の、提案理由を説明いたしたいと存するものであります。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案については、年頭のあいさつを郵便によつて行うわが国民の美しい風習は、明治初年わが国の新式郵便の創設後、施設の普及と利用の一般化につれて、自然に発生したものでありまして、この年賀郵便の数は明治三十八年には約一億一千万通となり、その後漸次増加しまして、昭和十二年には約八億五千万通に達し、その収入額も郵便の総収入額の一割ないし一割二分を占め、郵便事業の重要な財源をなしていたのであります。ところがその後日華事変の勃発等による国民生活の変動に伴いまして、年賀郵便の物数は毎年激減の一途をたどり、昭和十六年から年賀特別郵便の取扱いが停止されるに至つたのであります。終戦後国民生活も漸次明るさをとりもどし、年賀状の差出しも増加する機運にありましたので、昨年末から年賀特別郵便の取扱いを再開したのであります。ところがその利用数は約七千万通にすぎず、またその収入額は郵便の総収入額のわずか二%を占めるにすぎなかつたのであります。

郵政審議会に諮つて指定すること、寄附金の交付を受ける団体は、寄附金つきの郵便切手または郵便はがきの発行及び売りさばきのため、郵政省において特に要した経費を郵政省に納付しなければならぬこと等を規定したのであります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

次にただいま議題になりました郵便物運送委託法案の提案理由を御説明申し上げます。

郵便物の取集め、運送及び配達は、郵便業務の一部をなすものでありまして、事業独占の建前上、国においてみずからこれを行うことが一応期待されるのでありますが、国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合がありますに、当然これらの運送機関に郵便物の運送を委託する必要がある場合、また自動車等を郵便物の運送に使用する場合、もしくは山間僻地における郵便物の取集め、配達の仕事のごとく、事業の経済的経営の観点から、民間運送業者等にこれを委託するのを適当とする場合が少くないのであります。

しかし郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に關する法律といたしましては、鉄道船舶郵便法があります。しかしながら同法はその規定の対象が、地方鉄道法による鉄道運送業者、及び商法による船舶運送業者に限られておりまして、自動車運送業者等その他の運送を行う者に及ばないばかりでなく、運送を委託する場合及び委託する方法等についての規定に欠け、また同法に定められておらず、従いまして、現下の情勢に沿わないのであります。従いまして、鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用について

も規定するとともに、運送委託の場合、委託の方法及び委託の内容につきましても、早急に規定する必要がありますので、ここに本法律案を提案した次第であります。

本法律案に規定してあります主要な点につきまして申し上げれば、およそ次の通りであります。

まず第一に郵政大臣が郵便物の運送を他に委託することができる場合の条件を明らかにしたことあります。いかなる場合に委託することができるかと申しますと、委託により業務を運営することが、郵政省の直営とするよりも経済的であり、郵便物の運送上支障がない場合であります。

第二といたしまして、郵便物の運送を委託する方法を規定いたしましたのであります。運送の委託は契約によることといたしてありまして、しかも契約は競争によることを原則といたしてあります。しかしながら競争に応ずる者がないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかつた場合、あるいは鉄道または軌道を使用する必要がある場合におきましては、当該区間にその数が二以上ないときは、随意契約によることができるように規定いたしてあります。しかしして鉄道、軌道その他の一般運送業者が、郵便物を運送する場合における運送料金は、一般には郵便物の運送原価に、公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、その資本金を政府が全額出資する運送事業者、及び地方公共団体についてはその事業者の性格上、郵便物の運送原価のみを基準とすることといたしてあります。なおこの基準の設定にあたりましては、公正を期するため、運輸大臣が

あらかじめ郵政大臣に協議して、運輸審議会に諮り決定することといたしたのであります。

第三に、今申し上げたように郵政大臣が契約によるうといたしましても、運送事業を営む者が契約に応じなかつた場合には、郵便物の運送をどうしても確保しなければなりませんから、最後の手段として鉄道、軌道その他特に指定した一般運送業者に対して、郵便物の運送及び運送に関して、最低限度必要な事項を要求できるようにしてあります。しかしして郵政大臣の要求に基いて郵便物の運送をし、また施設もしくは役務を提供した運送業者に対しては、前に申し述べました郵便物の運送料金の基準に基いて補償金額を決定する等、正当な補償を行うことといたしてあります。

第四といたしましては、郵便物の安全、正確、かつ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に対して、たとえば郵便物の運送途中において事故の発生した場合、郵便物の保護その他必要な措置をとらなければならない等、郵便物の取扱い上守るべき義務を規定いたしてあります。

以上申し上げましたほか、所要の罰則を規定いたしますとともに、附則におきましてこの法律の施行期日を定めるとともに、この法律施行に際して必要な経過的措施を規定いたしてあります。

以上、本法律案の趣旨及び法案の主要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

二、衆議院郵政委員長報告(十一月八日)

○石原登君 たいま議題となりましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案に関し、委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

最初に政府の議案提出の理由並びに法案の内容の概略を御説明いたします。わが国民の美しい風習であるとともに、郵便事業としても重要な財源をなしておりました年賀郵便は、昭和十二年には約八億五千万通に達し、その収入額も郵便事業総収入額の一割ないし一割二分を占めるに至つたのであります。この年を境といたしまして、その後日華事変の勃発等による国民生活の変動に伴ひまして、毎年激減の一途をたどり、昭和十六年からは、明治三十九年以來の慣行であつた年賀特別郵便の取扱いも停止されるに至つたのであります。しかるに、終戦後国民生活の漸次改善されるに従ひまして年賀状の差出しも増加する機運を生じたので、昨年末から年賀特別郵便取扱いの再開を見た次第であります。その利用数は約七千万通に過ぎず、その収入額も郵便事業総収入額のおよそ二分を占めるにすぎないありさまであつたのであります。かくのごとき事情にかんがみまして、政府におきましては、年頭のあいさつを郵便で交換する従来の好ましい風習を助成するとともに、近來赤字に悩みつつある郵便事業の収入増加をはかりまして、年賀状の差出しを積極的

に勧奨する目的をもつて、お年玉をつける年賀郵便葉書を発売することとし、このために本法律案が提出された次第でございます。

しかしして本法律案の内容としては、お年玉として贈る金品単価及びその総価格の最高限度制限、右金品の支拂いまたは交付を受ける権利の消滅、時効等を規定いたしてあります。ほか、内外における慈善切手等の発行の例に徴しまして、郵便切手や、お年玉つき年賀郵便葉書等に、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金をつけて発行できるようにするため必要な事項も、あわせて規定いたした次第でございます。

右法案の付託を受けた本委員会は、本月二日会議を開き、法案提出の理由、内容について、あらゆる角度から詳細検討を加え、政府側との間にも種々質疑応答を重ねたのであります。が、それらはすべて会議録に譲りたいと思ひます。

かくて委員会は、同日質疑を打ち切り討論に入つたのであります。が、その際日本共産党を代表いたしました井之口政雄君より原案に反対の意見が述べられた後、ただちに採決に入り、多数をもつて原案を可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院郵政委員長報告(十一月十日)

○山田佐一君 只今議題となりましたお年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案につきまして、郵政委員会の審議の経過及び結果についてその大要を御報告申し上げます。

先ず提案の理由であります。我が国の年賀郵便の特別取扱は昭和十六年に停止されるに至つたのであります。が、終戦後、年賀

状の差出も漸次増加する機運にありましたので、昨年から年賀郵便の特別取扱を再開したのであります。ところが、その利用数は約七千万通で、戦前の一割内外に過ぎなかつたのであります。郵政省はこの事態に鑑み、年頭の挨拶を郵便で交換する従来の好ましい風習を助成しますと共に、郵政事業の収入増を図るために、年賀状の差出を積極的に勧奨いたすべく、くじ引によりお年玉を付けた年賀郵便葉書を発売するため、本案の提出となつたのであります。

以下この法律案の骨子を申し上げますと、お年玉の額につきましては、お年玉の性質に鑑みまして、その単価は最高二万円を超えてはならず、又その金額及び価格の総額は、お年玉つき郵便葉書の発行総額の百分の五を超えてはならないこととしたのであります。又この法律には、西欧諸国や我が国における、いわゆる慈善切手等の発行の例に徴しまして、郵便切手やお年玉つきの年賀葉書等に、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対する寄附金を付けて発行できるようにするため必要な事項を規定しておるのであります。即ち寄附金を受ける団体は、その選定を公平にいたしますために、郵政大臣はその選定に当りましては必ず郵政審議会に諮つて指定することとしたのであります。

以上は法案の大意であります。本委員会におきましては、寄附金の関係から厚生委員会との連合委員会を開きまして、慎重審議いたしました。その主なるものを申し上げますと、本法律案の趣旨は誠に結構であるが、郵政省においては一体どのくらいの発行枚数と寄附金額とを予想しているかとの質問に對しましては、本年

以上簡単でございますが御報告申し上げます。(拍手)

◎国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、三〇、法二二五(衆))

一、提案理由(十一月三十日)

○今村忠助君 たいま議題となりました国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明いたします。

本案は議院運営委員会において立案いたしましたものであります。改正の第一点は、議員の秘書は現在月額七千円の給料を受けておるのでありますが、一般公務員の給与との均衡上、これを月額九千円に引上げる必要がありますので、本年十一月一日から増額支給することといたしました。

第二点は、御承知のように、今回人事官彈劾の訴追に関する法律の制定に伴いまして、これに関する費用支出の規定を設ける必要がございますので、衆議院議長から人事官彈劾の訴追に関する訴訟を行うことを指定された議員は、その職務の遂行に必要な実費として、別に定める額を受けることとした次第であります。

改正の第三点は、各議院の常任委員長等の役員及び特別委員長は、国会開会中の雑費として、予算の範囲内で月額二百円を越えぬ

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

度は、大体総数が一億八千万枚であり、そのうち一円の寄附金つきの郵便葉書は一億五千万枚、従つて寄附金額は一億五千万円の予定であるとの答弁がありました。次に、最も問題とされましたのは、この寄附金を受ける団体についての規定に關してでありまして、この寄附金は社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体に対して行われることになつており、その団体は郵政大臣が郵政審議会に諮つて指定することとなつていますが、郵政省は如何なる団体を予定しておるか、又これらの団体に対する所管大臣たる厚生大臣に協議を行わないで指定するのであるかとの質問に對しましては、郵政省としては差向き中央共同募金委員会以外は考えていないし、郵政大臣が郵政審議会に諮つて団体を指定する場合には予め厚生大臣に協議することとするとの言明があり、又若し来年度において再びこれを実施するような場合には、予め厚生大臣に協議して後、郵政審議会に諮つて指定するよう、所要の修正の手續をとりたいとの答弁がありました。尚、寄附金募集が憲法第八十九條に抵触するものではないかとの質問に對しましては、当局は、寄附金は直ちに振替貯金によりその団体に交付されるものであつて、従つて憲法第八十九條に抵触しないとの答弁がありました。以上の外、各委員より詳細に亙り熱心なる質疑応答が重ねられました。それは速記録によつて御承知願ひたいと思ひます。

かくて質疑応答を打ち切り、討論に入つたのでございます。格別の御発言もなく、引續いて採決に移りましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと決定いたしました。

額を支給することといたしました。

この案は議院運営委員会において検討いたしましたものであります。何とぞ御賛成あらんことを希望して、本案の説明を終る次第であります。(拍手)

二、参議院議院運営委員長報告(十一月三十日)

○高田寛君 只今議題となりました国会議員の歳費、旅費(笑声)及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、各議院の役員及び特別委員長に對しまして、その職務遂行上必要な雑費を予算の範囲内において支給する途を開き、又現下の経済事情に鑑み、各議院の議員の秘書の給料を十一月分から月額七千円を九千円に増額し、更に衆議院議長から人事官彈劾の訴追に關する訴訟を行うことを指定された議員の職務遂行に必要な実費を支給する等の措置を講ずるため、衆議院より提出されたものであります。衆議院は本日これを可決して本院に送付して参つたものであります。本議院運営委員会におきましては、本法案の提出前からその内容については、協議を重ねて参つたのであります。採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎国立学校設置法の一部を改正する等の法律

(昭二四、一一、三〇、法二二六)

一、提案理由(十一月十日)

○勳木政府委員 たいま議題となりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び内容の骨子を御説明申し上げます。

この法律は、商船大学を設置し、及び国立学校の職員の定員を行政機関職員定員法の規定に合致させる等のため、国立学校設置法及び運輸省設置法の一部を改正すること等について規定するものであります。

商船大学の設置につきましては、昨年以來運輸省及び高等商船学校において、同校と海務学院とを合せて学校教育法による国立大学にすることを計画し、本年三月大学設置審議会の審査の結果、適当であるとの答申を得ております。文部省におきまして、さきに第五国会に提出した国立学校設置法案には、これを国立大学として加える考えでございましたところ、なお研究不十分の点がありましたので、一応保留して今日に至つたのであります。その後関係者間で研究を進めた結果、高級海員の養成機関は、ぜひともこれを学校教育法による大学とすべきであるとの結論に到達し、このたび国立学校設置法を改正して、商船大学の設置を規定することとした次第であります。

次に国立学校の職員の定員の一部の改正につきましては、国立学校設置法に定める国立学校の職員の定員は、行政機関職員定員法に

国立学校の職員として掲げられた数と多少の差異がありますので、これを是正するものであります。この差異の生じた理由は、国立学校設置法案提出の際には、国立大学附属病院の事務職員の定員は、行政整理について特別の考慮が拂われる見込みがありましたので、それによつて立案提出しましたところ、その後一般方針通り定員法が規定されるに至りましたので、その分が定員法に定める人数より超過したからであります。このたびの改正は、この差異を是正するものであります。

以上の点がこの法律案の骨子であります。以上の改正に伴い、運輸省設置法及び教育職員免許法の一部について、所要の改正を加える等関係法令を整理いたしました。

以上、本法案の提案理由及び内容の骨子について御説明申し上げますが、何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決ください。よろしくお願いいたします。

二、衆議院文部委員長報告(十一月十九日)

○原彪君 たいま議題に相なりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、この法案の要旨及び委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本法案の目的は、第一に新たに商船大学を設置することであり、第二に、国立学校の職員の定員を行政機関職員定員法の規定に

合致させるために、国立学校設置法の一部を改正し、同時にこれに伴う関係法規を整備することにあります。

商船大学は、さきの第五国会で可決されました国立学校設置法に国立大学として加える予定でありましたが、種々の事情のために保留されたのであります。その後運輸、文部両関係者間の研究の結果、高級船員の養成は学校教育法による大学にすべきであるとの結論に到達いたしました。さしあたり静岡県に、現在の高等商船学校と海務学院とを合併した商船大学を設置するものであります。なおこれと関連いたしましたして、運輸委員会よりは、今日の情勢上高級な船員の養成は急を要することとし、すみやかに神戸にも商船大学を設置されたい旨の申入れがございましたが、当局においてもその計画のあることを明らかにいたしましたのであります。

(議長退席、副議長着席)

次に国立学校の職員の定員の一部改正につきましては、さきの国立学校設置法における国立大学付属病院の事務職員の定員は従来のままとなつておりますので、その後に規定されました行政機関の定員法に合致させるものであります。同時に、以上の改正に伴う関係法規を整備する必要があります。

以上の法案につきまして、本委員会におきましては慎重に審査を行いました。討論に移つたのであります。共産党の代表の今野武雄君が反対意見を述べられました。社会党代表の松本七郎君及び民主自由党代表の岡延右エ門君はそれ／＼賛成の意見を述べられたのであります。よつて採決いたしました結果、賛成多数をもつて本法案

は原案通り可決せられたのであります。その詳細につきましては会議録によつて御了承願ひたいと存じます。

はなはだ簡単でございますが、これをもつて御報告にかえます。(拍手)

三、参議院文部委員長報告(十一月二十四日)

○藤田芳雄君 只今議題となりました国立学校設置法の一部を改正する等の法律案につきまして、文部委員会の審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず、政府の法案提出の趣旨について申し上げますと、この法律は、商船大学を設置いたしますためと、国立学校職員の定員を行政機関職員定員法の規定する定員に合致させる等のため、国立学校設置法及び運輸省設置法の一部を改正いたしますこと、更に教育職員免許法の一部を改正いたしますこと等を目的といたしております。

政府の説明によりますれば、商船大学の設置は、先般国立学校設置法によつて六十九の国立大学が発足いたしました際、現在の高等商船学校及び海務学院を併せて商船大学とし、これに加えることについて、文部、運輸両省の間では意見の一致を見ておりました。が、尚、種々の事情によりまして保留され、今日に至りましたのが、今般漸くその趣旨を実現いたし得ることとなつたわけであり、次に国立学校職員の定員の一部改正をいたします理由は、国立学校設置法案が先に国会に提出されたときは、国立大学附属病院の事務職員の定員に関しては、行政整理に際し特別の考慮が拂わ

れる見込で、それによつて立案提出されていきましたところ、それが
実現に至らず、一般の整理方法によりましたため、都合百二十三人
だけが定員法の人数よりも超過した規定となっておりますので、こ
れを是正したわけでありませう。教育職員免許法の一部改正は、高等
学校の教員免許状の種類として商船及び商船実習という独立の免許
教科目を新たに加えたためであります。

政府の提案理由の説明に次いで質疑に入り、各委員から種々の質
問が行われました。詳細は速記録に譲りまして、二三の要点を申上
げますと、商船大学については、将来の経営において文部、運輸兩
省が摩擦なく協力して行き得るかどうかについて質問があり、同様
の問題の起り得る東京水産大学のことも考慮して、委員会は文部大
臣と運輸大臣、文部大臣と農林大臣との間に、それ／＼協力に關する
覚書を作成させて、委員会席上で発表することとしたし、将来の保障
を明確にいたしました。大学附屬病院の事務職員の定員減少につい
ては、多くの委員から、病院の現状に鑑み、定員復活に關する当局の
意向を質問いたし、且つその復活の努力を強く要望いたしました。

かくて質疑を終り、討論に入りましたが、左藤委員は、将来我が
国の貿易海運の重要性を考慮いたし、関西にも更に一校、商船大学
の設置されることを切に要望する旨を加えて賛成の討論があり、岩
間委員より反対討論がありました。後程少数意見として述べられ
ますから、ここでは省略いたします。かくて討論を終局し、採決に
入りまして、法案は多数を以て可決いたしました。右御報告申上げ
ます。

◎外国為替特別会計法

(昭和二四、一一、法二二七)

一、提案理由(十一月十九日)

○水田政府委員 外国為替特別会計法案の提出の理由を御説明申し
上げます。

今回この法律を制定しようとしたし趣旨は、政府の行う外国
為替、外国通貨等の売買及びこれに伴う取引に關する經理を、他か
ら區別して明確にしようとするものであります。すなわち現在、
貿易特別会計に外国為替資金を設置し、同資金の運用として外国為
替、外国通貨等の売買その他の取引を行つてゐるのであります。が、
今回外国為替資金を廃止いたしまして、新たに外国為替特別会計を
設置し、外国為替等の売却代金、外国為替銀行に對する貸付金の
償還金、及び付屬雑収入等をもつて歳入とし、外国為替等の買取り
代金、外国為替銀行に對する貸付金、外国為替の管理に要する事務
取扱費等をもつて歳出とし、政府の行う外国為替、外国通貨等の売買
及びこれに伴う取引に關する經理の全体を明らかにすることとした
し、これに伴う所要の措置を規定いたそうとするものであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第で
あります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを願
い申し上げます。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十七日)

○川野芳満君 たいま議題となりました外国為替特別会計法案に
ついて、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上
げます。

この法案が提出になりました趣旨は、現在貿易特別会計に設置さ
れております外国為替資金を廃止いたしまして、この資金の運用と
して行つておりますところの外国為替等の売買及びこれに伴う取引
に關する經理を明確にいたしますため、新たに外国為替特別会計を
設置しようとするものであります。

次にこの法案の要点について申し上げます。第一に、この会計は
内閣總理大臣が管理し、外国為替管理委員会が運営することといた
しております。

第二に、外国為替管理委員会は、外国為替等の売却及びこれに伴
う取引上必要があると認めるときは、この会計に屬する現金及び外
国為替等を外国為替銀行に預け入れ、または貸付、また外国為替銀
行等から外国為替等の預け入れを受け、または借入れをする等のこ
とができることとし、また外国為替等の寄託、引受け、保証等をす
ることができるといたしております。

第三に、この会計の資本は、貿易特別会計から引継がれる外国為
替資金に屬する資産から負債を控除した額、予算に基いて貿易特別
会計から繰入れられる金額、及び連合国最高司令官總司令部からそ
の經理を移管される外国為替等にかかわる権利義務について、権利

の額から義務の額を控除した額の合計額とすることといたしてあり
ます。

第四に、この会計の歳入は、外国為替等の売却代金、外国為替銀
行に對する貸付金の償還金、付屬雑収入等とし、歳出は、外国為替
等の買取り代金、外国為替銀行に對する貸付金、外国為替の管理に
要する事務取扱費等といたしております。

第五に、この会計の損益計算上生じた利益または損失は翌年度に
繰越して整理し、決算上生じた剰余金は翌年度の歳入に繰入れるこ
とをいたしてあります。

第六に、この会計において保有する外国為替等の価格は、毎会計
年度三月三十一日において、外国為替相場によつて改訂することと
いたしてあります。

以上がこの法案の要点であります。この法案は、十一月十八
日、本委員会に付託されたものであります。十九日提案理由の説
明を聴取し、昨二十六日及び本日質疑を行いましたところ、小山委
員よりは輸入金融について、北澤委員よりは外国為替資金を廃止し
てこの特別会計を設置した理由等について、田中委員よりは外国銀
行に對する為替管理法の適用等について、小峯委員よりはコルレス
契約成立の時期等について、河田委員よりは赤字の出た場合一般會
計より繰入金等について、深澤委員よりは赤字の出る場合等に
ついて、林委員よりは資本の金額等について質疑がありまして、水
田大蔵政務次官、愛知大蔵省銀行局長、伊原大蔵省理財局長、佐藤
大蔵省主計局法規課長及び杉原外国為替管理委員会委員よりそれぞ

れ答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、北澤委員は民主自由党を代表して、目下衆議院において審議中の外国為替及び外国貿易管理法が成立する場合には、輸出貿易は本年十二月一日から原則として自由となり、また輸入貿易は明年一月一日から民間貿易に切りかえられることとなりますので、これに即応して、政府の行う外国為替、外国通貨の売買及びこれに伴う取引に関する経理を他から区別して明確にすることは、まことに時宜に適した必要な措置である旨を述べて、賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、外貨資金の少い現在、当然外国銀行、外国商社とは太刀打ちできないことと、僅少なる外国為替資金をもつて運営されるこの特別会計の前途に少なからず不安と懸念を持つものである旨を述べて、反対の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、まず第一に、国家が直接にこの特別会計を持つことに反対であり、第二に、外国銀行に対する統制が困難であること、第三に、政令でできる委任立法が多過ぎること、第四に、単独講和への布石の第一歩であること等を述べて、反対の意を表せられました。次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました外国為替特別会計法案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

次に第四章は、為替管理をしますのは、申すまでもなく、ともすれば乏しいと思われる日本の外貨資金を最も効率的に使うこととあります。そのためには一応これを政府のところに収める必要があり、その集中と名づけて、その集中をどういうふうにしてやるかということを第四章に書きました。次に第五章は、これを集中する前に、集中し得べき外貨たるべきものが逃げてしまつては困るので、逃げないように網を張るといふのが第五章の制限及び禁止であります。それによつて一応網を張つて集中すべきものを集中し、それを外貨予算によつて配分し、効率的に使う、こういう建前になつております。次に第六章であります。お金の面は大体今までのことでのよいのでありますが、申すまでもなく外国貿易管理と為替管理とは一つ事のうらはらとでも申しますか、貿易の法律と為替の法律が別になつておることは非常にまずいこととありますので、先ほどの提案理由にもありました通り、総合的に一括した法律にしようというのが眼目であります。お金のことを言つただけでは足りない部分を、第六章に外国貿易という題のもとに、一括して規定してあります。それによりまして大体の仕組みも、取締るべき実体も盡きるのでありますが、政府の役人のすること必ずしも間違つたことをしないとも限らない。そこで第七章に不服を申し立てることを国民の方に認め、その不服申立に対して決定があつた場合、さらにその決定が不服である場合には、訴訟を起すことも認めたのであります。それによつて一応事は完結するのであります。さらに雑則によつて漏れたもの若干を規定いたしました。次に罰則、これは

本案は、現在貿易特別会計に設置されている外国為替資金の運用に基く外国為替等の売買及びこれに伴う取引について、その経理を明確にするために、外国為替資金を廃止し、新たに外国為替特別会計を設置せんとするものであります。本案は十一月二十一日より十一月二十九日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

◎外国為替及び外国貿易管理法

(昭和二四、一二、一、法二二八)

一、提案理由(十二月二十四日)

○木内政府委員 それでは私から外国為替及び外国貿易管理法について、概要を説明させていただきます。

この法律案はごらんのように九章並びに附則からなつておりまして、條文の数にして七十三であります。大体の仕組みを申し上げますと、最初の総則のところは全体的の規定を設けまして、第二章に外国為替管理の主たるつかみどころ、よりどころを外国為替銀行に求めます関係上、外国為替銀行のことを第二章にあげました。第三章には、外国為替管理を行うについて、それがこの法律の特徴であります。外国為替予算をあらかじめきめて、その予算の範囲内で仕事をして行くという体裁になりますので、これが為替管理の眼目になる関係上、第三章に外国為替予算のことを掲げております。

当然なこととあります。次に附則、これには実施に関することが書いてございます。

相当長い法律になりましたので、逐條一々申し上げるよりは、一応おまな規定だけについて、あらましのことだけを申し上げた方がいいかと思ひますので、そのつもりで御説明申し上げます。

第一章総則であります。第一條に書きました目的については、書いてありますこと以外に別に説明を加える必要はないと思ひます。

第二條の再検討と名づけましたものは、先ほどの提案理由にもありました通り、為替管理というのは国民の行為を制限する行為でありますから、なるべくない方がいいと考えるのであります。しかしやむを得ずやるとすれば、一旦きめた統制は始めるとます、大きなのが常でありますから、これをその統制をなす必要の減少に伴つて、逐次緩和または廃止する目的をもつて再検討するのだということを法律にうたいまして、逐次緩和して行きたいという意図を明らかにしました。

第三條、関係審議、これは先ほど申し上げました外国為替予算というものを決定する組織であります。

次に第四條、外国為替管理委員会、別に定めるところにより設置すると書いてございますが、これは現に為替管理委員会は成立しておるようでありまして、この法律の施行に關して若干の任務を担当いたしますので、現在の私どもの委員会の設置法は、例のポツダム政令でできておるのであります。それは今の占領下の特殊事情

のものでありますから、将来に備えて、これは普通の法律でできておるのだということ和管理法にうたい込んでおく方が、この法律を読むであろう日本と取引する外国人から見まして、非常にはつきりするといふので、日本内部から見ればあえてうたわなくてもいいといふ氣持がするのであります。その考慮からこの一條が設けられたのであります。

次に適用範囲であります。これはその次の定義のところでも申しますように、居住者、非居住者という別があつて、日本人、外国人といふことの区別なく適用するといふ建前をとつておるのであります。ここに書いてあります通り、「本邦内に主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、外国においてその法人の財産又は業務についてした行為にも適用する。」といふので、適用範囲、この建前からいふとはずれられるかもしれぬ、もしくはその疑いを持つような場合を防ぐために、第五條は設けられてあります。

次に第六條であります。これは定義でありまして、法律的に見ると非常に重要な意義を持つのであります。「本邦」「外国」といふ言葉が出ますので、その定義をいたしました。「本邦通貨」「外国通貨」、これも定義が書かれてあります。次の「居住者」「非居住者」といふのは、これは外国人であつても、本邦に住所または居所を有するものといふのを居住者として、簡単に言へば為替管理法に關しては日本人並の扱ひをする、こゝういふ考えであります。次は「支拂手段」「対外支拂手段」「内国支拂手段」、こゝう三つを續けてお読み願ひたいのであります。

これで明瞭なようなものの、疑義が生ずる場合もあるかと思ひまして、疑義が明白でない場合は大蔵大臣が定める、こゝうなつております。これが定義であります。

その次に「外国為替相場」であります。これは為替管理の中核をなすものでありますから總則に掲げたのであります。基準相場といふものは、今の三百六十円で行つておるものであります。それは單一であつて、複數為替といふ制度も世界にあるのであります。複數為替制度はとらない。つまり單一為替の制度をとるのだといふ考へをうたいました。それに付随して「正しい裁定外国為替相場」と申しますのは、現在今度のポンドの相場が立つております一千八百円、あれが裁定相場で、正しいと申しますのは、一種の最近の世界的な術語になりつつあるのだといふのであります。例の国際通貨基金に登録してあるその国の相場といふものを使つて算出したのが正しい裁定相場、つまり国際通貨基金に登録してありますポンドの相場といふものが、二ドル八十セントですか、そゝういふもので三百六十円といふものを裁定しますと一千八百円と出て、それが正しい裁定相場で、それでなければならぬといふわけでありまして。ところが為替相場はそればかりでないで、通常の商売に使つておるものがある。それを売買相場とここでは言つておりますが、それらものは為替管理委員会において、大蔵大臣の承認を得てきめる。つまりほんとうの公定相場といふものは基準相場だけである。その他のものは、あるいは公定するかしないか、それらものはこまかい運用になりまして、外国為替管理委員会にその運用はまかされております。しかしそれ

ですが、要するに銀行券、政府紙幣、小額紙幣、硬貨といふものは、いわゆるお金であります。そのほか小切手、為替手形、郵便為替、信用状その他の支拂い指図——為替手形は申すまでもなく支拂い指図であります。それらを一括して支拂い手段としたのであります。これは法文に一々断わらなくても、便宜お考えくださいといふと思ひます。「対外支拂手段」は、そのうちで外貨をもつて表示されておるか、あるいは外国において使われるもの、「内国」はその以外のもので、こゝういふわけであります。「貴金屬」は説明を要しないと思ひます。「証券」もあえて説明を要しませんが、ただ「登録されている」と否とを問はず」といふようなことを断わつて、範圍を明確にしたのであります。公債、株式といつたようなもの、それをただの「証券」と「外貨証券」とを区別しました。「債権」とは、要するに今まで述べましたこと以外の原因によつて生ずる金銭債権といふものを拾うために、この定義を、あとの方の條文ではこれらを使ひわけ、漏れなく所要の目的を達するように仕組んであります。「外貨債権」とは、外国において、もしくは外貨をもつて支拂いを受けることができる債権であります。「貨物」、これは読んで字のごとしと思ひます。あと漏れましたものが「財産」、こゝうなるのであります。そこでこれらの定義は、いわば法律のテクニクを書く便宜からのものであります。その中で、日本人、外国人といふ言葉のかわりに、居住者、非居住者といふ言葉を使ひました關係上、外国人が日本に来ており、どれくらいおつたら居住者になるのかといふことに問題があるのであります。住所もしくは居所を有するといへば、そ

は、次の五であります。が、「直物」においては、百分の一以上の開きがあつてはいけないといふのです。まかされた部分といふものが、あまり大きな開きをつくつてはいけないといふのが、為替相場に対する規定の立て方になつております。

次の第八條、「通貨の指定」と申しますのは、現在外国にわたる取引は、ポンドもしくはドルでなければいかぬといふことになつております。これはやはり当分の間、あまり安定してない通貨をもつて取引することは避くべきものと考えますので、この規定があります。

次は「取引の非常停止」と名づけたのであります。これはたとえばこの間のポンドの切下げといつたようなことがありました場合、何かこちらでしばらく相談しなければならぬといふことも考えられます。各国ともやる例であります。たとえば三日間為替取引を停止して、その間所要の政令を出す準備を整えまして、また取引を再開するといふ必要が考えられますので、それが總則の最後にうたつてあります。

以上が總則であります。大体これを基礎として為替管理は運営できるのではないと思われま

第二章「外国為替銀行及び両替商」であります。為替銀行については、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。この認可は國際信用を傷つけないような実力のある銀行だけに與える。これは当面非常に必要なことと考えられるのであります。そのことをうたうのが第十條で、あと十一條は、それほど中心規定ではありません。

中心規定は十二條へ参りまして、そういうふうな認可を受けた為替銀行は、その銀行が顧客と取引をする。輸入商なら輸入商を相手に取引をする場合に、所要の手続を輸入商がふんでおるといふことを確認するといふ義務を課した。大体すべての取引は、為替銀行を通じてという規定になつておる。通することになれば、為替銀行が確認してくれる。確認してくればそれだけが大体書面のふむべき手続である。あまり一々官庁の方をまわらないでも済むようなことになり得るだろうという建前が、ここから出て来ることになりま

す。従つて為替銀行には「制裁」を課す必要があるということになります。「両替商」というのは、為替銀行だけでも不便な場合につくるものでありますが、説明を省略いたします。

次は「外国為替予算」の章であります。この中心規定は第二十條でありまして、外国為替予算に計上された資金の使用を認める権限を有する政府機関、すなわち輸入なら輸入を許すのが通産省であるならば、通産省がつまりその権限の行使において、予算の範囲を守らなければならないというのがこの規定であります。第十六條、十七條、十八條、それらはこの予算をつくるについての注意規定と申しますか、そういう次第であります。

次に第四章であります。これはさつき申しました一応政府の手に、外貨と名づくるものを集中するというのが第二十一條であります。これはたいへんむずかしい文章になつておりますが、第二十一條でありますから、日本人以外の者で、居住者であるがために第二十二條の適用を受ける場合には、この法律の適用を受ける取引、すなわち外国貿易というふうなものによつて新たに取得した財産だけが、支拂い手段だけが適用を受けるといふ緩和規定であります。

第二十六條は、先の定義でござんになります債権というものは、先に列挙したものならざる金銭債権なのですが、それらのものが漏れないように、さらにこの規定が従来のものにつけ加えてあるわけでありまして、これによつて政府は必要と思ふならば、漏れなく外貨手段を集中し得るといふ基礎が與えられております。

次に第五章に入りまして、第五章の中心規程は二十七條であります。これはその列挙の一をござらんになれば一番はつきりしております。これは逃げ出さないように網をここにきちんときめてあるわけでありまして、必要なものは政令できめるといふことになりまして、その網を立て方が、なお詳しくある場合、この場合と考へて行きますといふ／＼ありますので、二十八條、二十九條といふものが、さらに完璧を期するために掲げてあります。第五章の中心は今の支拂いであります。その中心は二十七條であります。さらに債権、証券、不動産その他、その他は題に書いてあります。証券であります。これらのものについても、日本人は許可がなければ外国にある不動産を持つてはいけないといふふうに一応しておきまさんと、外貨が逃げ出す心配がありますので、それらにわたつて一応これも網が張

は「居住者たる」と非居住者たるを問はず本邦にある者、それに対しては、本邦にある対支拂い手段だけが、所要の義務が課せられる。

第二十二條は居住者——大体日本人であります。日本人はといふので、従つて、所要の支拂い手段を得たならば、政府に売らなければならぬといふようなことを命ぜられる範囲が広がつておりました。所在のいかんを問はず、対支拂い手段全部、貴金屬、外貨債権、外貨証券といふものが加わつておるわけでありまして。

次の二十三條の非居住者ですが、これは大分こまかいことを考へ、英國の例などを考へて、規定してある一切のものが漏れないようにといふためでありまして。こまかいテクニクに入りますから、現在の説明では省略いたします。

二十四條は、銀行に関しては——普通の人は対支拂い手段を取得したら、それを政府に売らなければならないといふのであります。銀行は仕事を必要上、若干資金を持つといふことがありまして、銀行については特例を定めなければならないといふことになるだろうと思ひます。それが二十四條にうたつてあります。

二十五條は、二十二條が非常にきびしくできておりますので、その緩和として、本邦人以外の居住者、すなわち日本に長く住んでいゝるから、外国人ではあるけれども、この法律では日本人並に扱われたいといふ者が、たとえば外貨債権を持つてゐる、あるいは外貨証券を持つてゐる、あるいはアメリカのどこかの株を持つてゐるといふ場合に、それを政府に売らされては、あまりにきびし過ぎ、不適當

られてあるわけでありまして。これをもつて大体第五章の説明といたしまして、第六章に入ります。

第六章は貿易であります。輸出と輸入のことが規定してござりますが、輸出に関しては第四十七條において、最小限度の制限のもとに、輸出は大体原則としては自由と書いてもよいのであります。「最少限度の制限」と法律的に表現してあります。これが輸出に對する心構えであります。しかし若干のものはやはり政府が承認しないと、うまく行かないといふこともあります。ことに最近では國際的には國際貿易協定、支拂い協定の世の中になりました。おの／＼それらの協定を持つておりますから、それらの協定にこちらが調子を合わせるためにも、若干の制限を課する必要がある、それらをするために承認條項が掲げてあります。

四十九條はそれとはちよつと趣がかわりまして、輸出に関しては輸出は自由にしてもいいのですが、その代金が必ず取立てられる。それがもし集中さるべきものならば集中機構に入つて来るというところが非常に大事でありまして、代金の取立てがもしなされなかつたならば、いわゆる資本逃避といふものが可能になりますので、四十九條を設けまして、代金の支拂いが政令で定める方法によつて行われていゝといふ証明を、必ず求めることになつております。

五十條は、主として日本がいわゆるダンピングと申しますか、不正な競争をしないといふことを、日本側でも考慮してゐるといふ、対外向きの規定であります。

五十一條の「船積の非常差止」と申しますのは、これは船積みだけ

であります。前に九條に取引の非常停止というのがありました。この非常停止は輸出に關して、さらに船積みに對してもうたう必要ありと考へて、五十一條が設けられてあります。

第五十二條、これは輸入であります。輸入は大体において先ほども申し上げました外国為替予算で輸入品目が指定されて、金額が予定され、その範囲で行われるのであります。それを確保するために承認に乘せる必要がある。輸入は許可と言つてもいいと思ひますが、許可もしくは承認というものに乗るといふことが、これが輸入の中心規定であります。

五十三條、五十四條は飛ばしまして、五十五條であります。これはいささか珍しい規定で、さらに通産省の方から御説明があると思ひますが、今度の輸入には、世間でローガン構想と唱えられていゝるものを採用するために、この規定の必要があるのであります。簡単に申しますと、予算で、あるAという商品はたとへば百万ドル輸入してもいいといふことが、三月なら三月の間に外国為替予算できまゝと、輸入権をだれに與えるかといふことが、許可制の眼目であります。その許可制において、一々許可申請書を出して審査して行くといふことが、非常に手続的やかましいものになりまして、取引を阻害するといふことで、ローガン氏の思ひつきと思ひますが、思ひ切つて早い者勝ちで、早く申請した者にやつてしまふ構想が入つたのであります。これはドイツで非常に成功を収めていゝといふ話であります。それをやるためには、何だか知らないが、ただ許可証だけをとつておくといふ者が殺倒しては困りますので、確

います。

あとは罰則であります。罰則は三箇條、これは事の重い、軽いに應じて、三年以下の懲役もしくは三十万円、一年以下もしくは十万円、六箇月以下もしくは五万円の三段階にわけて規定してございます。

七十三條は、これはいづれの法律にもございませぬ法人の代表者、法人そのもの、個人も両方が罰則にかかるという規定でございませぬ。

これで大体説明を終わりますが、次に附則に、実はいささか私がかまれてはないかと考へることがあります。「この法律の施行期日は、各規定につき、政令で定める。」と書いてあるのでございませぬ。これはつまりこういふことが予想されておるのであります。この規定は先ほどの提案理由にもありました通り、輸出に關しては十二月一日をもつて実施したいといふ強い念願を持つておるのであります。が、これはマツカーサー元帥からも、輸出は十二月一日にもつと自由なものにして、輸入は一月一日をもつて今の政府貿易を民間貿易に移せといふ命令が出ておるので、せひともそれに間に合いたいと考へるのであります。それで輸出に關してはせひとも必要な條項を実施しなければならぬ。先ほども説明いたしました集中及び制限禁止の條項は、この法律が漏れなく、つまり完璧を期して非常にきびしいものになつております關係上、実施に關しては実はなかなかデリケートな問題があります。御承知の通り今の日本は、為替管理の見地から見れば、きわめて特殊なものでございまして、占領軍

かに輸入を實行するのだといふ保証を求めて、まじめなほんとうの輸入者だけに、早い者勝ちで輸入権を與へるといふことにしなければならぬといふことでもあります。そのため輸入の實行を保証するための一種の保証金の提供、これは従来の為替關係の思想に全然なかつた思想であります。非常にけつこうな思ひつきである。現にドイツで成功を収めておりますので、日本でもこれを採用するとすれば、この規定が必要であります。この規定が設けてあります。それが大体輸出であります。つまり輸出に關してはわずか二箇條しかないのであります。これで貿易の統制管理といふことはやり得るようになると思へられます。

次は「不服の申立」であります。省略いたします。

次は雜則ですが、雜則は雜多のものが並べてあります。公正取引委員會の権限といふものは、この法律によつて別に排除されるものではないといふ、これは解釈規定であります。それが入つております。政府機關の行為は、一々民間並の手續きをふまなくてもいいといふことが、六十六條であります。

六十七條は報告、報告は相當いろいろ統計にも必要であります。必要な報告がとれるようにこの條項が入つております。なお銀行及び両替商は、業者が正しく手續をふんで来たといふことを、主として銀行の確認義務にゆだねております關係上、銀行に對しては立ち入つてまで検査する必要があると考へられますので、この條項があります。従つて次の條項は、それらの銀行もしくは日本銀行に、政府事務の一部を委任する必要を認めまして、六十九條がござ

の占領下にありますから、司令部の人間その他商売をしておる人たちも、みな司令部の許可をもつてしておるのであります。かつそれが日本国内においてドルの取引が相當たくさんございませぬので、それらのものは逐次彼らの納得を得つて、それが將來の日本の對外經濟の發展にぐあひよく移りかわつて行くようにしたい。彼らももちろんいつかは日本の為替管理法に服さなければならぬのであります。が、いきなりこの管理法を実施して、国内でドルの取引をしておるものを日本の管理下に移すといふことは、司令部のライセンスでしておるのですから、そのライセンスを直す必要もありません。なか／＼手続的にもむずかしいことであり、実態的にも非常に慎重を期する必要があります。これは司令部ともよくにしばらく研究をしようといふことでもあります。もつとも研究と申しまして、一月一日には輸入をやりたいのであります。輸入といふものはほとんど為替管理の大部分でございませぬから、それまでにほとんど全部のものを実施してしまふ予定ではあります。とにかく十二月一日にはこれをいきなり実施しては、かえつて混乱が起る。それは第四章及び第五章でございませぬが、それに關連して總則の場合に基準相場三百六十円、千八円といふ、あの基準相場のほかに、売買相場をきめるといふことを申しましたが、この相場についても若干手続上の問題があります。あるいはこの規定をも四章、五章の中に入れて、第六章の貿易に關しては、輸入には五十二條と五十五條でしたか、二つあると申しましたが、その二つ、それらのものは十二月一日には実施を少し待とう、準備が整つた場合にそれらの規定を実施しよ

う、これが賢明なるやり方であると考えますので、附則の第一に「施行期日は、各規定につき政令で定める」と規定してあります。そうしますと施行されないものがありますので、従来の法令がそのまま生きて来ないと困ります。そこで第二項に殺すべき法令が掲げてあります。それを第四項で打返しまして、「第二項に掲げる法令の廃止に必要事項については、政令で定める」ということになりました。そして、その保障をなす項を持っております。

たいへんずさんでありましたが、一応この法律の大体の建前、仕組というものを説明させていただきました。

二、衆議院経済安定委員長報告(十一月二十七日)

○小野瀬忠兵衛君 たいま議題となりました外国為替及び外国貿易管理法について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の国内経済の安定及び国際経済の動向よりいたしまして、国際経済との接触面がますます深まり、わが国の国際経済への参加体制をすみやかに確立することが必要になつて参つたこの際、従来各部門にわかれておつた対外取引に関する諸法規を整備統合して一つの基本法をつくり、これによつて輸出貿易を原則として自由とし、また輸入を民間貿易に切りかえる等貿易の伸張をはかるとともに、国際慣行に合致した外国為替管理制度を確立することを趣旨としたものでございます。

本案の要旨について申し上げますれば、まず第一に、内閣に閣僚審議

ります。なおこの法律の施行期日は、各規定につき政令で定めることになつておりますが、輸出に関する新系統は十二月一日より、輸入に関する新系統は来年一月一日より実施したいということであり、以上が本案の要旨であります。

本案については、去る二十四日、経済安定委員会、大蔵委員会、通商産業委員会の連合審査会を開きまして提案理由の説明を聴取し、引続き二十五日に審議に入りましたが、本案はわが国の経済にきわめて重要な法案でありますので、さらに二十六日、参考人として東京銀行取締役小野英輔氏及び富士電機株式会社社長和田恒輔氏を招致して、その意見を聴取いたしました。連合審査会においては、その審議を慎重に進めるために諸般の資料を要求するとともに、本案に基づき委譲されております政令案等につきましては、政府において準備できているもの及びその要綱等の提出を求め、委員諸君と政府委員との間に、きわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。

本案は九章七十三箇條及び附則よりなる大きな法律案であり、内容はわが国の経済にとつて最も重要な外国為替及び外国貿易の全般に関するもので、各條項いづれについても論議があつたのであります。なかんずくその焦点となりました二、三について申し上げます。まず、外国銀行及び外国商社等に対し、わが国の業者が不当不利な立場に追い込まれることがないかということであり、また、これについては、本案は外国銀行及び外国商社等に対しても同様に適用せられるものであり、特にわが国の業者が不当不利な立場

会を設置し、外国為替予算の作成に当たるとともに、外貨資金の使用はこの外国為替予算に基いて許されるものとし、すべての対外取引は大蔵大臣の指定する基準外国為替相場及び通貨によるものとする。第二に、外国為替銀行等は、大蔵大臣の認可とし、また為替銀行が外国にある銀行と業務上の契約をする場合は、外国為替管理委員会の承認を受けなければならないこと。第三に、政府は必要に応じて外国為替、貴金屬等の所有者に対し、それらを外国為替特別会計、日本銀行、外国為替銀行等に売却せしむる等その集中を命じ、または対外債権の回収を命ずることができるとすること。第四に、外国に対する支拂い、外貨債権、外貨証券等の取得処分、通貨、貴金屬、証券等の輸出入につき、必要に応じて政府の許可を受ける義務を課することができること。第五に、貨物の輸出については統制を最小限度にとどめ、特別の必要がある場合に限り、範囲を定めて通商産業大臣の承認を受けることを要すること。第六に、貨物の輸入については承認を受けることを要する旨を定め、また輸入しようとする者に対し担保の提供義務を課することができること。第七に、関係業者の権利保護の見地から、政府の処分に対し不服の申立及び訴訟の道を開いていること。

かくのごとく、この法律の適用される対象は外国為替及び外国貿易に関する国際取引一般であつて、その範囲はすこぶる広汎かつ包括的なものであります。国際收支の改善につれて、これらの制限規定も逐次緩和して行く旨を明記し、また国際経済情勢の変化に適宜即応せしめるため、具体的な手続等については政令に委譲して立つものではない旨の答弁がありました。また本案の第五十五條に、輸入する者に対し、その輸入の実行を保証するために担保を提供する義務を課せられることがある、という規定があるのであります。これに関連して巨額の輸入資金が予想されるのであります。これについては、経済力のきわめて貧弱なるわが国の現状において、いかにしてこの巨額の資金を調達せんとするのであるか、という点であります。これに対しては、政府は、この担保義務は堅実なる輸入を確保するためのものであるから、堅実なる輸入の行われる限り、その担保はそう大きなものとはならず、また輸入資金についてはスタンブ手形その他の方法を講ずる考えである旨の答弁がありました。なお詳細は速記録について見られたいと存じます。

かくて本日討論に入りましたが、民主自由党を代表して多田委員は、本案はわが国の経済の安定と発展のために絶対に必要な貿易を大幅に促進するものであつて、きわめて時宜に適したものであるとして、賛成意見を述べられ、民主野党派を代表して笹山委員は、わが国が国際経済機構に入る体制を整えるために本案は適切であるが、手続の簡素化が十分でないから、政令等においてこれを遂行し、なお関税の改革を急速に行うよう要求して、賛成意見を述べられ、民主連立派を代表して田中委員は、輸出が自由となり、輸入が民間に委譲され、為替を安定して国際收支の均衡をはかり、国際通貨基金制度に加入のために道を開くものであるからとの賛成意見を述べられ、新政治協議会を代表して羽田野委員は、自主的なる貿易の促進には未熟なる点があるが、現在の情勢においてはやむを得な

い、なお農民の立場を十分に考慮することを要求して、賛成意見を述べられました。また社会党を代表して成田委員は、経済の安定がまだ達成されていない今日、経済力の薄弱なるわが国に本案のごときものを施行することは、まず／＼わが経済を困難に陥れるものであるとして、反対意見を述べられ、共産党を代表して米原委員は、本案はわが国の貿易を大資本の手に收め、外国資本のもとに日本を植民地化せんとするものであるとして、反対意見を述べられ、労働者農民党を代表して岡田委員は、本案は統制貿易下における自由貿易であると言っているが、実際は不自由貿易であるとして、反対意見を述べられました。

次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に外国為替管理委員会設置法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、御承知のごとく、本年三月十六日、政令第五十三号外国為替管理委員会令によつて、すでに外国為替管理委員会が設置されているのでありますが、今回新たに外国為替及び外国貿易管理法第四條の規定によりまして、委員会の根拠法規は法律による必要が生じたのみならず、この機会に所要の訂正を加える必要があり、また同委員会が十一月一日より総司令部商業勸定の記帳事務を開始しておりますが、将来この商業勸定が総司令部から移管される場合に備えて所要の訂正をする必要を生じたので、提出されたものであります。

本案は二十二箇條及び附則よりなつており、その大要を申し上げますれば、第一に、体裁につきましても各省共通の設置法にならつており、第二に、所掌事務と権限をそれ／＼わけましても、各号の規定を一層具体的にかつ明瞭にいたし、第三に、委員会の組織、議事、委員長及び委員の任命、任期等につきましても、委員の数を一名追加したほかは、ほぼ政令の規定に変更を加えないこととし、第四に、外国為替管理委員会規則を制定し得るようにしたこと、事務局に管理部門を西事務所を付置しましたこと、及び立入り検査の規定を外国為替及び外国貿易管理法に譲つたこと等が、現行の政令第五十三号と相違しております主要な点であります。

本案については、去る二十四日、外国為替及び外国貿易管理法案とともに、関係法律として一括して経済安定委員会・大蔵委員会・通商産業委員会連合審査会において提案理由の説明を聴取し、引続き二十五日及び二十六日に審議をいたしました。

本案は、外国為替及び外国貿易管理法の関係法律でありまして、当然に制定されなければならぬものであり、大した質疑応答がなく、本日討論に入りましたが、民主自由党を代表して多田委員、民主野党派を代表して笹山委員、民主連立派を代表して田中委員、新政治協議会を代表して羽田野委員が、それ／＼賛成意見を述べられました。また社会党を代表して成田委員、共産党を代表して米原委員、労働者農民党を代表して岡田委員が、それ／＼反対意見を述べられました。次いで採決に入りましたが、本案は多数をもつて原案通り可決されました。

右、はなはだ簡単であります。御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院経済安定委員長報告(十一月三十日)

○佐々木良作君 只今議題となりました外国為替及び外国貿易管理法案、並びに外国為替管理委員会設置法案の委員会における審議の経過と結果とを御報告いたします。

先ず外国為替及び外国貿易管理法は、従来各部門に分れておりました対外取引関係の諸法規を整理統合して一つの基本法を作り、輸出貿易を原則として自由とし、又輸入を民間貿易に切換えるなど、貿易の伸長を図ると共に、国際慣行に合致した外国為替管理制度を確立することを提案理由としたものであります。その内容は、第一章におきまして、内閣に關係審議会を設置し、外国為替予算を作成し、外貨資金の使用はこの予算に基いて許されるものとし、すべての対外取引は大蔵大臣の指定する基準為替相場及び通貨によるものとしておること、第二章におきまして、外国為替業務を営もうとする銀行は大蔵大臣の認可を受けることとし、又為替銀行が外国にある銀行その他金融機関と業務上の契約をするには、外国為替管理委員会の承認を受けなければならぬことを定め、更に輸出為替等の集中を行なつたり又外貨の流出又はその原因となる行為を厳格に禁止して、広く完全な管理の網を張つておるのであります。三番目に輸出につきましては特定の場合のみ通産大臣の承認を要し、ダビングなどの譲りを受けないため仕向国の法令に考慮を拂うことを要求し、緊急な場合一ヶ月以内の期間を限つて船積み差止め得

ることになつております。次に輸入に關しては、外国為替予算の範囲内で最も有利な且つ有効な輸入を図るといふ建前でありまして、又輸入しようとする者に対し担保の提供義務を課することができることになつております。以下内容説明は省略いたしますが、要するに為替と貿易の基本法でありまして、今後の我が国経済の基礎に極めて重要な影響を與える法案であります。従いまして会期切迫の際ではありましたが、本委員会といたしましては、大蔵、通産の各委員会と前後四回の連合委員会を開き、又参考人の意見をも聴取いたしまして、審議に可能な最善を盡した次第であります。併しながら時間の制約から或いは審議に不十分な点があつたかも知れないという点を附け加えて置きます。

質疑におきましては各委員から熱心な質疑が續々と出たわけでありませんが、その主なるものを整理して申し上げますと、第一に外国為替予算は關係審議会で作成されるのであるが、その作成の方法はどううか。又物資需給計画との關係、国内経済の復興計画なくしてどうしてこういふ予算が作成できるのかというような点、更に現在の外国為替予算の内容を先ず明らかにここに出して呉れというような要求及び質問がありました。それから第二番目には、貿易統制の枠を外して、輸出を増大するために輸入を増加することとなると、不急不要の品物も輸入されることになつて、そのために国内産業の保護上相当な対策が必要であると思ふけれども、この対策はどうなつておるのであるかというような点、それから第三番目に、資金的にも組織の点においても圧倒的に有利な立場にある外国銀行、それか

ら外人商社と、日本側の銀行商社が果して対等な立場において競争ができるかどうか。或いは又銀行と特別の関係がある商社が有利な地位に立つのではなからうかという点、更にダンピング防止の規定に關しまして、ダンピングはどういうふうにして認定されるのか。誰が決定するのかという点、それから第四番目には、我が国は国際通貨基金協定に入るのか。又伝えられるようなアジア・マーシャル・プランというふうなものについて政府はどういうふうにかえておるかという点、それから更には、それと関連しながら、本法の通貨の規定及び輸出許可制度ということが大陸貿易の促進を阻害するというような結果になるのではなからうかという点、又輸入に際して相当な保証金或いは担保等が要求されておるのでありますが、これに対する政府の具体的な措置はどうなつておるかという点でありまして、その他種々広範囲な質問がありましたけれども、大体大きな点を總括いたしますと以上のような点にあつたのではなからうか。こういうふうにかえます。

これらの質問に対しましておの／＼その度ごとに政府からの答弁があつたわけですが、断片的にその答弁の要旨を申し上げて見ますと、外国為替予算は国内の必要な商品の輸入及び輸出計画を作成するものであつて、在庫量、生産量、それから消費等を各商品別に調べて、これと外貨とを見合せて年間計画を立て、又四半期予算を毎月の輸出実績と睨み合せて組むというふうな方針でこの予算を組むこと、それから又差当つて今使用し得るドル現金というのが大体八千万ドル程度だという点、それから国内産業の保護に

關しては、国内産業が立ち行くか行かぬかということ、むしろ原則として物価の機能をどう決めるかということによつて決まると考えられるという点、それから外国銀行及び外国商社からの圧迫は、そう考えられる程大したものではないというふうにかえておるといふようなこと、それからダンピング防止の規定につきましては、これは道徳的な性格を持つておる規定であつて、おの／＼の事件ごとにその事件について慎重に調査した上で、処罰等もそう軽々しくやらないというふうな方針であること、それからこの法案は国際通貨基金協定に加入すること、これを前提として作られておること、更に又輸入担保の問題については適当な方法を目下研究中であるという点、大体答弁の中にあつたかと思ひます。

討論におきましては、和田委員から、この法案は次のような五點、即ち日本経済復興に關する基本構想がこれに伴つていないといふこと、二番目に、運用面において各官庁間の調和統制が非常に欠けておるといふ点、三番目に、閣僚審議会に民間意見が反映されないこと、四番目には、裏付けとなる金融対策がないこと、五番目には、中小企業に非常に大きな打撃を與える結果になるというふうな事等、この五つぐらいな理由を中心として反対意見の開陳がありました。特にこの際におきましては、もつとゆつくりと時間があるならば、こういう規定を補う修正をすることを考えたいと思つたのであるが、そういう時間がないので、そういう以上のような理由で反対するといふことを述べられました。更に藤井、安達、西川等の各委員から、本法案は従来の管理貿易から自主貿易へ轉換して、国

際経済への参加体制を促進するものであるから賛成であるが、ただ法案の内容からして、その運用が非常に重要であるから、特に委任性が強い点等を考え合せて、その点を十分留意して運用に當つて貰いたいという希望を付けて賛成の討論がありました。採決に入りましたところ、多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に外国為替管理委員会設置法案について御説明申し上げます。現在の外国為替管理委員会は、いわゆるポツダム政令であるところの外国為替管理委員会令を以て設置されたものでありますが、只今申上げました外国為替及び外国貿易管理法の制定に伴つて所要の改正をする必要が生じたというのが政府の提案理由であります。

この法案の大体の要点を申し上げますと、全部で二十二ヶ條と附則から成つておりますが、その体裁は既存の各省設置法に倣つており、その内容は大体現行の政令とほぼ同様であります。特に注目すべき点は次のような諸点であります。第一に、三條、四條において、所掌事務及び権限を従来よりも具体的且つ明瞭にして、同委員会が外国為替特別会計の運営を主管し、外国為替予算がその限度及び條件に従つて運用されるようにし、又外国為替及び外国貿易に關して、記録の保持、報告及び勧告をすることを任務とし、このため同委員会に、外国為替取引の手續、外貨資金集中の手續、それから対外取引の條件等を定め、外貨資金の取得及び使用に關して外国為替銀行を監督する等の権限を與える規定を加へておること。それから二番目には、五條におきまして委員の数を一人加へて四人とし

ました。この委員長及び委員の任命が国会の同意を要するということとは従前通りであります。三番目は、十二條におきまして外国為替管理委員会規則を作り得るようになり、又十四條、十五條におきまして事務局に管理部及び関西事務所を設けて、それ／＼外国為替特別会計の運営及び貿易の中心地たる関西地方との連絡事務を掌らせることが定めてあります。尚、現行政令における立入検査の規定は外国為替及び外国貿易管理法に譲りまして、本法案からは削除してあります。

法案の内容は大体以上のようなものでありまして、本法案の審議は本来ならば内閣委員会で行わべき性質のものであつたのでありますが、本法案が外国為替及び外国貿易管理法と密接な関係にあります、且つ会期も切迫しているからというわけで、経済安定委員会に付託されたのであります。従いましてこの事情を考えまして、内閣委員会とも連合委員会を開いて審議を行なつたのであります。この法案に關しての連合委員会及び本委員会におきます主な質疑は、第一点、本法の施行によつて定員法改正の必要はないかどうか、それから第二点としては、貿易統計について大蔵省、通商産業省と外国為替管理委員会の事務が重複しないかどうかということ、三番目には、委員会で作成する報告や調査をどういうふうにして民間に利用させるかということ等でありまして、これらに對しましてそれぞれ一番目の問題については、通常国会に定員法改正を提案して事務の増加に對処するということ、二番目の問題につきましては、同委員会では為替資金面からの貿易統計を作成するから他省と重複

しない、三番目の問題につきましては、弘報係を設けて各種の資料を民間の利用に供するという事、こういうような答弁があつた次第であります。

討論におきましては、藤井委員から、委員の人選及び委員会の運営を適切にせられたいという希望意見を付して賛成、それから和田委員から外国為替及び外国貿易管理法と同様な理由で反対という意見が述べられて、採決に入りましたが、採決の結果は多数を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上でこの二つの法案の委員会における審議の経過と結果を御報告した次第であります。特に附加して置きたいと思ひますのは、質疑応答特に政府答弁につきましては、時間の関係もあり、又ここに簡単にまとめ御報告しますと却つて誤解を招くような状態があるのではないかと、このことも考えまして、ほんのアウト・ラインだけを御報告した次第であります。むしろこの詳細は具体的に一つ速記録から生るまで御承知を願ひたいと特にお願ひしまして、御報告を終る次第であります。(拍手)

◎外国為替管理委員会設置法

(昭和二四、一二、一、法二二九)

一、提案理由(十一月二十四日)

○青木国務大臣 たいま上程になりました外国為替管理委員会設置法について御説明いたします。

検査の規定を外国為替及び外国貿易管理法に譲りましたこと等が、現行の政令第五十三号と相違しております主要な点であります。以上が提案理由の概要であります。何とぞ慎重御審議の上御採択あらんことをお願いいたします。

二、衆議院経済安定委員長報告(十一月二十七日)

(外国為替及び外国貿易管理法の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院経済安定委員長報告(十一月三十日)

(外国為替及び外国貿易管理法の委員長報告と一括して掲載)

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、一、法二三〇)

一、提案理由(十一月十八日)

○政府委員(水田三喜男君) 未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明申し上げます。

未復員者に係わる給與につきましては、現在未復員者給與法によつて処理致しているものであります。それによりますと扶養手当は、配偶者は月額六〇〇円、その他の扶養親族は一人につき月額四〇〇円でありまして、政府職員の扶養手当が配偶者及び十八才未満の子のうち一人については月額六〇〇円となつてゐると比較致し

未復員者給與法の一部を改正する法律

外国為替管理委員会は、本年二月二日総司令部覚書第一九六八号をもつて設置を指令いたされたので、早急に準備を整えまして、三月十六日政令第五十三号、外国為替管理委員会令をもちまして設置いたしました。その主たる任務は、外国為替及び貿易の取引手続の総合的調整、外国為替及び貿易に關し、關係行政機關の権限を明確化すること、及び政府の支配する為替資金を管理運営すること等でありましたが、第一に外国為替及び外国貿易管理法第四條の規定によりまして、委員会の根拠法規は法律による必要が生じました。第二に、今次国会に上程いたされております外国為替及び外国貿易管理法で規定しております為替管理の構想に沿うように、この機会に所要の訂正を加える必要が生じます。第三に、委員会は十一月一日より総司令部商業勘定の記帳事務を開始いたしておりますので、これに備えて所要の訂正をする必要を生じました。

本設置法は二十二箇條及び附則よりなつておりますが、その大要を申し上げますと、第一に体裁につきましては、各省共通の設置法にならしました。第二に、所掌事務と権限をそれ、第三條と第四條にわけまして、各号の規定を二層具体的かつ明瞭にいたしました。第三に、委員会の組織、議事、委員長及び委員の任命、任期等につきましては、第五條から第十一條まで、委員の数を一名追加いたしました。第四に、外国為替管理委員会規則を制定し得るようになしたと、事務局に管理部と関西事務所を附置しましたこと、及び立入り

まして権衡を失つておりますので、昨今の物価事情にも鑑み未復員者に対して政府職員と同額の扶養手当を支給するように所要の改正を加えようとするものであります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望致します。

二、参議院大蔵委員長報告(十一月二十一日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。未復員者の扶養手当は、現在配偶者は月額六百円、その他の扶養親族は一人につき月額四百円であります。最近の物価事情並びに国家公務員の給與との関連を勘案し、未復員者の扶養手当のうち、満十八歳未満の子のうち一人については月額六百円に引上げようとするものであります。さて、本案は十一月十八日、慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

三、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十八日)

(大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎住宅営団法を廃止する等の法律

(昭和二十四、一二、一、法三二)

一、提案理由(十一月十一日)

○鈴木(仙)政務次官 この際住宅営団法を廃止する等の法律案について、提案の理由を御説明させていただきます。住宅営団法は昭和二十一年十二月二十三日閉鎖機関に指定をせられまして、指定と同時に解散をして、閉鎖機関令の規定による清算法人となり、本来の機能を停止することになりました。そうしてその清算は、大蔵大臣監督のもとに、閉鎖機関整理委員会がこれを担当し、現在に至っております。

右の事実に基づき、住宅営団法はすみやかに廃止するのが妥当であるとの見解もありましたが、住宅営団解散と同時に母法を廃止することは、閉鎖機関住宅営団の清算に種々の支障を及ぼすことになりまので、これが廃止の時期につきましては、清算終了の見通しのつき次第手続を進めることといたしました。しかしして清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年末をもつて清算終了の見通しもつき、たまたま連合国最高司令部経済科学局反トラスト・カルテル課よりの示唆もありましたので、今回住宅営団法を廃止する等の法律を提案することとした次第であります。

以上本法案の提案理由を簡単に申し述べましたが、何とぞよろしく御審議の上御協賛くださいますようお願いいたします次第であります。

二、衆議院建設委員長報告(十一月十九日)

○淺利三朗君 たいま議題となりました住宅営団法を廃止する等の法律案に関し、建設委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず第一に、政府提案の理由並びに法案の内容を御説明申し上げます。本法案は、住宅営団法の存続期間並びに閉鎖機関として指定されている住宅営団の業務の範囲を明確にせんとするものであります。御承知のごとく、住宅営団は昭和十六年法律をもつて設立された国家的な住宅供給機関でありまして、資本金一億円は全額政府が出資して、労務者その他庶民の住宅を建設して参つたものであります。終戦後も活動を続けておりましたが、昭和二十一年の末、閉鎖機関に指定されたのであります。したがつて、住宅営団法も当然同時に廃止されるべきであるが、清算終了前に法律を廃止することは種々の不都合を生ずるため今日に至つていたものであります。その後清算業務が進捗して、明二十五年末をもつて清算終了の見込みもつき、かつ関係当局よりの示唆もあつて、ここに本法案を提出するに至つたというのが政府の説明であります。

法案の内容自体に対しては一見明瞭で、特に異論がなかつたのであります。本営団廃止に伴う結果について、特に清算の過程に対して重要な質疑応答が交わされたのであります。その二、三について申し上げます。

第一に、住宅営団の事業の功罪はどうであつたかという点、並び

にこれが廃止された後の政府の住宅対策いかんという問題であります。すなわち、本営団は住宅供給政策の一機関として、公共の福祉増進に寄與する点多しと認めるが、閉鎖機関の解除またはその機構の改組等によつて住宅供給事業を継承する必要なきかとの問題であります。これに対して、営団は設立以来閉鎖機関に指定されるまでに約二十万戸の住宅建設を行い、相当の功績を上げたものと認められては、しかし現在においては、庶民住宅の建設は地方公共団体によつて行われており、かつ民間に対する建設資金融通の見通しもついてきたので、住宅営団のごとき住宅建設機関を存続または復活することは考えていないという答弁でありました。

第二に、清算の状況に関しては貸借対照表及び損益計算書等の資料に基づき詳細な検討が行われ、清算はどの程度進んでおるか、処分方法及び処分価格は適正であつたか、並びに清算事務を簡易化するため公共団体に有償または無償をもつて移譲する方法は考えられなかつたか等の質疑がありました。これに対して、公共団体がこれを引受くる希望なきため、やむなく現居住者に縁故売却の方法をとるること、及び清算機関が住宅営団より引継いだ六万五千余戸の住宅中、本年八月までに四万五千余戸が処分され、残り一万八千余戸も主として公共団体に引受けしむる等の方法をもつて、来年度末までに処分し得る見込みであること、価格はいずれも帳簿価格を上まわつてはいるが、時価よりはるかに低廉であること、並びに公共団体に無償譲渡するより有償として清算をした方が損失が少い旨の答弁がありました。

住宅営団法を廃止する等の法律

第三に、清算終了時における損益の見込み及び損失の場合の負担方法いかんという問題であります。これに対しては、今後における清算事務の経費を含め、およそ三億数千万円の赤字となる見込みであり、政府が出資した資本金一億円の償還は行わないこととして、社債に対しては政府が保証をしている関係上、政府予算に計上して赤字を補填する必要があるという答弁でありました。

第四に、営団の住宅に居住していた者の居住権が適当に保護されているかどうかという問題であります。これに対しては、売却の際は第一に現居住者を優先し、これが困難の場合は公共団体に譲渡して、できるだけ競売などの方法に行わない方針をとつており、今後もこの方針に基いて処理したいという答弁でありました。

第五に、近く東京都に譲渡される六千余戸の住宅は、さらに民間の会社へ転売されるという見込みであるが、これが営利的な経営を行つて居住者を脅かすおそれはないかという問題であります。これに対しては、民間の経営に移つても、政府は住宅行政の面より十分に監督し、居住者を不当に圧迫せしめないという答弁でありました。

最後に、委員会の総意を体して田中委員より次のごとき発言がありました。すなわち、清算当局は清算期間をできるだけ短縮して極力赤字の圧縮に努めること、建設省は今後も居住者の居住権保護に徹底を期すること、及び清算その他の状況に関しては、今後の住宅政策に資するため別途本委員会において審議を継続すべきこと等でありました。

かくて、討論を省略し採決の結果、全員一致をもって本案を可決した次第であります。

以上、簡単であります。御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院建設委員長報告(十一月二十四日)

○石坂豊一君 只今議題となりました住宅営団法を廃止する等の法律案につきまして、建設委員会の審議の経過及び結果を報告いたします。

本法律案の提案理由は、住宅営団が昭和二十一年十二月二十三日を以て閉鎖機関に指定せられたのであります。その指定と同時に解散、清算することとなり、本来の機能を停止するに至つたのであります。住宅営団法は直ちにこれを廃止しますと、閉鎖機関住宅営団の清算に種々なる支障を及ぼすこととなりますので、これが廃止の時期は清算結了の見通しの付くのを待つておつたのであります。そういたしましたして、清算業務の進捗に伴い、昭和二十五年末を以て清算結了の見通しが付きましたので、今回本法案が提出された次第であります。

本法案に対して建設委員会は先ず予備審査を行い、政府より提案理由と法案の説明を聴取した後、各委員と政府との間に熱心なる質疑応答を重ねたのであります。次いで資料の提出を求めて、更に委員会を開いて慎重審議をいたしましたのであります。昭和十六年三月六日、営団設立以来の業務の概要、閉鎖機関に指定後、住宅営団が所有住宅を処分いたしました相手方、処分価格と帳簿価格及び時価

との関係、住宅営団の最近のバランスシート及びその赤字を生むに至つた理由等を検討したのであります。当局の説明によりますと、住宅営団のバランスシートの赤字は現在一億八千万円に上つております。更に清算結了を二十五年末といたしますれば、今後の赤字増大は更に一億七千万円の見込であります。これについては将来の問題であります。赤字補填方法についても質疑応答があり、政府に対して十分の措置を講ずるよう要望いたしました次第であります。かくのごとく慎重審議の上、質疑を終了し、討論に移り、採決の結果、全員一致原案通り決定したのであります。

尙この際、附加えて置きますが、細川委員より、第一に、営団の住宅処分に当つては居住者の権利を十分尊重すること、第二には、地方公共団体に譲渡する場合には、事業家の利益に帰することのないよう十分なる方法を講ずること、第三には、でき得る限り国において住宅政策の一環として営団住宅を経営すること、以上の諸点を希望せられまして、本案に賛成すると述べられたのであります。委員会は、政府が閉鎖機関住宅営団の指定業務の執行及びその特殊清算に対しては頗る無関心且つ冷淡に見受けらるるを以て、今後執行及びその特殊清算に対しては、反省して十分なる監督をなす必要があることを認めた次第であります。よつてこれをここに特に附言いたして置きます。

以上御報告いたします。(拍手)

◎産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律 (昭和二四、一一、一、法二二二)

◎帝国石油株式会社法の一部を改正する法律 (昭和二四、一一、一、法二二三)

◎帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律 (昭和二四、一一、一、法二三四)

◎帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律 (昭和二四、一一、一、法二三五)

◎日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律 (昭和二四、一一、一、法二三六)

一、提案理由(十一月十日)

◎政府委員(宮幡靖君) 「産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案」について提案理由を御説明申し上げます。

産業設備営団及び交易営団は戦時中それ／＼産業設備営団法及び交易営団法に基づいて、軍需産業、生産拡充計画産業、その他国家緊要産業の設備の建設又は戦時に際して交易の統制、重要物資の貯蔵等を目的として設立せられた特殊法人であります。昭和二十一年

十二月十八日及び昭和二十二年二月二十日閉鎖機関に指定せられ、閉鎖機関の規定に従つて解散いたしました。現在大蔵大臣監督の下に閉鎖機関整理委員会が特殊清算人として其の清算に當つてゐる次第であります。

然るに両営団法は未だ廃止せられず形式的には尙存続しておりますので、本法案は此の際第一に、両営団の特殊清算の事務の進行状況とも吻合せ両営団法の失効の時期を予め明確にしておくこと。

第二に、両営団法は特殊清算を行なうに必要な範囲以外の如何なる業務も行ない得ないこと。

第三に、両法に基き新たに産業設備営団又は交易営団は設立してはならないこと。

この三点に付いて規定を設けまして、両営団の廃止に至るまでの法律関係を明確にせんとするものであります。

以上が本案を提出致しました理由であります。何とぞ速かに御審議の上御協賛あらんことをお願い申し上げます。

次に「帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案」につきまして、その提案理由を御説明いたします。帝国石油株式会社は、石油資源の開発を促進しその振興を図るため、帝国石油株式会社に政府の特別な監督と助成を興え、必要な事業を営ましめる目的をもちまして、昭和十六年三月十五日法律第七十三号を以て公布されました。昭和十六年九月一日資本金一億円を以て設立されましたが、政府はその資本金額の半額に当る五千万円を出資いたしました。そ

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律 帝国石油株式会社法の一部を改正する法律 日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律 帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律 帝国鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律

の後同社の事業も情勢に応じて拡大され、資本金も四億六千万円に増加され終戦に至りましたが、戦時補償の打切、在外資産の喪失等によりまして、約三億円の特別損失を生じたので、特別整理委員会の指定を受け昭和二十四年五月十四日に持株会社整理委員会の決定指令に基づくところの保有株式の処分及び未利用鉱区の処分案を織りこみした整備計画を提出、これが同年八月三十一日附をもつて無条件に認可になりましたので、同社はそのまま存続することになりました。

さて同社は石油増産五ヶ年計画を強力に推進するために、資本金を十億に増資することとなりましたが、政府は、従来の半額出資の原則に感じたい情勢にあります。且財政収入の確保をはかるために、同社に対する政府の出資義務を解除し、政府所有の株式を処分することができるようになりますので、取敢ずその一部を改正して、政府の出資義務等同社の資本金に関する規定を削除するためこの法律案を提出いたす次第であります。

なお政府の出資義務の解除された後におきましては、同社に対する政府の今後における施策を、石油鋳業一般の基礎の上に立ちまして考慮し、速かにその準備措置も講じた上帝国石油株式会社法を廃止いたす心組みであります。何とぞ慎重御審議の上可決されんことをお願い申し上げます。

次は「帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案」についてその提案理由を御説明いたします。御承知の如く帝国燃料興業株式会社は、帝国燃料興業株式会社法に基きまして、主として人造石油製造

の増産と鋳業及び製錬業の整備とを図ることにありまして創立当初の資本金三千万円中一千五百万円は政府出資であります。同社は政府による強力な監督と助成の下に、漸次事業を拡大しまして、資本金も一億一千五百万円に増加いたしました。終戦により同社の使命も一応終了いたし、一方戦時補償特別措置法の施行に伴いまして特別損失額が約七億円に達し、特別整理会社となりましたので、目下第二会社を設立いたしまして解散することを内容とする再建整備計画を提出中であります。

従いまして帝国鋳業開発株式会社法につきましても、再建整備計画が認可され同社が解散いたしました後におきまして、廃止法案を提出する予定であります。当面の財政収入の確保を図るため政府所有株式を至急処分する必要がありますので、取敢ず政府の出資義務の規定等資本金に関する同法第三條を削除して、政府所有株式を換価処分し得る道を開くためこの法律案を提案いたす次第であります。何とぞ慎重御審議の上可決されんことを希望いたします。

次は「日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案」について御説明いたします。本改正案は日本製鉄株式会社に対する政府の出資義務を規定した第五條を削除することによつて、現在政府の保有する株式を民間に放出して財政収入の増加を図らんとするものであります。日鉄法は前大戦後より昭和初年にかけての不況時代に官営八幡製鉄所を中核とする企業集中を行うことによつてこれを打開すべく成立したものであります。爾来日本製鉄鋼業の中に圧倒的な比重を占める日鉄を国策会社として運営して参つたのであります。併しなが

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律 帝国石油株式会社法の一部を改正する法律
帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律 帝国鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律 日本製
鉄株式会社法の一部を改正する法律

事業に対する投資をなす目的を以ちまして、昭和十三年一月十九日資本金一億円で設立されました。政府は、人造石油製造事業の振興を図るため、同社の資本金に対しその半額の五千万円を出資いたしました。直接帝国燃料興業株式会社法による強力な監督と助成を行いました。直接帝国燃料興業株式会社法に基きまして、資本金も二億五千万円に増加され、投融資事業に並行いたしました。直接人造石油製造事業を営みましたが、終戦後は樺太その他にありました海外資産の喪失、国内諸施設の戦災及び政府補償の打切等甚大な影響を受け、特別損失額は八億円に達しましたので特別整理会社となりました。同社は、その残存施設を利用して硫酸製造用原料ガスの製造等を行う三会社を作りまして、これらを第二会社とし同社は解散する整備計画を提出いたしましたところ、本年四月二十六日認可されましたので、それら第二会社に現物出資を終り、同年七月七日に解散いたしました。

以上申し上げましたように同社が解散いたしました後におきましては帝国燃料興業株式会社法は然るべく早く廃止する必要があるものと存じます。ここにおきましてこの法律案を提案いたす次第であります。

何とぞ慎重御審議の上可決されんことを希望致します。次は「帝国鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案」につきまして御説明いたします。

御承知のごとく帝国鋳業開発株式会社は帝国鋳業開発株式会社法に基きまして、昭和十四年設立されました。同社の目的は重要鉱物

ら日鉄は過度経済力集中排除法の適用を受けまして、近く二社に分離することとなつて居り、その際は日鉄法自体を廃止すべきであります。現在日鉄の八割、鋼材の四割近くを生産する日鉄を直ちに放任すれば、種々独占的な弊害を生ずる恐れもあり、分離するまでは日鉄法存続の必要があるのであります。

一方に於て財政収入の増加は急を要するため今回第五條のみを削除することとしたのであります。第五條は本来監督のために設けられたものではなく官営八幡製鉄所の資産を確保せんとしたものであり、これを削除しても独占的な弊害の防止のためには何ら支障は来さないものであります。又株式も市場の圧迫を来さないよう適当に放出して行く方針であります。

以上五法案何とぞ慎重御審議の上御協賛を頂きたくお願い申し上げます。次第であります。

二、参議院通商産業委員長報告(十一月二十一日)

○小畑哲夫君 只今議題となりました産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案外四件の法律案に関する通商産業委員会の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず各法案の趣旨について申し上げます。産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案は、両営団が戦時中に設立せられた特殊法人で、すでにその実質的活動を停止し、閉鎖機関に指定され、閉鎖機関整理委員会が特殊清算人として清算中でありながら、両営団法は形式的に存続している。第一

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律 帝國石油株式会社法の一部を改正する法律
帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律 帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律 日本製
鉄株式会社法の一部を改正する法律

に両営団法の失効時期を予め明確にし、第二に両営団は特殊清算事務を行う以外の業務を禁止し、第三に両営団法に基いて当該営団を新設してはならない等の規定を設けて、両営団法の廃止に至るまでの法律関係を明確にしたものであります。

次に帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案等の三改正案は、その趣旨において全く同じであります。即ち帝國石油株式会社は、石油資源開発の促進と振興を目的として昭和十六年設立せられ、帝國鋳業開発株式会社は、重要鉱物増産と鋳業及び製錬業の整備を図るために昭和十四年に、日本製鉄株式会社は、鉄鋼増産と昭和初期の不況から当該産業を保護育成するために、昭和八年、官営八幡製鉄所を中核として設立せられた特殊会社で、これら三社には政府が半額又はそれ以上の出資をして監督と助成を與えておるいわゆる国策会社であります。然るにこれら三社は戦争及びその後の客観情勢の推移により、換言すればそれぞれ再建整備を終り、増資又は第二会社の設立或いは集中排除法の適用などによりまして、いずれ三会社法は廃止せられるのであります。が、差当り政府の財政負担を軽減するために、政府出資の義務等の資本金に関する規定を削除し、政府所有の株式を処分して、むしろ財政収入を確保せんことを意図するものであります。

第三に、帝國燃料鋳業株式会社法を廃止する法律案は、その名の示すごとく、人造石油製造業に対する投資及び人造石油製造を事業内容とする同社が、先の三社と同じく特殊会社でありながら、在外

資産の喪失、戦時補償の打切により、特許会社となり、本年四月二十六日にはすでに第二会社が発足しており、同社が解散しておる現状にあるので、実質的に死文と化しておる法律を形式的に廃止することを規定したものであります。

次に質疑応答について申し上げます。詳細は速記録に譲るといたしまして、主なるものについて一、二申し上げますと、一委員より、各特殊会社の政府所有株式処分の具体的方法如何との質問に対し、持株整理委員会より証券処理調整協議会を通じて一般市場に放出するようになるが、一時これら大量の放出株を引受けて呉れるシンジケートのようなものを作ることも一法である。尚、株価その他放出時期等については、一般の株式市場を圧迫せぬよう十分考慮すると同時に、財政収入に有利な株価を維持すべく慎重な態度で対処するとの政府の答弁がありました。又一委員より、政府出資義務を削除することに、各特殊会社に対する指導監督を放棄するかとの質問に対し、政府は依然指導監督を継続するとの答弁がありました。

その他各法案について熱心なる質疑応答があり、慎重なる審議の結果、討論を省略して各法案につき採決をいたしましたところ、産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案は全会一致を以て、帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案、日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案、帝國燃料鋳業株式会社法を廃止する法律案は、多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院通商産業委員長報告(十一月二十四日)

○神田博君 たいだいま議題となりました産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案外四件について、本委員会における審議の経過並びにその結果の概要を御報告申し上げます。これら五法案は、去る十月二十六日、予備審査のため本委員会に付託せられました。まず提案理由について簡単に御説明いたします。

初めに産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律案であります。これら両営団は、いずれもすでに解散し、現在は清算中のものであります。しかるに、両営団法は、現在まだ廃止せられず、形式的にはなお存続しておりますから、この際これら両営団法について、その失効時期をあらかじめ明確にするとともに、特殊清算以外のいかなる業務も行い得ないこと、また新たに産業設備営団あるいは交易営団を設立してはならないこと、以上三点に関する規定を設けて、廃止に至るまでの法律関係を明確にせんとするものであります。

次に帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律案であります。当会社は、企業再建整備法に基いて去る七日解散いたしましたため、同会社に対する特別な監督及び助成について規定した法律を廃止して、法の体系を整えんとするものであります。

次に帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案、帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律案及び日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案であります。これら三者は、いずれも政府の財

政収入増加をはかるため、これら各会社に対する政府の出資義務を解除いたしました。政府が所有する株式の処分を可能ならしめんとするものであります。

本委員会は、十一月十日、十一日及び十二日の三日間にわたつて予備審査の質疑を行いました。去る二十一日、参議院送付案としての正式付託を受けましたため、昨二十三日討論、採決を行いました。詳細は委員会会議録に譲ることといたしまして、次に討論の概要を申し上げます。

民主自由党代表小金義照、民主党野党派代表有田喜一両君は、いずれも強き要望を付して全部の法案に賛成の意を表したのであります。小金君の要望事項中主要なるものを列挙いたしますと、株式処分の際、国庫の損失をかかすことなく、また証券市場を圧迫し、これを混乱に陥れるがごときことのないよう善処すること、これらの基礎産業は、終戦後の今日といえども、毫もその重要性が減退したものであるから、この際これらに対する根本方策を確立するとともに、これが開発増産上遺漏なきを期するため、業者に対してさらに一段の奮起を促すはもちろん、政府においてもまた、資金、資材、労力等をもとより、科学技術の活用に関する諸般の施策そのよろしきを得ること、これがため、今後においても引続き日鉄その他の私企業に対して適切な監督を行うこと、また急激なる補給金撤廃のため産業の衰微あるいは製品価格の暴騰等の悪影響をもたらすことのないよう、企業の合理化と相まつて緩急よろしきを得ること、等であります。

産業設備営団法及び交易営団法を廃止する等の法律 帝國石油株式会社法の一部を改正する法律
帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律 帝國鋳業開発株式会社法の一部を改正する法律 日本製
鉄株式会社法の一部を改正する法律

有田君もまた株式の処分、地下資源の開発、補給金の撤廃等に関して政府の善処を要望した点においては、おおむね小金君と同様であります。同君はなお、石油工業については原油の輸入に重点を置くとともに、製油工業整備のため、さらに一段の努力を要すること、石油の配給、特に機帆船に対する配給の適正公平を期すること、鉄鉱、粘結炭等の輸入は可及的東亜の隣邦にこれを仰ぐこと、原油、鉄鉱等の輸入に關し極力国内船を活用すること、弱小企業の壊滅による生産の減退、労働不安、社会不安等を惹起することのないよう措置すること等について政府の善処を要望いたしました。

日本社会党代表加藤鏡造、日本共産党代表川上貫一両君は、両党団並びに帝国燃料興業株式会社は、いずれもすでに解散しておるものであるから、これら関係法規の廃止もまたやむを得ない次第であるが、その清算については、不当なる損害を国庫に與えることのないよう適正敏速なる処理を要望されたのであります。これら両法案に対しては消極的賛意を表明いたしました。が、帝国鉄業開発株式会社法の一部を改正する法律案外二件に対しては、全面的に反対の意を表されました。反対論の要旨を申し上げますと、この種産業の重要性にかんがみ、従来の助成策を放棄することなく、かえつてさらに強力な保護政策を採用すべきであり、この見地から、むしろ国営に移すべきであること、金融逼迫、株価低落の折柄、政府出資株の大量放出はさらにこれに拍車を加えることとなり、所期のごとく財政収入の増加をはかり得るや疑いなきを得ないこと、国内産業の骨格とも目すべきこれら重要産業の自主独立性を喪失し、外国資本

への依存性を強化するに至ること、多年にわたり国民の税金によつて育成されました大規模産業を独占資本家に移譲することの不当なること、基礎産業を国営化せんとする世界的趨勢に逆行すること、中共、ソ連等との貿易を度外視して重要産業の改革を断行するの不可なること、等でございます。

討論を終つて採決を行いました結果、両党団法及び帝国燃料興業株式会社法を廃止する法律案については満場一致賛成、残る帝国石油株式会社法の一部を改正する法律案外二件については多数をもつて可決すべきものと議決いたしましたのであります。

以上報告いたします。(拍手)

◎船舶法の一部を改正する法律

(昭和二十四、一二、一、法二二七)

一、提案理由(十月三十一日)

○大屋国務大臣 ただいまから船舶法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のごとく現在の船舶法によりますと、日本船舶の所有者は、その所有船舶につき船舶原簿に登録をなし、船舶国籍証書を請い受けることを要することとなつており、またその後におきましても登録事項の変更がありましたときは、当該船舶所有者、または当該船舶につき新たに所有権を取得した者が、変更の登録及び船舶国籍証書の書きかえ等の、申請をしなければならぬことになつておるとともに、検認を受けない船舶国籍証書は無効として、管海官庁においてその船舶の登録を職権をもつて抹消しまして、船舶国籍証書及び船舶原簿を、現状と合致せしめることといたしております。しかししてこの検認の時期につきましては、船舶の種類、大きさ等により適当な期間を定め、前回の検認または船舶国籍証書の交付を受けた日から、その期間を経過しなければ、次回の検認は行わぬこととして、船舶所有者の便宜をはかつております。但し第一回の検認につきましては、全船舶を一齊に検認し得ることといたしたいと存じます。

次に登録事項の変更中、船舶所有者の変更については、他の登録事項の変更に比較いたしましたして、その重要性が大でありますので、特に規定を設けまして、所有者変更の際には、変更登録並びに船舶国籍証書の書きかえを申請した後でなければ、船舶を航行させてはならぬこととして、所有者の変更が、確実に船舶原簿に記載され、船舶国籍証書面も真正な所有者名義となるようにいたしました。すなわち日本船舶でなくて、日本船舶を擬装するもの、あるいは正当な手続を経て船舶国籍証書を請い受けることなく航行するもの等については、その行為の悪性が特に著しいときは、船舶を没收し得ることとしたほか、現下の経済事情に適応することく、罰金の額を調整したこと等であります。

本法案の要旨は、大体以上申上げた通りでございます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを願望いたします次第であります。

ります。従つて現行法のもとにおきまして、これらの諸規定が確実に遵守せられますならば、船舶登録簿は、登録事項に関する限り、日本船舶の現状を明確に記録し、船舶国籍証書もまたその記載事項について、当該船舶を正しく表示してはならずであります。しかしながら事實は必ずしもそうでなく、一旦登録された船舶につき沈没、解撤、行方不明、国籍喪失または改造等登録を抹消し、または変更すべき事由が発生いたしましたも、登録簿上は依然として元のままになつており、船舶国籍証書もまた返還もされず、書きかえもされないでいるようなものも少なくないのでございます。ことにこのようなことは戦時中の混乱に際して多かつたのであります。このため現在の船舶登録簿は、日本船舶の現状と少からず食い違いを生じているものと推定されます。かかる状態を生じましたことは、現行制度が、船舶につき一旦登録がなされ、船舶国籍証書が交付された後においては、それらの変更の登録及び書きかえが、当事者の申出を待つて初めて行われることになつており、しかもそれらの関係規定は罰金をもつて強制されるだけであつて、当該船舶の運航自身は何らさしつかえないこととなつておるからであると思われま

す。そこで本改正案におきましては、大略次のごとき措置を講ずることによつて、今までに申し上げましたような要請にこたえたいと存じている次第でございます。

船舶法の一部を改正する法律

二、衆議院運輸委員長報告(十月三十一日)

○稲田直道君 ただいま議題となりました船舶法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、現行の船舶法におきましては、一旦船舶が登録され、船舶国籍証書が交付されました後におきまして登録の抹消または変更すべき事由が発生いたしました場合、当事者の申出をまつて初めて船舶原簿を整備することになつております。しかも、変更がありました場合には、当該船舶の航行は何らさしつかえないことになつておりますので、往々にして所定の手続を怠るものがあり、従いまして登録簿と現在船舶との間に少からず食い違いを生じている実情でありますので、これを是正いたしまして日本船舶の現状を明確に把握いたしますために、本案の通りに改めんとするのであります。

その内容のおもなる点をあげますと、第一点といたしまして、船舶所有者は定期的な一定期日までに船舶国籍証書を管海官庁に提出してその検認を受けることとし、検認を受けない船舶国籍証書は無効として、管海官庁においてその船舶の登録を職権をもつて抹消するということとあります。

第二点といたしましては、船舶所有者の変更があつた場合には、変更登録並びに船舶国籍証書の書きかえを申請した後でなければその船舶を航行させてはならぬということとあります。

たしてあります。又登録事項に変更があつた場合には、変更の登録、船舶国籍証書の書換等を申請しなければならぬことに相成つておるのであります。併しながら実際は船舶の沈没、解散、行方不明、売買のような登録を抹消又は変更すべき事由が発生をいたしましても、登録簿の上にはそのまま相成つておるのであります。船舶国籍証書も返還をされませず、書換もされないでいる事柄が少くないのであります。このような状態が生じたのは、関係法規が単に罰金を以て強制されるだけでありまして、船舶の運航には何らの支障がないことになつておるからであるかと考えられるのであります。本法案はこのような状態を改善いたしますために提出をされたのであります。

次に本法律案の内容の要点を申し上げますと、その第一点は、日本船舶の所有者をして定期的な船舶国籍証書を管海官庁に提出をさせまして、その検認を行ないまして、検認を受けない国籍証書は無効といたしまして、管海官庁をいたしましてその船舶の登録を職権を以て抹消せしめ、船舶国籍証書及び船舶原簿を現状と合致せしめることといたしたのであります。これの主なる原因と申しますのは、戦争中の混乱によりまして船舶原簿が船舶の現状と非常に不一致になつておるのであります。一例を挙げますならば、終戦前に二万一千六百十三隻、総トン数におきまして四百九十九万トンありました船が、現有船舶におきまして一万六千三百八十七隻、その総トン数は二百七十七万トンと相成つておるのであります。これが相変わらず船舶原簿に載つて抹消されずにおるのであります。かようなこ

船舶法の一部を改正する法律

第三点といたしましては、日本船舶でないものが日本船舶を擬装した場合に、その行為の悪質性が特に著しい場合には船舶を没收し得るということとあります。

第四点といたしましては、罰金の額を現下の経済事情に適應するように調整する、こういうことにしようとするものであります。

次に、本法案に対する質疑のおもなる点を申し上げますと、本法案は登録簿を対象としているが、不登録船舶については調査を行わないのかとの質問に対して、政府委員より、今回はさしあたり登録簿のみを調査し、不登録船舶については将来調査を行う予定であるとの答弁であり、また罰則においては船舶を没收し得ると規定されているが、これはいかなる場合であるかとの質問に対して、政府委員より、特に悪質と認められる場合にこれを没收するのであるとの答弁がありました。その他の詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて討論を省略して、ただちに採決に入り、全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(十一月十四日)

○丹羽五郎君 只今議題となりました船舶法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会におきます審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現在の船舶法によりますと、日本の船舶の所有者は船舶原簿に登録をいたしまして、船舶国籍証書の下付を受けることを要件といとをよく調整いたしますために、国籍証書の検認を行ひまして、船舶原簿の正確性を回復するのが改正の目的であるのであります。第二点は、船舶所有者変更の場合は、登録の変更並びに船舶国籍証書の書換を申請した後でなければ、その船舶を航行させては相成らぬことといたしたのであります。去る十一月、小豆島の沖合におきまして、美島丸事件がここに起つたのであります。この遭難事件が新聞紙の報道いたしますことが果して事実と相成るならば、この法律が一日も早く成立することが必要な事態が起つて来たのであります。第三点は、日本船舶を擬装するもの、或いは日本船舶のような国旗を掲げたり、又日本船舶にひとしい擬装をいたしまして、密輸出をする、又密輸入をするもの、或いは正当な手続を経ず且つ又国籍証書の下付を受けることなく航海するもの等につきましては、その行為の悪質性が特に著しいときには、船舶を没收し得ることといたしました外、現下の経済情勢に適應するように罰金の額を調整いたしましたのであります。

現行の船舶法は明治三十二年法律第四十六号を以て規定をされたものであります。今日までまだ一回の改正もされていない法律であります。かような意味におきまして、運輸委員会におきましては本法律案につきまして慎重審議を重ねました結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上甚だ簡単でございますが御報告申し上げます。(拍手)

◎家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

(昭和二十四、一二、三、法二三八)

一、提案理由(十一月十四日)

○坂本政府委員 たいま御審議を願います家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の提案理由を説明いたします。

現在都道府県知事は、家畜伝染病の予防、制定のために、定期的には、または緊急の場合に家畜の検診を行うとともに、免疫血清もしくは予防液の注射あるいは薬浴等を実施し、万一伝染病が発生した場合または蔓延の危険が濃い場合に、これを防遏する手段として、伝染病にかかった家畜の隔離または殺処分を行い、また病毒に汚染した物品の焼却、埋却を行い、他方一定の地域を限つて、家畜の出入りもしくは往來の禁止または伝染病の病毒を伝播するおそれがある物品の運搬の制限を行う等の緊急措置を講じ、その目的達成に努めているのであります。しかし従来右に申し述べました措置のうちで、家畜の殺処分もしくは物品の焼却、埋却等の処置または予防注射等を行いましたために生じた家畜の死亡等に対しましては、三万円を越えない範囲内で政令の定める額の手当金を、都道府県知事がその所有者に交付するように定められ、しかもその費用は現行法第二十三條の規定によつて国が負担することになつておるものであります。しかしながらこの手当金額につきましては、家畜及び物品の最近における著しい値上りに比較して少額に過ぎ、殺処分、

その他防疫上必要な処置の徹底を期しがたい実情にありまので、これらに対する手当金の額を、九万円を越えない範囲まで引上げ、防疫事業の完璧を期するとともに、畜産業の健全なる発達に資せしめようとするのが本改正法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重審議の上すみやかに御可決あらんことを希望する次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(十一月十八日)

○山村新治郎君 たいま議題と相なりました、農林委員会に付託せられました、内閣提出、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案の審議の経過及び結果の概要を簡単に御報告申し上げます。

現在都道府県知事は、家畜伝染病の予防、制遏のために、定期的には、または緊急の場合に家畜の検診を行うとともに、免疫血清もしくは予防液の注射あるいは薬浴等を実施いたし、また万一伝染病が発生した場合、または蔓延の危険のある場合には、これを防遏する手段といたしまして、伝染病にかかった家畜の隔離または殺処分を行い、あるいは病毒に汚染した物品の焼却、埋却を行いますと同時に、他方一定の地域を限つて家畜の出入りもしくは往來の禁止または伝染病の病毒を伝播するおそれある物品の制限を行う等の緊急措置を講じまして、その目的達成に努めているのであります。しかし、以上の措置をとりました際、家畜の殺処分もしくは物品の焼却、埋却等の処置または予防注射等を行いましたために生じた家畜の死亡等に対しましては、現行法は、国庫負担によりまして三

以上御報告申し上げます。

三、参議院農林委員長報告(十一月二十五日)

○植見義男君 只今議題となりました家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

現行の家畜伝染病予防法におきましては、家畜伝染病防遏の徹底を期するために、予防の面において種々の方法手段を講じておりまると共に、一度伝染病にかかった家畜に対しましては、他に伝播の危険をなくするために、例えば家畜の殺処分、物品の焼却、埋却等の応急措置を講じておるのでありますが、他面これらの処分による家畜所有者の受ける損失をできるだけ軽減いたしますための措置といたしまして、現行法の第二十四條の規定によつて、罹病のため殺処分を命ぜられた家畜、或いは又消毒のため焼却、埋却を命ぜられた物品に付せられた家畜、或いは又消毒のため焼却、埋却を命ぜられた物品に対して、国庫は都道府県を通じ三万円を越えない範囲内で手当金を交付しておるのであります。併しながらこの金額は、諸物価高騰、特に家畜価格の値上りを見ておられます現在におきましては実情に副わぬ憾みがあり、従来も家畜価格の著しい変動に依りてその都度改正を見ておるのでありますが、今回の改正案においては、三万円の限度を九万円の限度まで引上げんとするもので、その金額の根拠は昭和二十三年度中における実績に徴して定められておるのでございます。

万円を越えない範囲内で、政令の定める額の手当金を、その所有者に交付することになつております。しかしながら、この手当金額は、家畜及び物品の最近における著しい値上りに比較して少額に過ぎ、殺処分その他防疫上必要な処置の徹底を期しがたい実情にありまので、これに対する手当金の額を九万円を越えない範囲にまで引上げ、家畜防疫事業の完璧を期したいというのが、本法律案提案の理由であります。

本法律案につきましては、去る十四日提案理由の説明を聴取いたし、続いて質疑を行い、民自党原田、葉師神、足立各委員、社会党井上委員、共産党竹村委員より、馬の伝染性貧血防遏のため一段と努力すべきこと、家畜伝染病は公衆衛生の立場上厚生省との関係が深いので、両者は緊密に連絡をなすべきこと、また殺処分をする際迅速適正を期すべきであること、並びに畜産奨励上飼料の確保に努力すべき旨の発言がありました。これに対し政府委員より、十分その趣旨に沿うよう努力しているとの回答がありました。なお委員長として私よりも、殺処分等を行います場合に地方庁と十分連絡せられ、公正的確な措置をとるよう留意せられたい旨を申し述べました。

本法律案は、農村経済の改善、有畜農業の確立並びに公衆衛生向上の上から見ましてまことに時宜に適した措置でありまして、各党ともこの趣旨には異議のないところでありまので、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて可決した次第であります。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律

本改正法律案の趣旨及びその内容は以上のごとく極めて簡単にございまして、委員会といたしましては、本案に関連し、畜産行政について種々質疑を行いましたる後、討論において藤野、門田、板野各委員より、本案については、その金額において家畜の価値との間に尙相当の懸隔があり、将来の増額を希望する等、二三の希望意見の御開陳を經まして、採決の結果、全会一致を以て本法案は原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。右御報告申し上げます。(拍手)

◎大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律

(昭和二十四、二二、六、法二二九)

一、提案理由(十一月二十五日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十八日)

○北澤直吉君 たいま議題となりました薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關

しまして、翌二十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十六日質疑に入りましたが、その詳細は速記録によつて御承知を願います。

次いで、討論を省略して採決に入りましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に、たいま議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この改正法律案の要旨を申し上げます。未復員者にかかる給與につきましては、現在未復員者給與法によつて処理されているのでありますが、それによりますと、扶養手当は、配偶者は月額六百円、その他の扶養親族は一人につき月額四百円でありまして、政府職員が扶養手当が、配偶者及び十八歳未満の子のうち一人につき月額六百円となつてゐるのと比較いたしましたして権衡を失しておられますので、昨今の物価事情にもかんがみまして、未復員者に対しまして政府職員と同額の扶養手当を支給するように、所要の改正を加えようとするものであります。

この法律案は、十一月二十一日大蔵委員会に付託せられ、まず政府委員より提案理由の説明を聴取して、二回にわたり質疑を行い、その間、林、田中、川島、河田の各委員より熱心な質疑が行われました。その詳細の内容につきましては速記録を参照願いたいと存じます。

する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

(薪炭需給調節特別会計における債務の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に關する法律案は参議院において審議未了につき、本法律案に關する部分は省略した。)

次に、たいま議題となりました大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法案が提出になりました趣旨について申し上げます。この法案は、農業共済再保険特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に關するものでありまして、この法案が提出になりました趣旨は、農業共済再保険特別会計の農業勘定におきまして、異常災害発生のために本年度産麦の再保険金支拂いが増加し、これに対する支拂い財源が四億四千六十六万四千円不足することとなりますので、これを一般会計から繰入金をもつて補填しようとするものであります。この趣旨に基きまして、この法案では、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足補填のため、昭和二十四年度において一般会計から繰入金の限度が現在八億五千六十八万八千円となつておりますのを、四億四千六十六万四千円増加しまして十二億九千三百三十五万二千円に改めようとしたしております。

この法案は、十一月二十四日、本委員会に付託されたものであり

かくて、二十六日質疑を終り、ただちに討論を省略し、採決いたしましたところ、起立総員、これを可決いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

(日本専売公社法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律

(昭和二十四、二二、六、法二四〇)

一、提案理由(十一月二十四日)

○水田政府委員 郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようとしたしますのは、郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足を補填するため、一般会計から同会計に繰入金をなし、もつて同会計の運営を円滑にいたそうとするものであります。

郵政事業特別会計の本年度郵政事業収入におきましては、本年五

月に行われました郵便料金の値上げに伴う利用減による収入減が、当初の見積りよりも相当多額となりまして、さきに本国会に提出いたし可決になりました。お年玉附の年賀郵便葉書等の発売に關する法律」に基く、年賀郵便はがきの発売等による収入増並びに過去の実績に基く年度間の収入上昇率等を見込みましても、なお四億一千二百七十一万七千円の収入不足はどうしても避け得ない状況であります。郵政事業の円滑な運営をはかる必要上、この収入不足額は何等かの手段をもつて補填する必要がありますのであります。そこで本会計が独立採算の建前であります上から、この金額は借入金によつてまかなうことも考えられますが、総合均衡予算の建前からいたしまして、この不足額は一般会計からの繰入金をもつて補填することにいたしたいと存するのであります。

なお繰入金につきましてはその性質にかんがみまして、後日郵政事業特別会計の財政状況が健全な状態となりましたあかつきには、その繰入金に相当する金額は、予算の定めるところによりまして、一般会計へ繰りもどすことといたしたいのであります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、食糧証券及び借入金等の限度額千五百億円を、千七百億円に引き上げようとするのであります。すなわち

ますため、その期間に生ずべき損失等についても考慮しなければならぬので、この会計の歳入不足を一般会計から繰入金をもつて補填する必要があると存する次第であります。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十六日)

○前尾繁三郎君 たいま議題となりました郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律案につき、大蔵委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

この法案が提出になりました趣旨は、郵便料金の値上げに伴う利用減による収入減のため歳入不足を生ずることになりました郵政事業特別会計に、この歳入不足を補填するために、一般会計から繰入金をいたしまして、同会計の運営を円滑にいたそうとするものであります。この法案の要旨は次の二点であります。すなわち第一は、昭和二十四年度において、一般会計から四億一千二百七十一万七千円を限り郵政事業特別会計に繰入金をすることができるといたしておられます。第二に、この繰入金につきまして、後日郵政事業特別会計から、この繰入金に相当する金額を、予算の定めるところにより一般会計に繰入れなければならないことといたしております。

この法案は、十一月二十三日、本委員会に付託されたものであり

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律

第三回国会の議決を経て改訂されました千五百億円の最高限度額は、昭和二十三年産米の生産者価格を四千九百九円と見込んで計算されたものであります。今般昭和二十四年度産米の政府買入れ価格を四千四百円程度と見込み、また輸入食糧の増加等の理由もあつて、食糧証券の発行高は一時的に増大することが予想され、その結果昭和二十五年一月末においては約千六百七十億円に達するものと見込まれるのであります。従いましてこの会計の運営を円滑にするため、食糧証券及び借入金等の法定限度額千五百億円を、千七百億円まで引き上げようとするものであります。

第二点は、この会計の歳入不足を補填するため、昭和二十四年度において一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金をすることができるとするための改正であります。すなわち食糧の輸入は順調に進捗し、年度当初の予想より相当量の増加が予定されるばかりでなく、さらに食糧価格の改訂等も影響して、明年度に持越される手持食糧の価額は、二十三年度末に比し相当の増額が予想されるのであります。しかるに食糧証券の増加を防止し、この面からの通貨の発行増加を抑えるため、その年度末残高を前年度末と同額の千八百八十億円にすえ置くことといたしたのであります。その他従来主食の生産者価格の引上げは、消費者価格の引上げと同時に参り参りましたが、今回は家計費への影響、特に年末を控えての时期的面に対して考慮を拂うとともに、補正予算の眼目である減税措置とあわせ実施することを適当と認め、消費者価格は、今年十二月末まで現行価格にすえ置くことといたす予定であります。

まして、翌二十四日、政府委員より提案の理由の説明を聴取し、同日質疑に入りましたところ、川島委員より郵便料金値上げ後の収入実績、歳入不足の原因等について、林委員より郵便料金の値下げに対する見解、郵政省関係従業員の待遇問題等について質疑があり、小澤郵政大臣及び中村郵政省経理局長よりそれ／＼答弁がありました。

次いで、二十五日討論に入りましたところ、前尾委員は民主自由党を代表して、歳入不足が郵便料金値上げによる利用減より生ずることとなつたことは遺憾であるが、今後運営に万全を期し、独立採算制の実をあげられたい旨を述べて賛成の意を述べられ、田中委員は社会党を代表して、職員に対する寒冷手当、石炭手当等に対する財源が特別会計に見出されないために一般会計から補填するものである点において賛成するものである旨を述べられ、宮腰委員は民主党野党派を代表して、歳入不足は郵便料金値上げによる利用減に基くものであるから、近い将来に値下げを實行されるよう要望し、また繰入金は後日一般会計にもどし入れられるものであることを考慮して賛成するものである旨を述べられ、林委員は共産党を代表して、郵便料金を合理的に引下げて収入をはかること、郵便年金、郵便保険積立金を郵政省及び電気通信省で運営して財源とすること、人員を補充してサービスを改善し、財源をゆたかにすること、従業員の給与ベースを引上げ、生活を保障して能率をあげること、以上四つの條件を付して賛成の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立総員をもつて本案は原案の

郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律

五〇

通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。

次に議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案が提出になりました趣旨は、本年六月発足いたしました国民金融公庫の資本金を拡充いたしましたして、国民大衆の生活再建のための小口事業資金の円滑な供給をはかりますとともに、公庫の金融機関的な業務にかんがみまして、公庫の余裕金の運用として銀行に対する預金及び郵便貯金の方法を認めることとしたし、また国家公務員であります公庫の役職員が特殊の事業に従事しておりますことにかんがみまして、これらに対し特別手当を支給することができようようにしようとするものであります。

次に、この法案の要点について申し上げます。第一は公庫の資本金の増額に関するものであります。公庫の資本金は現在十三億円でありましたが、これを十八億円に改めようとしたしております。

第二は公庫の借入金に関するものであります。公庫は大蔵大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金をすることができるといたしております。

第三は公庫の余裕金の運用に関するものであります。現在公庫の余裕金は、これをもつて公債もしくは復興金融債券を保有し、またはこれを大蔵省預金部へ預け入れて運用することができることになつておりますが、これを銀行へ預け入れ、もしくは郵便貯金に運

用することもできることに改めようとしたしております。

第四は公庫の役職員に対する給與に関するものであります。公庫の役職員は一般職の国家公務員としての給與を受けるほか、俸給総額の百分の十に相当する金額を越えない範囲で、大蔵大臣の承認を受けて特別手当の支給を受けることができるといたしております。

以上がこの法案の要点であります。この法案は、十一月二十四日、本委員会に付託されたものであります。翌二十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、質疑に入りましたところ、田中委員より、公庫の貸付状態、庶民金庫より引継いだ債務の返済状態、市街地信用組合の中央金融機関等について質疑があり、愛知大蔵省銀行局長より答弁がありました。

次いで討論に入りましたところ、北澤委員は民主自由党を代表して、五億円増資は一般庶民金融に貢献するところがある旨を述べて賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表して、最近の金融梗塞状態においては期待金額にははるかに及ばないが、増資には賛成である旨を述べ、二十五年には一層資金を充実させたい旨を要望され、宮腰委員は民主野党派を代表して、資金はまだわくがあり、貸付には不公平があるから当局において考慮されたい旨を述べて賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表して、きわめて少額な増資であり、また給與の増額もきわめて低いが賛成する旨を述べ、運用の適正を要望されました。内藤委員は新政治協議会を代表して、農村金融に対する考慮を要望して賛成の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立総員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

(政府契約の支拂遅延防止等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎通運事業法 (昭和二十四、二二、七、法二四一)

一、提案理由(十一月二十四日)

○大屋国務大臣 ただいまより通運事業法案並びに日本通運株式会社法を廃止する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

まず通運事業法案について申し上げます。法案の説明に入ります前に、まず小運送制度の沿革の概略を申し上げ、御了承を得ておきたいと存じます。小運送業法が昭和十二年に施行されました。小運送事業は自由営業であつたのであります。これがたゞめ業者濫立ははなはだしく、業者相互の競争は激甚をきわめ、経営上の破綻を来すものも数多く、荷主公衆に不測の損害を及ぼすものもまた少くなかつたので、政府としては微温的ながらも、利用者の利益の擁護と、鉄道の能率増進のため、公認制度をとり、次いで指定制度を採用して参つたのであります。これらの制度は反面、指定店と非指定店との対立を招く等、幾多の弊害を伴う結果となりまし

た。そこで昭和十二年に小運送業法を制定して小運送業を免許制度として、免許業者に対し適切な監督取締りをするにといたすとともに、日本通運株式会社法を制定して、小運送業者間の取引より生ずる債権債務の決済、貨物引換証の整理保証、小運送業の経済的助成、及び小運送業を行うため数箇の会社を統合して、日本通運株式会社を設立したのであります。その後時代の要請により漸次集約経営により、業界の強化をはかろうとする機運が濃厚となり、今日のいわゆる一駅一店制度の実現を見たのであります。

以上述べて参りましたが、経過により、小運送業の総合的運営が行われ、かつ業界は従来の家内商業的な規模より近代的経営に移行し、種々困難な状況のもとによくその公共的使命を達成して参つたのであります。その反面において漸次独占的な弊害も見受けられるようになり、荷主公衆に対してもかくサービスに欠ける傾向が生じて参つたのであります。ここにおいてすみやかにその弊を除き、小運送業を公正な競争のもとに健全に発達させ、サービスの向上及び小運送の増強をはかることが強く要請せられたのであります。政府はこれがため過渡的方策として客年十一月一駅一店における小運送業者数の復数化実施の件に関する閣議決定を行い、これにより既存業者のほか新規業者をさしあたり一業者を免許する方針をとり、本年三月十九日第一次として主要地域三十三駅を指定し、新規小運送業免許を行うことを明らかにし、さらに引続いて二十八駅を指定することにより、着々と自由公正な競争をなし得る道を開いて、現在に至つておる次第であります。

これらの情勢に対応するためには、現行小運送業法では必ずしも十分とは申せませんので、新たな構想のもとに今回本法案を提出した次第であります。

以下簡単に本法案の骨子について申し上げます。

第一に申し上げたいことは、本法においては現行の「小運送」の名を「通運」という名称にかえ、通運行為を明細に定義づけ、その対象を明らかにいたしましたことであります。現行法におきましては小運送の定義については何ら言及していませんのでありますが、本法において明確に定義づけ、その業態を五つに分類いたしました。

第二に申し上げたいことは、通運事業の免許、許可、認可の基準を定め、その基準に適合するものは免許する建前をとつたことあります。通運事業は道路運送事業、ないし鉄道、軌道、バス事業と同様、国民生活に直接重大なる関係を持ち、その社会公共への影響は大きいので、主務大臣が免許、認可等の行政監督の措置をとることになつてゐる点は、現行法とかわらないのでありますが、本法においては免許の基準を設け、すべてこの基準に従つて免許、許可、認可等の行政措置をとるようにしたのであります。この基準はいたずらに免許、許可、認可を抑制するものではなく、公衆の利便の増進をはかるとともに、一般の需要及び鉄道の運営効率を考慮し、公正な競争が行われることに重点が置かれておるのであります。

第三に、本法は通運事業の公共性にかんがみ、荷主公衆の保護と利便のため、事業の公正なる運営を期し、業務取扱いの面で通運約款、荷主に対する責任に関する事項等に関し規定を設け、通運行為

の法律関係を明確にしております。

第四に申し上げたいことは、通運計算事業についてであります。通運計算事業は過去におきましては、全国的には相当数の濫立を示し、種々弊害が認められましたので、日本通運株式会社法を制定し、日本通運株式会社にこれらの計算会社を統合し、全国的に統轄された組織をもつて計算事業を行つて参つたことは、前に述べた通りであります。元來通運取引から生ずる債権債務は、通運業者みずからの手でこれらの処理を行うより、第三者の立場にある通運計算事業者にこれらを集合相殺させる方が、費用、時間の点からも、また事務能率の上からも有利であります。政府としては、通運事業における秩序の確立、健全なる発達及び荷主公衆の利益を保護することに役立つ、健全なる計算事業者の出現を望むものであります。これらの点を総合検討いたしました結果、計算事業を認可制度とするともに、特に一章を設け、通運計算事業の運営に関する規定、料金、計算規程の認可制、計算契約引受け義務及び契約強制の禁止等を規定いたしました。

第五に申し上げたいことは、本法案と道路運送法の両法の適用を受ける事項について、適当な調整をはかつたことあります。すなわち道路運送法に規定する貨物自動車運送事業の免許を持つておりますものは、主務大臣が取扱ひを指定いたしましたときは、本法案にある集貨配達の事業について免許を受けたものとみなすこととし、また新たに通運事業の免許を受け、または自動車を使用していない通運事業者が、通運事業のために新たに自動車を使用するこ

とにつき認可を受けたときは、貨物自動車運送事業の免許を受けたものとみなすこととし、両法による手続の重複を省略することとい

し、その民主的な運営を期するためには、ぜひとも本法律の実施を必要とするものと考えますから、何とぞ十分御審議くださるようお願いいたします。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十八日)

(日本通運株式会社法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(十一月三十日)

○板谷順助君 只今上程となりましたる通運事業法案、日本通運株式会社法を廃止する法律案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社施設の処理等に関する法律案の委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず通運事業法案と日本通運株式会社法を廃止する法律案とを便宜一括して申し上げます。

日本通運株式会社法による日本通運株式会社は、前にも申し述べましたが、小運送業の改善のためにその使命を果して参つたのであります。小運送業の公正なる自由競争体制を整備せんとする現段階においては、現在の特許会社としての日本通運株式会社の性格は適当でないで、現行日本通運株式会社法を廃止するために、本法案を同時提出し、本国会に提案いたしましたわけであり、日本通運株式会社がこれまで効力を有するうちに、通常の商社会に性格を変更した場合は、同法を適用しないこととし、経過措置を用意いたしました。

通運事業法案において規律せんとする通運事業については、先に昭和十二年小運送業法を制定して免許事業とし、通運事業の秩序の確立を図ると共に、同年日本通運株式会社法を制定し、日本通運株式会社を設立し、通運事業の統合強化を策して現在に及んでゐるのであるが、今回日本通運株式会社法を廃止し、日通の特許会社としての性格を拂拭し、これを商法の規定による一般の株式会社にすると共に、通運事業法を制定して小運送業法の全面的改正を行い、何人とも免許基準に適合する以上、免許を受け、通運事業を営み得ることとし、公正なる競争により、通運事業の健全なる発達と鉄

道による物品運送の効率の向上を図ろうとするものである。通運事業法案が現行の小運送業に比し異なる主なる点は次の諸点であります。

第一は、この法案において、免許、許可、認可をする場合には、基準を設け、この基準に適合する場合には何人と雖も免許、許可、認可をしなくてはならないということである。第二は、通運の公益性に鑑み、通運約款を認可事項とする外、通運の引受、通運の順序、運賃、料金、引渡し不能の物品の措置等、利用関係を法律で明確したものである。次に、貨物自動車の使用について、その法律関係を明らかにし、道路運送法との、調整を図つた点であります。次は通運計算事業を新たにこの法案中に規定し、これを認可事業としたことでもあります。

又日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案とは、日本国有鉄道の構内にある通運事業者の荷役機械等の施設、これを日本国有鉄道に譲り受けさせる等の措置を講じて、これらの施設を一般通運事業者の公正な利用に供せしめようとするのを主眼とする。この場合、日本国有鉄道は、日本通運に対しては、対等額の範囲内においてその持株を交換することになつておるのであります。

かようにこの三つの法律案は、日本通運の独占的性質を取り去り、他方、新たに免許される通運事業者と同等の地位に立つて、公正な競争により、公共の福祉を増進せんとするもので、通運事業界における民主化とも称すべきものであります。

いは、各委員より質疑が重ねられました。主として條文の解釈に亘るものであつて、その詳細は速記録に譲ることいたします。又国有鉄道が譲受すべき日通の施設の範囲、その価格決定の方法、予算との関係等につきまして質問があつたのであります。

以上を以て質疑は終了したのであります。討論に入るに先立ち内村委員より、この法案の審査に当り公聴会を開くべしとの意見の開陳があつたが、採決の結果、少数で否決をされました。次いで内村委員より、この法案に対する修正案の提議がありました。修正箇所の主なる点は次の通りであります。

第一は、免許及び事業計画変更認可の基準は輸送の混乱を防止する効果に乏しいので改正すること。

第二は、自動車運送事業に関する道路運送法との調整の規定は不当な競争を惹起する虞れがあるから削るべきであること。

第三は、通運計算事業の濫立を阻止すべき方法を講ずること。

第四は、改善命令や事業の検査等数項目につき手続改正の要ありとの点であります。

討論においては、鈴木委員より、この三つの法案は現在我が国の経済事情の下において急速施行の効果薄きものであるからという反対意見の開陳があり、又小泉委員よりも、この法案の施行は日通を現状のまま保護する以上のことを期待ができないという反対意見があつたのであります。

これにて討論は終局したので、先ず内村委員の修正案について採決いたしましたところ、少数にて否決となりました。よつて各法律

運輸委員会におきましては、予備審査に付託されてより数回に亘り熱心に審査を続けたが、その詳細は速記録に譲りまして、主なる質疑応答について申し上げます。

先ず通運事業法案について、小泉委員より、港湾における海陸一貫作業は必要と思うが、海上は自由営業であるので、この調整は如何にするか、港湾における荷役作業も免許事業とするかにつき、政府委員に質し、又板谷委員よりも、日通の海上進出の傾向につき政府の所見を質したに対し、政府委員より、港湾荷役作業の免許制については目下研究中であるが、少くとも海陸接触点においてその調整を図る用意のある旨の答弁がありました。又、小泉委員、早川委員より、農業協同組合が通運事業の免許申請をなした場合の行政方針については政府に質したところ、政府委員の答弁としては、免許基準に適合していると認めるときは免許しなくてはならぬが、農業協同組合の性質上、限定免許の申請が多いと思われるという答弁であつた。又、板谷委員より、通運計算事業を事業者団体法より除外する要なきやとの質疑に対しては、政府委員は、事業者団体法改正の際考慮する旨の答弁があつた。その他、村上委員より、貨物引換証の整理保証につき、早川委員より、貨物自動車運送事業者に対する附随送免許の基準等につき、又内村委員より、通運事業の免許方針及び認可許可等について、逐條に亘つて質疑応答がありました。

次に日本通運株式会社法を廃止する法律案及び日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案につ

案一件ごとに原案について採決をいたしましたところ、いずれも多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎日本通運株式会社法を廃止する法律

(昭和二十四、二二、七、法二四二)

一、提案理由(十一月二十四日)

(通運事業法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十八日)

○前田郁君 たいま一括議題となりました日本通運株式会社法を廃止する法律案、通運事業法案、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

右三法案は、いずれも十一月二十三日、本委員会に付託され、二十四日、政府から提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと三回、慎重審議いたしましたのであります。

(議長退席、副議長着席)

まず法案の趣旨を簡単に申し上げますれば、日本通運株式会社法を廃止する法律案は、通運事業の公正な競争を保障するためには、現在の特殊会社としての日本通運株式会社の性格は適當でないので、通常の商事会社とするために日本通運株式会社法を廃止せんと

するものであります。

次に通運事業法案は、小運送業の現状には独占的な弊害が見受けられ、荷主、公衆に対するサービスの低下の傾向も生じておるのでありますから、この際すみやかにその弊害を取除き、通運事業の公正な競争を保障し、その健全な発達並びに鉄道による物品運送の効率の向上をはかり、公共の福祉を増進せんとするものであります。

次に、日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案は、日本国有鉄道の所有地内にある通運事業者の施設を公平に利用せしめ、通運事業の公正な競争の確保に資するため、日本国有鉄道にこれらの施設を譲り受け、または賃借させ、なお日本国有鉄道が所有する日本通運株式会社の株式を同会社に譲渡させること等を目的としたものであります。

次に質疑応答は、本法案によつても日本通運株式会社の独占的性質はまったく排除されたと認めがたく、日通の網が全国的に張りめぐらされている現状において、新たに免許を受けた業者が、はたして日通と自由公正な競争をなし得るかどうか、免許基準は抽象的であるが、将来どの程度に新規事業を免許するつもりであるか、通運計算事業を認可にしたのはどういう理由であるか、新たに免許せられた通運事業者が計算事業を営むことができるように事業者団体の適用除外を規定する必要があるのではないか、等の点に集中されたのであります。特に最後の点については、政府において法律改正を留意せられたいとの強い要望がありました。これに対しまして、政府といたしましては、次期国会において要望に沿うごとく

極力努力いたす旨の答弁がありました。なお質疑応答の詳細につきましては会議録に譲りたいと思ひます。

かくて、一昨二十六日質疑を打ち切り、三法案を一括議題として討論に入り、日本社会党米窪満亮君から反対の意見を、民主自由党關谷勝利君から賛成の意見を、日本共産党柄澤孝子君から反対の意見を、民主党第九控室清藤唯七君から賛成の意見を、労働者農民党石野久男君から反対の意見を、それぞれその党を代表して述べられたのであります。

かくて討論を終局して、ただちに三法案を一括採決の結果、三法案とも原案通り可決いたしました次第であります。

以上、簡単な御報告を終わります。

三、参議院運輸委員長報告(十一月三十日)

(通運事業法の委員長報告を一括して掲載)

◎日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律

(昭和二十四、二二、七、法二四三)

一、提案理由(十一月二十四日)

○大屋国務大臣 ただいまより日本国有鉄道の所有地内にある日本通運株式会社の施設の処理等に関する法律案の提案理由について御

説明申し上げます。

日本通運株式会社は、さきに過度の経済力集中排除法の規定により指定を受けておりました。近く持株会社整理委員会より指令を受けることになっております。またさらに同社は会社経理応急措置法の規定により、特別経理会社となつており、従つて企業再整備法により整備計画を立て、主務大臣の認可を受けなければならないのであります。これらの整備計画及び認可は、過度の経済力集中排除法の施行に伴う企業再整備法の特例に関する法律により、過度の経済力集中排除法の決定指令の内容に従わねばならないこととなるのであります。ところがこの集中排除の決定指令は、日本通運株式会社のみに対する一方的措置でありまして、この指令を的確かつ迅速に実施するためには、さらに必要な法律上の措置をとる必要がありますので、本法律案を提案いたしました次第であります。

以下簡単に本法案の内容について御説明申し上げます。

第一に申し上げたいことは、日本国有鉄道に対し、その所有地内にある日本通運株式会社の一定の施設を譲り受け、その義務を課したことであります。譲り受けるべき施設の範囲は、日本国有鉄道がその事業の運営上、荷主または通運事業者に対して有効な利用を保証し、共通の利便を與えるために必要なものであります。さらにこれらの物件については、日本国有鉄道が指定することとしたし、譲り受け価格その他に関しては、公平かつ適正を期するため、当事者のほかに、両者が協議して定める候補者のうちから、第三者を運輸大臣が選定し、これら三者の協議によつて決定すること

になつております。次に譲り受けの方法といたしましては、日本国有鉄道が所有する日本通運株式会社の株式と対等額の範囲内で交換し、なお不足の場合には予算のうち、工事勘定で定められた額の範囲内で譲り受けることにいたしております。

第二に申し上げたいことは、日本国有鉄道はその所有する日本通運株式会社の株式を、他に譲渡しなければならないことではありません。日本国有鉄道は前に述べましたごとく、日本通運株式会社の施設と対等額の範囲内で交換するほか、株式の価額の方が高いときには、その額の株式については有価証券の処分の調整等に関する法律により、他に譲渡しなければなりません。

第三に申し上げたいことは、日本国有鉄道は日本通運株式会社以外の通運事業者より、その所有地内にある施設を予算の範囲内で譲り受け、または賃借りしなければならないことではありません。日本通運株式会社の場合と異なる点は、賃借りし得る余地が残されておることです。これに伴い通運事業者は、これらの施設を日本国有鉄道に譲渡し、または賃貸しする義務を負うこととなつております。

第四に、地方鉄道業者あるいは軌道経営者の場合についてであります。この場合においては、日本通運株式会社がこれらの地方鉄道業者、及び軌道経営者の要求により譲渡し、あるいは賃貸ししなければならぬ施設の価格その他の事項は、両者の協議によつて定めることとしたしました。

以上で本法案の提案につきまして御説明を終わりたいと存じます

国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

五八

が、通運事業の健全な自由競争態勢を確立し、公共の福祉を増進し、その民主的な運営を期するためには、せひともこれらの法律の実施を必要とするものと考えますから、何とぞ十分御審議くださるようお願いする次第であります。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十八日)

(日本通運株式会社法を廃止する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院運輸委員長報告(十一月三十日)

(通運事業法の委員長報告と一括して掲載)

◎国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、八、法二四四)

一、提案理由(十一月十四日)

○政府委員(水田三喜男君) 国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申し上げます。

今回改正しようとしたします点は三点でありまして、その第一点は、国の所有に属する物品に関し、その売拂代金の延納の特約をすることができるときは、これをさらに明確にするため

に、従来の規定を統一整理致し、国が商取引上の慣行等に從つて売

拂代金の納付前に物品の引渡を行う必要がある場合と、その他の場合とに区分して規定しようとする点であります。

第二点は、延納の特約をする場合において特別の必要があるときは利息を附さないこともできることとしようとする点であります。

即ち従来延納の特約をする場合で利息を附することを要しないこととしたのは、国の内部又は相互の間の売拂の場合に限定されていたため、多少嚴格に失するきらいがありましたので、この際その点を是正して取引の円滑を図ろうとするものであります。

第三点は、この法律の適用が従来国に限られていたのに対しまして、これをさらに法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道がその所有に属する動産を売り拂う際におきまして、売拂代金の納付及びその延納の特約をする場合にも準用させようとする点であります。

以上三点の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことを希望いたします。

二、参議院大蔵委員長報告(十一月二十四日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。国の所有に属

する物品の売拂代金の延納について、その規定を更に明確にするため規定の整備を行い、又延納の特約をする場合、必要に応じては利息を付さないことに改めると共に、この法律を法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道にも準用せんとするものであります。さて、本案は十一月十四日より十一月二十一日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、多数を以つて原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

三、衆議院大蔵委員長報告(十二月一日)

(食糧管理特別会計法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎日本専売公社法の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、八、法二四五)

一、提案理由(十月三十一日)

○水田政府委員 たいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

現行の日本専売公社法におきましては、日本専売公社の会計に關し、専売局から日本専売公社への移行が急速に行われなければならなかつた關係上、原則として日本専売公社を国の行政機関とみなしまして、従前の専売局の事業の会計に關し、適用されました法令の

日本専売公社法の一部を改正する法律

規定の例によることに規定してありますので、公法人である日本専

売公社がその事業の能率的な運営をはかる上から、いろ／＼の支障があつたわけでありまして、従つて企業の能率的な運営をはかり

ためには、財政法及び会計法等、国の会計に関する法令の規定と關係なく、日本専売公社の実態に即しました合理的な、能率的な会計制度に改める必要がございますので、日本専売公社法のうち、会計に關する規定の全面的改正を行うこととした次第であります。

次に改正の要点について御説明いたしますと、まず現行法におきましては、日本専売公社の会計に關しましては、国の会計に關する法令の規定の例によることになつておりますのを改めまして、その会計は本法案により運営されることとしたしました。

第二に日本専売公社の資本金につきまして、その増加または減少につき明確に規定いたしました。

第三は日本専売公社の予算につきまして、その執行につき企業予算としての性格上、ある程度の弾力性を與えることとしたしました。

第四にタバコ、塩及び石油の三専売事業の独立採算制の趣旨を明らかにするため、日本専売公社の損益計算は、この三勘定に区分して、その損益を明らかにすることとしたしました。

第五に日本専売公社の決算におきまして、その年度において固定資産、無形資産及びたなおりし資産の額の合計額が増加しましたときは、その額は積立金として留保することとしまして、その経理取扱いを合理化することとしたしました。

五九

第六は日本専売公社はその業務にかかる現金は、これを国庫に預託しなければならぬのでありますが、ただ例外的に現金を安全に取扱うため、日本銀行を簡便に利用できないときは、郵便局または市中銀行に預金することができるといたしました。

第七に日本専売公社は、その重要な財産を譲渡または交換しようとするときは、国会の議決を要することといたしました。

第八に日本専売公社は、その役員及び職員に対して支給する給與についての、給與準則を定めることを要することといたしました。その給與準則は、これに基く一事業年度の支出が、国会の議決を経ました当該年度の予算の中で、給與の額として定められました額を越えてはならない旨、規定することといたしましたのであります。

以上が本法案を提出いたしました理由並びに本法案の大意であります。何とぞ御審議のほどをお願いいたします。

次に旧軍関係債権の処理に関する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

旧陸軍省、海軍省及び軍需省にかかる未徴収の債権を迅速に徴収、整理いたす必要がありますので、本法律を制定しようとするものであります。

この債権を発生の原因により分類いたしますと、まず第一は、戦争中の物品の製造等の契約について、終戦による契約解除のため生じた前金拂い及び概算拂い金額の返還請求権に基く債権、第二は、戦争中及び戦争後拂い下げた軍需品の代金請求に基く債権、第三は、以上各号の契約に基く誤拂いによる返還請求権に基く債権、こ

の三つに分類できますが、以上の原因に基いて生じた債権の金額は、政府の計算におきまして現在約十六億四千万円、件数にいたしまして約八千八百件あるのであります。これらの未徴収の債権中には、債務者が特別経理会社または閉鎖機関に指定され、債務の弁済が制限または禁止されているものが多額に上り、またその他の債務についても終戦後の変動により債務者の住所、居所不明等種々の障害があり、極力徴収につとめていられるにもかかわらず、思うように処理が進行しない次第であります。

閉鎖機関または特別経理会社に指定中のものなどは、それ／＼当該法令により処理するほかないのであります。かかる制限のない場合につきましては、債務者の資力の状況によつてただちに納付させることが著しく困難であるものについては、その納付期限を延期し、または適宜分割して納付させること。裁判所の和解または調停により特別の譲歩をなし得るということ。債務者の住所または居所が不明のため徴収不可能の場合には、その債務を免除し得ること。債務者が書面による債務の承認をしたもの、または催告書により確定した債権については督促をし、なお督促期限内に完納しないときは、国税徴収法に規定する手続に準じて徴収の処分をなし得ること。但し国税のごとき優先権は認めず、かつ異議の申立て、異議の訴えを提起し得ることとする等の道を開きまして、もつて迅速な徴収と整理の進捗をはかることといたしたのであります。

以上の理由によりましてこの法律案を提出した次第でございますが、何とぞ御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十二日)

○北澤直吉君 たいだいま議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、この法案が提出されました趣旨につきまして申し上げます。現行の日本専売公社法におきましては、専売局から日本専売公社への移行を急速に行わなければならなかつた關係上、日本専売公社の会計に關しましては、原則として日本専売公社を國の行政機關とみなしまして、従前の専売局の事業の会計に適用されておりました法令の規定の例によるように規定してありますために、公法人であります日本専売公社がその事業の能率的な運営をはかります上に種々の支障があつたのであります。従つて、企業の能率的な運営をはかりますためには、財政法及び会計法等の國の会計に關する法令の規定とは關係なく、日本専売公社の実体に即しました、合理的かつ能率的な会計制度に改める必要がありますので、今般日本専売公社のうち会計に關する規定の全面的改正を行わんとする次第であります。

次に、この法案の要点について申し上げます。第一に、日本専売公社の予算の執行につき、企業の予算としての性格上、ある程度の弾力性を與えることといたしております。第二に、タバコ、塩及びいよ、腦の三専売事業の独立採算制の趣旨を明らかにいたしますために、日本専売公社の損益計算は、この三つの勘定に区分いたしま

して、おの／＼損益を明らかにすることといたしております。第三に、日本専売公社の決算につきまして、その年度において固定資産、無形資産及びたな卸資産の額の合計額が増加いたしましたときには、これを積立金として留保することといたして、その経理取扱いを合理化することといたしております。第四に、日本専売公社は、その業務にかかる現金はこれを国庫に預託しなければならぬのであります。ただ例外的に、現金を安全に取扱いますために、日本銀行を簡便に利用することができない場合には、郵便局または市中銀行に預金することができるといたしましたのであります。第五に、日本専売公社は、その重要な財産を譲渡または交換しようといふ場合は、国会の議決を要することといたしてあります。第六に、日本専売公社は、その役員及び職員に対して支給する給與につきまして給與準則を定めることを要することといたしてあります。第七に、給與準則は、国会の議決を経ました予算の中で給與の額として定められました額を越えてはならないことといたしてあります。以上が、この法案の提出されました趣旨並びにその要点であります。

この法案は、十月二十八日、本委員会に付託され、同三十一日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十一月八日、九日、十一日、十二日の四日にわたり質疑を行いましたところ、三宅委員より、公社になつてからの製造販売等に関する実績、公社の資本金及び財産内容等について、川島委員より、タバコ民営に關する政府の見解及びその研究の経過、タバコ値下げに關する見込等について、河田委

員より、タバコ民営を考えている理由、給與準則と臨時工員給與との関係等について、深澤委員より、公社の本質的な目的、この法案とタバコ民営との関係等について、林委員より、この法案における大蔵大臣の承認を要する事項の性質、給與準則の性質、価格差補給金の性質、公社の利益金と職員に対する報酬との関係等について、内藤委員よりタバコ耕作面積の拡張とその割当方法等について、前尾委員より公社の積立金及び長期借入金の基準等について、さらに三宅委員、田中委員、深澤委員、北澤委員、河田委員、内藤委員より、給與準則の内容、タバコ耕作者に対する物資の配給、従業員に対する給與等について、また田中委員、河田委員、林委員より、臨時工員に対する給與、公共企業体労働関係法第十六條との関係等について、委細を盡して質疑がありました。以上の質疑に対しまして、水田大蔵政務次官、冠木日本専売公社監理官及び曾田日本専売公社総務局長より、本法案はタバコ民営の問題とは全然関係ないこと等それ〴〵答弁があり、慎重に審議いたしました。

次いで、十一月十九日討論に入りましたところ、前尾委員は民主自由党を代表いたしました。この法案は公社として弾力性を持たせるところにねらいがあり、専売公社への移行に伴つて当然改正すべき手続法であり、異議を申すべき筋合いではない、なお希望としては、将来検討されて、よりよい法律にされたいと述べて賛成の意を表せられ、田中委員は社会党を代表しまして、公社の経理は独立採算制に基いて制定すべきものであり、また弾力性のあるものとすべきであるのに、この法案では、これらの点が没却されている、よ

つて最小限度の修正として、第一に、大蔵大臣は公社の作成した予算を調整するにあつて企業の能率的な運営に留意しなければならないという條項を加えること、第二に、予備費を使用しても不足があつた場合には、予算の範囲内で収入増加額を経費に使用することができるという條項を加えること、第三に、利益金の増加分については、職員の厚生施設その他の福利増進に使用するという條項を加えること、第四に、公社の重要な財産は、担保に供し、もしくは貸し付けようとするときにも国会の議決を要するという條項を設けること、第五に、給與準則は国会の議決を経た予算内で定められた額を越えてはならないという趣旨の條項を削除すること、以上の五點の修正を希望するが、右修正は諸般の關係上不可能のことであるから、この法案には反対する、と述べて反対の意を表せられ、宮腰委員は民主野党派を代表しまして、この法案は能率的な経理を制定しているものであるが、所期の改正目的を達するために経営上の努力を希望する旨を述べて賛成の意を表せられ、河田委員は共産党を代表しまして、この法案では依然として大蔵大臣の権限が強、民主的な能率を発揮することができない、また給與を低くし、賠償金を低くすることがこの法案で強化されている旨を述べて反対の意を表されたのであります。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもちまして、この法案は原案の通り可決されました。
以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました日本専売公社法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本案の提案の理由並びに内容について申し上げます。現行の日本専売公社法においては、公社の会計に関しては、原則として日本専売公社を国の行政機関とみなして、従前の専売局の事業の会計に關し適用された法令の規定の例によることになつておりますので、公法人である公社がその事業の能率的な運営を図る上にな種々の支障があつたのであります。従つて企業の能率的な運営を図るためには、財政法及び会計法等、国の会計に關する法令の規定に關係なく、公社の実体に即した合理的且つ能率的な会計制度に改める必要があらますので、会計に關する規定の全面的な改正を行おうとするものであります。

その改正の要点は、資本金の増加又は減少について規定したところ。予算に或る程度の弾力性を與えたこと。損益計算は煙草、塩及び樟腦の三勘定に区分してその損益を明かにしたこと。決算において固定資産、無形資産及び棚卸資産の額の合計額が増加したときは、その額は積立金として留保することとしたこと。業務にかかるとる現金は国庫に預託しなければならないこととしたこと。重要な財産の譲渡又は交換について国会の議決を要することとしたこと。役員及び職員に対して支給する給與についての給與準則を定めることを

要することとしたこと等であります。

本案審議の経過を申し上げますと、十月二十九日より十一月二十九日まで慎重審議して、質疑応答の後、十一月二十九日討論に入り、波多野鼎委員より、この法律は公社の職員の福利保護の点で不十分であるから、政府はこの法律の運用に当り、公社をよく指導せられたいとの希望を付して賛成の意見が述べられ、討論を終局し、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。右御報告いたします。

次に大蔵省預金部特別会計外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に關する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。
本案は、農業共済再保険特別会計の農業勘定において、産麦の災害発生による再保険金支拂の増加に伴う四億四千六十六万四千円の不十分を補填するため、昭和二十四年度一般会計から繰入金の限度額八億五千六十八万八千円を十二億九千三百三十五万二千円に引上げようとするものであります。さて、本案は十一月二十五日より十一月二十九日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであります。

◎少年法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、八、法二四六)

一、提案理由(十一月十日)

(刑事補償法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(十一月十九日)

〔花村四郎君登壇〕

○花村四郎君 たいま議題と相なりました少年法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審議の経過並びに結果を簡単に御報告いたします。

まず本法律案の内容を申し上げますと、少年法は本年一月一日より施行されたのでありますが、新少年法第二條において、少年とは二十歳に満たない者と規定していただいております。旧少年法は十八歳未満の者を少年といたしましたのに、新法はこれを引上げたのであります。この規定通り実施いたしますと、旧法時代に比して少年事件は約二倍以上増加することが予想されるのであります。ところが、本法施行当時における家庭裁判所、少年院、少年観護所及び少年鑑別所等、少年事件取扱機関の人的、物的設備の現状と、犯罪者予防更生法がその後五月に施行される予定でありましたため、この激増する少年事件に対します受入れ態勢がきわめて不十分であつたのでございます。

そこで、少年法第六十八條により、同法施行後一年間は、少年は旧法同様十八歳未満の者とするということにいたし、この一年間に受入れ態勢の整備に努めることといたしたのであります。今日すでに十一箇月を経過しておるにもかかわらず、この受入れ態勢の整備工作の進展が裁判所側、法務府側ともに十分でなく、あまつさえ少年犯罪が激増する今日、二十歳に引上げた場合、とうてい少年事件を滞りなく処理し得ないと考えられるので、さらに一年間少年法の常則にのつとることを延期して十八歳未満といたし、その間に受入れ態勢の整備をはからんとするのが、本案の趣旨であります。

法務委員会におきましては、十一月十日、殖田法務総裁より提案理由の説明を聴取した後、三回にわたり熱心活発なる質疑があり、ことに青少年の犯罪が激増する今日、政府当局はいかなる施策を行つていくかについて、法務、文部、厚生各当局より報告を求め、なお政府に対し、受入れ態勢の急速な完備と、来年再びこれを延期することのないこと等希望意見が開陳せられ、十一月十七日、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院法務委員長報告(十一月二十九日)

○宮城タマヨ君 只今上程されました少年法の一部を改正する法律案の委員会におきます審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず簡単に本法律案の内容について御説明いたします。新少年法が

いたしました。本委員会では慎重に審議いたし、討論は省略いたしました。採決しましたところ、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

◎国民金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、八、法二四七)

一、提案理由(十一月二十五日)

○水田政府委員 国民金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

国民金融公庫は、一般の金融機関から資金の供給を受けることが困難な国民大衆に対して、その生活の再建をはかるために必要な資金を供給するため、本年六月発足いたしました次第であります。現在までに生業資金三億五千万円、更生資金二億二千万円の貸付を行い、鋭意その目的の完遂に努力して来たのであります。何分にもその資金量が不十分でありますので、この種の資金需要に対して十分応じたい事情にあつたのであります。従いまして今般国民金融公庫の資金量を拡充し、国民大衆の生活再建のための緊急な小口事業資金の円滑な供給をはかりたいと考えまして、昭和二十四年度補正予算におきましては、国民金融公庫の出資金として五億円、更生資金貸付金として二億円を予定し、御審議を願うことになつたのであります。これが伴いまして国民金融公庫法の一部を改正し、国民金融公庫の資本金を十八億円に増加し、かつ国民金融公庫は、政府が

第二国会を通過いたしました。本年一月一日よりその施行を見ることになつたのでございますが、同法によりますれば、従来は満十八歳未満の者が少年として少年法の適用を受けておりました。これを満二十歳まで引上げまして、満二十歳未満の者に対して新少年法を適用することになつたのでございます。その結果少年法の適用範囲が拡張したのであります。戦後社会情勢の一般的傾向として青少年層の犯罪行為が激増しておりますので、そのため同法の適用を受けるべき犯罪少年、虞犯少年などが甚だしく多くなり、他方これを受入れるべき施設及び裁判所、法務府関係職員がこれに伴いません。従つて所期の目的を達することが不可能となりました。従つて、新少年法施行後一ケ年間に限り従前通り満十八歳未満の者のみに同法を適用し、政府ではその間に急速に諸準備を整えるということとを同法の附則によつて認めたのでございます。然るにこの期間は本年十二月末日を以て切れるのでございます。政府側では受入れ体制、即ち物的、人的の諸準備が未だ整わず、右期限までに整う見込がございませんので、更に一ケ年間この期限を延長するというのが本法案の趣旨でございます。委員会におきましては各委員より熱心な質疑が行われましたが、特に一年間の期限を延長することによつて政府は受入れ体制を完備する見込があるだろうか、どうかだろうか。更に又延長することになるのではないかと、この重点が置かれたのでございます。政府委員はこれに対して、予算措置もとつてあるし、昭和二十五年中には人的、物的共に準備が完了する見込である。それで更に期限を再延長することはないとの答弁がござ

ら公庫の予算に定められた金額の借入金をする事ができることにしたのであります。

なお、右のほか公庫の役員は、現在一般職の国家公務員であります。公庫の事業の特殊な性質に顧みまして、公庫の役員に対しては、一般職の国家公務員に対する給与のほか、その俸給総額の百分の十に相当する金額の範囲内において、特別手当を支給することができるよういたしました。また公庫の金融機能的な業務に顧み、公庫の余裕金の運用といたしまして、銀行に対する預金及び郵便貯金の方法を認めることにしたのであります。

以上が国民金融公庫法の一部を改正する法律案提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

復興金融公庫におきましては、復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律第二條の規定により、毎事業年度における剰余金はこれを国庫に納付することになっておりますが、今回復興金融公庫法第十七條第二項の規定に基づく復興金融審議会の決議によつて、本年十月以降は新たに資金の融通、債務の引受けまたは保証を行わず、単に従前の保証債務の履行及び債権の保全にかかる振替貸付のみを行い得ることとなりました関係上、今後各事業年度において回収いたします元金は、当該年度における復興金融債券の償還に要する経費、本公庫において従前引受けた保証債務の履行に要する経費、及

円に上る見込みでありますので、復金の現在の資本金一千四百五十億円から二百五十億円減資して、一千二百億円とすることにいたしました。第二は、復金は本年度予算からその剰余金を国庫に納付することになっておりますが、補正予算からは、融資の回収金も国庫に納付しなければならないことになりました。従つてこの回収金を国庫に納付した場合には、その相当額を減資する必要が生じた次第であります。この法律案は右の二点の改正を行わんとするものであります。

なおちなみに十月末現在の未拂込み資本金は九百億円で、これに対して復金債発行残高が六百四十七億円、保証債務の残高が四十四億四千八百万円で、未拂込み資本金の余裕は二百八億五千二百百万円でありますが、その後復金債の償還と保証債務の履行の進捗によつて、明年三月末には未拂込み資本金は二百七十五億三千三百万円で、これに対して復金債発行残高はゼロ、保証債務の残高が二十一億九千万円となり、未拂込み資本金の余裕は二百五十三億四千三百万円となる見込みであります。また本年度補正予算においては、五十億円の回収金の国庫納付が計上せられております。

以上復興金融公庫法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を説明いたしました。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成相なるようお願いいたします。

次に大蔵省預金部外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の一部を改正する法律案提出の理由を御説明申し上げます。

国民金融公庫法の一部を改正する法律

び本公庫に属する債権の保全に要する経費に充当し、その剰余につきましてはこれを国庫に納付させるのを適当と認めまして、これを先に申し上げました剰余金の国庫納付とは別に、国庫に納付させることを規定したのが、改正の第一点であります。

右の改正によりますと、昭和二十四年度における国庫納付額は五十億円の増加が予定されますので、別途御審議を願つております昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)において、これに関する措置を講じたのであります。国庫納付の額は決算の結果、右の五十億円を超過する可能性もありませんので、その予算額を超過する額につきましては、翌二十五年度において納付し得るように規定いたしましたのが、改正の第二点であります。

なおこの回収金の国庫納付に関連いたしましたので、本公庫の資本を減資する必要がありますが、この点につきましては、復興金融公庫法の改正を別途提出し、御審議を願う考えでございます。

以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

次に復興金融公庫法の一部を改正する法律案につき、提案の理由を説明いたします。

まず改正の第一は、復金審議会の十月七日の決定により、復金は爾後新規業務を一切停止することとなりました。これに伴つて不要となる未拂込み資本金が昭和二十五年三月末現在で、約二百五十億

農業共済再保険特別会計の農業勘定におきましては、異常災害発生により、昭和二十四年度産麦の再保険金支拂いが増加し、これに対する支拂い財源が四億四千六十六万四千円不足するのであります。これを借入金をもつて補填することは、現下の財政方針より適当でない認められますので、一般会計から繰入金をもつて補填する必要があります。従いまして大蔵省預金部外二特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補填のための一般会計から繰入金に関する法律におきまして、農業共済再保険特別会計の農業勘定の歳入不足を補填するため、昭和二十四年度において一般会計から繰入金をする限度額が、八億五千六十八万八千円と規定されてありますのを、四億四千六十六万四千円だけ引上げ、十二億九千三百三十五万二千円とする必要があります。これがこの法律案を提出する理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月二十六日)

(郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

(政府契約の支拂遅延防止等に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎復興金融公庫法の一部を改正する法律

(昭和二十四、二五、二六、二七、二八、法二四八)

一、提案理由(十一月二十五日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

○小山長規君 たいま議題となりました復興金融公庫法の一部を改正する法律案並びに復興金融公庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず両法案が提出になりました趣旨について申し上げますと、第一の法案は、資本金の減資に関するものであり、第二の法案は、回收金の国庫納付に関するものでありますが、順序として、第二の法案より先に申し上げます。

復興金融公庫におきましては、本年十月以降、新規業務を一切停止することになりましたので、今後の回收金につきましては、新たな貸付等に転用することなく、この回收金額から必要経費を差引きました残額を、国庫に納付させることとしようとするものであります。

次に第一の法案は、新規業務停止に伴つて不要となります未拂込み資本金が、昭和二十五年三月末現在において約二百五十億円に上

度の決算のときから施行することといたしております。

以上の二法案は、十一月二十四日、本委員会に付託されたものであります。翌二十五日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十七日質疑に入つたのであります。詳細の点は会議録に譲るといたします。

次いで討論に入りましたところ、三宅委員は民主自由党を代表して、回収を嚴重に行うことを希望して賛成の意を述べられ、川島委員は社会党を代表して、復金融資は経済安定のため必要なものであるが、機構が民主化されていないこと、回收金は中小企業等に投資して、金詰まりの打開に使用すべきものであること、という理由をあげて反対の意を述べられ、河田委員は共産党を代表して、この法案は復金融資を停止し、回収を内容とするものであるから賛成である旨を述べ、回収については政府が適切な処置をとり、次の国会に報告されること、本委員会が調査することを要望する旨の条件を付されました。内藤委員は新政協協議会を代表して、回収金を農業方面に融資せられることを希望して賛成の意を述べられました。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもって本案は原案の通り可決いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に議題となりました旧軍関係債権の処理に関する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

まず、この法律が提出になりました趣旨について申し上げます。この法案で旧軍関係債権と申しておりますものは、旧陸軍省、旧海

復興金融公庫法の一部を改正する法律

の見込みとなりますので、これだけの金額を、昭和二十四年度の決算時において、現在の資本金より減資いたしますとともに、さきに申し述べました回收金が国庫に納付された場合には、さらにその納付金額に相当する金額の減資を行うこととしようとするものであります。

次に、両法案の要点について、これも説明の都合上、第二の法案より先に申し上げますと、その第一点は回收金の国庫納付に関する基本規定でありまして、毎事業年度における回收金は、その金額から、復金債券の償還に要する経費等政令で定めるものを差引いた残額を、その年度において国庫に納付しなければならぬことといたしております。

第二点は回收金の国庫納付に関する特殊規定でありまして、昭和二十四年度に限り、納付に関する支出予算額が実際の納付額に対して不足するときは、その不足額は翌年度において納付することといたしております。

次に第一の法案の要点について申し上げますと、その第一点は不要となり未拂込み資本金の減資に関するものでありまして、現在の資本金額千四百五十億円を、二百五十億円減資して千二百億円に改めることといたしております。

第二点は回收金の国庫納付の場合における減資に関するものでありまして、回收金が納付された場合には、その年度の末日において、納付金額に相当する金額の減資を行うものとするものといたしております。なおこの第一の法案は、復興金融公庫の昭和二十四年軍省及び旧軍需省関係の債権でありまして、これら各省が、物品の製造契約等に対して前金拂い、または概算拂いをしましたために拂い過ぎとなりましたもの、軍需品の拂下げ代金、間違つて支拂いしましたものなどで、未回収になつております債権であります。その金額は現在約十六億四千万円、件数にいたしまして約八千八百件ありますのであります。このうちには、債務者が特別経理会社または閉鎖機関に指定されましたため、債務の弁済が法律上制限または禁止されているものが多額に上つておりますが、その他の債権につきましても、終戦後の変動によりまして、債務者の住所、居所不明等種々の障害がありまして、徴収が進行しておらない状態であります。従いまして、特別経理会社または閉鎖機関に指定されておりますものにつきましては、それ／＼当該法令によつて処理するほかにないのであります。さような制限のないものにつきましては延納または分納を許し、あるいは特別の譲歩をなし、あるいは催告及び督促を行いました上滞納処分をする等の手段をとり、また債務者の住所、居所不明等のために徴収不可能と認められます場合には、その債務を免除するなどの処置をとりまして、迅速な徴収と整理の進行をはかるうとしておる次第であります。

以上がこの法案の提出になりました趣旨であります。次にこの法案の要点について申し上げます。

第一に、債務者の資力の状況によりましては、三年を越えない期限をもつて延納または分納を許すことといたしておりますが、その場合には、確実な担保を提供させ、また大蔵大臣の定める利息をつ

けなければならぬことといたしております。
第二に、裁判所の和解または調停によりまして特別の譲歩をすることができるといたしております。

第三に、債務者が書面によつて債務を承認したもの、または催告書によつて債権が確定したものにつきましては、さらに債務支拂いの督促をいたしました上、なお期限内に完納しないときには、国税徴収法に規定しております滞納処分の手続に準じまして徴収処分をすることができるといたしております。但し、この場合には、国税において認められておりますような優先権は認められないのであります。

第四に、債務者の住所または居所が不明のため徴収可能と認められず場合には、その債務を免除することができるといたしております。なお住所または居所不明の債務者に対する告知、催告、督促及び債務免除の通知については官報の公告によることができるといふことになつております。

第五に、債務者は、確定した債権について、国を被告として異議の訴えを提出することができるということになつております。

以上がこの法案の要点であります。次に審議の経過並びに結果について申し上げます。

この法案は、十月二十八日、本委員会に付託されたものであります。同三十一日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、十一月八日、入江衆議院法制局長より、この法案に関する関係筋の参考意見を聴取し、十一月十二日より質疑に入り、各委員から熱心な質疑

が行われ、それ／＼政府側より答弁がありました。質疑応答の詳細については会議録に譲ることといたします。

次いで、二十八日討論に入るに先立ち、前尾委員より民主自由党、民主党、新政治協議会各派合同の修正案を提出されましたが、修正案は、第一に、旧軍関係債権とは何であるかを明定し、第二に、大蔵大臣が定める利息とあるのを、大蔵大臣が市場金利を考慮して定める基準による利息と改め、第三に、債権が確定されても、債務者の住所または居所が不明である間は、滞納処分をしないことができることとするものであります。

続いて討論に入りましたところ、田中委員は社会党を代表して、この法案は債権取立てのためでなく、巨額の債権を打切ろうとする意図が見られる旨を述べて反対の意を表せられ、林委員は共産党を代表して、臨時軍事費より支出された巨額の債権が徴収されないこと、債権を取立てるのではなくて、債務者を保護するものであること、軍事的な潜勢力を温存する意図が見えること、わが国は恒久的平和を確保すべき国際的義務を有するにもかかわらず、これに逆行するものであることの四つの理由をあげて反対の意を表せられ、前尾委員は民主自由党を代表して、債権の迅速な取立て並びに整理の進捗をはかるためには、ぜひともこの法案が必要である旨を述べて賛成の意を表されました。

次いで採決に入りましたところ、修正案並びに修正部分を除く原案は起立多数をもつて可決せられ、よつて本案は修正議決された次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月一日)

(旧軍関係債権の処理に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、八、法二四九)

一、提案理由(十一月二十五日)

(国民金融公庫法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(復興金融庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月一日)

(旧軍関係債権の処理に関する法律の委員長報告と一括して掲載)

◎国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、八、法二五〇)

一、提案理由(十二月二十五日)

○大屋国務大臣 ただいまから国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律

律案の提案理由を御説明申し上げます。

国有鉄道におきましては、去る五月旅客運賃の改正を行つたのであります。その後の経済事情の変化その他の事情によりまして、予定の収入を得られず、本年度大体八十六億の赤字を生ずる結果に立ち至りました。来年度におきましては、このまま推移いたしますれば、大体二百数十億円の収入不足となるわけでございます。

国鉄におきましては各般にわたり経営の合理化を行い、これに対処していることは言うまでもないこととありますが、何分にも運送原価の半ばにしか達しない貨物運賃のもとにおいて、收支の均衡を得ることはすこぶる困難と言わざるを得ません。このような事情にありまして、今回公正な原価を償うという観点から、貨物運賃の八割値上げをいたしたいと存するのであります。この八割値上げによりまして、平年度においては收支の均衡を得ることができ、輸送力の維持増強に必要な経費をまかない得ることとなるのであります。しかし国鉄の貨物運賃は、單に国鉄の財政上のみから考へべきではないことはもちろんでございます。現在問題となつております海陸輸送の調整の観点からも検討するべきであります。これにつきまして、国鉄運賃八割値上げによりまして、海運賃は採算ベースに基く自由運賃形態に到達することが期待され、海陸の調整は十分その目的を達し得ることとなるのであります。

国鉄の貨物運賃は八割値上げすることにつきましては、それが一般物価に影響を與えるのではないかと議論があるかと考えますが、検討いたしました結果、最近におきましては、インフレも終熄

国有鉄道運賃法の一部を改

の段階にあり、価格統制も漸次緩和されつつありますので、この程度の値上げでは消費者価格に影響する程度は、僅少であると考えるのであります。

次に旅客運賃の調整の問題につきましては、財源の関係上、来年度において通行税法の改正されず機会に、それとにらみ合せて遠距離通減、一、二等倍率の引下げ、長期定期の割引等について考慮したいと考えておりますので、あるいは来る通常国会に国有鉄道運賃法一部改正として、御審議いただくことになるのではないかと考えます。

以上、国有鉄道運賃法の一部改正法律案の提案理由と、その内容について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議いただきまして、すみやかに可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月三十日)

○稲田直道君 ただいま議題となりました国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月二十四日当委員会に付託され、二十五日、政府から提案理由の説明を聴取いたしました以来、委員会を開くこと二回、その間二十八日には利害関係者の意見を聴取するなど、特に慎重審議を重ねたのであります。

本法案の趣旨といたしまするところを簡単に申し上げますならば、日本国有鉄道は、現行運賃によつては、経済事情の変化その他

の事情によりまして、本年度においておよそ八十六億円、明二十五年におきましては約二百数十億円の収入減が予想せられますので、これが収支の均衡をはかりますために、明年一月一日より貨物運賃を八割値上げせんとするものでありまして、なおこれによつて海陸輸送調整の目的をも達せんとするものであります。

次に質疑応答のおもなる点を申し上げますならば、まず国鉄財政の均衡をはかるためには、何よりもまず経営の合理化、能率化によつて独立採算制の基礎を確立しなければならぬと思ふが、政府はこれについていかなる対策を持つていくかの質問に對しましては、政府から、国鉄経営の合理化、能率の増進については種々努力を重ねて来たのであるが、公共企業体となつて日もなお浅いので、いまだ十分の効果もあげていない、今後もこれらの点について十分努力して行きたいと考えているとの答弁があつたのであります。また貨物運賃八割値上げ実施の結果、物価の値上りを来し、ひいては生計費に及ぼす影響も少くないと思ふがどうかとの質問に對しましては、貨物運賃の価格に占める割合を主要二十六品目について見ると、わずかに二・三%であつて、これを八割値上げしても、昭和十一年度の平均割合四・六%にも達せず、全体として見れば、値上げ部分はその流通過程において吸収されるものと思われるから、これが生計費に及ぼす影響はきわめて少ないと思ふとの答弁があつたのであります。

次に、貨物運賃の等級は、経済事情の変化に伴つて実情に即しないと思ふが、これに検討を加えて適當なる改正を行ふ意思はないか

との質問に對しましては、これが調整については民間関係者の意見をも徴して実施したいと考えているとの答弁があつたのであります。

次にまた、鉄道貨物運賃の値上げに伴つて海上運賃及び小運送料金、トラック運賃の調整をする考えがあるかどうかとの質問に對しましては、海上運賃については明年一月一日から九割三分の値上げを認めたいと考えているが、小運送料金、トラック運賃については今回は値上げしない方針であるとの答弁があつたのであります。なお、値上げの中小工業者に及ぼす影響、特に木材業者等に及ぼす影響その他についても熱心に質疑応答がかわされたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論に入り、日本社会党松井政吉君から、その党を代表して原案に反対の意見を述べられ、次いで民主自由党關谷勝利君から、政府において貨物運賃の等級について検討を加え、新等級を四月一日から実施すること、及び木材、亜炭、一部の果物等の物資については、何らかの方法により可及的すみやかに運賃値下げを行うことを考慮することを条件として原案に賛成する旨の意見を述べられました。次いで、日本共産党柄澤孝子君、労働者農民党石野久男君から、それらその党を代表して原案に反対の意見を述べられたのであります。

かくて討論を終局して、ただちに採決の結果、多数をもつて本法案は原案通り可決した次第であります。

以上、簡單であります御報告を終ります。

国有鉄道運賃法の一部を改正する法律

三、参議院運輸委員長報告(十二月一日)

○板倉順助君 只今上程されましたる国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案に對する委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の要点は、日本国有鉄道の貨物運賃を八割値上げしようとするのである。それは現在日本国有鉄道の赤字を補填しようとする国有鉄道の財政上の理由によるものであるが、同時にこれによつて海陸運賃の調整を期待しているのであります。日本国有鉄道の赤字は、去る五月旅客運賃の改正を行なつたのであります。その後の経済事情により予定の収入を得られず、本年度大体八十六億の赤字を生ずるに至つたのであります。この赤字補填について、貨物運賃は原価に對し四八%にしか該當しないので、公正な原価を償ふという建前から、貨物運賃の値上をしようとするのであります。尙、政府の見解によりますれば、貨物運賃の八割値上をいたしましたも、物価に對する影響は四・一%であつて、昭和十一年の四・六%に比べまして尙低位にあるので、物価に對する影響は僅少であると認めておるのであります。

運輸委員会においては十一月二十四日、この法律案が予備審査として付託されてから熱心に審査を続けたのであります。尙、各方面の意見を徴する必要を認めまして十一月二十九日、三井船舶株式会社一井保造君、旭海運株式会社小山亮君、東洋経済新報社榎本弘君、日本産業協議会木村宗夫君、全日本中小工業協議会伊藤英男

君、日本トラック協会森田賢君を証人といたしまして喚問して、その意見を聴いたのであります。証人の大部分の意見は、企業の独立採算制の必要と運賃の公正報酬の建前より、又海陸運賃の調整の要ある点から見て、今回貨物運賃の値上は止むを得ざるものとし、更に国有鉄道の経営の合理化を希望せられたのであります。

委員会においては右の意見をも参考にいたしまして、活潑な質疑が行われたのであります。その詳細は委員会速記録に譲ることにいたしまして、その主なるものを挙げますれば、飯田委員、早川委員より日本国有鉄道の旅客収入減の原因、鈴木委員より減収額算出の基礎、飯田委員より国鉄が経営合理化に努力したか否かの点、前之園委員より旅客運賃引下げの意図の有無、村上委員、鈴木委員よりは、今回の運賃改正による利用減に基づく減収、又内村委員、前之園委員、鈴木委員より運賃値上の物価に及ぼす影響、殊に木材その他影響度の強いものに対する緩和策、又内村委員よりは海陸運賃の調整につき、それぞれ質疑が行われたのであります。これに対する政府の答弁を要約いたしますれば、今年五月旅客運賃の値上を行なつたのであるが、その後の経済事情の変化により旅客の平均輸送距離が予想外に減じたことが、旅客収入減少の大きな理由の一つである。これに対して日本国有鉄道は、経費の節約、委託業務の還元、修繕体制の刷新、契約方式の改善等、経営の合理化を行なつてゐるのであるが、昭和二十四年度の予算がすでに前年度に比して二一%の緊縮予算になつてゐるので、減収の調整をなし得ず、本年度末において八十六億の赤字を予想せられるのである。従つてこの

際、貨物運賃の八割値上を行うの止むを得ざるに立至つたのである。又旅客運賃の引下げについては別の機会に考えたいと思う。尙これより海陸運賃は調整せられることが期待される。物価に占める運賃の割合は、今回の値上を行つても四・一%であり、昭和十一年の同割合四・六%に比較いたしましたして低く、従つて物価に対する影響は僅少であると認めるといふ答弁であつたのであります。尙、個々の物資について影響の大なるものは、等級表を再検討する等の途を講じたいと思つたといふ答弁であつたのであります。

次いで討論に入りました。社会党を代表して内村委員より、運賃は物価の基礎となるものなれば、その値上りは物価に影響するところが大きく、従つて公共企業たる性質を有する国有鉄道が独立採算を建前にするにしても、漸を追うてなすべきが至当であるとし、本案に反対の意見を開陳されたのであります。又鈴木委員よりも、国有鉄道には尙経営合理化の余地あること、物価に対する影響を考慮すべきことを理由といたしまして、反対の意見を述べられたのであります。これに対し、飯田委員よりは緑風会を代表して、国有鉄道の値上は独立採算制の下では止むを得ないとしても、一般の影響に對して公平な負担をなさしむるよう、左記要求事項を付して賛成の意見を開陳されたのであります。即ち、

要求事項

- 一、日本国有鉄道貨物運賃等級表は、貨物運賃改正に方り、併せて検討することを適当と認むるので、政府は昭和二十五年四月一日より新貨物運賃等級表による貨物運賃を実施し得るよう、

速かに各方面の専門家を以て構成する審議会を設け、貨物運賃等級表の調整をなすよう措置を講ずること。

- 二、日本国有鉄道貨物運賃の改正により、木材、原木その他著しく影響のあるものについて、政府は昭和二十五年一月一日より前項新等級表の実施せらるるまでの期間、その影響を緩和し得る暫定的措置を講ずること。

又前之園委員は民主党を代表し、加藤委員は民主自由党を代表して、右要求事項を付して本案に賛成の意見を述べられたのであります。

採決に入りましたところ、多数を以て要求事項を付して原案の通り、本案を可決いたすべきのと決定したのであります。尙、右要求事項の実現につき、委員長より運輸大臣に対してその所信を質したるところ、これを了承したとの答弁があつたのであります。以上御報告申し上げます。

◎地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十四、二二、一〇、法二五一)

一、提案理由(十一月十七日)

○小野政府委員 たいま議題となりました地方配付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律

説明申し上げます。

今年度の地方財政は、地方を通ずる総合予算の均衡を徹底するために、極端に圧縮を余儀なくされたことについては、ここに申し述べる必要のないところでありましたが、なかならず地方配付税がその法定率三三・一四%を地方配付税法の特例に関する法律によつて一六・二九%に切り下げられたことは、今年度の地方財政の運営をして困難きわまりないものとしてあります。地方団体としてはやむを得ず経費の支出に極度の切詰めを行つたにもかかわらず、各種災害が相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んでとうてい地方財政の均衡を保持することができなくなり、増額をすることとし、別途御審議を願つてゐる次第であります。しかして右に伴い、ここに地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出することとしたのであります。改正案の内容は、昭和二十四年度に限り配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の一六・二九%とあつたのを、当該徴収額のうち六百六十七億八千七百五十一万八千円に改めたこととあります。六百六十七億八千七百五十一万八千円と申しますのは、一六・二九%で算定した本年度の地方配付税額が五百七十六億八千七百五十一万八千円、これに補正予算計上分の九十億を加えた額であります。

なおこれを定率によらずして定額といたしましたのは、明年度以降は御存じのごとく地方配付税を廃止して、新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとなりましたので、全面的にこれに切りか

える必要があり、定率制をとる結果、地方配付税の額に増減を来すことは、適当ではないと考えたことに基くものであります。

最後に一言すべきは、この程度の地方配付税の増額をもつてしても、窮迫の極にある地方財政にとつては、とうていその十分なる需要をまかなうに足りないものであります。不足分は歳出の節約によつて相殺することく指導する方針でございます。

以上簡單であります。本改正法律案の提案理由並びにその内容について御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに議決せられんことを希望いたします。

二、衆議院地方行政委員長報告(十一月二十八日)

○菅谷喜六君 たいま議題となりました地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のごとく、今年度の地方財政は、国・地方を通ずる総合予算の均衡を期するため、極度の緊縮を余儀なくされたのであります。特に地方配付税につきましては、その法定率三三・一四%を、地方配付税法の特例に関する法律によつて一六・二九%に切下げるといふ、思い切つた削減を行わなければならなかつたのであります。このために、地方財政の運営は、困難の域を越えて、まさに破綻に瀕する事態に立ち至つたのであります。当時本委員会といたしましては、地方自治擁護の立場から、極力その削減を阻止すべく努力をいたしたのであります。諸般の情勢から見まして、一応これ

を承認せざるを得なかつたのであります。委員会としては、政府に対して、国税の徴収額が減少した場合にも配付税額五百七十七億円を確保するよう措置すること、並びに本年度において歳入に余剰を生じた場合には、これを優先的に地方配付税額の増加に充当すること、その他一、二の点を強く要望して、右特例法を可決すべきものと決定した次第であります。その後地方団体は、やむを得ず経費の支出に極度の切詰めを行つて来たのであります。各種災害が相次いで起り、これに伴う財政支出をも余儀なくされるに及んで、とうてい地方財政の均衡を保持することができなくなつたので、政府も地方配付税の増額の必要を認め、今回補正予算において九十億円の増額を決定し、これに伴い本法律案を提出するに至つたのであります。

改正案の内容は、昭和二十四年度に限り配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の一六・二九%とあつたのを、当該徴収額の六百六十六億八千七百五十一万八千円に改めたこととあります。この額は、一六・二九%で算定した本年度の地方配付税額が五百七十六億八千七百五十一万八千円、これに補正予算計上分の九十億を加えた額であります。なおこれを定率によらずして定額としましたのは、御存じのごとく、明年度以降、地方配付税を廃止して新たに地方財政平衡交付金制度を創設することとなりましたので、全面的にこれを切りかえる必要があり、かつ定率制をとる結果、地方配付税の額に増減を来すことは適当でないといふ考えに基くものであると、説明をしているのであります。

以上、本法律案の趣旨、内容並びに政府の提案理由の概要を申し上げたのであります。本法案は、去る十一月十六日、本委員会付託となり、同月十七日、十九日、二十四日、二十六日、二十八日の五回にわたり委員会を開き、慎重審議をいたしましたのであります。委員会における質疑応答の内容は会議録においてごらんを願いたいのであります。

かくて討論に入りまして、民主自由党の龍野委員、民主党の藤田委員、民主党の鈴木委員から賛成の討論があり、社会党の門司委員及び共産党の谷口委員から反対の討論があり、続いて採決の結果、先ほど述べましたごとく、起立多数をもつて可決と決定いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(十一月二十九日)

○岡本愛祐君 只今議題になりました地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず政府提案の理由について御説明いたします。今年度の地方財政は、国、地方を通ずる総合予算の均衡を徹底するために、極端に圧縮を余儀なくせられ、なかんずく地方配付税は地方配付税法の特例に関する法律によつて法定率を大幅に切下げられたことは御承知の通りであります。よつて地方公共団体としては止むを得ず経費の支出に極度の切詰めを行なつたにも拘わらず、各地に災害が相次い

地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律

で起り、これに伴う財政支出を余儀なくされるに及んで、到底地方財政の均衡を保持することができなくなりましたので、今回補正予算において九十億円の地方配付税の増額をすることとし、これに伴い、この地方配付税法の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出したのであります。その内容は、昭和二十四年度に限り、配付税の額が所得税及び法人税の徴収額の百分の一六・二九とあるのを、当該徴収額の中、六百六十六億八千七百五十一万八千円と改め、結局九十億円増額したのであります。尚、これを定率によらずして定額といたしましたのは、明年度以降は御承知のごとく地方配付税を廃止して新たに地方財政平衡交付金制度を創設することになりましたので、全面的にこれに切り替える必要があり、定率制をとるときは地方配付税の額に増減を来すこととなり、不適当であるといふ理由に基くものであります。

次に委員会における質疑応答の主なものを御報告申し上げます。第一に、従来全国町村から強く要望されていた町村吏員の恩給増額については政府は如何なる方針で解決せんとするかという質問に対しては、政府委員より、地方配付税は本来財政調整的に地方公共団体の一般財源として配付するものであるから、補助金とは異なる、その費途を特定するものではないが、この度の配付税の増額によつて、町村吏員の恩給は官吏とほぼ同率に増額が実施される見込であるといふ答弁がありました。尚、都道府県共済組合の長期給付に伴う負担増加についても、国家公務員と同様の措置が講ぜられる見込であるといふ答弁がありました。

次に自治体警察職員の退職給與金の処置について政府の所見を質したのに対し、差当り国庫予算に計上してある警察費連帯支弁金の余裕を使用して善処したいという答弁がありました。

次に本年度災害復旧費として地方公共団体の要求額とこれに対する政府の財源対策如何という質問に対しては、地方要求総額は八百億円であつて、これに対し国庫負担八十五億円、地方負担三十九億円、計百二十四億円を以て実施する見込であるという答弁がありました。

次に配付税を増額する半面に、政府は今回の補正予算において歳入に十八億余円の地方公共団体からの返還金を計上しておるが、今回増額される配付税と相殺するようなことはないかという質問に対しては、相殺したり天引きしたりするような措置はしないという答弁がありました。

次に六・三制実施に要する経費は、この配付税の額の中にどれ程包含されておるかという質問に対しては、六・三制実施に伴う校舎の建築費は公共事業費として地方債で支弁する計画であるから、配付税の中には含まれていないが、本年度三十億円、明年度九十億円、合計百二十億円を以て国と地方とが各半額を負担して、緊急差し置き難き校舎の建築をなす計画であるという趣旨の答弁がありました。

最後に地方財政の経理については最近とかく放漫に流れるという非難がある。地方公共団体はその財政支出を厳正にし、苟くも社会の批判を受けるようなことは慎まなければならぬ旨の発言があ

り、財政経理の公正を保つことについては、地方団体の自制と監査機関の活動と相待つて効果を収めたい旨の答弁がありました。尚、本法案による配付税の増額に連関して、本年度当初の地方財政計画に及ぼす影響について申し上げますと、本年度の地方財政総額は三千五百億円であつたのでありますが、この度の補正予算に伴い公共事業費、災害復旧費等の追加を見込まれ、これが財源として配付税、地方債及び国庫支出金の増加等と合せ、その歳出総額は二百九十五億円を増加して三千七百九十五億円となる計画であります。本年度地方財政計画策定後の地方財政の状況を概観いたしますと、相当程度にその窮乏が緩和され、財源が増強されたことを認められるのであります。その他委員会における質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質問を終了し、十一月二十九日討論に入り、西郷委員より原案賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致衆議院送付の案の通り原案を可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎特別職の職員の給與に関する法律

(昭和二十四、一二、法二五二)

一、提案理由(十一月八日)

○政府委員(水田三喜男君) 只今議題となりました特別職の職員の給與に関する法律案につきまして提案理由を御説明申し上げます。特

別職の職員の給與につきましては、現在特別職の職員の俸給等に関する法律によつて規定されておるのでありますが、その後新たに特別職に加えられた者が相当ありまして、又その或る者は給與に関する法的根拠を全く持たない現状であります。従いましてこの際右法律の適用範囲を整理いたしますと共に、支給方法その他につきまして所要の改正を加えたいと存するのであります。

次に本法律案の内容を簡単に御説明申し上げますと、先ず本法律案の適用範囲につきましては、第一條において、現在国家公務員法上の特別職である職員を全部網羅いたしますと共に、これをその職務の性質とか、勤務の形態等に着眼いたしましたして、内閣総理大臣等、地方自治委員等、侍従及び連合国軍労務者等の四つに分類し、そのおの／＼につきまして、給與の種類、額、支給方法を別箇に規定することにいたしました。

第一に内閣総理大臣等につきましては、秘書官を除きましては、その給與の種類、額、支給方法等は概ね今までの通りであります。ただ秘書官は現在扶養手当及び超過勤務手当の支給を受けておりますが、その職務の性質上勤務の形態から見まして、これに相当する金額を俸給に織り込んで俸給と勤務地手当の二つを支給することに改めました。

第二の地方自治委員等は、新たに適用範囲に加えられたものであります。その給與は従前の例によりまして、日額手当を支給することにいたしました。

第三の侍従の給與につきましては、昨年六千三百七円ベースに切

特別職の職員の給與に関する法律

替えた後、昇給し得る措置がとられなかつたのであります。が今回は一般職の職員の例によることにいたしましたして、昇給できることにいたしました。

最後に、連合国軍労務者等も新たに適用範囲に加えられたのであります。その給與は、差当り現行のもの、そのままによる建前としてあります。

次に給與の支給方法として新たに追加されました規定は、第十四條の重複給與の調整に関する規定でありまして、これは特別職の職員が、他の国家公務員の職を兼ねるときの給與につきまして、所要の調整を加えようとするものであります。

なお、この法律は、現行の特別職の職員だけを適用範囲としております関係上、国会閉会中新たに特別職の職員となりました者の給與につきましては、その後法律が改正されるまで、政令で定めることとができるよう附則中に規定を設けることにいたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由並びに本法律案の大綱であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

二 参議院大蔵委員長報告(十二月二日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました特別職の職員の給與に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

特別職の職員の給與については、従来特別職の職員の俸給等に関

する法律によつて定められていたものでありますが、その後他の法律により新たに特別職になつた者があり、又従来の規定に不備な点がありましたので、その適用範囲を明確にすると共に、給与の種類、額、支給条件、支給方法等に関する法規の整備をなさんとするものであります。

さて本案の審議の経過を申し上げますと、去る十一月八日より十二月一日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありました。十二月一日が、詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。十二月一日質疑を終局し、討論に入り、森下政一委員より次の修正案が提出されました。即ち政府提出の原案によれば、連合国軍の需要に応じその労務に服する者の給与については、第十一條において別に法律で定めるまでの間、特別調達庁長官が大蔵大臣と協議して定めるとなつておるが、これらの労務者約二十六万人中約十四万人は従来、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受けているので、この事実を明確にするため、その旨を本案但書として挿入せんとするものであります。次に油井賢太郎委員より次の修正案が提出せられました。即ち政府提出の原案によれば、食糧配給公団の職員の給与については、第十二條において単に「法令による公団の一般職の職員の例による」と規定されておりますが、食糧配給公団の職員は、その職務内容の特殊性に鑑み特に特別職としたのであるから、その給与体系も一般職である他の公団の職員のそれとおのずから異なるべきものである。従つて食糧配給公団の職員の給与は、各

個人については一般職の職員の俸給の一割乃至五割、全体としては俸給総額の三割を超えない範囲内において公団特別手当を支給する等、明確なる規定を設けんとするものであります。

森下政一委員及び油井賢太郎委員の修正案は、採決の結果、全会一致を以て可決せられ、次に修正箇所を除く原案について採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定し、本案を修正議決した次第であります。

右御報告いたします。(拍手)

三 衆議院人事委員長報告(十二月二日)

○藤枝泉介君 たいだいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律案につきまして、人事委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、十月二十九日、予備審査のため付託となつたものであります。本十二月二日、参議院において修正の上送付せられ、本委員会に付託せられたものであります。まず、本法律案の提案理由とするところ並びに参議院の修正箇所について御説明申し上げます。

従来、特別職の職員の給与につきましては、特別職の職員の俸給等に関する法律によつて規定されておりましたが、その後新たに特別職に加えられたものが相当にあり、また、そのあるものは給与に関する法的根拠をまつた持たない現状であります。従いまして、この際法律の適用範囲を整理いたしますとともに、支給方

法その他につき所要の改正を加えたいというのであります。

次に、本法律案の内容を簡単に御説明申し上げます。まず本法律案の適用範囲につきましては、第一條において、現在国家公務員法上の特別職である職員を全部網羅いたしますとともに、これを、その職務の性質、勤務の形態等に着眼いたしまして、内閣総理大臣等、地方自治委員等、侍従及び連合国軍労務者等の四つに分類し、そのおのづかにつき、給与の種類、額、支給方法を別個に規定することとしたしております。

第一に、内閣総理大臣等につきましては、秘書官を除きまして、他はその給与の種類、額、支給方法等は、おおむね従来の通りであります。ただ秘書官は、現在扶養手当及び超過勤務手当の支給を受けておりますが、その職務の性質、勤務の形態から見まして、これに相当する金額を俸給に織り込んで、俸給と勤務地手当の二つを支給することに改めました。

第二に、地方自治委員等は、新たに適用範囲に加えられたものであります。その給与は、従前の例によりまして日額手当を支給することにいたしました。

第三に、侍従の給与につきましては、昨年六千三百七円ベースに切りかえた後、昇給し得る措置がとられなかつたのであります。が、今回は、一般職の職員の例によることとし、その例により昇給できることといたしました。

最後に、連合国軍労務者につきましては、これらの労務者約二十六万人中約十四万人は、従来、政府に対する不正手段による支拂い

請求の防止等に関する法律第二條第二項の規定による一般職種別賃金の適用を受けているので、参議院修正案は、この事実を明確にしたものであります。

次に、食糧配給公団の職員の給与については、これらの職員は、その職務内容の特殊性にかんがみまして特に特別職としたのであります。その給与体系も、一般職である他の公団の職員のそれとおのづから異なるべきであります。そこで、食糧配給公団の職員の給与は、各個人については、一般職の職員の俸給の一割ないし五割、全体としては俸給総額の三割を超えない範囲内で、公団特別手当を支給する現在の制度を明確に規定したのであります。

次に、給与の支給方法として新たに追加された規定は、第十四條の重複給与調整に関する規定でありまして、これは、特別職の職員が他の国家公務員の職を兼ねるときの給与については、所要の調整を加えようとするものであります。

なおこの法律は、現行の特別職の職員だけを適用範囲としておる関係上、国会閉会中新たに特別職の職員となつた者の給与につきましては、その後法律が改正されるまで政令で定めることができるよう、附則中に規定を設けることにいたしました。以上が、大体本法律案の内容であります。

人事委員会におきましては、本法律案を本日の委員会に上程して、政府より提案理由の説明を聞き、ただちに討論に移りました。民主自由党藤枝委員、日本社会党松澤委員、民主党連立派逢澤委員より賛成の意見があり、日本共産党加藤委員より反対の意見が述べ

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律 検察官の俸給等に関する法律 八二

られましたが、採決の結果、多数をもつて右は可決せられ、本法案は原案通り可決すべきものと議決いたしました。
右御報告いたします。

◎裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、法二五三)

◎検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、法二五四)

一、提案理由(十一月十日)

(刑事補償法の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院法務委員長報告(十一月二十五日)

○花村四郎君 ただいま議題と相なりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案について、便宜一括してその法案の要旨及び委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

裁判官の報酬等に関する法律及び検察官の俸給等に関する法律は、昨年六月、第二国会において成立し、その後第四国会においてそれ／＼その一部が改正せられて今日に及んでおることは御承

三、参議院法務委員長報告(十一月三十日)

○宮城タマヨ君 次に裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過並びに結果につきまして御報告申し上げます。

裁判官及び検察官の給與については、一般政府職員の給與とは別個の法律で相当優遇せられた額で定められておりますのでございませうが、その基準のベースは同等という建前になっております。そこで昨年十二月、第四国会において一般政府職員の給與は六千三百七十四円ベースに改正されて、本年一月一日以降これを適用し、今日に至つておりますのでございませうが、裁判官の報酬、検察官の俸給は、その前に五千三百三十円ベースで改正公布されて今日に至つており、その基準は政府職員並みに改められなければならないわけでございます。今度判事補、簡易裁判所判事、及び下級の検察官につきましてこれを六千三百七十四円ベースに引上げまして、その均衡を保とうといたしますのが本法案の趣旨でございます。尚、判事及び上級の検事については、特別職の職員との関係もありますので、今度は据置となっております。委員会におきましては伊藤、鬼丸各委員より熱心な質疑があり、政府委員、最高裁判所説明員よりそれ／＼答弁がございましたが、その要旨は速記録を御参照願うことにいたしまして、討論は省略の上、採決の結果、二法案いずれも全会一致可決すべきものと決定いたしました次第でございます。(拍手)

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

八二

知の通りであります。これは、いわゆる月収五千二百三十円をベースとする一般政府職員の給與に関する法律案の例に準じまして改正立案をせられたものであります。しかるに、その後政府職員の給與ベースは六千三百七十四円と改められ、本年の一月一日から実施せられておるのであります。そこで、裁判官及び検察官につきましても、一般政府職員の例にならない、その給與基準を引上げる必要があるというのが、この両法案の提案の要旨でございます。

さて当委員会におきましては、これら提案を審議するにあたりまして、第一に、何ゆえ判事補及び簡易裁判所判事のみが昇給をいたして判事は昇給しないのか、すなわち同法第十條の規定に従えば、一般政府職員の増給があつた場合には、裁判官に対してはスライド式に報酬の増額があるべきで、政府は裁判官の上級下級を問はず一律に増給すべきではないかという質疑がありました。これに対し政府より、昭和二十五年の予算において、でき得るだけ早く善処したいという答弁があつたのであります。

第二に、裁判官に準じて取扱われるべき検察官の俸給についても、今回の措置は五号俸給以下のみを増給し、上級検事の俸給は何らの変更もなき点につき同趣旨の質疑がありました。これに対し政府当局より、二十五年予算において善処する旨の答弁がありましたので、十一月二十五日採決の結果、全会一致をもつて政府原案通り可決いたしました次第でございます。

右御報告申し上げます。

◎食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、法二五五)

一、提案理由(十一月二十四日)

(郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのための一般会計から繰入金に関する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月一日)

○小山長規君 ただいま議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を概略申し上げます。

まず、この法案が提出になりました趣旨について申し上げます。第一に、食糧証券及び借入金等の限度額は現在千五百億円となつておりまして、これは昭和二十三年産米の生産者価格を四千九百円と見込んで計算されたものであります。今般、昭和二十四年産米の政府買入れ価格を四千四百円程度と見込み、さらに輸入食糧の増加等によりまして、食糧証券の発行高は、昭和二十五年一月末においては約千六百七十億円に達するものと見込まれるのであります。従いまして、この会計の運営を円滑にするため、食糧証券及び借入金等の法定限度額千五百億円を千七百億円まで引上げようとするものであります。

八三

第二に、輸入食糧の増加と食糧価格の改訂等の影響によりまして、明年度に持ち越されず手持食糧の価格は、二十三年度末に比べまして相当の増額が予定されるのでありますが、食糧証券が増加いたしますと、この面から通貨の増発を来すおそれがありますので、通貨増発抑制のために、この年度末における残高を、前年度末における残高と同額の千八百十億円にすえ置くことといたし、また従来主食の生産者価格の引上げは消費者価格の引上げと同時に進行して参りましたが、今回は家計費への影響等を考慮いたしまして、消費者価格は今年十二月末まで現行価格にすえ置くことといたす予定でありますため、その期間に生ずべき損失等をも考慮いたしまして、この会計の歳入不足を補填いたしますため、一般会計から百七十億九千三百万円をこの会計に繰入れようとするものであります。

この法案は、十一月二十三日、本委員会に付託され、翌二十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、二十七、二十八、二十九の三日間にわたり審議を行い、各委員より熱心な質疑が行われ、それ／＼政府側より答弁がありました。質疑応答の詳細については、速記録に譲ることといたします。

次いで討論に入り、田中委員は民主自由党を代表して、輸入食糧の増加と政府の米買入れ価格の引上げ等によつて、食糧証券は来年度一月の買入れ最盛期には約二百億円不足するのであるから、法定限度額を千五百億より千七百億円まで引上げるのは適当であり、また現下の経済情勢下においては、証券の増発によらずに一般会計からの繰入れによることが適当である旨を述べて賛成の意を表せられ、

川島委員は社会党を代表して、特別会計の赤字補填を証券の発行によるか一般会計からの繰入れによるかは大きなポイントである、勤労大衆の生活いよ／＼窮迫しつつある今日、一般国民の負担となる繰入れには反対である、また輸入食糧の増加は農村経済に重大なる影響を及ぼすものである旨を述べて反対の意を表せられ、宮腰委員は民主野党派を代表して、運転資金の不足は借入金をもつてまかなうべきであり、食糧証券の発行を前年度の千八百十億円にとどめるためというものは、顧みて他を言うものであると述べて、反対の意を表せられ、深澤委員は共産党を代表して、政府は資金運転操作のためであると言うが、これは明らかに赤字の補填である、また政府の輸入食糧依存主義の現われである旨を述べて、反対の意を表せられ、内藤委員は新政治協議会を代表して、本年四月消費者価格引上げによる政府の手持米の値上りは百億円に上るが、これは農民の受取るべきものである、またシャウブ勧告は十月一日より農業事業所得税の減税を勧告しているにもかかわらず、政府はこれを無視している、政府の農村施策は皆無であつて、これも安易な食糧政策の現われである旨を述べて、反対の意を表せられました。

次いで採決に入りましたところ、起立多数をもつて、本案は原案の通り可決いたしました。

次に議題となりました国の所有に属する物品の売拂代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を概略御報告申し上げます。

この法案が提出になりましたのは、国の所有に属する物品の売拂

代金の納付につきまして、第一に、延納の特約ができる場合の規定を整備し、第二に、延納に対する利息をつけないことができるように改め、第三に、この法律を公団等にも準用することとしようとするためでありまして、改正しようとしております点は次の三点であります。

すなわち第一点は、延納の特約のできる場合の規定の整備に関するものでありまして、現行法におきましては、売拂代金の納付を一時に行うことが困難と認められます特殊の場合には、担保を提供させ、利息を付して、一年以内の延納の特約をすることができるとなつておりますが、このほかに、取引上の慣行等によりまして、売拂代金の納付前に、物品の引渡しを行う必要があると認められます場合には、担保を提供させ、利息を付して、半年以内の延納の特約をすることができるといたしております。

第二点は、延納に対する利息の免除に関するものでありまして、現行法におきましては、利息をつけることを要しない場合としては、国の内部または相互間の売拂いの場合に限定されておりますが、このほかに、利息をつけることが適当でないと認められます場合には利息をつけないことができることといたしております。

第三点は、この法律を公団等にも準用することに関するものでありまして、現行法におきましては、この法律の適用は国に限られておりますが、さらにこれを法令による公団、日本専売公社及び日本国有鉄道がその所有に属する物品を売り拂う場合におきまして、売拂代金の納付及びその延納の特約をする場合にも準用することとい

たしております。

以上がこの法案の要点であります。この法案は、十一月十二日、本委員会に付託されたものでありまして、十四日、政府委員より提案理由の説明を聴取し、同日より質疑に入り、各委員から熱心な質疑が行われ、それ／＼政府側より答弁がありました。質疑応答の詳細については速記録に譲ることといたします。

次いで二十九日、討論を省略し、採決に入りましたところ、起立多数をもつて、本案は原案の通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月三日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず、本案の提案理由並びに内容について申し上げます。今回の改正の第一点は、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額千五百億円を千七百億円に引上げようとするのであります。即ち昭和二十四年産米の政府買入価格の改訂、輸入食糧の増加等の理由によつて、食糧証券の発行高が一次的に増大することが予想され、その結果、昭和二十五年一月末においては、約千六百七十億円に達するものと見込まれるのであります。従つてこの会計の運営を円滑にするため、食糧証券、借入金及び一時借入金の限度額を千七百億円まで引上げようとするものであります。

第二点は、この会計の歳入不足を補填するため、昭和二十四年度において、一般会計から百七十億九千三百万円を限り、この会計に繰入金を行うことができることとするための改正であります。即ち買入価格の改訂、輸入食糧の増加等も影響して、明年度に持越される手持食糧の価額が昭和二十三年度末に比し相当増額が予想されるのであります。その他、従来主食の生産者価格の引上げは消費者価格の引上げと同時に参りましたが、今回は、今年十二月末まで現行価格に据置くこととなりましたため、その期間に生ずべき損失等についても考慮しなければならぬので、この会計の歳入不足を、一般会計から繰入金をして補填する必要があるものであります。

さて、本案は十一月二十五日より十二月三日まで慎重審議いたしました。その詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じます。かくて十二月三日討論に入り、小川友三委員より賛成の意見、天田勝正委員、木村禧八郎委員、中野重治委員及び木内四郎委員よりそれ／＼反対の意見が述べられ、採決の結果は、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました。右御報告いたします。

◎政府契約の支拂遅延防止等に関する法律

一、提案理由(十一月十五日)

○岡野清豪君 ただいま議題となりました政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案について、その提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

まず最初に、本特別委員会における本案起草の経過について申し上げます。本特別委員会は、去る十月二十六日設置せられたのでありますが、これは前国会におきまして、当時政府の支拂が非常に遅延いたしましたので、そのため国民経済の安定に多大の支障を来す情勢が見えましたので、政府の支拂いを促進することが焦眉の急となつたのでございます。従つて、去る四月末に政府支拂促進に関する特別委員会が設けられたのであります。前国会におきましては、鋭意この使命を全うするため最善の努力を拂つたのでございます。なお閉会中も引続き調査に当りましたが、遺憾ながら調査を終了するに至らなかつたのであります。従ひまして本委員会は、前国会並びに閉会中の調査を基礎として、さらに調査を續けて参りました関係上、前国会からの経過を一応御説明申し上げるべきだと存じます。

最初、委員会としてまず考えましたことは、政府支拂いを促進するには、その遅延の実情を明らかにすることが緊要であると思ひ出で来る例もあるのであります。すなわち国としては、業者に対する支拂い義務が歴然として存在しながら、行政機構の内部においては、支拂われないのが合法的であるという、まことに奇妙な状態があるのであります。

また一面、わが国の現状を見ますと、今なお官尊民卑の陋習が強く、国に対し物の給付をする契約に当りまして、当該官庁が特権的地位を保有し、業者との間に対等の立場で物の注文、売買をするという觀念に乏しく、官庁側が一方的都合によつて支拂いを遅延することは当然ないしやむを得ないものと考え、風習が現存しているのであります。そも／＼国に対する給付契約も、民間相互の契約と性質上何ら異なるものではありません。この政府契約にまつる官尊民卑の封建性は、すべからくすみやかに打破せられねばならないのであります。(拍手)この政府契約のいわば封建性に基く支拂い遅延は、終戦後経済の混乱、官庁事務の複雑化並びに執務の能率退化と相まつて、その傾向はますます／＼著しく、国家財政需要が国民経済の上にきわめて大きな地位を占めて、現在、多数に上る政府関係企業の金繰りに致命的な打撃を興え、関連産業の金繰り、ひいてはそれら従業員に対する賃金の遅配欠配の原因となり、また食糧の供出をする農家、健康保険の保険医、その他健全なる国民層の生活に重大なる脅威を興えるなど、国民経済の健全なる運行を著しく阻害している現状であります。

本委員会におきましては、以上のような諸事情にもかかわらず、明らかに政府が支拂い遅延をしていることがつきりいたしました

したので、一面支拂官庁側の報告及び説明を求め、他面各種の民間業者、団体等より事情を聴取するとともに、新聞広告を通じ、あるいは各都道府県、商工会議所その他に対してその資料の提出を求め、鋭意調査を進めたのであります。しかるところ、政府側から提出せられた支拂未済額の報告中には、なるほど契約額、支拂額、未支拂額がそれ／＼表示せられておりますが、この未支拂額が支拂いの遅延に該当するかと申しますと、もちろんそれに該当するものも含まれておりますが、全部がそうでないことも明らかであります。それでは、そのうちどれだけが実際支拂遅延に当るものであつて、それはまた具体的にどの部分であるかと言いますと、これは政府自身でも全然わからないのであります。わからないばかりでなく、これを調査する方法がないのであります。すなわち、行政機構の複雑、行政手続の煩瑣がこういつたことになつてゐるのであります。従つて、政府からいかなる報告書をとりましたも、それによつて支拂い遅延の実体をつかみ、その支拂いの促進を勧告することはできない状態であります。

また中には、たま／＼民間業者から具体的な報告に接しまして、これは確かに遅延に該当するものであるとして、政府に対しその事情を聞いてみますと、なるほど国としては業者に対し支拂い遅延であります。官庁側では、予算の源泉を握る大蔵省から、直接その支拂いに当る末端の官庁に行くまでの間に、資金の受渡しについて非常に複雑、めんどろな径路と手続をふまなければなりません。で、行政機関内部の手続未了という、いわば合法的な支拂い未済が

ものについては、それ／＼行政内部の手続きを促進して拂わすようにとりはからいまして。そのほか、各官庁に支拂い促進を極力慫慂いたしましたので、相当の効果があつたわけで、このため、業者から書信をもつて、あるいはまた委員会に出席して、支拂いが促進せられたことについて、礼を述べられたようなことがありましたことは、各位とともに御同慶にたえぬ次第でございます。(拍手)しかし、以上述べましたように、政府支拂いが遅延するということは、現在の行政機構の複雑と行政手続の煩雜並びに官尊民卑思想が根本的原因でありますので、これらの原因を除去することが、抜本塞源の救済策であることは明らかであります。これらの原因は長年の伝統でありまして、一朝一夕にこれを打破することは、はなはだ困難であると同時に、本委員会の使命からもかけ離れておりますので、かくのごとき陋習を改善し、煩瑣な手続を簡素化させるようにしむけ、同時に支拂いが促進せられるような法的措置を講ずることが最も必要であると痛感いたしましたので、本法案を起草いたしました次第でございます。

次に本法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、国に対し、工事、作業その他の役務の給付又は物件の納入をする政府契約は、双方対等の立場における合意に基いて締結し、信義に從つて誠実に履行すべきものとし、契約締結に際しては、給付の内容、対価の額、給付完了の時期、その他必要事項の外に、給付の完了の確認又は検査の時期、対価の支拂の時期、履行の遅滞、その他債務不履行の場合における遅延利息等を書面により明らかにせしめると共に、国の会計事務を処理する職員が故意又は過失により国の支拂を著しく遅延させたときは、これを懲戒処分すべきものとしようとするものであります。尙この法律の規定は、日本専売公社、日本国有鉄道及び地方公共団体のなす契約にも準用せらるることとなつておるのであります。

さて本案審議に当り各委員より熱心なる質疑がありました。その主なるものを申し上げますと、一委員より、政府契約の中には健康保険医に対する診療代の支拂、供米代金の支拂等をも含むかとの質疑に対して、岡野衆議院政府支拂促進に関する特別委員長より、政府契約の中にはこれらの支拂をも含むとの答弁があり、更に又この法律の施行によつて本年度予算的措置を必要とするかとの質疑に対し、政府委員より、差当り予算的措置を必要としないとの答弁がありました。その他詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑を終局し、十一月二十八日討論に入り、小川友三委員より賛成、森下政一、油井賢太郎、川上嘉の各委員より希望条件を付して賛成の意見を述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案

すべきものとしたのであります。次に、故意または過失により著しい支拂遅延を生ぜしめた国の会計事務職員を懲戒処分すべきことを規定し、また大蔵大臣が政府支拂遅延防止のため必要な監査などの措置をとり得ることを明定し、この面からも政府の支拂いの遅延を防止しようとしたのであります。なおこの法律の規定は、国の機関に準ぜられ、しかもその支拂いが国民経済に及ぼす影響のきわめて大きい専売公社、日本国有鉄道及び地方公共団体のなす契約に準用することとし、その効果を大ならしめたのであります。

なお、政府支拂い遅延の最もがんといたしますところの法律第一七一号は、委員会といたしましても何とかしなければならぬという結論に到達いたしました。これを廃止もしくは適当に改正しようというので、手続をとつております。これとあわせて、この法律は両相まつて政府支拂いの促進に資することと存じます。

なお本法案は、前国会以来、本委員会において慎重審議いたしました。各党各派の絶対の賛成を得て、満場一致可決したものでございます。右よりの次第でございますから、何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを切にお願いする次第でございます。これをもつて私の提案理由並びに内容についての御説明を終わります。(拍手)

二、参議院大蔵委員長報告(十一月二十九日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました政府契約の支拂遅延防止等に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に郵政事業特別会計の昭和二十四年度における歳入不足補てんのため的一般会計から繰入金に関する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本法案の提案理由並びに内容について申し上げます。本年度、郵政事業特別会計の郵政事業収入は、郵便料金の値上げに伴う利用減等の理由により四億一千二百七十一万七千円の収入不足額が予想されておりますが、総合的均衡予算を堅持する建前から、昭和二十四年度におけるこの不足額を借入金によらず、一般会計からの繰入金によつて補填しようとするものであります。尙、この繰入金については、郵政事業特別会計の健全財政が確立せられた際は、予算の定めるところによりその繰入金に相当する金額を一般会計へ繰入れることといたしてゐるのであります。さて、本法案は十一月二十五日より二十八日まで慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に国民金融公庫法の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

国民金融公庫は本年六月発足以来鋭意その目的完遂に努力しておつたのであります。が、資金不足のため、国民大衆の生活再建資金の需要に應じ切れない事情にありますので、その資本金を十三億円から十八億円に増加すると共に、予算に定むる範囲内において政府より借入金をなし得るように改正せんとするものであります。尙、公庫の役職員の給与については、公庫の特殊事情に鑑み、一般職の

旧軍関係債権の処理に関する法律

国家公務員に対する給與の外、その俸給総額の百分の一に相当する金額の範囲内において特別手当を支給し得る等の改正をなさんとするものであります。本案審議の経過を申し上げますと、去る十一月二十五日より十一月二十八日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありました。その詳細は速記録により御承知を願いたいと存じます。十一月二十八日質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て可決すべきものと決定いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎旧軍関係債権の処理に関する法律

(昭和二十四、二二、法二五七)

一、提案理由(十月三十一日)

(日本専売公社法の一部を改正する法律の提案理由と一括して掲載)

二、衆議院大蔵委員長報告(十一月三十日)

(復興金融金庫法の一部を改正する法律の委員長報告と一括して掲載)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月一日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました旧軍関係債権の処理に関する

法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案理由並びに内容について申し上げます。旧陸軍省、海軍省及び軍需省にかかる未徴収の債権を迅速に徴收整理いたす必要上から本法律案を制定いたそうといたすのであります。この債権を発生の原因により分類いたしますと、一、戦争中の物品の製造等の契約について、終戦による契約解除のため生じた前金拂及び概算拂金額の返済請求権に基づく債権、二、戦争中及び戦争後拂下げた軍需品の代金請求に基づく債権、三、以上各号の契約に基づく誤拂による返済請求権に基づく債権等でありまして、以上の原因に基いて生じた債権の金額は、政府の計算によれば、現在約十六億四千万円、件数にいたしましては約八千八百件あるのであります。これらの未徴収の債権中には、債務者が特別経理会社又は閉鎖機関に指定され、債務の弁済が制限又は禁止されているものが多額に上り、又その他の債権についても終戦後の変動により、債務者の住所、居所不明等の障害があり、極力徴収に努めているにも拘わらず、その処理が思うように進行しない次第であります。閉鎖機関又は特別経理会社に指定中のもの等は、それら当該法令により処理する外はないのであります。かかる制限のない場合につきまして、その徴收方法について延納、分納、免除等を認めると共に、国税滞納処分の手続に準ずる徴收の処分ができることとなし、以て迅速なる徴收と整理の進捗を図ることとしたのであります。

さて本案は衆議院において修正送付されたのでありますが、その

修正の第一点は、第一條第一項における旧軍需省にかかる債権の範囲を明確に規定したこと、第二点は、同條第二項中大蔵大臣が定める金利の基準を明確にしたこと、第三点は、第七條に一項を加え、債務者の住所、居所不明の場合における等の措置を明確にしたことであります。

本案は十月二十九日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありました。その詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に復興金融金庫法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず本改正案の提案理由及び内容について申し上げます。改正の第一点は、復興金融金庫審議会の去る十月七日の決定により、復興金融金庫は爾後新規業務を一切停止することとなり、これに伴つて不要となる未拂込資本金が昭和二十五年三月末現在で約二百五十億円に上る見込であるので復興金融金庫の現在の資本金一千四百五十億円から二百五十億円を減資して千二百億円とすることにいたしましたのであります。改正の第二点は、復興金融金庫は本年度予算からその剰余金を国庫に納付することになつておるのでございますが、補正予算からは融資の回収金も国庫に納付しなければならぬこととなり、従つてこの回収金を国庫に納付した場合には、その相当額を減資する必要が生じたのであります。

旧軍関係債権の処理に関する法律

さて本案は十一月二十五日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありました。その詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず提案の理由並びに内容について申し上げます。本改正案の第一点は、復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律第二條の規定により、毎事業年度における剰余金はこれを国庫に納付することになつてゐるが、今回復興金融金庫法第十七條第二項の規定に基づく復興金融審議会の決議によつて、本年十月以降は新たに資金の融通、債務の引受又は保証を行わず、單に従前の保証、債務の履行及び債権の保全にかかる振替貸付のみを行い得ることとなりました。関係上、今後各事業年度において回収いたしました元金は、当該年度における復興金融債券の償還に要する経費、本金庫において従前引受けた保証債務の履行に要する経費及び本金庫に属する債権の保全に要する経費に充当し、その剰余を国庫に納付させることといたしました。これは剰余金の国庫納付とは別に国庫に納付させることを規定したのであります。第二点は、右の改正による昭和二十四年度における国庫納付額は五十億円の増加が予定され、昭和二十四年度一般会計予算補正(第一号)及び昭和二十四年度政府関係機関予算補正(機第一号)において、これに関する措置を講じたのであります。

が、国庫納付の額は、決算の結果、右の五十億円を超過する可能性もあるので、その予算額を超過する額につきまはしては翌年度において納付し得るよう規定いたしましたのであります。

本案は十一月二十五日より十一月三十日まで慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑がありました。詳細は速記録により御承知を願います。かくて十一月三十日質疑を終局し、討論、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告いたします。(拍手)

◎価格調整公団法の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、法二五八)

一、提案理由(十月二十九日)

○坂田政府委員 価格調整公団法の一部を改正する法律案提案の理由を御説明申し上げます。

価格調整公団の運転資金は、現行法によりますれば、復興金融庫よりの、借入金によることになっておりまして、復金借入金残高は本年三月末以来常に二十七億九千万円余に上つておるのであります。さらに本年六月の価格改訂、認証手形の立替決済等のため、本年三月以降において最高十二億余円の増加運転資金を必要とするのであります。復金の新規貸出しが行われないため、資金計画を極度に切詰めて運営している実情であります。

一方認証手形についてみますに、公団の業務を買取り売りもどし

部を改正する法律案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、現行の価格調整公団法第三條第三項に「価格調整公団の運転資金は、必要があるときは、復興金融庫から借り入れるものとする。」とあるのを「価格調整公団の運転資金は、必要があるときは、国の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることのできる。」と改正せんとするものであります。

御承知のごとく、価格調整公団の運転資金は、現行法により復興金融庫よりの借入金によることになっておりまして、復金借入金残高は、本年三月末以来常に二十七億九千万円余に上つておるのであります。さらに本年六月より価格改訂、認証手形の立てかえ決済等のため本年三月以降において最高十二億余円の増加運転資金を必要とする状態であります。

一方認証手形について見ますに、公団の業務を買取り売りもどし制から差金取引制に移行するとともに、買取売もどしの場合においても、認証の期間を短縮することによつて認証手形の残高を減少する方針をとつて来たにもかかわらず、九月末において、なお残高約六十億円となつておるのであります。しかるに、業界の金詰りとなるおに、右の方針を急激に強行するならば、認証手形の不渡りとなるおそれがあり、公団としては何らかの金融機関から金融を仰ぐ必要が多くなるのであります。他方、物価統制の廃止により今後公団の取扱い品目が順次統制からはずれて参りますと、従来循環的に決済されておりました当該品目の認証手形が、公団との取引停止により

価格調整公団法の一部を改正する法律

制から差金取引制に移行するとともに、買取り売りもどしの場合においても、認証の期間を短縮することによつて認証手形の残高を減少する方針をとつて来たのでありまして、九月末においては四月末の残高九十億円に比し、約三十億円を減じて残高約六十億円となつたのであります。しかしながら業界の金詰まりの折柄、右の方針を急激に強行するならば、認証手形の不渡りとなるおそれが多く、これ以上大幅に認証手形残高を減少せしめるには、公団としては何らかの金融機関から金融を仰ぐ必要がますます多くなるのであります。他方、物価統制廃止の情勢下において、公団の取扱い品目が順次統制からはずれて参ることは必至であります。かかる場合、従来循環的に決済されておりました当該品目の認証手形が、公団との取引ストップによりまして切りかえ決済が不能になる懸念はますます増大し、ひいては一般経済界、特に金融市場に不測の動揺を興えるおそれがあるのであります。

以上の事情を彼此勘考するときは、本公団についても農林五公団と同様、他の方途により資金をまかなう道が開かるべきでありまして、復金が貸出しをしない現状において、復金一本にて資金をまかなうという現行法の規定は実情に即しませんので、新たに資金をまかなう道を開くため、本法案を提出した次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御協賛あらんことを切望いたします。

二、衆議院経済安定委員長報告(十一月二十五日)

○小野瀬忠兵衛君 ただいま議題となりました価格調整公団法の一

まして切りかえ決済が不能になる懸念が増大いたし、ひいては金融市場に不測の動揺を興えるおそれがあるのであります。

以上の事情を勘案いたしまして、本公団についても、農林五公団と同様に、復金が貸出しをしない現状においては復金一本で資金をまかなうという現行法の規定は実情に即しませんので、新たに資金をまかなう道を開かんとするのが本法案の要旨であります。

本法案については、去る十七日提案理由の説明を聴取し、引続き二十二日及び二十四日に審議をいたしました。委員会においては、最近各種の公団にとかくの問題の多いことにかんがみまして、その審議にあつては特に慎重を期し、資料の要求をいたしますとともに、委員諸君と政府委員との間に熱心なる質疑応答が行われました。最も論議の焦点となりましたのは、公団の経理の不正不問題、赤字金融問題等でありまして、いずれも忌憚のない意見が開陳され、諸般の実情を明確にすることを得たのであります。

かくて二十四日討論に入りましたが、民主自由党を代表して志田委員、民主連立派を代表して田中委員、民主野党派を代表して笹山委員、社会党を代表して成田委員が、いずれも今後公団の資金運営につき慎重を期すべきことを要求し、現在の実情においては、この改正は必要やむを得ないものとして、賛成意見を述べられました。また共産党を代表して米原委員、労農党を代表して岡田委員が、それぞれ現状においてこの改正は適當でないと反対意見を述べられました。次いで採決に入りましたが、本法案は多数をもつて原案通り可決されました。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院経済安定委員長報告(十二月一日)

○佐々木良作君 只今議題となりました価格調整公団法の一部を改正する法律案の委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この改正法案の内容は、従来価格調整公団の運転資金は復興金融金庫からの借入金によつて賄つていたのでありますが、同金庫の貸出停止に伴いまして、これに代るべき金融の方策として、国の機関又はこれに準ずるものからの借入金によることができる。こういうふうにしたものであります。これは同公団の業務遂行上、巨額の運転資金を要するものであります。復金の貸出停止によつてこれが逼迫を来たしたこと、更に従来買取り売戻し制から差金決済制に移行することによつて、認証手形残高の減少を図つて来たのでありますけれども、最近の金詰りによつてこれを強行することが困難となつたこと、更に又公団取扱品目の統制撤廃に伴い、従来循環的に決済されていた認証手形の決済が不能となる懸念がますます大きくなつたことなどから、復金以外に同公団の資金を賄う途を開くことができるようにしよう、こういう趣旨であります。

これに対しまして各委員から質疑があり、討論に入りましたところ、藤井委員から、原案について賛成であるが、同公団の金融の円滑化と、統制廃止に伴う同公団の資金回収の困難打開について、政府の特段の努力を希望する。こういう希望意見を附しての賛成意見

整備の促進、外客接遇の充実等に非常な努力を拂い、大なる成果を収めているのであります。

さてわが国におきましては、国際観光事業振興の見地から、さきに内閣に総理大臣の諮問機関である観光事業審議会が設置され、また運輸省には大臣官房に観光部が設けられておりまして、同部の指導監督のもとに財団法人日本交通公社が、主として対外宣伝の実施及び外客のあつせんに当り、また社団法人全日本観光連盟が観光觀念の普及、観光関係従事員に対する指導育成、観光地、観光資源等の開発、保存ないし整備等、いわゆる外客受入れ態勢の整備に大きな努力を拂つております。

今試みに本年一月から九月までの観光統計を見ますと、入国外人数は約一万八百人、その推定消費額は五百六十万ドル、邦貨にして約二十億一千六百万円の多額に上つております。従いまして、しかも今後なお急激に増加する傾向にあるのであります。従いましてわが国における最も代表的なこれらの公益的観光実施機関の活動は、これをいよ／＼活発ならしめる必要が痛感されるのであります。その所要経費を民間の負担のみ仰ぎますことは、現下の経済事情から見て不可能であるのみでなく、その事業活動の効果はわが国の全文化、経済ないし産業界にあまねく潤うものであり、従いましてその事業経費の相当部分は、イギリス、スイス、フランス等、海外諸観光国の事例に倣しますも、当然国家において負担すべきものと思料するのであります。現に昭和二十三年度におきましては、日本交通公社に対しましては五百万円、全日本観光連盟に対しまして

国際観光事業の助成に関する法律

が述べられたわけであります。次いで採決に入りましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告いたします。(拍手)

◎国際観光事業の助成に関する法律

(昭和二十四、二二、法二五九)

一、提案理由(十一月二十五日)

○原(健)政府委員 ただいまから国際観光事業の助成に関する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

御承知のごとく、戦後におけるわが国の経済的復興と、国際親善の増進をはかりましたためには、国際観光事業の振興にまつところきわめて大なるものがあるのであります。現に海外の事例を見ましても、イギリス、フランス、スイス、ベルギー、カナダ、メキシコ等、欧米の諸国はいずれも観光事業の振興に大きな努力を拂つていたのであります。たとえはイギリスにおきましては、戦後新設された公益的観光機関たる観光休暇局に対しまして、昭和二十三年度は四十二万五千ポンド、邦貨にいたしまして約七億六千万円の補助金を交付し、またスイスにおきましても、同じく公益的観光機関である中央観光局に対しまして、年々二百五十万フランの定額補助金に加え、五十万フラン以内の臨時補助金、合せて邦貨約二億七千万円を交付し、観光宣伝の積極的展開をはかりますとともに、観光施設

は一千万円の補助金を交付したのであります。本昭和二十四年度におきましては、均衡予算の影響を受けまして全額削除され、ために諸般の国際観光事業を実施する上におきまして、致命的な制約を受けるに至つたのであります。四囲の情勢の好転と相まち、海外に對しまして積極的な外客誘致宣伝を展開いたしますとともに、内におきましてはこれに呼応し、外客受入れ態勢の整備に邁進すべきと影を投ずるものと言わざるを得ないのであります。

その後種々折衝いたしました結果、幸いに本年度補正予算案中に若干の補助金を計上し得たのであります。補助金の交付は法律に基くべきであるという建前によりまして、お手元に配布してありますような法律案を作成し、本国会に上程することとした次第であります。

次に、本法案の内容について申し上げます。まず第一條において、国際観光事業を振興いたしますため、対外観光宣伝を初め観光地、観光資源の開発、保存ないし整備、観光觀念の普及、観光関係従事員の指導育成等、外客誘致の促進に資し得る各般の事業に携わつております非営利の観光機関に対しまして、その事業の遂行に必要な経費の一部を政府が補助し得る旨規定いたしておるのであります。

次に第五條において、この法律によつて交付される補助金は、国際観光事業の振興に役立たない用途に使用することを禁ずる旨規定し、また第四條において、もし当該観光機関が当初に申請した事業

計画等を変更しようとするときは、あらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならない旨定め、次いで第六條において、運輸大臣の承認を経ずその事業計画等を変更し、または国際観光事業の振興以外の用途に補助金を使用したような場合は、その補助金の還付を命じ、万一ゆえなくその還付をせず、または補助金を他に流用した責任者がなおその職にとどまつているときは、爾後その観光機関に対し補助金を交付しない旨の規定を設けています。そのほか補助金の交付申請手続、監督上必要な各種の書類及び報告の徴収、会計の処理等についてもそれ／＼規定を設け、補助金の有効適切な使用に遺憾なきを期しておる次第であります。

以上、本法案の提案理由並びに法案の内容につきまして御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十八日)

○大澤嘉平治君 たいだいま議題となりました国際観光事業の助成に関する法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月二十五日、本委員会に付託され、翌二十六日、政府から提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと三回、慎重審議いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、国際観光事業の重要性にかんがみ、これが振興をはかるため、対外観光宣伝、観光観念の普

及等外客誘致の促進に資する事業を営む営利を目的としない法人に對して、政府から予算の範囲内において補助金を交付し得ることとしようとするものであります。この補助金は国際観光事業の振興以外に使用してはならないこと、補助金を受ける法人が事業計画を変更せんとするときは運輸大臣の承認を受けなければならぬことを定めておるのであります。

次に質疑応答に入り、今後対外宣伝の重点はいずれの国に置くかとの質問に對しては、政府から、当分の間はアメリカに重点を置くこととなると思うとの答弁がありました。また補助の対象となる法人はいかなるものか、これに對する補助金は幾ばくを予定しているかとの質問に對しては、政府から、これに該當する法人はさしあたり日本交通公社と全日本観光連盟であつて、昭和二十四年度補正予算には一千万円を計上して、全日本観光連盟に對する補助を予定しているが、明年度予算においては、日本交通公社に二千万円、全日本観光連盟には一千万円の補助を計上したいと考えているとの答弁がありました。その他質疑応答の詳細については会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもつて原案通り可決した次第であります。

簡單でございますが、これをもつて御報告を終わります。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(十一月二十九日)

○板谷順助君 只今上程になりましたる国際観光事業の助成に關す

る法律案の委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要点を申し上げますと、戦後における我が国の経済的復興と国際親善の増進を図るためには、国際観光事業の振興に待つところが極めて大なるものがあります。従つて我が国における観光に関する事業を行う公益的観光機関の活動はこれ／＼活潑ならしむる必要を痛感するものであるが故に、その所要経費を民間のみ負担せしむることは、我が国現下の経済事情より見ても、又国際観光事業の我が国の文化、経済、産業に對する効果より見ましても、一部を国において負担すべきことは諸外国の例に徴しても当然のこととありますので、かかる公益的観光機関に對し補助金を交付し得る法的措置を講ぜんとするものであります。而して本年度補正予算においては全日本観光連盟に對しまして一千万円の補助金を計上しておるのであります。

運輸委員会におきましては、毎国会観光小委員会を設けまして、観光事業の振興については熱心に研究調査を續けて来たのであります。この法律案の審査に當つては各委員より活潑な質疑が行われたのであります。その主な事項といたしましては、観光事業の振興助成は積極的にこれを行う必要がある。それがためには観光事業に對する総合的行政機構の育成、観光事業審議會の活用について政府の意向を質した。これに對して政府は関係部局緊密な連絡の下に観光事業の振興に努めているとの答弁があつたのであります。その他この法案に基いて補助金を交付すべき団体の範囲、補助金の使途等

について政府の所見を質したる後、質疑を終了いたしました。討論に入りましたところが、高田委員より、この法律案は観光事業を振興すべき現下我が国の国情より見て必要な措置であるとの賛成意見を開陳されまして、採決の結果、全会一致本案を可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎道路運送法の一部を改正する法律

(昭和二十四、一二、法二六〇)

一、提案理由(十一月二十一日)

○大屋国務大臣 道路運送法の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

従来道路運送行政につきましては、道路運送法によりまして、全国各都道府県に設置されました道路運送監理事務所に、その一部を所掌いたさせておりましたが、本年六月一日より施行いたされました運輸省設置法によりまして、これら道路運送監理事務所は七月三十一日をもつて廢止いたし、八月一日よりは全国所要の地に陸運局分室を設置いたしました。これに所掌いたさせることになりました。

政府といたしましては、地方自治強化の見地から、さきに中央出先機関は原則として地方に委譲いたす方針を定めましたので、陸運局分室設置に際しまして、これら分室は八月一日より陸運局所在地以外の各都道府県に設置いたした上、さらに十月三十一日をもつ

て廃止いたし、十一月一日より都道府県に所要の機構を設置いたしまして、これに分室の所掌業務を委譲するように決定いたしました。しかししてさる十一月一日地方自治法施行規程を改正いたしました。全都道府県に陸運事務所を設置いたしますとともに、臨時物資需給調整法に基く運輸大臣の権限の一部を、都道府県知事に委任する省令を制定いたし、さらにまた道路運送法に基く運輸大臣または陸運局長の職権のうち、貨物、軽車両運送事業に関するもの、及び自動車の検査、整備、登録等に関するものにつきましては、道路運送法施行令を改正いたしました。これを都道府県知事に委任いたしましたのでありますが、陸運事務所業務の根幹でありますところの自動車、運送事業に関する職権、及び家用自動車の使用監督に関する職権の一部を、都道府県知事に委任いたしますためには、道路運送法の改正を必要といたしますので、本改正法案を提案いたします次第であります。

本改正案は同法第四條第二項第一号におきまして、すでに運輸大臣の職権の一部を委任されております陸運局長の他に都道府県知事を追加いたしました。自動車運送事業及び家用自動車の使用に関するし、おおむね従来の陸運局分室長の所掌いたしておりました事項を、都道府県知事に委任いたさんとするものであります。なお本法案の附則におきまして、本法は公布の日から即日施行いたすよう規定いたしております。

本法案提出の要旨は以上申し述べた通りであります。何とぞ御審議の上、早急に御可決あらんことを切望いたします。

二、衆議院運輸委員長報告(十一月二十六日)

○畠山鶴吉君 ただいま議題となりました道路運送法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十一月十九日当委員会に付託され、二十一日政府より提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと四回、これを慎重審議したのであります。

本法案の趣旨を御説明申し上げますと、運輸省設置法により全国所要の地に設置されました陸運局分室に道路運送行政の一部を所掌させておりましたが、地方自治強化の見地から、出先機関を地方に委譲する方針に従い、陸運局分室は、十月三十一日をもつてこれを廃止し、道路運送法施行令の一部を改正する政令及び臨時物資需給調整法に基く運輸大臣の権限の一部を都道府県知事に委任する省令等により、貨物軽車両運送事業に関する職権及び自動車の検査、登録並びに燃料、タイヤ等の割当及びその発券等につきましては、すでに都道府県知事に委任いたしておるのであります。本法案は、なお自動車運送事業及び家用自動車使用に対する監督の職権の一部を都道府県知事に委任し得ることとするために、道路運送法に所要の改正を加えんとするものであります。

次いで質疑に入り、陸運局分室を廃止して、その職権を地方に委譲することとした理由及びその経過等について、熱心に質疑応答がとりかわされたのでありますが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

す。

かくて質疑を打切り、討論を省略して、ただちに採決の結果、多数をもつて本法案は原案通り可決した次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(十二月三日)

(国際観光ホテル整備法の委員長報告と一括して掲載)

◎地方財政法等の一部を改正する法律

(昭和二十四、二二、一三、法二六一)(衆)

一、提案理由(十一月二十九日)

○上林山榮吉君 ただいま議題となりました地方財政法等の一部を改正する法律案の提案理由を簡単に御説明申し上げます。思います。

まず第一條に「地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。」という点を御説明いたしたいと思います。第三十二條は御承知の通り「都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市及び名古屋市は、当分の間、公共事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金附証票法の定めるところにより、当せん金附証票を発売することができる。」とあるのでありますが、その三十二條中「及び名古屋市」とあるのを、「名古屋市及び戦災に

地方財政法等の一部を改正する法律

よる財政上の特別の必要を勘案して内閣総理大臣が指定する市」というふうに改めたのであります。

次に第二條であります。第二條もこれに関連する單なる改正であります。当せん金附証票法(昭和二十三年法律第四十四号)の一部を次のように改正したいというわけでありまして、簡単に申し上げますと、五大都市と戦災都市とを引つくるため、これを特定市というふうに呼びたいというのが、その趣意でございます。

第三條はこれに関連する問題でありまして、地方自治庁設置法(昭和二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正したいという意味でありまして、これも單なる関連の改正であります。

なおこれの理由を簡単に御説明いたしますと、戦災都市は御承知の通り、財源が非常に逼迫しております。財源を緩和して復興を一日も急ぎたいために、この財源の調達を容易にしたいという意味で、各党連繫をとつて今日まで、たとえば競馬ないしは競馬法等の改正をして、いろ／＼努力して来たわけでありまして、それでもなお御承知のように、戦災復興が財政上の理由で非常に遅れておりますので、この法律の一部改正して、これが地方財源の調達を容易ならしめようというのが、その理由であります。簡単であります。御説明をいたしたわけでありまして、どうぞ御審議願いたいと思っております。

二、衆議院地方行政委員長報告(十二月一日)

○野村專太郎君 ただいま議題となりました地方財政法等の一部を

改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を、きわめて簡単に御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院議員上林山榮吉君外十名の議員諸君の共同提案になるものでありまして、十一月二十八日、本委員会に付託となり、同月二十九日、委員会を開いて審議の結果、可決すべきものと決定いたしましたのであります。

本法案の趣旨は、従来都道府県並びに五大都市に対して、公共事業の財源に充てる必要がある場合には、当せん金付証券を発売することが認められていたのですが、今回その範囲を戦災都市一般に推し及ぼし、戦災による財政上の特別の必要を勘案して、内閣総理大臣が指定した市にも発売し得るよう改正するものであります。しかし、この趣旨に基き、地方財政法の一部、当せん金付証券法の一部並びに地方自治庁設置法の一部にそれ／＼所要の改正を加えんとするのが、本改正案の内容であります。

本改正案の提案理由は、これによつて戦災の痛手から立ち上るべく、財政難と闘いつつ努力している戦災都市に、その財源調達を容易ならしめようとするにあることは、多く説明いたすまでもございませぬ。

質疑応答の後、討論、採決に入り、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上、簡単に御報告申し上げます。

三、参議院地方行政委員長報告(十二月二日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました地方財政法等の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は衆議院議員上林山榮吉君外十名の提出にかかり、衆議院において可決の上本院に送付されたものであります。その提案理由は、戦災都市にも当せん金付証券即ち宝くじを発売することができるとし、その財政資金の調達を容易ならしめんとするものであります。

本法案の内容は、第一條及び第二條を以て地方財政法及び当せん金付証券法の一部を改正して、戦災都市に宝くじの発行を認めんとするものであります。すべての戦災都市に無条件にこれを認めんとするものではなく、戦災による財政上の特別の必要を勘案して、内閣総理大臣が指定する市に限つてこれを発売し得ることとなつております。而してその市を指定することを地方自治庁の権限に加えることとし、法案第三條において、地方自治庁設置法の一部を改正する條項を規定したのであります。

次に委員会における質疑応答の主なるものを御報告申し上げます。衆議院案によれば、市がいわゆる宝くじを發行しようとするときは、先ず指定市となるについて内閣総理大臣の指定を受けた後、更に別に宝くじ発売につき内閣総理大臣の許可を要することになり、二重の手数である。かようなことは徒らに中央政府の権限を強

化し、事務を繁雜ならしむるもので地方自治の本旨に反すると思ふ。むしろ内閣総理大臣の指定の手續を廃止し、許可手續だけで事足りるのではないかと、質問に対して、上林山衆議院議員より、その点は全く同感であつて、将来はその方向に進みたいという答弁がありました。

かくて十二月一日質疑を終り、討論に入りましたところ、島村委員より希望意見を附して原案賛成の意見の開陳があり、採決の結果、多数を以て原案を可決すべきものと決定いたしました。右御報告申し上げます。(拍手)

◎日本国有鉄道法の一部を改正する法律

(昭和二十四、一二、一四、法二六二)

一、提案理由(十一月十二日)

○大屋国務大臣 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

さきの第三国会において日本国有鉄道法が可決せられ、公共企業体としての日本国有鉄道は本年六月一日をもつて発足いたしました。が、その会計に関する諸規定は準備期間が十分でなかつたため、同法第三十六條の規定に明示することく、鉄道事業の高効率に役立つ会計に関する法律が制定施行されるまでは、暫定的に従来通り国の会計を規律する諸法令によらざるを得なかつた次第であります。従

つて日本国有鉄道はその会計に関し、公共企業体にふさわしい形態を備えないまま、その設立を見たわけでありませぬ。その後鋭意研究の上、同法第三十六條の趣旨に沿ひ、日本国有鉄道の能率的な運営をはかるため、第四章会計を全面的に改正する法律案を、今回提出することになつた次第であります。

日本国有鉄道は、同法第一條に明示いたしますごとく、その能率的な運営により、公共の福祉を増進することを目的とするものであります。この目的を達成するためには、特にその会計の面において自主性を興えられ、その企業性を發揮すべきことは申すまでもないこととあります。しかしながら日本国有鉄道は、全額政府出資により設立された公法上の法人であつて、民間の企業とその性格を異にいたしますとともに、歴大な組織を有する独占的な企業体であつて、国民経済上重要な地位を占めるものでありますから、政府においても特に公共の見地から、これに対する統制を必要とすることと、また明らかなるところとあります。またこの統制の程度も、そのときの経済的情勢によつて、相当の差があるべきものでありますから、本改正にあたりましてはこれらの事情を参酌の上、現状として最も妥當な範囲において、その能率的運営をはかることとした次第であります。

次にこの改正の要点といたしましては、日本国有鉄道に対して財政法、会計法等、従前の国有鉄道事業の会計に関する諸法令の適用を排除したこと、予算の実施面における自主性を広く認めたこと、経営上生じた利益をまず前年度からの繰越損失の補填に充てるこ

と、現金の取扱上、例外的に市中銀行等を利用する道を開いたこと、鉄道債券を発行して民間からも資金を調達する道を開いたこと等であり、今回の改正の結果は、日本国有鉄道の能率的運営に一步を進めることとなりますので、これによつて公共の福祉を増進し、日本国有鉄道の設立の目的に沿うことができることと存じております。

なおこの改正案は、昭和二十五年四月一日をもつて施行いたしました存じますが、予算及び契約の規定については、実施を急ぐ必要が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二 衆議院運輸委員長報告(十一月二十四日)

○岡村利右衛門君 たいま議題となりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十月二十九日当委員会に付託され、越えて十一月十二日政府より提案理由の説明を聴取して以来、委員会を開くこと七回、これを慎重審議いたしましたのであります。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、日本国有鉄道の会計及び財務に関しては、現在は暫定的に国の会計を規律する諸法令の適用を受けているのであります。今回会計の章を全面的に改正する等、日本国有鉄道の能率的運営をはかり、これによつて公共の福

祉を増進し、日本国有鉄道設立の目的に沿わんとするものであります。

その改正のおもなる点をあげますと、第一には、日本国有鉄道の能率的運営に役立つよう財政法、会計法等、国の会計を規律する法令の適用を排除したことであります。

第二には、予算の流用、繰越し、予備費の使用等、予算の実施面における現行法の諸制約をできるだけ緩和し、特定経費の流用以外は単に通知のみでよいこととしたことであります。

第三には、現行法では、利益金の処分は別に予算で定めた場合以外は国庫に納めることになつていたのでありますが、これをまず繰越損失の補填に充て、なお残額あるときは国庫に納付することとしたのであります。

第四には、現行法では現金はすべて国庫に預け入れることとなつていたのでありますが、これを特殊の事情のある場合には郵便局または市中銀行に預け入れる道を開いたのであります。

第五には、現行法では資金調達は全部政府よりの借入金によることになつていたのでありますが、これを政府からの借入金のほか、さらに鉄道債券の発行を認め、民間資金調達の道を開いたのであります。

第六には、会計に関しては、この法律及びこれに基づく政令に定めるもののほか、日本国有鉄道は会計規程を定めなければならないこと、及びその基本事項については運輸大臣の認可を要することとなつておるのであります。

原案通り可決した次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院運輸委員長報告(十一月二十八日)

○飯田精太郎君 只今上程になりました日本国有鉄道法の一部を改正する法律案の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、日本国有鉄道法第四章会計を全面的に改正しようとするものである。日本国有鉄道は本年六月一日を以て発足したが、その会計に関する諸規定は準備期間が十分でなかつたため、日本国有鉄道法第三十六條の規定で、暫定的に従来通り国の会計を規律する諸法令によることとしたのであります。その後、政府は、日本国有鉄道が能率的な運営により公共の福祉を増進するため、特にその会計面において自主性を興え、企業性を發揮するよう、会計の規定の改正を調査研究し、今回ここに改正法律案を提出することになつたのであります。

改正法律案は、現行法第三十六條から第五十一條までを改正し、別に第十二條第二項第三号中に字句を補足し、附則三項を設けています。

この改正法律案の要点としては、先ず日本国有鉄道に対して、財政法、会計法等、従前の国有鉄道事業の会計に関する諸法令の適用を排除したこと、予算の実施面において、予備費の使用、予算の繰越使用等につき広く自主性を認めたこと、経営上生じた利益金は先

第七には、役員及び職員の給与については給与準則を定めなければならぬこと、及び給与準則は予算の中に定めた給与額に制約を受けることとしたのであります。なお営業線及びこれに準ずる重要な財産の処分については、法律をもつて国会の議決を経なければならぬこととしたこと等であり、

次に質疑応答のおもなる点を申し上げますと、経営上利益金を生じた場合には、繰越損失の補填に充てた残額は一般会計に繰入れ、損失を生じた場合に政府が交付金を交付することは、国鉄会計の自主性を失い、独立採算制確立の精神に反するものであると思ふがどうかという質問に対しては、政府から、日本国有鉄道は、私企業と異なり全額政府出資であるから、現段階においてはこの程度でやむを得ないと思ふ、将来諸般の情勢の進展に伴つて考慮すべきものと思ふとの答弁がありました。そのほか、予算の実施、現金の取扱、関連事業への投資については、公共企業体の特性にかんがみ、さらに自主性を發揮できるよう改正すべきであると思ふがどうか等について熱心に質疑応答が行われたのであります。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を打ち切り、一昨二十二日討論に入り、日本社会党米窪満亮君より、その党を代表して原案に反対の意見を述べられ、民主自由党關谷勝利君から、その党を代表して原案に賛成の意見を述べられました。次いで日本共産党柄澤孝子君、労働者農民党石野久男君から、それらその党を代表して原案に反対の意見を述べられました。かくて討論を終局して採決の結果、多数をもつて本法案は

日本国有鉄道法の一部を改正する法律

ず繰越損失の補填に充て得ること。経営上生じた損失につき必要ある場合は政府より交付金交付の途あること。現金の取扱には例外的に市中銀行をも利用し得ること。鉄道債券を発行し、民間からも資金調達を聞いたこと。尙、資金の調達としては、政府から借入、国庫余裕金の一時使用の途あること。契約は一般競争入札の方式によらしむるを原則としたことなど、能率的運営を図つておるが、予算決算については、日本国有鉄道が全額政府出資によつて設立された公法上の法人であるので、その取扱は手続において一部簡捷化された程度で、国の予算決算の例により大蔵大臣に送付され、国会の議決を経ることになつております。

以上が今回の改正法律案の要点であります。この法律案が十月二十九日運輸委員会に予備審査として付託されてから、委員会は熱心に審議を続けて参つたのであります。その詳細は速記録を御覽願うこととし、以下主なる質疑応答を申し上げます。

質疑においては、日本国有鉄道の会計及び財務に関し、企業の高能率に役立つような公共企業体の会計を規律する法律を速かに制定することは、現行法が第三国会において可決される際に、本院においても具体的事項を示し政府に要求したこともあるので、本案審議についても各委員よりこの点の検討が重ねられ、内村委員、飯田委員、板谷委員、丹羽委員、前之園委員よりこも／＼第三国会における本院の要求事項が十分満たされていない感があること、殊に本改正案は官業の非能率を排除しようというにあると思うが、それが如何に本案に具現せられておるかという点、及び日本国有鉄道がそ

の会計について運輸大臣及び大蔵大臣より二重の監督を受けているように見えるが、これは日本国有鉄道の効果的運営を図るゆえんでないと指摘したのに対し、政府委員の答弁としては、本改正法律案においては、第三国会における国会の要求事項を十分尊重し、先ず財政法、会計法等一連の規定の適用を排除した点、又予算の実施面において、経費の流用、経費の翌年度繰越使用、予備費の使用、四半期ごとの支拂計画については、現制度よりこれを緩和した点、利益金を繰越損失の補填に充てる途を開いた点、現金の取扱については市中銀行又は郵便局をも利用できる点、その他鉄道債券を発行して資金吸収の途を図つた点など、企業会計としての実を挙ぐるよう努めたが、日本国有鉄道の資産が国の出資であり、且つ龐大な組織をなし、国家経済上重要な意義を有しているので、予算決算については、政府予算とほぼ同様な手続において国会の議決を経ねばならぬことは現状として止むを得ないということでありました。又内村委員より、給與準則に基づく一事業年度の支出が当該年度の予算における給與の額を超えてはならないという制限は、経済変動期における賃金ベースの変動に対し適切でないこと、及び日本国有鉄道の職員が地方公共団体の議員を兼ねられないという現行法の規定や、これが地方公共団体の議員を兼ねられないという現行法の規定や、これが地方公共団体の議員を兼ねられないという現行法の規定は、日本国有鉄道に關連し、地方公共団体の高能率を発揮させるゆえんでないから、この際改むべきであるとの意見があつたが、政府委員よりは、予算の拘束力、国家公務員の性質を基本とした答弁があり、更に丹羽委員、飯田委員より、公開入札契約の例外の場合を嚴格に取扱う要の

あることにつき、丹羽委員、前之園委員より、財産処分制限に財産の貸付を除外したことの不当なる点につき、それ／＼質疑応答がありました。

十一月二十五日質疑を終了、次いで討論に入り、内村委員より、この改正法律案では日本国有鉄道の運営を円滑ならしむるに不十分であるとし、一部修正の案が提出されました。その修正箇所は次の四点であります。

その一は、第十二條の改正で、監理委員会の委員に労働代表を加えることであり、その二は、日本国有鉄道の職員の地方公共団体の議員の兼職禁止を解除しようとするもので、その三は、予算における大蔵大臣の関與を閣議に移そうとするもので、その四は給與準則は当該年度の予算の給與の額として定められた額を越えてはならないという第四十四條の後段を削ろうとするものであります。

次いで丹羽委員より、この法律案には不満足な点もあるが、日本国有鉄道の能率的運営に一步を進めるものと認めるので、重要財産の処分には貸付の場合も含むよう近い機会に改正することを希望して、この法案に賛成意見の開陳がありました。更に飯田委員より、この法律案には官業の非能率を排除することを期待していたが、その根本的な措置については相当の時間を必要とすると思われるので、左記事項を政府に要求してこの法案に賛成する旨、意見の開陳がありました。

要求事項

この法律改正案は、日本国有鉄道が独立採算制による公共企業

未復員者給與法の一部を改正する法律 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

体として、その責任において高能率な経営をなし、且つ経済界の変動に応じ自主性を發揮し得るには不十分と認むるので、政府は更にこの点研究の上その実現につき努力すること。

次いで採決に入り、先ず内村委員の提出にかかる修正案は採決の結果否決せられ、次に本法律案を採決したところ、多数を以て右政府に対する要求事項を付し本法律案を可決すべきものと決定いたしました。

以上簡單であります。これを以て報告を終わります。(拍手)

◎未復員者給與法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、一五、法二六三)(参)

◎特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、一五、法二六四)(参)

一、提案理由(十一月二十九日)

○岡元義人君 只今議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

本年六月ソ連関係地域からの引揚が再開されて以来、十月末までに約八万五千人の同胞を迎えたのであります。再開当初、引揚者の一部におきましては、多少の紛争を起しまして、世人の眉をひそめさせたこともございましたけれども、引揚者の秩序保持に關

しましては世の要望に応えまして政令が公布実施されて以来、この種事故は跡を絶つたのでありますが、これら引揚者の心情を察し、するに、引揚後の生活に対する不安の念が殊に顯著でありまして、紛擾を起しましたゆえんも、かような不安な心情に乗ずる一部の策動に基くものでありましたことも明らかであります。私共といたしましては、引揚者に対しまして衷心からの同情より、取締るべき面はこれを取締る一方、何とかいたしまして、これら引揚者に関する方策を講じ、四ヶ年に亘るその労苦に報いんものと従来からいろくど心を砕いて参つたのであります。然るに未復員者関係の給與増額案といたして去る二十日本院を通過いたしました政府提出の未復員者給與法の一部を改正する法律案は、未復員者の扶養親族に對しする手当を一般公務員並みに改めたものでありまして、その限りにおいては至当であると考えられるのであります。併しその後、在外同胞引揚問題に関する特別委員会におきましては、最近の引揚者の証言その他全国から寄せられました陳情請願の数は龐大なる件数に上りまして、その援護強化を求めておる状況に即応して、今日未復員者給與法に規定する各種給與額の引上げを内容といたしました本改正法律案を重ねて提出するの必要を痛感するに至つたのであります。

御承知の通り未復員者給與法に規定せられてあります給與の種類は、未復員者本人の俸給、その留守宅への扶養手当、引揚時の帰郷旅費、遺骨引取経費及び埋葬費、現地における傷病に對する災害手当であります。先の政府提出の改正法律案は、これらの諸給與中

ます。

以上本改正案を提出いたしました経過を御報告申上げた次第であります。

尙、議題となつておりますところの特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

元來特別未帰還者給與法は、ソ連地域関係に残留して、いわゆる未復員者即ち旧軍人軍属と同様の境遇に置かれた一般邦人に対し、未復員者と同様の給與をなすため、第四国会において本院の發議によつて成立いたしました法律であります。併しながら爾後判明して参りました諸状況から判定いたしまするに、滿洲その他いわゆる中共地区、千島、樺太、北鮮の地域間にも、ソ連地域の旧軍人軍属と同様の事情にある一般邦人が相当数あることは確実であります。そこで私共は以上申述べました諸地域残留者の該当者にもこの際特別未帰還者給與法を適用いたすことが最も妥當であると考へ、法案の立案、その実施上必要な財源につきましても、それら研究折衝いたしました結果、本日ここに議員發議として本改正法律案を提出するに至つた次第であります。

かように特別未帰還者給與法をソ連地域間の一般邦人のみに止めず同一事情にある他の地域の一般邦人にも適用し得るよう法律を改むべしとの論議、家族からの同趣旨の切々たる請願等は多数殺到して参つておつたのであります。この際、本提案のごとくに法律を改正し、いわゆる中共地区、千島、樺太、北鮮の残留同胞の該当者にも、未復員者給與法に規定いたしてあります給與、即ち本人の俸

未復員者給與法の一部を改正する法律 特別未帰還者給與法の一部を改正する法律

の扶養手当のみにつきまして些かの改善を加うるに止まつておるのであります。そこで、この扶養手当以外の給與、即ち未復員者の俸給現行月額百円を三百円に、帰郷旅費現行千円を距離に応じ千円乃至三千円に、遺骨の引取経費現行千五百円を千七百円にそれら増額すると共に、引揚前の收容所における労働のごとき、本人の責に歸し得ない事由に基く疾病又は傷害に對するの療養期間をば二年から三年に延長せんとするものであります。以上の増額改正は、例えは鐵道運賃の値上げ等各種の情勢の變化に適應せしめんと考へ、提案の理由としておるのであります。今次の増額を以ていたしましても勿論満足には尙程遠きものがあるものであります。併しながら私共が研究折衝いたしまして最も確実なる財源として確保できますものと見合せ、実行可能な限度としてまとめたものが本改正案であります。併しこれでも未復員者、引揚者及びその家族に對しまして、永年の労苦に報いるための一端になり得ることと信じておるのであります。尙、本法はいわゆる未復員者即ち旧軍人軍属の給與にかかる法律案であります。一般邦人中、ソ連地域に残留中の人々に關しましては、特別未帰還者給與法が制定されてありまして、本法案が成立いたしますれば、一般邦人の該当者にも自動的に適用されるよう相成つておりますことを、ここに附け加えて申し上げます。さてナホトカから引揚のための十一月配船分の第一船高砂丸は去る十一月二十四日舞鶴に入港いたし、次々と入港中の状況であります。この改正法律案による給與の増額をこれら引揚者にも均霑させたく、本改正法律案の施行は十一月一日からといたしたのであります。

給、留守家族に對する扶養手当、引揚時の帰郷旅費、遺骨引取経費、現地における災害に應ずる災害手当を與えますことができずならば、永年に亘る残留者の労苦、留守家族の苦痛に對しても、たとひ十分とは言えないといたしましても、若干の報いをするのができると信ずるのであります。

本改正案の実施は、改正法案による給與を実施いたしますための財源の關係その他の事情から、その施行を遡つて本年十一月一日といたすことが至当かと思つております。但し今回新しく追加いたそうとする地域から本年一月以降十月までの間に帰還した一般邦人中の該当者で、自己の責に歸することのできない事由によつて病氣に罹つたり負傷した人で療養を要すると認められた場合には、この法律適用の日から三年間必要な療養を行ひ得る途を開くことといたしたのであります。尙、この療養中不幸にして死亡された場合には、埋葬に要する経費を支給し、又は治癒しないまま三年間を経過したときは、その経過したときの障害の程度によつて障害一時金を支給することといたしたのであります。

本改正法律案の施行によりまして、多数残留者及びその留守宅の切実なる要望の一端に副い得ることとなり、引揚者對策の重要な一環を改善する好結果と相成るものと確信いたす次第であります。

以上本院とは特に縁りの深い特別未帰還者給與法改正案の提出に至る経過を申上げた次第であります。御賛同の程お願いいたす次第であります。(拍手)

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月一日)

○前尾繁三郎君 たいま議題となりました未復員者給與法の一部を改正する法律案及び特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案の二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の内容を申し上げます。未復員者給與法の一部を改正する法律案におきましては、現在の経済情勢を考慮し、未復員者またはその遺族の生活の安定に資するため、未復員者に支給する俸給月額百円を三百円に、帰郷旅費千円を、郷里までの距離に応じ、千円から三千円までに、遺骨の引取りに要する経費、死亡者一人当たり千五百円を千七百円にそれぞれ引上げるとともに、復員患者の療養期間二年を三年に延長せんとするものであります。

次に特別未帰還者給與法の一部を改正する法律案におきましては、樺太、千島、北緯三十八度以北の朝鮮、関東州、満州及び主務大臣の指定する地域を除く中国本土の地域内において、ソビエト社会主義共和国連邦の地域内の未復員者と同様の実情にある一般邦人に対しても、特別未帰還者として、未復員者に準じ給與の支給をなさんとするものであります。

この法案は、いずれも参議院で発議せられたものであります。が、昨十一月三十日、大蔵委員会に付託せられ、本日、参議院議員岡元義人君の説明を聴取したる後、質疑を行いました。質疑の詳細は会議録を参照願ふことと思ひますが、予算的措置に関する。

計したものを乗じて得た金額の合計に相当する金額を負担する。

一 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第一号に規定する通常共済掛金標準率から全都道府県の通常共済掛金標準率のうち最低のものを差し引いて得た率の八分の七

二 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第二号に規定する異常共済掛金標準率の八分の七

三 当該都道府県の蚕繭共済に係る第七條第四項第三号に規定する超異常共済掛金標準率

第十三條の二の次に次の二條を加える。

第十三條の三 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において農業共済組合の組合員の支拂すべき牛又は馬の死亡廃用共済に係る共済掛金のうち、第百十四條第一項第一号の定款で定める最低の共済掛金の二分の一に相当する金額を負担する。

第十三條の四 前二條の負担金には、第十二條第二項及び第十三條の規定を準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金、農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金」を「一般会計及食糧管理特別会計ヨリノ受入金」に、「同法第十三條の二第六項ニ於

農業災害補償法の一部を改正する法律

る質疑に対しては、大蔵政務次官よりも、予算に関しては、今回の予算により十分支出し得る旨の説明がありました。

次いで、討論を省略し、採決いたしましたところ、議員起立、可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

(註) 参議院においては委員会の審査は、省略された。

◎農業災害補償法の一部を改正する法律

(昭和二十四、二二、一五、法二六五)

一、提案理由(十一月二十八日)

○坂本政府委員 たいま議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律

農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十三條の二を次のように改める。

第十三條の二 国庫は、昭和二十四年度及び昭和二十五年度において、農業共済組合の組合員の支拂すべき蚕繭共済に係る共済掛金のうち、共済金額を都道府県別に合計した金額に左の率を合

テ準用スル場合ヲ含ム」を「同法第十三條の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」に改める。

第四條中「家畜共済ニ関スル再保険事業経営上ノ再保険料、」の下に「一般会計ヨリノ受入金、」を、「同事業経営上ノ再保険金、」の下に「農業災害補償法第十三條の四ニ於テ準用スル同法第十三條ノ規定ニ依ル交付金、」を加える。

農業災害補償法は昭和二十二年十二月、第二国会において成立を見、爾來数回にわたる改正を経て今日に至つておるのでありますが、今回その後の社会経済事情に順応して、農村経済施策の一環として、この制度の円滑な運営を期するため、この法律案を提案する次第であります。以下この法律案の主要な内容について御説明いたします。

第一は、蚕繭共済にかかわる共済掛金の一部を国庫において負担する点であります。現行法におきましては、蚕繭共済にかかわる共済掛金の一部を全国三百余の製糸業者及び蚕種製造業者が各人の繭または種繭の取引数量に応じて分担し、この負担金を製糸業者等から生糸または普通蚕種を譲り受ける者に転嫁することができるように政府においてその販売価格の統制額を定めるのでありますが、御承知のように、今年五月に蚕糸に関する価格、割当その他の諸統制を撤廃いたしましたので、かかる措置は不可能と相なつたのであります。ここに於いて、この法律案では右の事情に対処するため、現行の製糸業者等の負担を廃止するとともに、農業災害に対する国家的補償と養蚕業の重要性にかんがみまして、国家財政の将来をも勘案いたし、とりあえず昭和二十四年度及び昭和二十五年度において

蚕繭共済にかかわる共済掛金のうち、従来の製糸業者等の負担金と同額を一般会計において負担することとしたのであります。

第二は、牛馬の死亡廃用共済にかかわる共済掛金の一部を国庫において負担する点であります。牛馬の死亡廃用共済につきましても、従来農家の任意加入制によつていたのでありますが、つとに全頭加入に関する措置について地方の強い要望もあり、牛馬が主要かつ高価な農業生産手段でありますので、牛馬の死亡等に対する補償制度の重要性にかんがみまして、第五国会におきましてはこの点を改正いたし、現行法では農業共済組合の議決によつて、農業を営む組合員は百円から二百円までの最低の共済掛金負担で、その所有または管理する牛馬を死亡廃用共済に付すべきものとしたしておるのではありません。しかるところ牛馬の全頭加入の実現は農家に加入義務を課するばかりでなく、これに合せて真に農家が加入しやすい方途を講ずる必要がありますので、政府におきましては、全頭加入による危険度の低下を勘案いたし、加入義務の議決をした農業共済組合に適用する共済掛金標準率の引下げを行つたのであります。さらにこの法律案におきましては、国家的補償と畜産振興の見地から、競馬益金の一部を見合財源として、これまた国家財政の将来をも考慮いたし、とりあえず昭和二十四年度及び昭和二十五年年度において、牛馬の死亡廃用共済の共済掛金の一部を一般会計において負担することとしたのであります。

以上がこの法律案の概要でありまして、これに伴う予算上の措置につきましても、昭和二十四年度補正予算案及び昭和二十五年年度本

予算案におきまして、それ〴〵所要額を計上いたすこととなつておりますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院農林委員長報告(十一月二十八日)

○八木一郎君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、農林委員会付託にかかわります農業災害補償法の一部を改正する法律案の、審議の経過並びに結果の概要につき御報告申し上げます。

御承知のごとく、農業災害補償法は第二国会において成立を見たものであります。今般経済事情の変化に順応し、本制度の円滑な運営を期するため、大よそ次の二点を改正せんとするものであります。すなわち第一点は、蚕繭共済にかかわる掛金のうち、約半額に相当する金額は、従来製糸業者等が負担し、その負担額を、生糸等の販売価格の統制額に織り込んで消費者に転嫁することになつているのであります。本年の五月、蚕糸に関する統制の全面的撤廃に伴い、かかる措置が実行困難となりましたので、製糸業者等の負担にかえまして、同額を国庫において負担することにいたしましたのであり、第二点は、第五国会におきまして農業災害補償法の一部が改正せられ、農業共済組合の組合員の所有または管理する牛馬を、死亡、廃用共済に当然加入せしめることとなりましたので、これら牛馬の死亡、廃用共済にかかわる共済掛金の一部を国庫において負担することとするというのが、本改正法律案提案理由の概要であります。

本法律案は、去る二十五日農林委員会付託になりまして、本二

八日提案理由の説明を聴取し、続いて質疑が行われました。その際、民主自由党の足立、原田両委員、民主党の小林委員、社会党の井上委員、共産党の竹村委員、新政治協議会の吉川委員よりそれぞれ質疑があり、これに対し、森農林大臣その他政府委員より応答がありました。詳細は会議録に譲ることにいたします。

各委員ともに本法律案の趣旨に異議はないところでありまして、討論を省略して、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(十一月三十一日)

○楠見義男君 只今議題となりました農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず改正法律案の内容について申し上げます。御承知のように、現行の農業災害補償法におきましては、共済保険事業の対象として、農作物共済、蚕繭共済及び家畜共済の三種類があるわけでございますが、このうち農作物共済即ち米麦類等の主要食糧農作物につきましては、農家の支拂うべき共済掛金額の約半額は現在国庫において負担することになつており、又蚕繭共済につきましても、養蚕農家の支拂うべき共済掛金額の約半額は製糸業者及び蚕種製造業者がそれ〴〵繭又は種繭の取扱数量に応じて負担し、この負担額は政府が生糸又は普通蚕種の販売統制価格を決定する際に公定価格の

中に織り込む措置により、最終的には消費者に転嫁する建前になつておる現状であります。尚、家畜共済については、右に述べました

ような国庫の一部負担或いは消費者転嫁等の制度はございません。以上のような建前で進んで参りました農業災害補償法も、本年五月蚕糸に関する諸統制が撤廃せられたため、従来のごとく共済掛金額の一部を統制の過程を通じて消費者に転嫁する仕組みは困難になりましたので、この機会に農業災害についての国家補償制度の一步前進のため、且つは又国家財政の将来をも勘案して、取敢えず本改正法案におきましては、昭和二十四年度及び同二十五年年度において従来の製糸業者等の負担金と同額を国庫において負担せんといたしておるのであります。又今回の改正案におきましては、家畜共済の中で牛馬の死亡廃用共済について、共済組合の定款で定める最低共済掛金の二分の一に相当する金額を国庫において負担することとしたのであります。而してこの趣旨は、蚕繭共済と同様、国家的な補償の一步前進と、畜産振興の見地から、競馬益金の一部を見合いの財源として、取敢えず昭和二十四年度及び同二十五年年度において国庫負担を行わんとするものであります。

改正法律案の内容は以上の通りでございます。その趣旨とするところは別に異議のないところでありますので、委員会といたしましては、共済保険の今後の運営改善、国家的補償制度の拡充等二三の問題につきまして質疑を行いました。後、討論に入り、羽生委員より、災害が起きてからの補償もさることながら、国家としては災害を未然に防ぐ諸対策について万全の措置を講ずべきであるとの

希望意見を付して、本案に賛成の意思を表明せられ、次いで採決の結果、本法律案は全会一致を以て衆議院送付原案通り可決すべきものと決定いたしました次第でございます。
右御報告申し上げます。(拍手)

◎警察用電話等の処理に関する法律

(昭和二十四、二二、一五、法二六六)

一、提案理由(十一月二十一日)

○国務大臣(小澤佐重喜君) 今回政府より提出いたしました警察電話等の処理に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

最初に本法案提出の経緯について御説明いたします。警察制度の全面的改正に伴いまして、国家地方警察及び地方自治体警察の電気通信施設を急速に整備強化する必要が生じましたのと、併せて、各般の電気通信施設及び資金、資材を経済的に、最も有効に使用するために、警察事務用有線電気通信施設を電気通信省に移管することにつきましては、昭和二十三年初頭以来、関係者間で協議を重ねて参つたのでありますが、警察通信施設の大半は、都道府県所有の財産であります関係上、その移管には法的及び予算的措置を講ずることが必要となり、昭和二十三年六月閣議決定を以ちまして、移管の方針を定めたのであります。即ち、警察用有線電気

は、警察側で建設、保守をすることになっておりますが、地方自治体警察の中で、自ら建設、保守を困難とするものにつきましては、希望により、電気通信省が、その委託に応ずるよう措置いたしましたものであります。

第二といたしまして買収価格の決定に当つては、国家公安委員会の委員、地方自治委員及び関係官庁の職員を以つて組織する評価審議会を設けることとして評価の公正を期してのことでありまして、この審議会で決定した代価は、昭和二十五年から毎年、その五分の一以上を電気通信省から所有者に支拂うとともに、支拂未済分には、利子を附して、地方財政の負担軽減を図ることとしたのであります。

第三といたしまして、又設備の移管に際しましては、警察通信を中断しないことを保証し、更に、将来におきましても、電気通信省が一方的に専用の取消や停止をしないことを規定する一方、専用者側においても、専用料金の支拂については、必要な措置をとるべき旨を規定した次第であります。

繰り返して申し上げるまでもなく、この法案の目的とするところは、警察通信施設の整備強化と、通信資材の経済的使用、即ち、警察通信設備を電気通信省の手によつて整備した上、警察通信のために、よりよきサービスを提供するにありまして、新しい警察制度の完成に重要な意義を持つものであります。

以上をもちまして、本法案の概要及び提案の理由を御説明いたしました。十分御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

警察用電話等の処理に関する法律

通信設備の建設、保守は、これを電気通信省に移し、電気通信省及び警察の現有有線電気通信施設の総合的利用を図るとともに、警察通信の整備は、この有線施設を基幹として、所要の通信網を構成することとし、無線施設は、原則として有線施設の補助手段として、これが整備は、警察側において当ることとしたのであります。更に、現存する警察用有線電気通信設備は、屋内交換装置を除き、これを電気通信省に移管し、警察事務用として新たに専用回線を必要とする区間は、電気通信省の施設によることとし、専用回線を利用することができない場合の警察通信は、電気通信省施設の優先的利用によることにいたしましたのであります。

この閣議決定に基きまして、中央及び地方に関係官庁の職員よりなる協議会を設けて具体的な移管の実施方法を協議しました結果、取敢ず、実施可能な仮移管を行うことになりまして、昭和二十三年七月、当時の通信大臣と国家公安委員会との間に仮移管の協定が成立したのであります。

この協定によりまして、同年八月一日仮移管が行われ、これらの警察用有線電気通信設備の維持、管理は、電気通信省が行い、同日から電気通信省が、その建設、保守の責任を負うことになったのであります。この仮移管によりまして電気通信省に移管された電話回線は、市内専用が八、八一八回線、市外専用が四、八三〇回線であります。

次に、今回提出いたしました法律案の要点を申述べます。

第一に先づ買収の対象となるものは、屋内交換設備を除いた有線電気通信設備と、その機器、素材でありまして、この対象外のもの

ます。

二、参議院電気通信委員長報告(十一月二十八日)

○大島定吉君 只今議題となりました警察用電話等の処理に関する法律案につきまして、電気通信委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

先ず、提案理由を申し上げますと、警察機構の全面的改革に伴い、国及び地方自治体の警察事務用電気通信施設を急速に整備強化すると共に、その電気通信施設及び資金資材を経済的に且つ最も有効に使用するために、地方公共団体の所有する警察用有線電話設備を電気通信省が譲り受け、且つ将来の警察用有線電話の建設及び保守を電気通信省が行うことに政府の方針を決定いたしました。昨年八月一日から仮実施を行なつて参つたのでありますが、今回これに必要な法的措置を講じようとするものであります。

次に、法案の内容であります。地方公共団体から国への移管の対象となりますものは、この法律施行の際、地方公共団体が所有する電話設備であつて、公衆電気通信系に併合して使用できるもののうち、屋内交換設備を除いたものと、その保守建設に充てるための機器及び素材ということになっております。又買取価格及びその支拂方法につきましては、電気通信省に、大臣を委員長とし、買収する側と買収される側とを代表する者を以て組織する評価審議会を設けて、評価の公正を期し、この審議会で決定しました代価は、昭和二十五年から毎年その五分の一以上を電気通信省から所有者に

支拂うと共に、支拂未済分に対しては年五分の利子を附することに
なつております。更に設備の移管に際しましては、警察通信を中止
しないことを保証し、将来におきましても、電気通信省が一方的に
専用の取消や停止をしないことを規定すると共に、専用者側におい
ても専用料金の支拂については必要な措置をとるべき旨を規定して
おるのであります。

以上が本法案の大意であります。電気通信委員会におきまして
は、委員はいずれも御熱心な御質疑をいたされ、又地方行政委員会
と二回に亘つて連合審査を行いました。慎重な審査をいたした次第
であります。今その質疑応答の大意を申し上げます。先ず一委員か
ら、警察制度の改革に伴つて警察電話の整備強化は極めて必要なこ
とであるが、新制度になつて警察電話の秘密保持に欠ける点ができ
て来たことを痛感するが、これに対して政府はどういう方策をとつ
ておるかとの質問がありました。これに対しては、地方の公安
委員会から秘密保持上心配であるとの情報は聞いておるが、具体的
な事實は明らかになつていない。電気通信省でも最近においてはこ
の点について関心を深めて来ておるので、近頃は問題がなくなつて
おる。秘密保持のことは移管のことは別の面から考へて方策を講じ
ておる。又先般問題になつた平事件その他における警察電話の秘密
漏洩の問題は、電気通信省が詳細に専門的な見地から調査したが、
警察電話は電気通信省が交換には携わらないから、この面からの漏
洩はないのであるが、あらゆる面から調査したが確かな証拠が挙げら
ないので、取扱者から洩れたかどうかということは断言できない。

将来の問題としては人員配置その他のことが考えられるが、結局は
各員一人々々が通信の秘密保持の重要性を自覚することが最も大切
なことであるとの答弁がありました。又次に買取価格はどれぐら
い
の予定であるかとの質問に対しましては、それは評価審議会で決め
るべき問題で、今その予定というものは無い、いずれにせよ公正妥
当な価格で買取りたいと思つておるとの答弁がありました。更に、
一般に警察電話は施設及び保守が悪いようであるから、これを譲受
けることは、電気通信事業の独立採算の建前から好ましくないの
ではないか、又警察用市外電話の専用料金は甚だ安くて引合わないの
ではないかとの質問に対しましては、電気通信事業は国家の経営す
る公共事業であるから、單なる採算問題で治安の維持に対して協力
しないというわけには行かない。又警察電話の市外線専用料金は普
通の専用料金に比べると約十分の一になつておるので、来年度から
これを或る程度引上げることに関係事務当事者間で話を進めておる
との答弁がありました。その他各委員から詳細に亘つて熱心なる質
疑がありました。詳細は速記録によつて御承知を願ひたいと存じ
ます。

かくいたしましたして質疑を終り、討論に入りましたところ、民主
党の小林委員から、警察用電話には老朽施設が多いから買取価格にお
いては十分にこの点を考慮し、又市外線専用料金は非常に安いから
適正料金に引上げるべきであるとの意見が述べられ、又本法案は警
察用有線電話に関する法律案であるのに、第八條及び第九條には無
線を含むと解釈される用語があるから、誤解の起らぬように、第八

條及び第九條中「電気通信設備」とあるのを「有線電気通信設備」と改
めたいとの修正意見が述べられました。更に無所属懇談会の千葉委
員から、このような設備を引受けることによつて、他の業務に影響
を及ぼし、又は従業員の労働強化にならぬように注意すべきである
との意見を述べられると共に、小林委員の修正意見に賛成がありま
した。

かくて討論を終りまして、先ず修正案につきまして採決いたしま
したところ、全会一致修正案に賛成でありました。次いでその他の
原案について採決いたしましたところ、これ又全会一致を以て賛成
がありました。よつて本法案は修正議決することに相成つた次第で
あります。以上簡單であります。御報告申し上げます。(拍手)

三、衆議院電気通信委員長報告(十二月一日)

○辻寛一君 たいだいま議題となりました警察用電話等の処理に關す
る法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

一般の警察機構の全面的改革に伴ひまして、国及び地方自治体の
警察用電気通信施設を急速に整備強化いたしますると同時に、公衆
通信、警察通信間の施設、資金、要員の総合利用による経済化をは
かる目的をもつて、政府におきましては、昭和二十三年六月、警察
用有線電気通信施設の建設保守を当時の通信省に移し、これを基幹
として所要の通信網を構成するとともに、無線施設は有線施設の補
助手段として、これが整備は警察側において当るの根本原則を定

警察用電話等の処理に関する法律

め、さらに現存する警察用有線電気通信設備は、屋内交換装置等を
除いて、これを通信省に移管し、警察用として専用回線が必要とす
る区間は通信省施設により、専用回線を利用できない区間は通信省
施設を優先的に使用する等の方針を決しました後、中央及び地方
に、関係官庁の職員よりなる協議会を設けて、具体的な移管方法を協
議した結果、同年八月一日、通信大臣と国家公安委員会との間の協
定に基づき、警察用電話市内専用八千八百八十八回線、市外専用四千八
百三十回線の維持管理権が通信省に仮移管せられたのであります。
しかしながら、これら施設は都道府県の財産であります関係上、
所有権の移転につきましては、予算措置のほか法律を必要といたし
ますため、今回政府より本法案の提出を見た次第であります。

以上、本法律案提出の経過と理由とについて申し述べたのであり
ますが、本案の内容とするところは、第一、地方公共体の所有する
警察用有線電気通信設備及びその機器、素材は、屋内交換設備を除
いて、これを国に譲り渡すこと、第二、この譲渡は原則として有償
とし、買取価格は国家公安委員会の委員、地方自治委員及び関係官
庁の職員をもつて組織する評価審議会の評価によつて決定し、国は
昭和二十五年年度から毎年その五分の一以上を支拂い、支拂い未済部
分に対しては年五分の利子を付すること、第三、国は設備の移算に
際し、警察通信を中断しないことを保証し、さらに将来においても
電気通信省が一方的に専用の取消しや停止をしないことを規定する
一方、専用者側においても、専用料金の支拂いについて必要な措置
をとるべき旨を規定したこと等が、主要な点でございます。

なお、本案は参議院送付にかかるものでありまして、参議院におきましては、政府提出案の第八條及び第九條につき、誤つて解釈されるおそれある一部字句を修正議決いたしておりますことを、念のためつけ加えて申し上げます。

電気通信委員会におきましては、十一月十八日、本案の予備付託、同二十八日、本付託を受け、数次にわたり会議を開催して、政府の提案理由並びに内容の説明を聴取し、政府との間に質疑応答を重ね、十一月二十五日には、地方行政委員会との連合審査会を開いて討議する等、慎重に審議を加えたのでありますが、質疑応答の詳細は会議録に譲り、その二、三について要点を申し上げますれば、一、在来の警察用電話設備には老朽、荒廢の程度がはなはだしいものも相当にあるが、これの建設、保守を引受ける結果、電気通信特別会計の負担を増大し、公衆通信の改善を阻害し、かつ従業員の労働強化を招くおそれはないかという質疑に対し、政府は、警察通信の建設保守は原則として独立採算主義によつてこれを行う方針であるから、公衆通信に悪影響を興えるとは思われない、また移管に伴つて必要とする人員、経費はこれを確保するから、労働過重のおそれはない旨を答弁をし、二、国营電気通信が将来民営となつた場合、警察通信の処理方針いかにという問に対して、政府は、国营電気通信の民営化は、あらゆる角度からその利害得失につき慎重に検討しなければならぬ重大問題であつて、警察通信の処理をどうするかは、電気通信の企業形態に関する国策の大綱が決定した後において、その理念に従つて決せらるべきものと考ふる旨答弁がであります。

た。三、さらに法律の根柢なくして、昨年八月、逓信省と国家公安委員会との間に警察電話の仮移管を行つた理由いかんとの質疑に対しては、政府は、右は單に維持管理権の移管であつて、憲法もしくは法律に抵触しない限り、政府部内における事務配分の問題として適法に行い得ると認むる旨を答へ、四、警察電話の保守を電気通信省に移管した場合、警察通信の機密保持は万全を期し得られるかとの問に対し、政府は、單に機密保持のみの見地よりすれば、警察みずから保守に当る方がまさつておるが、施設の改善をはかり、通信機能を増大するためにこの措置をとつたのであつて、警察通信の機密保持については十分努力する旨を答弁いたしております。

かくして委員会は、十一月二十八日、本法案に対する質疑を終了し、十一月二十九日討論を行つたのでありますが、その際、日本共産党を代表して田島ひで君より、一般利用者へのサービス低下、従業員の労働強化、特高警察機構の復活等を招来するおそれありとの理由で本案に反対の意見を述べられ、次いで民主自由党を代表して中村純一君は、本案に賛成の意見を述べ、あわせて本案施行の上は、政府においては警察通信の機密保持につき万全の措置を講ぜられたい旨要望せられるところございました。

次いで採決の結果、大多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎漁業法 (昭和二四、一一、一五、法二六七)

◎漁業法施行法 (昭和二四、一一、一五、法二六八)

一、提案理由(五月九日)

○森国務大臣 たいま議題となりました漁業法案及び漁業法施行法案につきまして、その提案理由の大体を御説明申し上げます。

今日わが国の当面する最大の問題は、国内各分野における民主化を達成し、この基盤の上に生産力を発展させ、日本経済の再建と、その自立化をはかることにあります。農業とともにわが国産業構造の基盤をなす漁業にして、その生産力の発展は停滞し、その内部に多くの封建的な残滓を包蔵したままにとどまらずならば、再建日本の基盤はまことに脆弱にして、日本の民主化はもろろん、経済自立もまたゆがめられざるを得ないであります。

政府におきましては、終戦以来漁業問題の全面的解決につき鋭意考究を進め、その一環として漁業団体制度の改革をなすべく、去る第三国会に水産業協同組合に関する法律を提出し、その成立を見、すでに本年二月十五日より施行いたしておりますが、根本的には漁業生産に関する基本的制度、すなわち漁業制度の改革を断行することが不可欠なのであります。

現行漁業制度は、明治三十四年の旧漁業法において初めて法制化され、同四十三年の全面的改正によつて確立されたものであります。が、これは旧来の慣行をそのままに固定したものであり、その後の諸般の情勢の変化、特に漁業生産力の発展にもかかわらず、基本的部分については何ら改正を見ずに今日に至つたものであります。

その内容の根本的欠陥といたしましては、個々の漁業権を中心に漁場の秩序が組み立てられていたために、漁業生産力をあげるに不可欠な相当広い水面を單位とした総合的な計画性を持ち得ないこと、また適当な調整機構を伴わず漁業権を物権としたことの弊害面として、権利者に不当に強い力が與えられ、漁場の秩序が漁民の総意によつて民主的に運用されておらぬこと等があげられるのであります。これが漁業生産力の発展を阻害し、また漁村の封建性の基盤をなしているのであります。従つて漁業生産力を発展させ、漁業の民主化をはかるためには、この行き詰つた漁場関係を全面的に整理し、新たに漁業生産に関する基本的制度を定め、民主的な漁業調整機構の運用によつて、水面の総合的高度利用をはかる必要があるのであります。これが漁業制度改革を実施するため必要な漁業法案及び漁業法施行法案を提出したゆえんであります。

申すまでもなく、この一片の法律によつて、ただちに生産力が発展し、漁業の民主化が達成されるものではなく、政府といたしましては、この改革の基盤の上に立つて、各般の施策、なかんづく漁業経営の安定と、漁民生活の確保に関する施策を、総合的に推進せしめる所存であります。漁村の封建性の根の深さを思うとき、この

改革に対する全国漁民の積極的な関心が切望され、改革の成否もまたこれにかかると思うのであります。

以下両法案の主要な内容について概略御説明申し上げます。両法案はその内容が一体をなすものでありますので一括して御説明申し上げます。

第一は沿岸漁場の全面的整理であります。この法律施行の際現に存する漁業権は、二年以内にはほゞ一齊に消滅させ、同時に計画的に新漁業権の免許を行います。この漁場整理のため消滅する漁業権等には、漁業権補償委員会の計画に従いまして補償することとし、この補償の財源は免許料、許可料及び内水面における料金に求めることにいたしております。補償金の算定方法は、おむね財産税の場合の評価方法にならつて定めております。補償金は、現下の財政金融事情にかんがみまして、政府発行の証券をもつて交付することといたしております。

第二は、新漁業権についてであります。漁業権は定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種とし、その内容は従来と多少違えております。存続期間は従来より大分短縮し、期間の延長は区画漁業権以外には認めないこととし、漁場の固定化を防ぎ、事情の変化に応じて最も合理的に漁場を利用し得るようにいたしております。

漁業権の免許方法は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的高度利用の見地から、事前に免許の内容をきめ、法定の適格性及び優先順位に従つて免許することとし、従来のごとき行政庁の独断的決定を避け、法律の定める基準に従つて民主

的に決定することといたしました。

免許する相手方は、原則として自ら漁業を営む者であり、漁業権の賃貸は禁止しております。但し、漁業権の性質上、その行使に団体的規制が必要なものは、自営でなくても一定の条件を備えた漁業協同組合またはその連合会が免許を受け、組合の内部規制により、組合員が漁業を営み得るように措置いたしております。このような漁業権及び独占排他性の弊害の強く現われる漁業権については、一定の民主的要件を備えた地元の漁民団体に優先的に免許するようにいたしております。漁業権を物権として第三者の侵害から保護する点は従来と同様であります。権利者の恣意的な行使は制限し、また賃貸を禁止し、譲渡性及び担保性を制限して、單なる私権ではなくて、水面の総合的高度利用のためという公的性格を強めております。入漁権は慣行制度を廃止して、すべて設定行為によらしめることとし、漁業調整委員会の裁定によつて調整しうるようにいたしております。

第三は、指定遠洋漁業であります。これについては、許可の定数を定め、また適格性の規定に反しない限り、船舶の使用権に實質上許可が伴うように措置いたしました。そして、漁業権の場合とやり方は多少違いますが、この法律施行の際現に指定遠洋漁業の内容たる漁業の許可を受けている者については、一定期間内に再審査を行うことといたしております。

第四は、免許料及び許可料であります。毎年沿岸漁業に関する補償及び漁業制度改革費をまかなうため、沿岸漁業者から免許料ま

たは許可料を徴収し、沿岸漁業以外の漁業者からは、沿岸漁業者とほゞひとしい負担度の許可料を徴収することといたしております。

第五は、漁業調整委員会であります。漁場の総合的高度利用及び漁業に関する紛争の調整をはかる民主的な機構として、新たに漁業調整委員会を設けることとし、行政庁で漁業の免許等重要な行政処分をする場合には、必ずこの委員会の意見を聞かねばならないこととし、さらにまた漁業調整上必要な指示をするという広汎な権限を有して、漁業制度改革の眼目をなすものであります。これには、海区ごとに設置する、海区漁業調整委員会と、海区にまたがる特定の問題を処理するために、臨時に設けられる連合海区漁業調整委員会とがあります。また中央には漁業法の施行に関する重要事項を審議するため、中央漁業調整審議会を設置することといたしております。

第六は、土地及び土地の定着物の使用についてであります。海草乾場、船揚場、漁舎等漁業上の施設として必要な不可欠な土地、または土地の定着物を漁業者が使用し得るよう措置いたしましたのであります。

第七は、内水面漁業であります。内水面の中でも海に準ずるようなものは別といたしますが、通常の内水面については、その特殊性に即応し、増殖事業を積極的に展開するため、海面と異なる特殊規定を設けることといたしました。すなわち内水面においては、原則として、料金を納めなければ、水産動植物の採捕または養殖をすることができないこととし、政府はこの料金の収入をもつて、補償及

び漁業制度改革費のうち、内水面漁業に関する分をまかなうこととすに、内水面における基本的増殖事業を行うのであります。この内水面における民主的な調整機構としては、都道府県に内水面漁場管理委員会を設置いたします。

第八は、瀬戸内海漁業についてであります。瀬戸内海における資源の維持と複雑な入会関係の調整を期するため、特に瀬戸内海漁業調整事務局を設置し、漁業法の施行に関する事務の一部を分掌させることといたしました。これに対応して連合海区漁業調整委員会も、普通は臨時のものであります。瀬戸内海には常設のものを設置いたすこととしております。

第九は、漁業制度改革に伴う関係法律の改正であります。特に水産業協同組合法関係の規定を改正いたしております。

以上が両法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御協賛あらんことを切望する次第であります。

(註) 第五回国会からの継続審査のため提案理由は、第五回国会でなされた。

二、衆議院水産委員長報告(十一月二十八日)

○石原圓吉君 ただいま議題になりました漁業法案及び漁業法施行法案に關しまして、水産委員会の審査の経過並びに結果につき御報告を申し上げます。私は、この演壇に登るにあたりまして、熱涙をもちつてその説明に當るものであります。

まず、両法案の提出されました政府の提案理由の内容を申し上げます。

ますと、終戦以来、漁業問題の全面的解決につき、去る第三国会において、漁業制度改革のため水産業協同組合に関する法律が成立し、すでに本年二月十五日より施行いたしておりますが、根本的には漁業生産に関する基本的制度、すなわち漁業制度の改革を断行することが不可欠なものでありまして、現行漁業制度は、明治三十四年の漁業法において初めて法制化され、同四十三年の全面的改正によつて確立されたものでありますが、これは旧来の慣行をそのままに固定したものであり、その後の諸般の情勢の変化、特に漁業生産力の著しき発展にもかかわらず、基本的部分については何ら改正を見ずに今日に至つたものであります。政府は、その内容の根本的欠陥をいたしましては、個々の漁業権を中心に漁場の秩序が組み立てられてゐるために、漁業生産力をあげるに不可欠な、相当広い水面を単位とした総合的な計画性を持ち得ないこと、また適当な調整機構を伴わず、漁業権を物権としたことの弊害面として、権利者に不当に強い力が與えられ、漁場の秩序が漁民の総意によつて民主的に起用されておらぬこと等をあげられてゐるのであります。これが漁業生産力の発展を阻害し、また漁村の封建性の基盤をなしてゐると指摘しております。従つて、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化をはかるためには、この行き詰まつた漁場關係を全面的に整理し、新たに漁業生産に関する基本的制度を定め、民主的な漁業調整機構の運用によつて水面の総合的高度利用をはかる必要を強調しております。これが、漁業制度改革を実施するため必要な漁業法案及び漁業法施行法案を提出されました政府提案の理由であります。

以下、両法案の主要な内容について、両法案はその内容が一体をなすものでありますから、その概要を一括して御説明申し上げます。

第一は沿岸漁場の全面的整理であります。この法律施行の際現に存する漁業権は、二年以内にはば一齊に消滅させ、計画的に新漁業権の免許を行います。この漁場整理のため消滅する漁業権等には、漁業権補償委員会の計画に従ひまして補償することとし、この補償の財源は免許料及び内水面における料金に求めることにいたしております。

第二は新漁業権についてであります。漁業権は定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の三種とし、その内容は従来と多少違つております。存続期間は従来より幾分短縮し、期間の延長は区画漁業権以外には認めないこととし、漁場の固定化を防ぎ、事情の変化に応じて最も合理的に漁場を利用し得るようになつております。漁業権の免許方法は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的高度利用の見地から、事前に免許の内容等を定め、法定の適格性及び優先順位に従つて免許することとし、従来のごとき行政庁の行政裁量のみによることを避け、法律の定める基準に従つて民主的に決定することになつております。免許する相手は原則としてみづから漁業を営む者であり、漁業権の貸付を禁止しております。但し、漁業権の性質上その行使に団体的規制が必要なものは、自営でなくとも、一定の條件を備えた漁業協同組合またはその連合会が免許を受け、組合の定款の定めるところにより組合員が

漁業を営み得るよう措置いたしております。このような漁業権及び独占排他性の弊害の強く現われる漁業権については、一定の民主的要件を備えた地元漁民団体に優先的に免許するようになつております。漁業権を物権として第三者の侵害から保護する点は従来と同様であります。権利者の意欲的な行使を制限し、また貸付を禁止し、譲渡性及び担保性を制限して、單なる私権でなくて、水面の総合的高度利用のためという意味合いにおける公権的性格を強めております。入漁権は、慣行を廃止して、すべて設定行為によらしめることとし、漁業調整委員会の裁定によつて調整し得るようになつております。

第三は指定遠洋漁業であります。これについては許可の定数を定め、また適格性の規定に反しない限り、船舶の使用権に實質上許可が伴うよう措置されてあります。

第四は免許料及び許可料であります。毎年、沿岸漁業に関する補償及び漁業制度改革費をまかなうため、沿岸漁業者から免許料または許可料を徴収し、沿岸漁業以外の漁業者からは、沿岸漁業者とほぼひとしい負担度の許可料を徴収することになつております。

第五は漁業調整委員会であります。漁場の総合的高度利用及び漁業に関する紛争の調整をはかる民主的な機構として、新たに漁業調整委員会を設けることとし、行政庁で漁業の免許等重要な行政処分をする場合には、必ずこの委員会の意見を聞かなければならないこととし、さらにまた漁業調整上必要な指示をするという広汎な権限

を有して、漁業制度改革の眼目をなすものであります。これには、主務大臣の指定する海区ごとに設置する海区漁業調整委員会と、二つ以上の海区にまたがる特定の問題を処理するために臨時に設けられる連合海区漁業調整委員会とがあります。また中央に、漁業法の施行に関する重要事項を審議するため中央漁業調整審議会を設置することといたしております。

第六は土地及び土地の定着物の使用についてでありまして、海草ほし場、船揚場等、漁業上の施設として利用することが必要かつ適当であつて、他のものをもつてかえることが著しく困難であるときは、一定の手続を経ることにより、これらの土地または定着物を漁業者が使用し得るよう措置してあります。

第七は内水面漁業であります。内水面の中でも、海に準ずるようなものは別といたしますが、通常の内水面については、その特殊性に即応し、増殖事業を積極的に展開するため、海面と異なる特殊規定を設けることといたしてあります。すなわち内水面においては、原則として料金を納めなければ水産動植物の採捕または養殖をすることができないこととし、政府は、この料金の収入をもつて、補償及び漁業制度改革のうち内水面漁業に関する分をまかなうとともに、内水面における基本的増殖事業を行うのであります。この内水面における民主的な調整機構としては、都道府県に内水面漁場管理委員会を設置いたすこととなつております。

第八は瀬戸内海漁業についてであります。瀬戸内海における資源の維持と、複雑な入会關係の調整を期するため、特に瀬戸内海漁業

調整事務局を設置し、漁業法の施行に関する事務の一部を分掌させることとしたてあります。これに対応して、連合海区漁業調整委員会も、普通は臨時のものでありますが、瀬戸内海には常設のものを設置いたすこととしております。

第九は漁業制度改革に伴う関係諸法律の改正でありまして、特に水産業協同組合法関係の規定を改正してあります。

以上が両法案の内容であります。一千三百万漁民の既得の漁業権を一旦国家が取上げ、再分配するという、漁民にとつては死活問題に関する重大法案でありますから、われわれ水産常任委員は、その審議に慎重に慎重を重ねたのであります。すなわち、去る五月七日水産常任委員会に付託され、九日農林大臣より政府提案理由の説明を聴取、次いで十二日より三十一日まで八回にわたり委員会を開き、各委員は農林大臣及び政府委員に質疑をいたし、漁業の生産確保と民主化をはかるため、慎重これを検討したのであります。遂に第五国会は終りとなり、本委員会は、両法案は全漁民を初め一般的に關心を有する重要な法案でありますから、五月三十一日、閉会中両法案は継続審査を行うことに決定されたのであります。

つきましては、六月一日、本委員会は、両法案の審査をなすため、全国を日本海班、班長川村善八郎委員、六月十七日より二十五日まで九日間、四国九州班、班長玉置信一委員、六月十八日より二十七日まで十日間、太平洋班、班長富永格五郎委員、七月一日より八日まで八日間、北海道班、班長鈴木善幸委員、七月二十日より八月五日まで十七日間、以上のように区分いたしまして、両法案に關

する漁民の意見聴取のため、現地調査にそれらの委員が派遣されたのであります。

次いで九月五日、派遣委員の各班長より、両法案に関する調査報告がありました。その詳細は会議録に譲ることにいたしますが、これらの調査のための懇談会において、一都一府四十二県より出席した方々は、実に二千三百七十五名に達したのであります。そのおもなる調査意見をあげますと、漁業権免許の優先順位に關し、その大多数は、漁業協同組合へすべての漁業権を最優先に免許せよとの意見であり、一部の者からは、個人自営者に漁業権は最優先に免許せよとの意見もあり、その他免許期間の延長、免許料、許可料の徴收撤廃または軽減及び行政費並びに調整委員会費用は国庫負担とせよ、本法案はこれを撤回し、再草案せよ、等の反対意見がありました。

次いで、九月五日より十月十四日まで、本委員会は十回、漁業権制度に關する小委員会は五回それら開会いたしました。政府委員より逐條的に両法案の説明を聴取、各委員は政府委員に対し質疑を続行し、審査の継続をなしたのであります。

引続き第六国会におきましても、十月二十六日両法案が再付託となりましたので、漁業法案及び漁業法施行法案に關する小委員会を十月二十九日に設置いたしました。十一月一日より十四日まで六回にわたり小委員会を開会し、審議したのであります。

次いで、本委員会は十一月十六日より十九日まで四日間、漁業法案及び漁業法施行法案について意見を聞く公聴会を開会し、公述

人、三重漁業協同組合連合会専務理事里中政吉氏外二十三名、及び参考人、沿岸漁業者、新潟県漁業協同組合長外十九名を、全国各地より招集して、両法案に対する意見をそれら聴取したのであります。

次いで、十一月二十二日、二十五日、本委員会及び漁業法案に關する小委員会を開き、両法案に關する検討をなし、二十七日慎重審議を重ねましたが、遂に十一月二十八日、本委員会は、ただいま上程されました漁業法案及び漁業法施行法案に対する一部修正をいたしまして、これらにつき討論を行い、採決の結果、多数をもつてこれを可決した次第であります。その詳細は会議録に譲ります。

以上御報告申し上げますが、最後に、漁民の憲法ともいふべきこの重要法案の審査報告にあたりまして一言述べさせていただきます。このたびの漁業法についての請願及び陳情は、その数実に三百余件、人員は一万五百七十五名に上る多数でありまして、漁民の苦衷を察することができるのであります。

漁民諸君が、さしあたる難局に屈せず、不撓不屈の精神をもつて御努力あらんことを祈つてやまない次第であります。

以上御報告申し上げます。適當の御審議を願います。(拍手)

三、参議院水産委員長報告(十一月二十九日)

○木下辰雄君 只今議題となりました漁業法案並びに漁業施行法案に關しまして、水産委員会におきます審議の経過並びにその結果について御報告いたします。

先ずこの両法案の提案の理由を申し上げます。御承知の通り我が国の当面する最大の問題は、国内の各分野における民主化を達成し、その基盤の上に生産力を発展させ、日本経済の再建とその自主化を図ることにあります。我が国産業構成の基盤をなす漁業におきましても、速かに民主化を達成し、その基盤の上に生産力を発展させる必要のあることは勿論であります。然るに現行の漁業法は古い法律でありまして、明治三十四年に制定せられて、三十六年に実施せられたものでありまして、その間数回の改正を経て今日に至つたのであります。その内容の根本的欠陥といたしましては、個々の漁業権を中心とする漁場の秩序が組み立てられていないために、漁業生産に欠くべからざる事項、即ち第一、相当広い水面を單位とした総合的な計画性を持ち得ないこと、その第二、適當なる調整機構がなく、漁業権を物権とみなし、権利者に強力なる権力が與えられて、漁場の秩序が漁民の総意によつて民主的に運営せられておらぬ。これらのことでもあります。これらの事柄が漁業生産力の発展を阻害し、又漁村の封建制の基礎をなしているのであります。従つて漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図るためには、この行詰つた漁場關係を全面的に整理して、新たに漁業生産に關する基本制度を確立する必要があるのであります。この漁業制度改革を実施するために、新たに漁業法及び漁業法施行法を制定する必要があります。以上が政府の本法案の提案理由となつております。

次に法案の重要な内容について申し上げます。即ち現行法によるその第一は、沿岸漁場の全面的整理であります。

る漁業権は二年以内に全部消滅させて、新たに計画的に新漁業権の免許を行うことになつております。而して消滅する漁業権には漁業権補償委員会の計画に基づきまして、補償をすることになつております。その補償金額の算定方法は概ね財産税の場合の評価方法に倣つて定めた額で、その総額は凡七七十億円を要するのであります。

第二は新漁業権の内容であります。即ち新漁業権は、共同漁業権、定置漁業権及び区画漁業権の三種に区分せられまして、又存続期間を短縮し、漁場の固定化を防ぎ、事情の変化に應じまして最も合理的に漁場を利用し得るようになつております。

第三は漁業権の免許方法であります。即ち漁業権の免許は、都道府県知事が漁業調整委員会の意見を聞いて、水面の総合的高度利用の見地から事前に免許の内容を決めまして、法律で定めた適格性と優先順位に従つて免許することになつております。そうして従来のように行政が独断的に決定することを避けて、法律の定めた基準に従つて民主的に決定することとなつております。

第四は漁業権の免許は誰にするかという問題であります。これは原則としてみずから漁業を営む者でありまして、漁業権の賃貸は禁止してあります。但し漁業権の性質上その行使に団体的規制が必要であるものは、自営でなくとも一定の条件を備えた漁業協同組合に免許して、組合員各自が漁業を営み得るよう措置されております。

第五は漁業調整委員会の制度を設けたことであります。漁場の総合的高度利用及び漁業に関する紛争の調整を図るために、民主的な機構として新たに漁業調整委員会を設けまして、行政が漁業の免

許等重要な行政処分をなす場合には、この委員会の意見を聞かなければならぬことにいたし、更に漁業調整上必要な指示をするという広汎な権限を與えております。この調整委員会は海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会及び中央漁業調整審議会の三段階になつております。又瀬戸内海に關しましては、漁業の複雑性に鑑みまして、瀬戸内海連合海区漁業調整委員会を置くことに相成り、又瀬戸内海の資源維持と漁業調整のために瀬戸内海漁業調整事務局を設置することになつております。而して河川におきましては、漁業調整委員会の代りに内水面漁業管理委員会を置くことに相成つております。

以上がこの法案の重要な内容であります。

元來この法律案は水産業協同組合法と同時に制定せらるべき性質のものであります。むしろそれに先んじて制定せらるべき性質のものであります。非常に遅れまして、漸く前第五国会の末期、即ち本年の五月七日に政府から提案せられまして、衆議院先議、参議院は予備審査と相成りましたが、会期が短かく、到底この重要法案を会期中に審議終了することが困難でありましたので、両院とも院議を以て継続審議をいたすことに相成つたのであります。

この漁業法案は十章、百七十五條、又漁業法施行法案は二十六條より成つておりました。以上述べました通り、現行法とは根本的に相違いたしておりますので、委員会といたしましては、第五国会から本日まで引続き委員会を開くこと三十四回、打合せ及び懇談会を開くこと六回に及び、その間各委員は地方に出張いたしました

実情を調査し、或いは漁業者の意見を聴取して、法案審議に資したのであります。更に、本月の十四、十五の両日に本案の公聴会を開きまして、二十二人の公述人から法案の各般に亘る意見を聞きまし

た上、慎重審議の結果、六十項目に亘る修正條項を決定いたしましたのであります。これは現在の状態として改正し得る最大限度であると私共信じております。これを直ちに關係筋の了解をも得まして、参議院水産委員会としての態度を決定いたして、そうして衆議院から法案の回付されるのを待機しておつたのであります。ところが衆議院におきましては、これまでの行きがかりを一掃して、参議院水産委員会の修正案に全面的に同調することに相成つたのであります。私共衆議院の水産委員会に対しまして心から敬意を表するのであります。そうして昨日この修正案を可決いたしました。本院に回付されましたのであります。よつて委員会といたしましては、本日本案に対する最後の委員会を開きまして、直ちに討論、採決の結果、多数を以て衆議院から回付されました修正案をそのまま可決いたしましたのであります。

本案に対する委員と政府当局との質疑応答、その他委員会の経過、或いは公聴会における公述人の述べられました事柄につきましては、速記録によつて御了承願いたいと思ひます。又本法案の修正は、目下設立されつつあります漁業協同組合の育成強化に主眼を置いて修正いたしましたのであります。六十項目に及んでおります。この外に各委員から切実なる修正要望も沢山ありましたが、これらは他日に考慮することとしたのであります。この修正項目を

一々ここで御説明申上げることが省略さして頂きました。議員各位に配付いたされた書類によつて御承知をお願いいたしたいと思ひます。

以上御報告いたします。(拍手)

◎所得税法の臨時特例等に関する法律

(昭和二十四、二二、一五、法二六九)

一、提案理由(十一月十七日)

○池田国務大臣 たいだいま議題となりました所得税法の臨時特例等に関する法律案外二法律案につきまして、提案の理由を説明いたします。

政府は、昭和二十五年を期して、さきに公表を見ましたシャープ税制使節団の勧告の基本原則を尊重し、さらに、これに適當と認められる調整を加えて現下のわが国財政経済の実情に即応した国税及び地方税を通ずる税制の全面的改正を行い、国民の租税負担の軽減合理化をはかる考えであります。この全面的な税制改正案につきましては、目下慎重に検討中でありまして、今回の補正予算の編成に際しましては、右の税制改正の一環として、国民租税負担の軽減及び適正化に資するため、さしあたり、給與所得に対する所得税の源泉徴収について暫定的に軽減を行い、間接税につきましては、運賃、物価の改訂等の關係を考慮し、昭和二十五年一月を期し織物消費税

及び取引高税を廃止し、物品税について適当と認められる改正を行うとともに、清涼飲料税を物品税に統合することとした。

まず所得税につきましては、これが根本的改正につき目下検討しているのですが、なおその内容が確定いたしておりませんので、昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給にかかる給與に対する所得税の源泉徴収につき、暫定的に軽減を行う特例を設けることとしたのであります。すなわち、とりあえず基礎控除を年二万四千円、扶養控除を所得控除年一万二千円、勤労控除を百分の十とし、また税率は課税所得金額五万円以下の金額百分の二十から始まり、三十万円を超える金額百分の五十五に至る超過累進税率とし、これを基準として負担の軽減をはかることとした。これがため給與の金額並びに扶養親族の有無及びその数に依り、所得税法別表第二源泉徴収額表の月額表甲欄または日額表甲欄に掲げる税額から、それ／＼この法律の別表に定められた一定額を控除した税額により、源泉徴収することとしたのであります。これによりまして、勤労所得者、特に扶養親族の多い世帯の租税負担は相当軽減されることとなるのであります。たとえば扶養親族三人の月収一万円の勤労所得者について見ますと、現行の千九百九十五円の負担が三百九十五円だけ軽減されて八百円の負担となり、また扶養親族四人の月収一万五千円の勤労所得者の負担は、現行二千六百九十一円が九百八十円だけ軽減されて千七百一十一円の負担となるのであります。

次に、政府は課税の適正化をはかるため、正確な帳簿の記載に基

く青色申告書の制度の実施を考慮いたしましてさしあたりその準備的な措置として、今回法人または事業所得等を有する個人が、所得の計算に関して備えつける帳簿について、その記載事項等を定めることとし、右の帳簿を備えつける者は政府に届け出ることとしたのであります。

次に物品税であります。本税は、必ずしも適当でない物品を課税の対象としており、またその税率も現在の社会生活の実情に照して妥当を欠くと認められる点もありますので、課税物品相互間の権衡等を考慮し、政府は今回の税制改正の一環として物品税の大幅な改正を行うこととした。すなわち、日常生活上必要性の比較的多いと認められる物品、たとえばくつ、はきもの、かさ、メリヤス製品、緑茶、びん、カン詰食品、歯みがき等及び文房具、身辺用細貨類等の一部、並びに主として事務用に供せられる物品、たとえば計算機、謄写器、タイプライター、事務用品等を課税物品から除外いたしました。また化粧品、サツカリン、嗜好飲料、紅茶、扇子、ラジオ聴取機、ミシン、紙、セロファン、マツチ等に対する税率及びあまりに高率と認められる第一種甲類及び乙類の税率を相当程度引下げ、新たに従価一割の税率を設けることとした。なお清涼飲料税は今回これを物品税に統合し、税率を相当程度引下げて課税するとともに、他面じゆうたん、窓かざり等の比較的高級と認められる装飾用及び調度用の繊維製品に対して、適度な税率で課税することとした。さらに現下の取引の実情に顧みまして、物品税の納期の調整をはかることとし、納期を一箇月延長する

こととしております。

次に、織物消費税及び取引高税につきましては、その性質並びに歳出の状況等にかんがみまして、今回これを廃止することとしたのであります。

以上各法律案につきその大要を申し上げたのでありますが、今回の税制改正による減収額は源泉徴収の所得税において約五十六億六千六百万円、物品税において約二十三億八千万円、織物消費税において約二十五億九千二百万円、取引高税において約九十二億五千六百万円、清涼飲料税において約一億七百万円でありまして、合計約二百億二千万円に達するのであります。他面、本年度予算の租税及び印紙収入の予算額五千四百六十六万六千円に対し最近における経済諸情勢の推移、徴収の状況等を勘案いたしまして、総額において約二百十三億四千万円程度の自然増収を見込みましたので、右に申し上げました税制改正による減収額と通算いたしますと、本年度の租税及び印紙収入の総額は五千五百五十九億四千万円程度と相なるのであります。

何とぞ御審議の上すみやかに御賛成くださいますよう、切望してやまない次第であります。

二、衆議院大蔵委員長報告(十二月二十八日)

○川野芳満君 ただいま議題となりました所得税法の臨時特例等に関する法律案、物品税法の一部を改正する法律案、織物消費税等を廃止する法律案に関して、大蔵委員会の審議の経過並びに結果に

所得税法の臨時特例等に関する法律

ついて御報告申し上げます。

この三法案は、本月十五日大蔵委員会に付託せられ、十七日、まず大蔵大臣からその提案理由の説明を聴取いたしました。大蔵大臣の説明によれば、昭和二十五年を期して、さきに発表を見たシャウプ税制使節団の勧告の基本原則を尊重し、さらにこれに適当と認められる調整を加えて、現下のわが国財政経済の実情に即応した国税及び地方税を通ずる税制の全面的改正を行い、国民の租税負担の軽減、合理化をはかるために、政府は全面的税制改正案を目下検討中であるが、今回補正予算の編成に際し、右税制改正の一環として、租税負担の軽減及び適正化に資するため、まず間接税について、運賃、物価の改訂等の関係を考慮して、昭和二十五年一月一日を期し織物消費税及び取引高税を廃止し、あわせて物品税について一部改正を行い、清涼飲料税を物品税に統合するとともに、給與所得に対する所得税の源泉徴収について、明年一月より三月に至る間の暫定的軽減を行わんとするものであります。

まず織物消費税等を廃止する法律案においては、織物消費税及び取引高税を、その性質及び歳出の状況にかんがみて、明年一月一日よりこれを廃止するとともに、物品税中に統合するために清涼飲料税をも廃止することを規定し、これらに対する経過規定をも定めるものであります。

次に物品税法の一部を改正する法律案においては、課税物品相互間の権衡等を考慮し、必需品の色彩の濃厚な物品及び主として事務用に供せられる物品等に対する課税を廃止し、奢侈的性質の比較的

に少い物品に対する税率を引下げ、及び現在あまりに高率に過ぎると認められる第一種甲類及び乙類の税率を引下げるとともに、また清涼飲料税の税率を引下げて物品税中に統合し、じゆうたん、窓飾り等、高級装飾用、調度用の繊維製品を、物品税の課税物品として追加せんとするものであります。また取引の実情にかんがみて、納期を一箇月延長せんとするものであります。

次に所得税法の臨時特例等に関する法律案におきましては、とりあえず昭和二十五年一月一日から三月三十一日までの支給にかかる給與に対する所得税の源泉徴収について、およそシャウブ勧告による控除及び税率を基準として暫定的軽減を行わんがため特例を設けんとするものであり、これがため給與の金額及び扶養親族の有無及び数に応じて、源泉徴収表に掲ぐる税額から一定額を控除せんとするものであります。なおまた申告所得税の課税の適正化をはかるため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考慮し、その準備のため、法人または事業所得を有する個人の所得の計算に關して政府が記載事項を定めることとし、右の帳簿を備えつける者は、昭和二十五年一月三十一日までに政府に届け出るべき旨を定めんとするのであります。

なお、今回の税制改正による減収額については、源泉徴収の所得税において約五十六億六千六百万円、物品税において約二十三億八千百万円、織物消費税において約二十五億九千二百万円、取引高税において約九十二億五千六百万円、清涼飲料税において約一億七千万円でありまして、合計約二百億二百万円を推定し、予算算定に組むとするのであります。

次に、本格的改正案はいつ提出するか、今回の所得税の暫定軽減における原則は、来るべき改正において動かか動かないかとの問いに対しては、本格的改正については、ただいま検討中であるが、できるだけ早く来年度予算と同時に提出する所得税については、来年度はシャウブ案及び今次の暫定措置よりさらに軽減する、なお勤労所得の合算制の廃止、医療及び災害控除、扶養親族の拡張はこれを実現したい、その実現は困難ではないと思ふとの答弁がありました。

次に帳簿制度と青色申告については、すでに各地において協同組合等で帳簿を準備している実情であるが、帳簿の記載事項、様式等について早く明らかにせられたいとの要望に対して、政府委員は、できるだけ早く政令で定める。政令では、これだけの事項は必ず記載すべしということをかきめ、様式等については、各業態ごとに、既存のものにとつて行く旨を明らかにし、また記帳能力不足の現状において、青色申告の法的効力をどうするかとの質問に対し、法的効力は次の本格的税制改正の際きめる、更正決定に關しては、シ

み入れられているのであります。

この三法律案に關して、大蔵委員会は、十八日より二十二日に至る間、四回にわたり委員会を開き、政府側に対して質疑を行い、また二十一日公聴会を開く等、慎重審議を続けました。この質疑応答及び公聴の詳細に關しては会議録を参照願うとして、その間において特に重要と認められる数点について、要約御報告申し上げます。

まず所得税臨時特例について、今次の改正では、給與所得のみ軽減し、農業所得について軽減していかないのは何ゆえか、シャウブ勧告による本年十月以降の農業所得者等に対する勤労控除は行われなにかとの質問に対して、大蔵大臣及び政府委員から、勤労所得税は月々納付するが、申告所得税は、明年一月以降分は六月に申告し納付するものであるから、申告所得分については次の国会で改正して十分間に合ひ、農業所得等に対する本年内の減税はこれを取りやめ、明年一月から申告、源泉ともに出足をそろえて均衡をはかりたい、これはシャウブ勧告を変更したものであるとの答弁がありました。

次に、所得税の累進率を三十万円超五五%と定めることは、税法の建前から妥当と考へるかとの問に対して、大蔵大臣は、所得に対する課税率の限界は七五%程度にとどめるべきである、従つて、住民税等を考へると、所得税率最高五五%は適當である、しかし、三十万円で五五%にするのがよいか、百万円で五五%にするのがよいかは、税収の關係もあり、検討中であるが、三十万円以上の所得者はさらにはないから、今の状況では五五%負担してもらわねば

シャウブ勧告の線は動かさないが、減価償却及び繰越し欠損については、実情に沿うよう研究する旨の答弁がありました。

次に物品税に關しては、実用品で課税品目から抜けていないものもあり、なお不備である、近き将来改廃するか、また近き将来とはいつかとの問に対して、予算の關係もあり、今後実情に即して改廃するが、今回の改正は次の通常国会においてなすべき減税を繰上げて、実行したものである。従つて、次の通常国会には大きな期待は持てない旨の答弁がありました。

また織物消費税については、現下の取引の実情にかんがみて、十二月一日より一〇%まで軽減することはできぬかとの質問に対して、政府委員より、税収の關係もあり、むずかしい旨の答弁がありました。

最後に、今次減税と物価改訂の關連について、貨物運賃、主食の値上げ、補給金廃止による値上りによつて、實質上減税とはならぬではないかとの問に対し、大蔵大臣より、米価、運賃が上つても、相当生計費は楽になる、補給金廃止によつても、一般物価水準は大して影響はない。減税で相殺できる旨の意見が述べられました。

次に、公聴会における公述人の意見の概要を御報告申し上げます。まず全国指導農業協同組合連合会農政部長平尾卯二郎氏は、シャウブ勧告においては、本年十月以降、農業者に対する勤労控除が認められていない点がかかわらず、今回の臨時特例において、まったく認められていない点不満であること、及び帳簿様式に關して、どんな農民にも記帳し得るような簡單なものを望む等の意見の開陳が

所得税法の臨時特例等に関する法律

あり、絹人絹織物商協会専務理事沼田義雄氏は、織物消費税及びメ
リヤスに対する物品税について、現下の取引停滞と価格の混乱等の
実情を指摘し、十二月一日よりの早急実施を希望し、あわせて同税
が消費税たる性質を考慮し、実施に際しては、納税済みストックに
ついて、納入済み税額を交付金として返還すべき旨要望せられ、全
国財務労働組合中央執行委員徳島米三郎氏は、今次所得税臨時特例
は、シャウブ税制そのままであるがゆえに、勤労者に対する恩典が
不十分である旨を述べ、また合理的税制なくしては青色申告も十分
な効果を上げがたい旨を指摘し、最後に労働調査協議会の永野順造
氏は、国民生活の実情から見て、勤労所得税は事実上増税である旨
の意見の開陳がありました。

かくして、二十二日質疑を打ち切り、本日討論採決に入りました。
まず塚田委員は、民主自由党を代表して三法案に賛成の意を表せら
れ、次に川島委員は日本社会党を代表して、所得税臨時特例及び物
品税法改正に関しては反対、織物消費税等廃止法案に関しては賛成
の意を表せられ、宮腰委員は民主野党派を代表して、所得税臨時
特例については反対、他の二法案については賛成の意を表せられ、
林委員は日本共産党を代表して、所得税及び物品税の改正に関して
は反対、織物消費税等廃止法案には賛成の旨を述べられ、内藤委員
は新政治協議会を代表して、所得税の臨時特例については反対、他
の二法律案については賛成の旨討論せられました。

以上で討論を終局し、採決に入りましたところ、所得税法の臨時
特例等に関する法律案については起立多数をもつて可決、物品税法

の一部を改正する法律案については起立多数をもつて可決、織物消
費税法等を廃止する法律案については、起立総員、原案の通り可決
いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院大蔵委員長報告(十二月二日)

○櫻内辰郎君 只今議題となりました所得税法の臨時特例等に関す
る法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いた
します。

先ず本案の提案理由及び内容について申し上げます。所得税の根本
的改正については目下政府において検討中でございますが、取敢え
ず昭和二十五年一月一日から同年三月三十一日までの支給にかかる
給與に対する所得税の源泉徴収については、基礎控除を二万四千
円、扶養控除を年一万二千円、勤労控除を二〇%、税率は課税所得金
額五万円以下二〇%乃至三十万円超五五%を基準として暫定的に軽
減を行う特例を設けんとするものであります。次に課税の適正化を
図るため、正確な帳簿の記載に基く青色申告書の制度の実施を考慮
し、法人又は事業所得を有する個人が所得の計算に備え付ける
帳簿について、その記載事項等は政府においてこれを定め、右の帳
簿を備え付けんとする者は、昭和二十五年一月三十一日までに政府
に届け出なければならないことを規定せんとするものであります。

さて本案審議の経過を申し上げますと、去る十一月十八日より十二
月一日まで、公聴会を開きます等慎重に審議し、各委員より熱心な

る質疑がありました。その詳細は速記録により御承知を願いま
す。かくて十二月一日質疑を終局し、討論に入り、天田勝正委員よ
り、本委員会において述べられた意見を参酌し、総合的な改正が行
われることを条件として賛成する旨の意見が述べられ、又小川友三
委員より賛成、川上嘉委員より反対の意見が述べられ、かくて採決
の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたしましたのであ
ります。

次に物品税法の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を
御報告いたします。

本税法においては、これまで必ずしも適当でない物品を課税対象
としており、又その税率も現在の社会生活の実情に照して妥当を欠
くと認められる点もあるので、課税物品相互間の権衡等を考慮し
て、今回の税制改正の一環として物品税の大幅な改正を行おうとい
ましたのであります。即ち日常生活上必要性の比較的多いと認めら
れる物品並びに主として事務用に供せられる物品等に対する税率、
及び余りに高率と認められる第一種甲類及び乙類の税率を相当程度
引下げ、新たに従価一割の税率を設けることといたしました。

尚、清涼飲料税は今回これを物品税に統合し、税率を相当程度引
下げて課税すると共に、他面、絨氈、窓飾り等の比較的高級と認め
られる装飾用及び調度用の繊維製品に対して適度な税率で課税し
ようとするものであります。更に、現下の取引の実情に鑑みまし
て、物品税の納期の調整を図ることとし、納期を一ヶ月延長しし
とするものであります。

所得税法の臨時特例等に関する法律

さて本案審議の経過を申し上げますと、十一月十八日より十二月一
日まで、公聴会を開きます等慎重に審議いたしました。その詳細
は速記録によつて御承知を願います。かくて十二月一日質疑を終局
し、討論に入り、天田勝正委員、黒田英雄委員より賛成、小川友三
委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り
可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に織物消費税法等を廃止する法律案の審議の経過並びに結果を
御報告いたします。

本案は税制改正の一環として、国民租税負担の軽減及び適正化を
図るため、運賃、物価の改訂等の関係を考慮し、昭和二十五年一月
一日から織物消費税、清涼飲料税及び取引高税を廃止しようとする
ものであります。

さて、本案につきましては、十一月十八日より十二月一日まで、
この間公聴会を開きます等、慎重審議いたしましたのであります。そ
の詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。かくて質疑
を終局し、討論に入り、油井賢太郎委員より、政府は十二月一日か
ら実施することくに発表しながら、事務怠慢のため一月一日に延期
し、又十二月一日より一割に引下げの修正意見も諸般の事情により
実施に至らなかつたことは誠に遺憾であるとの反対意見を述べら
れ、又小川友三委員より、油井賢太郎委員と同様の趣旨により反対
の意見が述べられ、採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきも
のと決定いたしましたのであります。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎私立学校法 (昭和二四、一二、一五、法二七〇)

一、提案理由(十一月十八日)

○高瀬国務大臣 たいだいま上程になりました私立学校法案について、大要御説明申し上げます。

私立学校は、その数において、新制高等学校以上の学校の半数以上を占めているのみならず、その特異な学風及び伝統をもつて、わが国の学校教育に貢献をしたことは、まことに大なるものがあるのがあります。この点にかんがみましますとき、私立学校の教育を振興するといふことは、わが国の教育全般の振興をはかる上からもゆるがせにすることのできない重要問題でありまして、たいだいま私立学校法案を上程いたしました理由も、一にここにあるのであります。

以上の趣旨によりまして、私立学校に関する教育行政について、私立学校の特性を尊重した特別な立法の必要なことは、つとに認められていたところであり、また、特に、昨年の教育委員会法の施行以来、私立高等学校以下の教育行政について、緊急に、特別の措置を講ずる必要のあることも広く認められていたところでありまして、また、私立学校を設置する法人につきましても、これを特別法人として、民法による財団法人以上に教育的な、また、基礎の強固なものとする必要であります。このことにつきましても、教育刷新審議会の建議もあり、学校教育法におきましても、私立学校を設置する法人について、別に法律が制定されることを予想しているの

であります。ここに、政府といたしましては、私立学校法案に関する教育刷新審議会の建議の線に沿い、また、私立学校代表者との一年有余にわたる研究の結果、成案を得て、取急ぎ本臨時国会に上程した次第であります。

さて、本法案の目的とするところは、その第一條に明らかにされておりますように、まず、私立学校の自主性を高めるといふことであります。しがしながら、私立学校も学校教育法に定める学校として、教育基本法のいわゆる「公の性質」を有するものでありまして、設置者がほしのままに経営すべきものではないのであります。このため私立学校については、その自主性を尊重するとともに、あわせてその公共性を高めることが必要とされるのであります。

この目的を達成するため本法案におきましては、まず私立学校の自主性を重んずるといふ点から、私立学校に対する監督事項を整理するとともに、所轄庁がこの監督事項を処理する場合にも、主として私立学校の代表者から構成される私立学校審議会または私立大学審議会に諮問することといたしました。なお、私立学校審議会及び私立大学審議会の委員のうち、私立学校側から任命される者につきましても、その候補者を、私立学校によつて自主的に結成された団体が推薦する方法をとることといたしまして、自主性尊重の目的をさらに徹底させたのであります。

他方、私立学校の公共性を高めるといふ趣旨は、主として学校法人に関する規定のうち盛られております。すなわち、私立学校を設置する法人を学校法人という特別法人といたしまして、民法によまず、本法案の内容並びに趣旨のおもなる点につきましても御説明申し上げます。第一に、本法案の骨子となつておりますものは、私立学校の特異性と自主性を重んずるとともに、あわせてその公共性を高めるといふところにあります。それは本法案の第一條に明らかにされておりますが、さらに第二章の教育行政に関する規定においてもまたこの点が示されておるのであります。すなわち、所轄庁の命令監督等については一定の制限を興えて、できるだけ私立学校の自主性を保たしめるために、私立学校審議会または私立大学審議会を設けてあるのであります。

第二といたしましては、私立学校を従来の民法上の財団法人の規定からはずしまして、第三章において、あらたに学校法人という特別法人にいたしてあります。従いまして、この学校法人は、経営上特にその財政的な面において収益事業を行うことができることとされております。

第三には、従来よりとかく問題となつておりました憲法第八十九條と私立学校との関係であります。それは、この法案によりまして、私立学校が公の支配に属するものであるといふ法的な根拠が興えられたこととあります。従いまして、私立学校に対しても国庫から補助と助成ができることとされております。

第四といたしましては、私立学校に対しまして、本法は収益事業から生じたもの以外のものについては所得税及び法人税を課さないことに定められてあります。以上が、本法案の内容並びに趣旨のおもなる点であります。

る財団法人よりも、さらに教育的に運営できるようにし、また、学校法人の財的基礎を強固にする一助として、教育上支障のない限り、収益事業を行うことを認める等の特別な規定を設けたのであります。

さらに、私立学校に対して、国または地方公共団体が補助、貸付等の助成を行い得ることを明らかにいたしました。これは、多くの私立学校が戦災による被害に加えて、最近の経済的困難によつて、深刻に苦しんでいるという当面の理由から、特に必要であるのみならず、わが国の学校教育の振興という点からも、私立学校の助成がさきわめて必要と考えられるからであります。これについては、従来憲法第八十九條の解釈をめぐつて、疑問があつたのであります。が、本法案におきましては、私立学校は諸種の点において「公の支配」に属する教育の事業であるといふ見解のもとに、助成に関する若干の必要規定を新たに設けて、学校法人に対して、国または地方公共団体が補助、貸付等の助成を行い得ることを明らかにしたのであります。

本法案提出の理由及びその大綱は、以上に述べたところでありま

二、衆議院文部委員長報告(十一月二十八日)

○原彪君 たいだいま議題となりました私立学校法案につきましても、本案の概要並びに本委員会における審議の経過及びその結果を御報告申し上げます。

本委員会におきましては、わが国の文化の発展のために私立学校の有する役割のきわめて重要なことにかんがみまして、慎重審議を重ねたのであります。その間におきまして、本委員会は、本法案の重要性にかんがみ、さらに世論を聴取することとし、去る十一月十八日、参考人として、私学団体総連合会代表、早稲田大学法学部長大浜信泉、私立大学協会代表、明治大学法学部長松岡熊三郎、私立中等高等学校連盟代表堀内操、日本学術会議代表、東京大学教授我妻栄、大学教授連合代表、中央大学教授片山金章、日本教職員組合代表江口泰助の諸君を招きまして、それらの意見を聴取して審議の参考といたしました。

かくて審議を終了し、民主自由党の水谷昇君より修正案が提出されました。この修正案につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まずその第一点は、本法案第二條を削除いたしました点であります。その理由は、元来この私立学校法は、その趣旨にも明らかでありますように、学校法人として規定されました特別法であり、私立学校の特殊性と自主性をあくまでも尊重し、日本文化の発展のために、私立学校の教育行政並びに財政上について独自の基礎を興えようとするを目的とするものであります。しかるに、原案第二條が存置されますならば、他のすべての法律がこの私立学校法に優先するものとなりまして、本法案の目的とはむしろ相反する結果を生ずる可能性がありますことと、さきに定められました教育委員会法と本法案中の第五條との関連に疑義を生ずる点がありますこととによりまして、ここに原案第二條を削除しようとするものであります。

第二点は、原案第三條を第二條とし、新たに第三條を加えたこと、及び原案第五條第一項の法文を改正し、同條に第二項を加えまして、学校法人の法的基準を明確にし、学校教育法による拘束の一部を本法案では適用しないこととして、本法案立法の趣旨並びに目的をさらに明確にした点であります。

以上の修正案に基きまして、本委員会におきましては、ただちに修正案並びに修正部分を除く原案に関する討論に入りまして、民主自由党を代表いたしました高木章君の、修正案賛成並びに修正部分を除く原案に賛成の討論があり、続いて日本共産党を代表して今野武雄君の、修正案に賛成及び修正部分を除く原案に反対の討論があり、次に日本社会党を代表して松本七郎君、民主野党派を代表して稲葉修君、新政治協議会を代表して小林信一君の、それら修正案に賛成並びに修正部分を除く原案に賛成の討論がありまして、討論は終局し、まず水谷昇君提出の修正案の採決をとりました結果、全会一致をもつて可決いたしました。次いで修正部分を除く原案について採決の結果、起立多数をもつて可決いたしました。よつて本法案は修正議決いたしました次第であります。

最後に、本委員会において本法案を修正議決いたすに先だちまして、次の要望を政府にいたしました。すなわち第一は、本法案のごとく、一つの法律をもつて幼稚園より大学にわたる私立学校に関する法律を定めることは、それら教育内容及び制度等の点で異なるところが多いので、自主性及び特殊性をむしろ損する憂いがある、将来は私立大学に関しては別な法律を定めることを要望する、第

二、私立学校における免税措置については、さらに考慮してほしい、以上の二点について、文部大臣より次の答弁を得たのであります。すなわち第一につきましては、政府においても私立学校の特殊性は十分に尊重し、またその特殊性あるがゆえに文化の発展に貢献している私立学校の価値も十分に承知しておるので、将来において適當なる処置をいたすこととでありました。第二につきましては、は、シャウブ勧告により地方税、贈與税等については近き将来において考慮されることと思うという答弁がありました。

以上において、本委員会における本法案の審議の経過並びに結果の御報告を終ります。なお詳しくは会議録によつて御了承いただきたく存じます。

三、参議院文部委員長報告(十二月一日)

○田中耕太郎君 議題となりました私立学校法案の文部委員会におきます審議に關しまして御報告を申し上げます。この法案は附則を除きまして第六十七條に及ぶ広汎なものでございまして、戦後の教育関係立法中の重要なもの一つと申し得るのでございまして。

提案の趣旨について考えて見ますと、そも／＼私立学校はその数におきまして、新制高等学校以上の学校に關する限りその半数以上に及んでおりまして、それ／＼の学校に固有な精神、学風並びに伝統におきまして、国立や公立の画一的な傾向に対しまして著しい個性を持つておりまして、かような意味におきまして、我が国の教育の発達及び人材の養成に多大な貢献をなして参りましたことは疑いを容れないところでございます。この故に私立学校の振興を図り

ますことは、国家の極めて重要な文化政策の一環だと申さなければならぬのであります。この法案の意図するところも、要するに私立学校を振興し、私学教育の健全な発達を図ることに存してございまして。

先ず本法案の構想を申述べますと、要点は大体三つに盡きておると思われまゝ。その第一は、第二章が規定しております教育行政に關するものであり、その第二は、第三章第一節乃至第四節の規定する学校法人に關する事柄でありまして、その第三は、学校法人の助成及び監督でございまして、これは第三章第五節が規定しております。

以上のうち教育行政に關しましては、私立学校の自主性の尊重ということがその精神となつております。従つて従来長年の間存在して参りました多数の監督事項を整理いたしまして、私立学校を中央及び地方の官制的統制から最大限度に解放いたしました。監督が止むを得ない場合にも、主として私立学校の代表者、殊に教育者を中心として構成せられます私立学校審議会、又は私立大学審議会に諮問すべきものとしたしまして、尙、審議会の委員中の私立学校関係者につきましては、任命は関係団体からの推薦によるものとしたしておるのであります。

次に学校法人に關します詳細な規定がなされておりますのは、その経営する学校教育事業の特殊性、殊にその強度の公益的性質に基くものでございます。それはかような意味におきまして民法上の公益法人中の財団法人と軌を同じくするものでございまして、本法案におきましては、これを民法上の法人とは違つた特別法人として

取扱ひまして、その財産関係や取引関係の方面を除きまして、組織や内部的運営その他の点におきまして、学校教育の公益性の見地からして寄附行為のみに委せず、相当詳細なる規定を置いておるのでございます。尙、学校法人の経済的基礎を鞏固にするために、教育上支障のない限り、収益事業をも行うことができるものとしたのでございます。更に本法案は、国又は地方公共団体が補助、貸付等の方法で私立学校の助成をなし得ることを認めました。これによって憲法第八十九條の解釈といたしまして、私立学校が公の支配に属するものと言えるかどうか、従つて助成ができるかどうかという点に關します。従来疑義を解決し、助成ができるものとしたのであります。その他、学校法人の所得で収益事業から生じたもの以外については、所得税及び法人税が免除されております。

次に法案審議に際しましての質疑応答によつて明らかにせられた重要な数点について申し上げます。

- 一、本案を政府におきまして起草する際に當つては、特に私学總連合の意見を多分に取入れたということでございます。
- 二、公立学校につきましては教育委員会が所轄庁であるのに、私立大学を除く私立学校については都道府県知事になつておるのに、学校教育法の建前がそうなつておるからということでございます。
- 三、学校法人の理事の資格については詳細なる規定があるが、監事についてそれが無いのは、どういふわけかと申しますと、寄附行為に譲つた趣旨でございます。
- 四、補助金及び貸付金の分配については十分慎重を期し遺憾なき

に学校教育法に比較しても一層緩和されており、私学の現状においては本法案程度の監督は止むを得ないというような理由によつて、賛成の意思が表明せられました。

尙、賛成者各委員から政府に対し、私学助成のための予算上の金額を大幅に増額するように努力すべきこと、助成金額は他の団体等の仲介なしに直接に学校に交付せらるべきこと、法案審議中指摘せられた法案の不備欠陥は、研究の上次の機会において速かに修正すべきこと、その他本法の適正な運用をなすようにと強く要望をなされたのであります。

かくて採決に入りましたところ、本法案は多数を以て可決すべきものと決定いたしました。

これをおもひまして私立学校法案に關する文部委員会の審議の経過及び結果の御報告を終わります。(拍手)

◎人事官彈劾の訴追に關する法律

(昭和二十四、一一六、法一七一) (衆)

一、提案理由(十二月一日)

○大村清一君 たいまい議題となりました人事官彈劾の訴追に關する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

第三回国会におきまして、国家公務員法が改正せられまして、人事官の彈劾の訴追は国会が行ふことに相なつたのであります。しか

人事官彈劾の訴追に關する法律

ようにすることということが要望され、又さような答弁がございました。その他詳細は速記録に譲ることといたします。

尙、本法案審議の過程におきましては、四名の学識経験者を招致いたしました。参考のために意見を聴取いたし、審議の慎重を期したのでございます。

かくて討論に入りまして、岩間委員から、本法案は戦災、インフレ等によつて経済的に窮迫しておる私学に対し、不十分な補助や貸付をすることによりまして、それを口実に官僚的支配権が復活する虞れがある、或いは又本法案の定めた審議会は諮問機関で無力である。或いは又本法案審議の過程において教員や学生の意見を聴かなかつたことはよくないというような理由を以て、反対の意見が表明されました。

次に小野、河野、大隈、鈴木、藤田、堀越の各委員からも、賛成の発言がございました。賛成者の発言内容の要点を總合して申し上げますと、本法案においては、種々の点、例えば文部省における立案過程が大学管理法の場合のように民主的でなかつたこと、所轄庁による学校の閉鎖を命令し得ることは不賛成である。私立大学に關する教育行政は別個に規定するを必要とすること。学校法人に關しては、法制上公益法人と会社との二つの建前の混乱があるじやないか。その他法律技術的不完全、不満足な欠点がある。併しなから本法案は大体において私学の自主性を重んじ、公共性を高める要求を充たしておる。又憲法八十九條の解釈上の疑義を解決し、一般的世論に答えて私学に対する助成を可能ならしめておる。更に本法案において私学に対する監督は終戦前よりも遙かに緩和され、更

して、訴追については新たに法律を制定するの必要を生じまして、今期国会において、議院運営委員会が法案起草の任にあたりまして、五回にわたり慎重審議の結果、ようやくここにその成案を得た次第であります。

今、この法律案の内容につき御説明申し上げますれば、第一は、人事官彈劾の訴追に關する国会の代表者の点であります。ただいま申し上げました通り、国家公務員法では、国会が人事官の彈劾の訴追をすることになつておりますが、何人が国会を代表するのであるかを定めておりません。よつて、何人がこれに当るのであるかを定める必要が生じたのであります。現在の国会法の建前からいたしまして、衆議院議長がこれに當るのが至当と認められますので、衆議院議長が国会を代表することにいたしました。しかし衆議院議長は、議員の任期満了、あるいは衆議院が解散された場合におきましては、その資格を喪失いたしますので、その臨時の措置として、総選挙後の国会において新たに衆議院議長が選挙されるまでの間は、参議院議長が衆議院議長の権限を行うことにいたしました次第であります。

第二は、人事官彈劾の訴追に關する訴訟を行わせる議員の指定であります。先に述べましたように、彈劾の訴追に關して国会を代表するものは衆議院議長であります。議長が訴訟事務を行うことは、事実上不可能であります。そこで、両院の議長が協議して、實際の訴訟を行わせる者を両院の議員の中から指定し得ることとした。しかし、指定を受けた議員は、その訴訟に關して裁判

上の一切の行為をする権限を有することとしたのであります。但し、弁護士を訴訟代理人に選任したり、またはその他の重要な事項については、衆議院議長と協議しなければならないこととしたしました。

第三は、訴訟の指定を受けた議員の指定の取消し、または辞任のことであります。すなわち、指定を受けた議員について、やむを得ない事情が生じたときは、両院の議長が協議の上、その指定を取消すことができることとしたのであります。また、これらの者がみずから辞任しようとするときは、衆議院議長の許可を得て辞任することとすることができるのであります。

第四は、人事官彈劾の訴追の手續に関する特別の規定は、両議院一致の議決によつて別にこれを定めることとしたのであります。

以上、その概要について御説明をいたしたのでありますが、何とぞ諸君の御賛成を望みます。(拍手)

二、参議院議院運営委員長報告(十二月二日)

○高田寛君 只今議題となりました人事官彈劾の訴追に関する法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

国家公務員法第九條の規定によりますると、人事官彈劾の訴追は国会が行うこととなつていのでありますが、国会における訴追の手續法が欠けておりましたので、このたび衆議院より人事官彈劾の

訴追に関する法律案として提出されたのであります。その主なる内容を申し上げますと、先ず人事官彈劾の訴追をするには国会の議決を要し、且つ訴追については衆議院議長が国会を代表し、衆議院議長がない場合には、その選挙が行われるまで参議院議長が国会を代表することとしたし、又訴追がございましたときは、衆議院議長は、参議院議長と協議して指定した議員に訴訟について裁判上一切の行為をする権限を與えることができることになつております。尚、訴追の手續に関する特別の規程については、両議院一致の議決により定めることになつております。

議院運営委員会におきましては、本案の提出に先立ちその内容について十分なる検討を加えて参つたのであります。採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと議決いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

○医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

(昭和二四、一二、一六、法二七二(衆))

一、提案理由(十二月一日)

○大石(武)委員 現在医師になるためには、医師の国家試験という

でございます。まことに氣の毒でございます。従つてわれわれはこれらの者に対して、将来に対する希望をかすかながら與えてやりたい、医師の国家試験を受ける前提として、まず国家試験を受ける資格を與えてやりたいという願ひを持ちまして、この受験資格の特例に関する法律案を持つて参つた次第でございます。これもただ簡単に資格を與えるものではありませんで、まず予備試験というものを行ひまして、これによつて通過した者、この者は初めて普通の医科大学を卒業した者と同等の学力を持つたことになりまして、それから一年間のインターンという生活をしまして、さらに国家試験を受けることになるのであります。これがわずか数十人ではあります。将来に希望を持たせるといふことが適宜であると存じまして、ここに提案いたしました次第であります。

二、衆議院厚生委員長報告(十二月一日)

○松永佛骨君 たいだいま議題となりました医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

内地において医師たるの資格に関しては、医師法第二章及び第三章に規定するところであります。従前大陸、特に満州方面向けの医師の養成を目的としていた興亜医学館、東洋医学院等の卒業生は、内地において医師たるの資格を與えられていないので、これらの者に将来医師たり得る道を開くため、医師国家試験予備試験を受ける機会を與えようとするのが、本法案の提案理由であります。

ものがございます。この国家試験を通過しなければ医師になることができないのであります。ところがその国家試験を受けるためには、第二国会で通過しました医師法ではつきりと限定してあります。文部省で資格を認めてある学校を卒業した者でなければ、医師の国家試験を受けることができないのがたまたまの現状であります。ところが現在でございますが、終戦直前までは、文部省から認可のあるたいていの医学専門学校であるとか、医学大学はもちろんそうであります。認可のある学校を卒業すれば、そのまま医師認可証の下付願いを出して医師になることができました。ところがここに興亜医学館という学校があります。それから東洋医学院というよりな二、三の学校があります。こういう、この学校を卒業すれば医者になり得るといふ正式の資格を備えなかつた医学校があるのであります。この学校の規定を見ますと、大体において、卒業すれば他の医学専門学校を卒業したと同等の能力を持ち得るようになつております。この学校の卒業生は、満州とか、蒙古とか、外地向きの医師となる目的のために設立せられた学校のようにあります。おもにその卒業生は満州あるいは蒙古、その他において医業を営んで来たもののであります。ところが終戦まぎわに卒業しました学生は数十名あるのであります。彼らは現在医師としての資格を持たず、またせつかく学校を卒業しては、国家試験も受けることができません。将来に対して非常に暗い氣持を持つて生活しているのであります。これらの者を調べますと、学力は相当持つております。ただ資格がないために国家試験を受けかねている現状

その内容は、医師国家試験予備試験の受験資格に関する医師法第十二條の規定に対する特例を開こうとするものでありますが、その経過の必要性にかんがみ、受験は本法案施行の日から五年以内に行われる予備試験に限り、かつ二回を越えて受験することはできないものとしておるのであります。

本法案は、十一月二十九日、厚生委員会に付託せられ、十二月一日、提案者大石議員より提案理由の説明を聴取した後、質疑に入りましたが、次いで質疑を終了し、討論を経て採決に入りましたところ、本法案は満場一致をもつて原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

右御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院厚生委員長報告(十二月二日)

○岡元義人君 只今議題となりました医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案につきまして、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

先ず本法案の提出理由及びその内容について簡単に御説明申し上げます。従前、大陸特に満州方面における医師の不足に慮ずるために設立されました興亜医学館、東洋医学院等医学の教習を目的とする学校の卒業生は、内地における医師としての資格を與えられていなかったのですが、それらの者に医師国家試験予備試験を受験する資格を與え、医師となる途を開くというのが、この法案の大意であります。

本委員会におきましては、十二月一日及び二日の両日に亘り、慎重に審議いたしました結果、本法案の内容は極めて妥当にして適切なる処置であると認めまして、十二月二日の委員会において全会一致を以て可決すべきものと決定いたしましたのであります。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎肥料配給公団令の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、一六、法二七三)

◎油糧配給公団法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、一六、法二七四)

一、提案理由(十二月一日)

○坂本政府委員 ただいま議題となりました両法案について、その提案理由の御説明を申し上げます。

まず油糧配給公団法の一部を改正する法律案につきまして、その理由を御説明申し上げます。

政府は今回油糧配給公団の基本金を十億一千六百万円増加するため、ここに油糧配給公団法の一部改正法案を提出し、御審議を煩わすこととしたのであります。以下その理由を御説明申し上げます。

油糧配給公団は、設立当初の基本金は一千万円でありましたが、

昭和二十四年五月三十一日食料品配給公団法の一部を改正する等の法律に基いて、第五国会において十五億円の基本金の増額を御承認願いました。これは油糧配給公団が貿易特別会計に対する輸入油糧の買取り資金の決済に充当するためであります。今回の油糧配給公団の基本金の増額については、本年度中において油脂原料並びに油脂の価格が改訂され、商品販売及び收買金額が増加し、またその取扱い数量も増大したため、商品販売を最大限に見込んで、なお年度初めに比較すれば、年度末において手持ち商品等の資産勘定は約二十五億円に達する見込みであります。このような多額の所用資金は従来金融でまかなつて来ましたが、さらに公団業務の運営を円滑、健全にするため、基本金を二十五億二千六百万円に増額したいと考えます。これに要する金額十億一千六百万円を一般会計から支出するよう補正予算案に計上して、別に御審議を願つておる次第であります。

以上はなほ簡単ではありますが、提案理由の説明を終わります。本法案につきましては、種々の手続上国会提出が遅延し、まことに申訳なく存じますが、何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

次に肥料配給公団令の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の御説明を申し上げます。

肥料配給公団の運転資金は、従来預金部資金からの借入金でまかなわれることになっておりましたが、このうち常時在庫に必要な資金は、借入金によらず、基本金をもつて充てることが公団經理の健

全性を保つのに適當であり、かつ過去の実績より見て、公団に二十六日位は常時在庫として持ち得るだけの金額を基本金として増額したいと考え、今回同公団の基本金を五千万円を三十二億七千八百万円増額して、三十三億二千八百万円とすることとしたのであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたします。

二、衆議院農林委員長報告(十二月二日)

○薬師神岩太郎君 ただいま議題と相なりました、内閣提出、油糧配給公団法の一部を改正する法律案並びに肥料配給公団令の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

まず、油糧配給公団法の一部を改正する法律案の内容を説明いたします。本案は、同公団の基本金を、現在の十五億一千万円から二十五億二千六百万円に増額しようというのであります。油糧公団の油脂並びに油脂原料の売買数量及び金額は近年逐次増加し、本年度末におきます資産勘定は約二十五億に達する見込みであります。これに要する資金は、従来預金部資金等よりの借入金に依存していたのであります。しかるに、本年度補正予算の編成にあつて、かような資産見合いの運転資金は一般会計より支出する方針が確定し、それに要する予算上の措置がとられましたので、あわせて法律を改正することと相なつたのであります。

本改正法律案は、十二月一日、農林委員会に付託と相なりました

ので、ただちに政府より提案の理由を開き、引続き質疑を行いますところ、民主自由党山村委員、社会党足鹿委員より、国内産重要油脂原料たる菜種の供出制度、価格政策等に関して質問が行われました。これに対して、麦の超過供出分に対して菜種との代替供出を認め、増産に資したい旨の答弁がありました。

次に、肥料配給公団法の一部を改正する法律案について説明いたします。本案は、同公団の基本金を、現在の五千万円から三十三億二千八百万円に引上げようというのであります。この基本金の増額も、油糧公団の場合と同じく、資産見合いの運転資金は一般会計の支出による原則に従つたものでありまして、金額の算定基礎は、肥料配給公団の年間取扱い金額約四百六十億円のうち、ランニング・ストック期間を平均二十六日と押えて算出したものであります。改正法律案は、先に述べました油糧配給公団法の一部を改正する法律案とともに、十二月一日委員会に付託せられましたので、一括して議題に供しましたところ、民主自由党河野委員、新政治協議会小平委員、共産党竹村、深澤両委員より、それ〴〵公団統制の存廢、経理、肥料値上げ等の問題について質疑が行われましたが、会期も切迫し、予算手続も終つた今日まで法律案の提出を怠つたことにつきましては、多数の委員より遺憾の意を表明せられたのであります。が、これら重要問題は別途に小委員会において審議することとし、この際質疑を打切ることに決し、本日両案を一括して討論に移すことと相なり、民主自由党を代表して野原委員は、今般の措置は健全財政の堅持上当然とらるべき処置であるとして賛成意見を述べられ

ました。これに対して、社会党石井委員、共産党竹村委員、新政治協議会小平委員、また民主党野党派を代表して小林委員よりそれぞれ反対意見が述べられました。その意見を要約いたします。第一点としては、補正予算が両院を通過いたしました現在、急遽本案件の上程を見ましたことは、はなはだ誠意を欠いたものであること、第二点としては、公団の存続期間は明年三月三十一日限りとなつており、公団のあり方並びにその存廢に根本的再検討をなすべき段階にあるをもつて、運転資金は借入金をもつてまかなうことが至当であることの二点であります。

次いで採決を行いましたところ、多数をもつて、両改正法律案はこれを政府原案の通り可決すべきものと決した次第であります。以上、簡單であります。御報告いたします。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(十二月三日)

藤野繁雄君 只今議題となりました肥料配給公団法の一部を改正する法律案及び油糧配給公団法の一部を改正する法律案につきまして、農林委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

先ず本法律案の内容であります。現在肥料配給公団の基本金は五千万円で、油糧配給公団の基本金は十五億一千万円であり、肥料配給公団については、その運転資金は現在預金部資金からの借入金を以て賄われることになつておるのであります。が、いわゆるインフレーション・ファイナンスの建前をとつて、公団經理の健

全性を保つため、必要資金の一部を基本金を以て充て、借入金に対する依存度を軽減するため、常時在庫に相当する金額、即ち三十二億七千八百万円の基本金を増額せんとするものであります。又油糧配給公団については、現在基本金十五億一千万円であり、油糧原料及び油脂の価格が為替レートの改訂等に伴つて引上げられ、且つその取扱数量が増加いたしましたため、年度初めに比べまして年度末において手持品等の資産勘定は約二十五億円に達する見込であります。この所要資金を肥料配給公団と同様の取扱によりまして、できるだけ基本金で所弁することといたしまして、これがため基本金を十億一千六百万円増額せんとするものであります。

委員会におきまして審議に入り、資金源として基本金或いは借入金に適否、肥料及び油糧の需給状況、その統制方法、配給公団のあり方等、各般の事項に亘つて政府当局に対して質疑が行われたのであります。その詳細は速記録で御承知を願いたいと思つております。かくいたしまして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、肥料配給公団法に關しましては羽生、板野、池田恒雄各委員、油糧配給公団法に關しましては門田、板野各委員から、国家財政の逼迫している現状にかような経費を一般会計の負担とするようなことは、又最近公団經理についてとかく疑惑が拂われている際、基本金の増額を図るがときは、妥当を欠くと思つる趣旨によつて反対があり、又前者につきましては池田宇右衛門、高橋、岡村及び私、後者については石川、小川及び私の各委員から、本法案は公団運営上この際止むを得ない措置であるが、公団の肅正に強い要望を

附しまして賛成したのであります。採決の結果、両法律案は政府提出、衆議院送付の通り、多数を以て可決することとなりました。

右御報告申し上げます。(拍手)

◎競馬法の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、一七、法二七五)(案)

一、提案理由(十一月三十日)

○山村委員 競馬法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を申さしていただきます。

横浜、名古屋、大阪、神戸の四都市は、他市に比しまして財政支出額が巨額に上り、市の財政はさぶる窮乏しているのがあります。が、いずれも市民の四割以上が戦災者であります上に、現在のごとき経済状態のもとにありましては、これ以上の徴税をいたしますことはとうてい困難でありますので、この際競馬法の一部を改正して、競馬の開催日数を府県同様年四回以内に増加し、その増加収入によりまして市財政の拡充の一助たらしめたいと存するのであります。

御承知のごとく、これら四都市は、いずれも人口六十万以上を有する大都市であります上に、それ〴〵競馬同好者も多数あり、かつかんじんの競馬資源も豊富でありますので、回数増加に伴う出場馬にはごうも支障がないと信じておる次第であります。会期切迫の折

柄ではございますが、何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

二、衆議院農林委員長報告(十二月一日)

○小笠原八十美君 ただいま議題となつております、小笠原八十美君外十五名提出、競馬法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の経過並びに結果の概要を御報告いたします。

御存じの通り、現行競馬法によりまして、内閣総理大臣の指定する戦災市町村は、一年に二回を限つて、みずから競馬を主催することができるとに相なつておるのでありますが、六大都市のうち、京都は戦災市ではなく、東京は府県並に扱われておるので、特別問題はないとして、他の横浜、名古屋、大阪、神戸のごとく、戦災者も多く、都市復興に要する経費も巨額に上る一方、市財政は極度に窮乏を告げております大都市が、一般市町村と同様の取扱いを受けていますことは、むしろ悪平等とも称すべきでありますので、この際競馬法の一部を改正して、府県同様に、年四回以内に増加し、市財政拡充に資したいというのが、本法案提出の理由であります。

本案は、十一月三十日農林委員会付託と相なり、ただちに提案者の説明を聞いたのでありますが、改正内容は至つて明瞭であり、しかも、これらの都市は、市内及びその周辺に多数の競馬ファンを擁しており、出場馬には事欠かず、かつ設備も整つておりますので、競馬回数増加に対応する條件は完全に具備せらるものと認めら

れますので、質疑討論を省略することとし、ただちに表決に付しましたところ、全会一致をもつて原案のまま可決すべきものと決した次第であります。(拍手)

三、参議院農林委員長報告(十二月三日)

○石川進吉君 只今議題となりました衆議院議員小笠原八十美君外十五名の提出にかかりますところの競馬法の一部を改正する法律案の農林委員会におきます審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、現行競馬法によりまして、その第二十條におきまして、競馬の開催は、都道府県の行うものは、競馬場ごとに年四回以内、著るしく災害を受けた市町村で内閣総理大臣が指定するいわゆる指定市町村の行うものは、各市町村につきまして年二回以内と規定されておるのでありますが、横浜市、名古屋市、大阪市及び神戸市の四市は人口が六十万以上に達しておりますし、而も市民の四割以上が戦災者でありますために、他の都市に比しまして財政の支出が非常に大きく、そのために財政が極度に逼迫しているためあります。従いまして収入の増加を図り財政緩和の一助とするために、これら四市に限りまして競馬の開催回数を都道府県と同様年四回以内に増加せんとするものであります。これらの四市は他の都市と事情が違つておりましたので、従来特に宝くじの実施も認められていたなど特別な取扱がなされておりました実情にあります。又政府及

び提案者の説明によりまして、これらの都市及び隣接都市には競馬同好者は十数万人を数えております。従いまして収入の増加を期待することができまますし、又競馬資源は回数を増加いたしましたも出場馬に差支を来たすようなことがないということでありましたので、委員会におきましては、これら四市の財政を救済し、その復興発展に資するために一応考慮せらるべき措置であると認めまして、全会一致を以て原案通りに可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。

◎飲食営業臨時規整法の一部を改正する

法律 (昭和二十四、二二、一九、法二七六(衆))

一、提案理由(十二月二日)

○神田博君 ただいま議題に供されました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしましたして、簡単に御説明申し上げます。

本法律は、前国会において制定を見たものでありまして、当時これが制定にあたりまして、諸般の情勢より、副食券の使用をする規定に相なつておつたのでありますが、最近のしやう油の需給情勢の好転によりまして、家庭配給を営業に持ち込むの要なく、営業に配給し得るような状態に相なりましたので、この際これを一般配給より除外いたしましたして飲食店に配給したい、かように改正いたしました

飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律

いという案件でございます。当時、この審査にあたりまして、経済安定委員会においても、この副食券の制度につきまして非常な反対の御意見がございました。その後も種々撤廃の要請があつたのであります。ところが、今回この廃止を同時に、またこの施行にあたりまして主食の取締りを強化したいという点もございましたので、あわせて改正をいたしました。かような趣旨でございます。

二、参議院地方行政委員長報告(十二月三日)

○岡本愛祐君 只今上程せられました飲食営業臨時規整法の一部を改正する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の提案の理由及び内容は、本年五月、飲食営業を全面的に再開すると共に、半面主食及び醬油等統制食糧の横流れを防ぎ、大切な食糧の浪費や闇取引を防止するため、飲食営業臨時規整法を制定し、旅館、外食券食堂又はめん類外食券食堂を営む者は、外食券と引換でなければ食事を提供してはならない。それ以外の飲食営業者は指定主食を提供してはならない。軽飲食店を営む者は副食券と引換でなければ料理を提供してはならない等のことを定めたのであります。同法施行後の実情を見ますに、副食券制度は実効を収め

ることができませんので、本法案によつてこれを廃止することとし、一方主食の取締につき、都道府県知事は省令の定めるところによつて、業者の違法行為に対し、必要に応じ飲食営業を営むに必要な設備に封印する等の措置を命ずる規定を設けんとするものであります。

前第五国会において飲食営業臨時規整法案を地方行政委員会において審議いたしました際にも、すでに第八條において規定する副食券の制度は徒らに煩瑣であつて、取締が困難であり、実効を上げる見込が薄いと思われるから、第八條を削除すべしという有力な反対意見があつたことは、この本会議において御報告いたしましたところであり、併しその勵行が困難であるという理由だけでこれを削除することは、当時の国情よりして到底許されないと政府側の答弁に基きまして、修正を加えるに至らなかつたのであります。同法施行後の実情は当初危惧された通り実効を上げ得ないことが明らかとなり、来年一月分より業務用配給をなし得る見込が立ちましたので、この際副食券制度を廃止せんとするものであります。以上のごとき事情は質疑応答によつて明らかとなつたのであります。その詳細は速記録によつて御覽をお願いいたします。かくて委員会においては全員一致を以て本法案は原案通りこれを可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

ることが最も必要でありますので、特にこれがため必要があります場合には主務大臣が輸出品を指定して、通常の用法において通常の機能を果さないような輸出品については、これが輸出を防止するために輸出の最低の標準または包装条件を設定し得るようになしたことであります。

第二の点は現行法によりますと、輸出品を検査しその結果によつて輸出品にそれ／＼の等級の表示をなす責任者は、輸出業者のみとなつてゐるのであります。これは検査の実情にも沿わない点がありますので、今回検査の責任者を輸出業者のみに限定せず、実情によつては生産業者もその責任者となり得るようになしたことであります。

最後に第三の点は国が行う臨時検査であります。輸出品取締法による検査は、これが輸出品に関する検査であるだけに、これが完全に勵行されてゐるかどうかが、非常に重要な問題となつてくるのであります。ここにおいてこの検査の勵行の確保をはかりますための臨検検査に関する規定についても、これが整備をはかり、遺憾なきを期したのであります。

以上が本改正案の提案理由とその内容の概要であります。政府におきましてはこの改正案の一日もすみやかな実施によりまして、現在の事態に対処して参りたいと考えておりますので、十分御審議の上、御賛成あらんことを切望いたす次第であります。

二、衆議院通商産業委員長報告(十一月十九日)

輸出品取締法の一部を改正する法律

◎輸出品取締法の一部を改正する法律

(昭和二四、一二、二二、法二七八)

一、提案理由(十一月十二日)

○稻垣国務大臣 ただいま議題と相なつております輸出品取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を簡単に御説明申し上げます。

現行の輸出品取締法は、わが国輸出品の品質の改善と海外における声価の向上をはかるため昨年七月制定せられ、本年三月より実施せられてゐるのであります。世界的なドルの不足、ポンドの切下げ等に伴ひまして、今後ますますその熾烈化が予想されます。国際市場における競争に対処して、わが国輸出品の進展をはかり、ために、価格の適正であるということはもちろんであります。この品質の点においても改善を一段とはかり、わが国商品の海外における声価を恒久的に維持向上せよということが、一段と必要となつてきたのであります。ここにおいて政府におきましては、この目的達成のための一の方法として輸出検査制度の確立について、つとに考究して参つたのであります。これがためには現行の取締法についても、これが改善強化をはかる必要があると認め、ここに改正案を提出するようになつた次第であります。その改正の要点を申し上げますと、その第一は輸出品の海外における声価の維持向上をはかり、何と申しましても粗悪品を輸出しないようになす

○神田博君 ただいま議題と相なりました輸出品取締法の一部を改正する法律案につきまして、審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず改正の要点を御説明申し上げます。第一の点としましては、輸出品の海外における声価の維持向上をはかり、粗悪品を輸出しないようになすことが最も必要であります。これがため必要があります場合には、主務大臣が輸出品を指定して、通常の用法において通常の機能を果さないような輸出品については、これが輸出を防止するために、輸出の最低の標準または包装条件を設定し得るようになしたのであります。第二の点は、現行法によりますと、輸出品を検査し、その結果によつて輸出品にそれ／＼の等級の表示をなす責任者は輸出業者のみとなつてゐるのであります。これは検査の実情にも沿わない点がありますので、今回検査の責任者を輸出業者のみに限定せず、実情によつては生産業者もその責任者となり得るようになしたのであります。最後に第三の点は、国が行う臨検検査であります。輸出品取締法による検査は、これが輸出品に関する検査であるだけに、これが完全に勵行されてゐるかどうかが、非常に重要な問題となつて来るのであります。ここにおいて、この検査の勵行の確保をはかり、遺憾なきを期したいといふのであります。以上が改正の主要であります。

本案は、十月三十一日、本委員会に付託せられ、十一月十二日、

政府より提案理由を聴取いたしましたのであります。越えて十五日質疑に入りまして、政府委員と当委員との間に熱烈なる質疑応答が十五、十六の両日にわたり行われたのであります。その内容に關しましては会議録を御参照願います。

続いて十七日討論に入り、共産党を除く各党より賛成意見が開陳せられました。まず民自党を代表して前田正男君より、検査の取締りにあたつては、みだりに官憲の容喙を許さないように、また労働強化等による品質の低下を十分警戒されたい、また根本的には企業の科学的管理を実施するようにとの希望があり、民主党有田喜一君より、取締りと並行して中小企業の育成に努力すべきであり、また合理化のために生産量の増大のみを強調せず、設備の合理化、融資の万全、技術の指導等に万般の配慮を願うとともに、検査取締りが業者の輸出意欲を阻害することなきよう官吏の素質の向上を期されたいとの希望意見が表明せられました。続いて民主連立派永井要造君、社会党山口シヅエ君よりも同様の希望が披瀝せられました。引続き本案を採決に付しましたところ、多数をもつて可決いたしました次第であります。

右簡單ながら御報告申し上げます。

三、参議院通商産業委員長報告(十一月二十二日)

○小畑哲夫君 只今議題となりました輸出品取締法の一部を改正する法律案の通商産業委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

決すべきものと決定いたしました次第であります。

右簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

◎国際観光ホテル整備法

(昭和二十四、二二、二四、法二七九)(衆)

一、提案理由(十一月二十八日)

○栗山長次郎君 観光事業振興方策樹立特別委員会は、国際観光によるわが国の国際收支の改善、国際親善、文化の交流を三大目標といたしまして、わが国の観光事業をいかに振興すべきかにつき調査審議をいたしておりますが、その結果、

一、わが国の観光事業は戦争により荒廢し、現状は再発足の努力を傾倒すべき段階にあること。

一、英、仏、伊、瑞等の諸観光国は、この事業を国策として取上げ、国の助成を強化し、競うて外客の誘致に万全を期していること。

一、観光事業は国際競争場裡においてなされる外貨獲得のルートであるから、わが国の観光施設を漸次国際水準に引上げなければならぬこと。

一、観光施設中、基本的な條件として外客の宿泊施設、すなわちホテル、道路、輸送機関、接遇方法等の改善が急務なること。

さき经本院の決議をもつて、観光に関する基本条件の急速な改善

国際観光ホテル整備法

改正法案の骨子を申し上げますと、第一は、輸出品の海外における声価の維持向上を図りますためには、粗悪品を輸出しないようにすることが最も肝要でありますので、特にこれがため必要があります場合には、主務大臣が輸出品を指定して、通常の用法において正常の機能を果さないような輸出品においては、これが輸出を防止するために、輸出の最低の標準又は包装条件を設定し得ることとしたのであります。

第二の点は、現行法によりますと、輸出品を検査し、その結果によつて輸出品にそれらの等級の表示をなす責任者は、輸出業者のみとなつておるのでありますが、これは検査の実情にも副わない点がありますので、今回検査の責任者を輸出業者のみに限定せず、実情によつては生産業者もその責任者となり得ることとしたのであります。

〔議長退席、副議長著席〕

第三の点は、国が行う臨時検査であります。輸出品取締法による検査は、これが輸出品に関する検査でありますだけに、これが完全に勵行されているかどうかということが重要な問題となつて来ますので、この検査の勵行の確保を図りますために、臨検検査に関する規定を新たに設けているのであります。この改正によつて我が国輸出の増進に寄與せんとするのであります。

本委員会における審議に際しましては、極めて熱心なる質疑応答が行われましたが、詳細は速記録に譲ることにいたします。次いで討論、採決に入りましたところ、全会一致を以ちまして原案通り可

が要請されたのであります。あの決議は、いわば総論的のものであります。観光特別委員会は、各論としての必須条件を具体的に推進しようとするものであります。ここに、目下最大の隘路となつております宿泊施設、すなわちホテルの充実にまず取上げ、法的措置によるこれが助成策を達成するために、ただいま議題となりました国際観光ホテル整備法案を起草したのであります。

当該委員会の起草いたしました法案につき、関係のあります五つの常任委員会と連合審査を遂げましたほか、広くこれに關し意見を徴し、審議には万遺憾なきを期した次第であります。当該特別委員会は、本日の委員会におきまして、共産党及び社会党の代表を除く多数決によつて法案を採択して、これを委員会提出とすることに決したのであります。すなわち本案は、委員会の起草にかかります委員会提出の法律案でございます。

本法案は、ホテルを初め外客宿泊施設の最低基準をまず定め、これに達するものは自由意思によつて主務大臣に登録することができることとし、登録したのものについては、それが新設のものでありますならば、五箇年間家屋税及び同附加税を二分の一に減じて、採算がきわめて困難な創業期を支持せんとするものであり、同様の趣旨に基いて、基準に合致させるための改装、増築部分についても、この減税を適用することといたしております。しかし、登録条件を備え、かつ登録したものには、既設のものであると新設のものであるとを問はず新しい耐用年数制度を採用して、これによつて若干の助成をなさんとするものであります。この種の助成の方法として、輕

徴ながらこの減税によつたのでありますが、補助金の支給によつて助成するのが妥当であろうという議論もありましたが、周知のごとく、補助金によりますことは、きわめて弊害が多いのでありまして、委員会としては減税による助成を採択したのであります。減税によつて助成をすることは課税の公正に反しはしないかという御意見があるのですが、これは現在、国が、重要産業の振興もしくは国策遂行の上もしくは創業当初において支拂い能力のきわめて微弱なものに対しては実際にとつておる方途でありまして、その実例は多々あるのでございます。また、現在地方が徴収しておる家屋税を減額いたす結果にはならないのでありまして、その地域に新たに建てられるか、もしくは増築される部分のみについて家屋税を五箇年間半減しようとするのである。その後はむろん全額徴収となるのでありますから、地方財政としては、まづたぐのプラスになるのであります。しかも、この財政的プラスは、ただいま御審議を願つておりますような助成措置を講じてこそ初めてホテル建築の採算がとれるようになるので、新築の機運がそこに出て来ようとするものでありますから、地方財政の圧迫になるということはないのでございます。

次に、委員会における審議に際して反対の御意見がありますので、それを御報告申し上げます。共産党を代表された柄澤委員の反対の御意見は、主としてかくのごとき措置は時期尚早である、さらに一層国内を整えてから外客を迎えるようにした方がよろしいという御見解でありました。社会党代表の門司委員の反対の御意見は、

会並びに厚生委員会の意見及び租税体系を尊重すべきであるとの地方行政委員会の意見を十分に取入れまして、慎重審議を重ねましたところ、関係省の権限争議の禍根を残すことのないように、主管大臣を明かにすべきであるとの丹羽委員の意見に対し、本多国務大臣より、主管大臣は運輸大臣であることを明確にするように速かに措置するとの答弁があり、又家屋税の減額條項に対しては租税体系を尊重すべきであるとの意見が強く主張されたのであります。次いで討論に入りましたところ、丹羽委員より次の通り修正案の提出がありました。即ち

国際観光ホテル整備法案の一部を次のように修正する。

第七條を次のように改める。

(登録ホテル業の用に供する建物に対する地方税の不均一課税)
第七條 登録ホテル業の用に供する建物については、地方税法(昭和二十三年法律第百十号)第十四條第二項(公益等による不均一課税)の規定の適用があるものとする。

第十四條第二項及び第三項中「家屋税」を「地方税」に改める。

委員会におきましては右修正案について採決の結果、多数を以て可決すべきものと決定いたし、更に修正の部分を除いたる原案について採決の結果、これ又多数を以て可決すべきものと決定いたし、よつて本法案は修正議決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

次に只今上程になつたる道路運送法の一部を改正する法律案について、委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

国際観光ホテル整備法

地方財政の犠牲において国策を進めることは妥当ではないという点と、助成をするからには、他面において利潤の制約をなすべきものであるが、その規定がないという御指摘でございました。これに對しまして民自党代表の淵上委員が反駁的討論を行い、本案を支持なさいましたほか、民主野党派の代表藤田委員ほか他党派の委員の方々から賛成の討論がございまして、委員会といたしましては、多数をもつて、前に申しましたように国際観光ホテル整備法案を可決し、同時にこれを委員会提出といたすことにきめたわけでございます。何とぞ御審議の上、原案の御可決をお願いいたす次第でございます。(拍手)

二、参議院運輸委員長報告(十二月三日)

○板谷順助君 只今議題となりました国際観光ホテル整備法案につきまして、運輸委員会における経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案の要旨は、外客の来訪が日と共に増加しつつあるに拘わらず、宿泊施設等受入態勢不整備が最大の隘路となつておるから、優良ホテルの建設を促し、既存ホテル旅館等の整備改善を促進するために、第一に外客宿泊に適合するホテル登録制度を定め、第二に地方税軽減の途を開き、第三に本法の適正なる運用を図るためにホテル審議会の制度を定め、その他、資金の斡旋、固定資産の耐用年数に関する特別規定をいたしておるのであります。

本委員会の審議におきましては、主管問題に関する通商産業委員

この法律案の要旨は、中央出先機関の廃止に關連をして運輸省の陸運局長の権限の一部を都道府県知事に委譲しようとするものである。運輸省の出先機関としては、道路運送監理事務所があつたが、これは前国会において成立した運輸省設置法により廃止せられ、その事務は運輸省設置法の附則により陸運局分室が設けられ、該分室において処理せられていた。然るに政府が出先機関を整理し、その事務を都道府県知事に委譲しようとする方針を実施するためには、陸運局分室の事務を都道府県知事に委譲しなくてはならぬのであるが、それには現在の法律体系から見て、省令による場合と、政令による場合と、法律によらなくてはならない場合とがある。このうち省令、政令によるものは政府限りでなし得るものであるので、政令については十月二十八日、省令については十一月一日これを公布して、都道府県知事に対して職権の委譲を実施し、法律によることを要するものを今回法律改正案として国会に提出したのである。然るにこの問題は、前国会を通じて慎重に審議せられたものであつて、前国会において運輸省設置法を審査したときも、道路運送監理事務所の廃止後は陸運局に分室を置いて事務の処理をなさしむる了解の下に同法案を可決したのであつた。かように委員会としてはこの問題に深い関心を持つておるので、閉会中、政府が政令を以て陸運局長の権限の一部を委譲しようとしたときも、運輸委員会はその政令の実施を次期国会まで留保し、分室の措置については国会の了解を経るよう委員会の決議を以て政府に要望したのであります。その要望にも拘わらず政府は政令を公布し、陸運局分室の事務の一部を都

道府県知事に委譲し、且つ省令を以て陸運局分室を廃止し、爾余の職権委譲につき法律改正案を提出したのであります。かような経緯であるので、委員会における審査もこの点を中心として質疑が行われたのであります。

村上委員より、出先機関の廃止はそれが地方事務たる性質を有する限り原則として是認せらるべきものとするも、交通の広域性及びその普遍性より見て、その措置には相当の配慮を要すべきであるのみならず、委員会が決議を以て政令の取扱について申入れをなしているにも拘わらず、而も国会開会を前にして政令を公布したるは甚だ不可解なりとし、先ず政令公布の根拠が法理上疑義がある点を指摘し、国会開会を前にして政令を公布せざるを得なかつた緊急なる事由並びに陸運局分室設置につき国会の承認を求めざりし事由を質し、更に進んで、若しこの法律案不成立のときは、地方陸運行政は如何なる姿になるや説明を求め、又若しその結果が行政秩序を乱し、これを調整するの要ありとするならば、これを見越してかかる法律案を提出する政府今回の措置は国会の審議権に不当の圧力を加うるものと断じた。次いで内村委員、前之園委員、小泉委員よりも同様の趣旨の下に、この間における政府の措置について質疑が行われ、更に内村委員より、元分室職員の状態身分について政府の所信を質したのであります。右各委員よりの質疑に対し、本多国務大臣は、出先機関の整理については、地方事務たる性質を有するものはこれを地方委譲する方針であり、政府今回の措置も出先機関の整理に関する閣議決定を一日も早く実現したいということに外ならぬの

であつて、政令省令によるもの、法律改正を要するものとを同時に実施できるよう準備を進めて来たのであるが、国会の開会が最初予期したよりも遅れた等のため、政令省令を先に公布するような事情に立至つたので、この間、順序が前後し、委員会の立場を考えると如何にも穩当を欠いていた点のあつたことは誠に遺憾であつたとし、この間の経過及び法律解釈につきいろいろ答弁もあつたのであります。且つ又釈明するところもあつたのであります。尙、今後は国会の意見を十分尊重する旨の確答があつたのであります。又運輸大臣よりもこの経過について答弁があつた。その要旨は、今回の地方委譲の実施については、国会の意思に副うよう地方の機構、職員の状態につき特に考慮し、陸運行政の調整を図つた。若しこの法律案が不成立のときは地方陸運行政秩序が紊れ、国民に対しても不便が増すものと思うとの答弁があつたのであります。更に政府委員よりこの点に関し具体的な答弁があり、又職員の状態がこの度の事務の委譲につき不測の変動のないように配慮をしつつある旨の答弁があつたのであります。

以上を以て質疑を打ち切りました。討論に入りましたところ、鈴木委員より、本案の実施により地方陸運行政において人事権と行政権との一貫性を欠き、且つ職員の身分の保障も不明確と認むるとして、本案に反対の意見の開陳があり、又内村委員よりも社会党を代表して、本案の実施により自動車行政の地域的均霑性を阻害し、その発達を期待し得ざるものあり、且つ職員の身分の保障も期待し得ざるの反対意見の開陳があつたのであります。これを以て討論を終了した

しまして、採決に入りましたところ、多数を以て可決すべきものと決定した次第であります。以上御報告申し上げます。(拍手)

(註) 衆議院においては委員会の審査は、省略された。

◎政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二四、一一、二四、法二八〇)

一、提案理由(十一月十七日)

○浅井政府委員 ただいま議題となりました国家公務員の職階制に関する法律案の提案理由を御説明申し上げます。(国家公務員の職階制に関する法律案は不成立につき同法案に関する部分を省略した。)

次に政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国家公務員法の全面的適用に伴いまして、政府一般職員の給與に関する事務は、すべて人事院において統一的に実施されることが要請されるに至りました。御承知の通り、政府職員の新給與実施に関する法律は、昭和二十三年五月三十一日に公布施行されたのでございまして、当時人事院は、まだ設置されておらず、その前身たる臨時人事委員会が国家公務員法の実施の準備に当つており、機構がまだ整備されておりましたので、政府職員の新給與実施に関する

政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律

る法律の実施機関として、臨時に新給與実施本部が設置されたのであります。その後、昭和二十三年十二月、国家公務員法が改正され、人事院が正式に発足いたしましたから、右の新給與法の一部を改正し、給與に関する基礎的な部門は人事院が担当し、これが運用及び実施面は新給與実施本部が担当するという二元的運用が行われて参つたのであります。

これは給與行政担当機関の移管に伴う過渡的措置に過ぎませんので、今回新給與実施本部を廃止して、その業務を人事院に引継ぎ、給與行政機関を一元化して、事務の統一をはかることが適當であると存じ、この法律案を提出した次第であります。何とぞすみやかに御審議の上、御議決くださるよう希望いたします。

二、衆議院人事委員長報告(十一月二十五日)

○藤枝泉介君 ただいま議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案の、人事委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、十月二十六日、本委員会に付託されました。十一月十八日より数回にわたつて委員会を開催、審議を重ねた次第であります。

本法案の要旨を簡単に御紹介申し上げます。御承知の通り、政府職員の新給與実施に関する法律が公布施行された当時は、人事院はまだ設置されておらず、その実施機関としては、臨時に新給與実施本部が設置されていたのであります。その後国家公務員法が改正

され、人事院が正式に発足いたしましたから、右の新給與法の一部を改正し、給與に関する基礎的な部分は人事院が担当し、これが運用及び実施面は新給與実施本部が担当するという、二元的運用が行われて参つたのであります。今回人事院の機構の整備に伴いまして、給與行政機関を一元化するため、新給與実施本部を廃止して、その権限を人事院に移すというのが、本法案の要旨であります。

以下、質疑応答のおもなる点を申し上げますれば、国家公務員の給與ベース改訂、超過勤務手当その他の諸手当並びに年末賞與の支給等についてそれ／＼質疑があり、これに対する政府側の答弁を申し上げますれば、浅井人事院総裁からは、給與ベース改訂の勧告はできるだけすみやかにやりたい旨、鈴木労働大臣からは、名目賃金の引上げよりは実質賃金の引上げを行いたい旨、増田官房長官よりは、国家公務員の年末賞與の支給は法規上不可能であるが、法規の許す範囲内において給與の実質的向上を考慮したき旨、それ／＼答弁がありました。詳細は委員会會議録により御承知願います。

本日質疑を終了いたし、討論を省略、全会一致の賛成をもつて、本法案は原案通り可決すべきものと議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

三、参議院人事委員長報告(十一月二十九日)

○中井光次君 只今議題となりました政府職員の新給與実施に関する法律の一部を改正する法律案について、人事委員会の審議の経過及び結果を御報告いたします。

方自治制度の改革によりほぼその成果をあげ得ましたのは、主として地方公共団体の機構及び運営に関する面における民主化の徹底についてでありまして、地方公共団体の処理すべき自治事務、及びその裏づけとなるべき財源の賦與等の面につきましては、遺憾ながらいまだ十分な成績を収めておらず、新憲法の理想といたしまする地方分権の確立は、まだ／＼不徹底のそしりを免れない状態にあるのであります。

先般来朝したシャウブ使節団は、この地方自治の欠陥を指摘して、わが国の民主化を推進するためには、強力な地方公共団体をつくる必要があること、そのために地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで、国と地方公共団体の事務の配分を再検討し、まず市町村に、次に都道府県に優先権を置き、国は地方公共団体では有効に処理することができない事務のみを引受けの改正ということを含んでおるのであります。これは単に地方自治団体の経理のやりくりという問題でないのでありまして、国民にとつてまことに関係の多いところの警察、教育、厚生、保健というような費用の負担全般に關係を有するものでありまして、この問題は私は單なる事務的のものでなしに、当然これは立法事項に近いものであると思ふ。簡単に申しますと、政府の機関でありますが、総理府の機関として、内閣及び内閣を経由して国会に勧告せしむるようなものではないのでありまして、かかる重要な事柄は、当然国会を中心といたしまして、国会の責任において考へべきものである。われ／＼国会といたしましては、当然この問題は国会の責任上、みずから中心になつて考へ

本案は政府各機関に在職する職員の給與についてこれを統制的に調整する機關として昨年五月設置せられました新給與実施本部を今回廃止いたしましたして、その事務を人事院に移すことにいたしました結果、これに關係のある規定を改正するものであります。人事院はその機構が整備するに伴いまして、国家公務員法に規定せられた給與に関する人事院本来の職務権限を行ひ得るに至りましたので、本改正案によつてこれを実現することに相成つた次第であります。本案は十月二十七日予備審査のため付託されました以来、委員会は政府委員の説明を聴取し、質疑応答を重ね、慎重審議を行いました結果、全会一致を以て政府原案通りこれを可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

◎地方行政調査委員會議設置法

(昭和二四、一一、二四、法二八一)

一、提案理由(十一月十七日)

○小野政府委員 地方行政調査委員會議設置法案の提案理由及びその内容の概略を説明いたします。

地方自治を拡充強化することは、新憲法の基本方針の一つでありまして、新憲法の施行以来、この線に沿つて地方自治法、地方税法、地方税法等の制定改正が行われ、着々その成果を見つつあることは、各位の御承知の通りであります。しかしながら今日までの地

べきものであるというふうに考へておる。国家の政治の民主化というものは、そこから出て来なければいけないじやないか。政府が考へて、そうして国会に提案するということになしに、この事柄たるや、本来国会が当然考へべきことである。但し国会自体では困難であるから、こういう委員会を一つの補助的な立場でこしらへまして、そうしてこの事務を調査研究し、実現に移すということになつておると思ふのであります。すなわち政府は今日政府中心にものを考へておられるようであります。政府にまず勧告を出し、さらに政府を経由して国会に勧告するということを、この規定の中に入つたてあるのであります。これは国会の権限並びに国会の責任を輕視しておられるのじやないか。この点について政府はどういうお考へを持つておられるか、まず承りたいと存するのであります。

二、衆議院地方行政委員長報告(十一月二十六日)

○川本末治君 ただいま議題となりました地方行政調査委員會議設置法案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法案の内容を見ますと、十一箇條のほか、附則をもつて規定されておりますが、まず法案の趣旨を簡単に申し上げます。地方自治を拡充強化することは新憲法の基本方針の一つでありまして、地方自治法、地方財政法、地方税法等の制定改正により着々成果を見参つたのであります。今日までのところでは、主として地方公共団体の機構と運営の面における民主化に重点が指向せられ、い

誤

また地方公共団体が処理すべき自治事務及び財源の賦與等の面については十分な成績を収めるに至らず、従つて地方分権の確立はなお不徹底の状態であります。たゞ／＼シヤウブ使節団がこの点を指摘して、わが国の民主化推進のためには強力な地方公共団体をつくる必要があること、そしてそのため、地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで国と地方公共団体との事務の配分を再検討し、まづ市町村に、次に都道府県に優先権を與え、国は地方公共団体では有効適切に処理することができない事務のみを引受けるように事務の配分を行うべきことを勧告しておりますことは、御承知の通りであります。この勧告に基いて、政府は、地方行政調査委員会を、国家行政組織法第八條第一項の規定に基く総理府の機関として臨時に設置するものとしておるのであります。

次に、この法案の目的とするところを申しますと、地方行政委員会議の所掌事務の範囲、権限、組織を明確に定めるものでありまして、この会議の権限は、地方自治を充実強化して国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間の事務の配分の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣及び内閣を經由して国会に勧告することに存するのであります。

次に、この委員会議の組織について申しますと、内閣総理大臣が両議院の同意を経て任命する委員五人をもつて組織するものとし、その委員の資格は、斯道の卓識者を迎えるよう特別に配慮されております。しかして、議長は委員の中から互選する建前をとり、なお

会議の事務処理のために事務局を設け所定の職員を置くこと、専門的事項調査のため専門調査員二十人以上を置くこと、計画の調査立案に関し参考人の出頭及び意見を求め、または関係行政機関、地方公共団体等より記録提出を求め得ることを規定し、その他会議は、関係官公庁の長に対し、職員中より連絡者を指名せしめ得ることを定めております。

本法律案は、去る十一月十六日、本委員会に付託となりましたので、ただちに十一月十七日委員会を開き、政府より提案理由の説明を聴取した後、十一月十九日、二十二日、二十五日、二十六日の四日間におたり、政府当局と委員との間に熱心な質疑応答を行ったのであります。政府よりは木村国務大臣、本多国務大臣、郡内閣官房副長官以下各政府委員が出席して答弁に当りました。

質疑の第一点は、第三條にいわゆる調査立案の結果を内閣を經由して国会に勧告するのは、国会の責務を軽視するものであり、また国会には生のままの勧告が提出されないおそれもあり、また時間的に遅延することとなるのみならず、この委員会議の自主性を害することとなり、ひいては勧告の民主性が薄められることにもなる等の理由により、調査立案の結果は、これを直接国会に勧告することになすべきである、できれば一步を進めて、この会議を国会の機関となすことが、国政の民主化あるいは地方自治の民主化のため適当であると思ふがいかなとのことであります。政府は、わが国現在の法制からも、また現在の行政の實際に即応するためにも原案が至当であるのみならず、内閣は会議の勧告を尊重しなければならぬ

ということになつてゐるから、地方行政に関しては特に十分にその勧告を尊重することにするので、原案のままですとつかえないとの答弁でありました。

質疑の第二点は事務局の定員が少いことで、本年度六人、明年度二十人というがごときことでは、この重大なる調査立案が短期間に完了しないではないかとの質問でありましたが、政府よりは、関係官公庁の各種協力等はもちろん、地方自治庁職員の兼務制度を実施することによつて目的達成に遺憾なきを期する旨の答弁がありました。たほか、特に本多国務大臣より、将来必要やむを得ない場合には増員を考慮するとの言明がありました。

質疑の第三点は、この委員会議の主管大臣は何人であるか、また地方自治委員会と大体重複するものではないか、また行政制度審議会は不要に帰するのではないかなどの質疑でありました。これら各点に關し、政府よりは、主管大臣は、この会議の成立するまでは、地方自治庁長官たる木村国務大臣の所管であるが、設置された後は内閣総理大臣の所轄の下に置かれることになり、日本学術会議と同じ性格で、総理府の機関となるのである。また地方自治委員会と同一性格で、総理府の機関となるのである。また地方自治委員会を審議して日々の仕事の完璧をねらつてゐるのに反し、この委員会議は、国家百年の大計を調査立案して一定の勧告をするものであるから、両者は重複しない、なお行政制度審議会は国家行政機関について審議することを主眼とするものであり、またその設置について法律上の根拠はなく、内閣総理大臣の諮問に対し答申をするための行

政措置に基く存在であつて、兩者関連はあろうが、全然性格と目的を異にしたものであるばかりでなく、やがてその目的を果して解消するであらうとの答弁がありました。

第四点は、この委員会議の存続期間の見通しについて、二箇年以内の期間では、この会議の広汎にして重大な調査立案は完了し得るかとの質問でありまして、これに対し、政府よりは、シヤウブ勧告に従つて、なるべくすみやかに短期間に完了すべきことになつてい

るが、若干延びることはあり得るであらうとの答弁がありました。第五点は委員の任期等に関する質疑でありましたが、この会議の目的達成まで委員は交代しない建前であるが、みづから辞任することとは認めらるであらう、また政党所属の変更等では罷免することはないであらうとの答弁がありました。

第六点は、専門調査員の任命権は内閣総理大臣にあるから、政府の息のかかつた者が専門調査員の重職につくことになると思われ、議長が任命権を持つことにはいかんとの質疑であります。政府からは、学識経験のある者の中から、会議の推薦に基くことを條件として任命することになつてゐるから、心配はなからうとの答弁がありました。

かくいたしましたして、討論採決の結果、共産党を除き多数をもつてこれを可決いたすべきものと決定した次第であります。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

三、参議院地方行政委員長報告(十一月二十九日)

○岡本愛祐君 只今議題となりました地方行政調査委員會議設置法案について、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

先ず政府提案の要旨及び法律案の内容を御説明申し上げます。

先般来朝したシャウプ使節は、我が国の民主化を促進するためには強力な地方公共団体を作る必要があることと、そのために地方公共団体の財政力を強化する方策と並んで、国と地方公共団体の事務の配分を再検討し、先ず市町村に、次に都道府県に優先権を置き、国は地方公共団体では有効に処理することができない事務のみを引受けるように事務の再配分を行うべきこと、そうして、この目的のために五人の委員から成る特別委員会を即刻設置すべきことを勧告しているのですが、政府はこの勧告の趣旨に基き、地方行政調査委員會議を設置することとし、この法律案を提出したのであります。

地方行政調査委員會議は国家行政組織法第八條第一項の規定について総理府の機関として臨時に設置するものでありますが、その任務の重要性に鑑みて、総理府に置かれる各種の審議会のごとき従属的性格を帯びる総理府の附属機関とすることなく、日本学術會議と並んで相当独自の性格を持つ機関としたのであります。會議は地方分権の本旨に則り、地方自治を拡充強化して、国政の民主化を推進するため、地方自治を基底とする市町村、都道府県及び国相互間

の事務の配分の調整、地方公共団体の機関に委任して行う事務の調整等に関する計画につき調査立案し、その結果を内閣に報告し、及び内閣を経由して国会に報告することを以てその任務とするものであります。而して内閣は直接これを具体化する法律案を作成し、国会に提出するという場合には、會議の勧告を尊重しなければならぬのであります。

次に會議の組織であります。會議は内閣総理大臣が両院の同意を経て任命する委員五人で組織し、委員の中から互選して議長を置きますが、五人の委員のうち三人は、シャウプ勸告書に従い、全国の知事、市長及び町村長の各連合組織の代表者がそれ／＼推薦する者でなければならぬといたしております。尚この會議に専門的事項を調査させるため二十人以上の専門調査員を置き、及び事務局を設置し、関係行政機関又は地方公共団体との間に連絡員を置く等、必要な規定を設けております。

地方行政委員会におきましてはこの法案の重要性に鑑みまして、主管の木村國務大臣を初め、殖田法務總裁、本多行政管理庁長官等の出席を求め慎重審議をいたしました。その応答の重要なものについて御報告申し上げます。

第一に、政府案によれば、本委員會議は「総理府の機関として」設置することになっており、日本学術會議の方は「総理大臣の所轄の下」に置くこととなつてをり、兩者法文の形式を異にしておるが、兩者の間に如何なる差異があるかという質問に対しては、法務總裁から、結論としては兩者は同一である。従来は所轄という言葉を用

いていたものもあるが、将来はこの文字を使用しないつもりである。いずれにしても内閣総理大臣とこの機関との関係が最も薄く、この機関の独立性が強いのであるという答弁がありました。尚、會議の存続期間の予定如何との質問に対し、一年半乃至二年ぐらいであるとの答弁がありました。

次に、この會議が調査立案する計画の範囲について承りましたところ、府県市町村の廢置分合についても研究を進めることになるであろうとの答弁がありました。次に、本法案によれば調査委員會議はその調査立案の結果を内閣及び内閣を経由して国会に報告することになつておるが、「内閣を経由して」国会に報告するという意味如何、並びに報告は国会に対し何か拘束力を持つものであるかどうかという質問に対して、經由してということは内閣を文字通り通すだけであり、報告は国会に対して法律上も政治上も何らの拘束力を持つものでないという答弁がありました。

次に、本法による委員の任命は必ず国会の同意を要することになつておるが、国会閉会中又は衆議院解散の場合に欠員を生じたときの処置についての規定を必要としないかという質問に対しては、本委員會議の任務の性質上、欠員の生じたときは、国会の開会を待つて補充する方が適當であり、この方法によつても本委員會議の任務達成には支障なき見込であるという答弁がありました。次に、會議は委員四人が出席することを要し、議事は出席委員の過半数を以て決するとの場合、委員たる議長に表決権があるかという質問に対しては、議長は一方で委員として常に表決権を持つものであ

り、可否同数の場合においては更に議長がこれを決することができるものであるという答弁がありました。次に、この委員會が五人の委員を以て組織することになつておるが、中央及び地方の行政組織の根本方針を決する重要な委員會としては余りに委員の数が少な過ぎるではないかという質問に対しては、政府は、委員會の構成はシャウプ勸告の趣旨を尊重したものであり、各部門に亘る専門調査員の設置と相待つて万全を期したいという趣旨の答弁がありました。

次に、法案によれば専門調査員は非常勤となすことができるということになつておるが、本年度補正予算では全部が非常勤となつておる。然るに専門調査員を指揮監督する五人の委員は常勤の委員である。これは委員會の活動上遺憾の点がありはしないかという質問に対しては、本年度は予算の都合上全部非常勤としたが、委員會が本格的に活動を開始する明年度においては、できるだけ常勤の専門調査員を置く方針を以て、目下大蔵省と予算の折衝中であるという趣旨の答弁がありました。その他委員會における質疑応答の詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて十一月二十八日討論に入り、西郷委員、岡田委員、柏木委員、三木委員、林屋委員よりそれ／＼原案賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て衆議院送付案の通り原案を可決すべきものと決定いたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

◎身体障害者福祉法

(昭和二十四、二二、二六、法二八三) (案)

一、提案理由(十一月二十五日)

○大石(武)委員 ただいま議題となりました身体障害者福祉法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

新しい憲法のもと、生活保護法、児童福祉法、諸種の社会保険立法等により、すべて国民は健康にして文化的な最低限度の生活を享受することを保障されることとなつたのであります。しかしながらさんたんたる戦禍や、公務産業上の事故による災害または疾病等によつて身体に重大な障害を負い、苛酷な運命に苦しんでいる全国およそ八十万の人々に対する立法のみは終戦後四年に至る今日まで何ら考慮せられることなく、これらの人々をして健康人ですら生き抜くに困難な、破局的な社会経済情勢下に、この数年を空しく精神的な苦痛と身体障害のハンディキャップを背負いつつ呻吟するにまかせ来たことは、まことに遺憾と申すよりほかはないのであります。従来これが対策につきましては、社会の各方面より、立法の要望は強く現われておりまして、第一回国会以来あるいは身体障害者の援護、補償に関する法案の制定、あるいは盲人福祉法案の制定に関する請願、陳情等となつて本院に提出せられましたことも、すでに十数件に達しておる次第であります。本院におきましても、早くより有志議員を中心として、これが対策樹立に関し熱心な調査審議

を継続して参つたのであります。たゞ、昨年ヘレン・ケラー女史の来朝以来、身体障害者に対する社会の関心が急激に高まることにも、第五国会においては有志議員より身体障害者の福祉に関する法案の試案を見んとしたのであります。諸般の関係から、遂にその実現を見るに至らず、わずかに御承知のごとく、鈴木仙八議員ほか十九名から、各党共同提案をもつて身体障害者対策に関する決議案が本会議に提出せられ、満場一致をもつて通過を見ました次第でございます。他面関係当局たる厚生省においても、特に昨冬来その対策につき、熱心な研究が続けられ、すでにある程度の成果を見たとつたのであります。本委員会においては前国会後これとも密接なる連絡の上、遂に身体障害者福祉法案を決定し、今回これを各派共同提案として提出いたす運びとなつた次第でございます。本法案は身体障害者に対し、いわゆる特権的保護を興えんとするものではなくて、いわばこれが更生援護にとどまる法案であります。国、地方公共団体が、自分の義務として身体障害者のために各種の指導援護を行い、一日も早くこれらの人々をその失望沈滞の生活から救い上げ、明るい活動の世界に送り出すことを目的とするものであります。現下の社会経済情勢から見ても、早急に成立を必要とするものであります。以上の見地からこの法案を提出することになつた次第であります。

次にこの法案の内容を簡単に御説明いたします。第一にこの法律案は、身体障害者の自発的な更生への意欲を根本といたしまして、その更生に必要な物品を交付し、訓練を施し、一般人と同等の社会的活動能力を發揮させることを主眼とするものであります。特別の権利や保護を興え、一生国の負担において世話をするといういわゆる特権的保護を規定するものではありません。第二に対象といつたしましては、児童福祉法との競合を避けまして、十八歳以上のいわゆる労働年齢にある者で盲聾、肢体不自由の障害のため、労働能力の損傷されているものであります。またこれらの人々にすべてを職権により登録するのではなく、本人の自発的な申請に基いて、身体障害者手帳を交付し、これに基いて法上の取扱いをするのであります。第三に、更生、援護の体系といたしましては、厚生省に中央身体障害者福祉審議会を置き、また都道府県には地方福祉審議会を置き、法の施行機関は都道府県知事とするものであります。知事のもとに数名の身体障害者福祉司を置き、実質的にはこの専門家が個々の身体障害者の世話をするのであります。市町村長は、知事の行政活動に協力するという態勢をとつておりますのであります。第四に、福祉の措置であります。一定の手続により身体障害者手帳を受けた者に対しては、義肢、補聴器、車椅子等を交付し、必要な更生訓練施設や職業安定所等へ紹介し、その他万般の厚生相談を行うこと、及び重度の者に対しては、国有鉄道の運賃の減額、タバコ小売人指定の場合の特別な取扱いを行うこと、公共施設内に売店を設置することを優先的に許すこと、さらに盲人その他重度の者の製作したほうき、ぞうきん等政令で定める物品については、国、地方公共団体が一定の条件のもとに購売すべきこと等であります。タバコ小売人や、売店設置や、製品の購売についての特別な規定を置きまし

たのは、たゞ義肢を備え訓練を受けましても、障害のために一般人に任じて経済活動を行うことが困難な重度の者に対しては、やはり安定した職場を特に興えることが必要であるからであります。第五に国、都道府県及び市町村は、これらの者に訓練指導を興え、または各種の利便を興える施設を設置することができるといふ権能を規定しております。なお私人がこれらと同じような施設を設置することは何らさしつかえありませんが、その運営等については監督する必要がありますので、届出制をとることにいたしておるのであります。第六にこの法律の施行は、予算とか法的な諸準備のため昭和二十五年四月一日から施行することにいたしております。

最後に、この法律の施行に要する経費は、一応すべて都道府県の支弁であります。生活保護法、児童福祉法と同じように、一般の行政的経費については二分の一、特殊の行政経費すなわち義肢等の交付に要するもの、または施設の運営に要するもの等については十分の八、施設の設置費については二分の一と、それ／＼国庫が負担することを規定いたしております。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

二、衆議院厚生委員長報告(十一月三十日)

○大石武一君 ただいま議題となりました身体障害者福祉法案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

新しい憲法のもと、生活保護法、児童福祉法、諸種の社会保険立

法により、すべて国民は健康にして文化的な最低限度の生活を享受することを保障されることがなつたのであります。しかしながら、さんたんたる戦禍や、公務や、産業による災害または疾病等によつて身体に重大な障害を負い、苛酷な運命に苦しんでいる全国およそ八十万の人々に対する立法のみは、終戦後四年に至る今日まで何ら考慮せらるることなく、破局的な社会経済情勢のもとに、この数年を、むなしく精神的な苦痛と身体障害のハンディキャップを負いつつ呻吟するにまかせ来つたのであります。

これが対策につきましても、社会の各方面より立法の要望は強く現われておりました。第一国会以来、これが援護、補償に関する法案の制定、あるいは福祉に関する請願、陳情となつて本院に提出せられましたこともすでに十数件に達し、第五国会においては、御承知のごとく、鈴木仙八議員外十九名より、各派共同提案になる身体障害者対策に関する決議案が提出せられ、本会議において、満場一致をもつて通過を見たのであります。

本委員会においては、前国会後も引続きこれが対策樹立に関し熱心な調査審議を継続して参つたのであります。他面参議院厚生委員会においても同様の調査審議が行われて参りましたので、同委員会並びに関係当局とも密接なる連絡の上、遂に本法案を決定し、今回これを各派共同提案として提出いたしました次第であります。

本法案は、身体障害者に対し、いわゆる特権的保護を與えんとするものではなく、いわばこれは厚生援護にとどまる法案であります。国、地方公共団体が自分の義務として身体障害者のために各種

の指導援護を行い、一日も早くこれらの人々をその失望、沈滞の生活から救い上げ、明るい活動の世界に送り出すことを目的とするものでありまして、現下の社会経済情勢から見ても、早急に成立を必要とするものであります。

次に、この法案の内容について、そのおもなる点を御説明申し上げます。第一に、身体障害者の自発的な更生への意欲を根本といたしまして、その更生に必要な物品を交付し、訓練を施し、一般人と同等の社会的活動能力を発揮させることを主眼とするものでありまして、特別の権利や保護を與え、一生国の負担において世話をするという、いわゆる特権的保護を規定するものではないのであります。

第二に、本法案の対象は、児童福祉法との競合を避けまして、十八歳以上のいわゆる労働年齢にある者で、盲聾啞、肢体不自由の障害のため労働能力の損傷されているものであります。また、これらの人々をすべて職権により登録するのではなく、本人の自発的な申請に基いて身体障害者手帳を交付し、これに基いて法上の取扱いをするのであります。

第三に、更生援護の体系といたしましては、厚生省に中央身体障害者福祉審議会を置き、また都道府県には地方福祉審議会を置き、法の施行機関は都道府県知事とするものであります。知事の下に数名の身体障害者福祉司を置き、実質的にはこの専門家が個々の身体障害者の世話をするのであります。市町村長は知事の行政活動に協力するという態勢をとつているのであります。

第四は福祉の措置であります。一定の手続により身体障害者手帳を受けた者に対しては、義肢、補聴器、車いす等を交付し、必要な更生訓練施設や職業安定所等へ紹介し、その他万般の更生相談を行うこと、及び重度の者に対しては国有鉄道の運賃の減額、タバコ小売人指定の場合の特別な取扱いを行うこと、公共施設内に売店を設置することを優先的に許すこと、さらに盲人その他重度の者の製作したほりき、ぞうきん等政令で定める物品については、国、地方公共団体が一定の条件のもとに購買すべきこと等であります。

第五は、国、都道府県及び市町村は、これらの者に訓練指導を與え、または各種の利便を與える施設を設置することができるという権能を規定しております。なお、私人がこれらと同じような施設を設置することは何らさしつかえありませんが、その運営等については監督する必要があるもので、届出制をとることにいたしておるのであります。

第六は、この法律の施行に要する経費は一応すべて都道府県の支弁であります。生活保護法、児童福祉法と同じように、一般の行政的経費については二分の一、特殊の行政経費、すなわち義肢等の交付に要するもの、または施設の運営に要するもの等については十分の八、施設の設置費については二分の一と、それ／＼国庫が負担することを規定いたしておるのであります。

本法案は、十一月二十四日、本委員会に付託せられ、同二十五日、提案者大石議員より提案理由の説明を聴取したのであります。本法案の重要性と、その立案の経緯にかんがみ、参議院からも同一内

容の法案が提出されておりました関係上、参議院厚生委員会と二日間におたる合同審査を行い、委員と提案者並びに関係当局との間に、結核患者の後保護の問題、生活保護法及び児童福祉法との関係、身体障害者福祉審議会の構成、鉄道運賃減額、所得税の特別控除、職業指導、各種売店、タバコ小売人の選定、独立営業者に対する金融面の裏づけ等のほか、本法案運営上考慮すべき事項並びに本法案施行に関する予算措置等の諸点について、きわめて熱心な質疑応答が行われ、次いで二十八日及び木口、本委員会において審議の結果、運輸委員会との連合審査会を開き、国鉄運賃減額の特典を受くる身体障害者の範囲、運輸当局における実施準備手続等につき慎重なる質疑応答が重ねられたのであります。運輸委員よりは、将来減額の実施面において事務上の支障を生じた場合には、すみやかに本法案の改正を行うこと、との希望意見をもつて、原案通り本法案に賛成する旨の発言があつたのであります。これらの詳細は会議録について御承知願いたいと存じます。

かくて、引続き厚生委員会を開き、質疑を終了した後、討論に入りましたが、まず民主自由党を代表して亘委員よりは、本法運用上における末端機関の心構え、結核患者保護及び予算措置等について、次に社会党を代表して岡委員よりは、盲人に対する所得税特別控除の他の身体障害者への拡張、入場税、ラジオ聴取料の免除、独立営業者への金融的措置、運賃減額等の私鉄への拡張、結核患者の後保護等について、さらに共産党を代表して伊藤委員よりは、施行予算の増額、身体障害者福祉審議会の構成及び権限、所得税特別控

除の拡張、運賃全免、生活保護法の改善等について、それら希望
的意見の開陳があつたのであります。

續いて採決に入りましたところ、本法案は満場一致原案の通り可
決すべきものと決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

三、参議院厚生委員長報告(十二月三日)

○塚本重藏君 只今議題となりました身体障害者福祉法案につきま
して、厚生委員会における審議の経過並びにその結果を御報告申上
げます。

本法案は衆議院の送付案であります。これが原案はかねて本院
厚生委員会において準備いたしましたものであります。先ず本案提出の
経緯と審議の経過を説明いたします。本院厚生委員会におきまして
は、第一回国会以来多数の請願及び陳情に表明されております熱
烈なる国民の要望に鑑みて、種々の調査を行い、鋭意適切な立法
措置に努力を傾注し、不断の準備を重ねて参つたのであります。こ
れに対し、関係方面の好意と厚生省当局の協力によつて成案を得る
に至りましたので、衆議院厚生委員の同調を求め種々協議を重ねま
して、十一月二十四日、本院におきましては厚生委員全員外一名、
又衆議院におきましては厚生委員十一名の署名を以て同時に提案い
たしたのであります。かくて本院厚生委員会は十一月二十五日以来
連日会議を開くと共に、本法案の円滑なる成立を期するために、去
る十一月二十五、二十六の両日に亘りまして、兩院厚生委員の合同

審査会を開き、更に十一月三十日衆議院送付案が付託されました
で、本院運輸委員との連合委員会を十二月一日及び三日の両日開催
し、慎重な審議を重ね、本日の厚生委員会において全会一致原案通
り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に本法案の提出理由について御説明申し上げます。戦後の激動、
混乱の中に新憲法が施行され、新しい国家の態勢の下に国民福祉
の諸問題は、生活保護法、児童福祉法その他各種の社会保険法等に
より、国民は何人も健康にして文化的な生活を享受することができ
ますように整備されつつあるのであります。今尙惨憺たる戦禍
や業務上の災害、或いは疾病その他によりまして身体に強度の障害
を負い、不慮の災難とは言いながら悲惨な運命に苦しむ人々は、現
在凡そ八十万を超えておるのであります。かかる人々に対しまして
福祉のための法律といたしましては、先般制定いたされました国立
光明寮設置法及び身体障害者更生指導所設置法の二つの現行法があ
るばかりであります。これらはいずれも応急施設の設置法に過ぎま
せんで、「簡單」と呼ぶ者あり、いわゆる身体障害者に対する更生援
護の根本法は未だ制定せられなかつたのであります。よつて本案は
身体障害者の更生援護に関する基本を定めることとしたのであり
ます。即ち国、地方公共団体がみずからの義務として身体障害者
のために各種の指導援護を行い、一日も早くこれらの人々をその暗
い憂鬱な日常生活から引上げて、明るい社会活動の世界に送り出す
ことが本案の目的といたしておる中心点であります。
次にこの法案の内容を簡明に説明いたします。第一は、この法律

案におきましては、身体障害者各人の自発的な更生意欲が促進せら
れることを根本といたして、その更生を助長するために必要な器
具、物品等を交付し、更に周到、適切な訓練を施し、社会的活動能
力を發揮させることを主眼とするものであります。従いまして、身
体障害者たるの故を以てこれに特別の権利を附與するとか、或いは
特別な保護を與えてその一生を国の負担において世話するという、
いわゆる特別な保護を規定するものではないのであります。

第二は、本法の対象といたしましては、児童福祉法その他の関係
法をも考慮いたしまして、十八歳以上のいわゆる労働年齢にある者
で、盲、聾、啞、肢体不自由等の身体の障害のため、労働能力の損
傷されているものであります。又これらの人々に対しまして、すべ
て強制的に登録せしむるのではなく、本人の自発的な申請に基づき
まして、身体障害者手帳を交付し、これに基いて適法の取扱をいたす
ものであります。

第三は、更生、援護の行政的体系といたしましては、厚生省に中
央身体障害者福祉審議会を置き、又都道府県には地方福祉審議会を
置き、法の施行機関は都道府県知事とするものであります。知事の
下に数名の身体障害者福祉司を置き、實質的にはこの専門家が個々
の身体障害者の指導的な世話をするものであります。市町村長は
知事の行政活動に協力するという態勢をとつてるのであります。

第四は、福祉の措置であります。これは一定の手続によりまし
て、身体障害者手帳を受けた者に対しましては、或いは義肢、補聴
器、車椅子、安全杖等を與え、且つ修理を施し、必要な更生訓練施

設や職業安定所等へ紹介し、或いはその他万般の更生相談を行うの
であります。更に、障害の程度が重度の者に対しましては、国有鉄
道の運賃の減額、煙草小売人指定の場合の取扱や、公共施設内に売
店を設置しようとする者に特別に許可を與える取扱に關すること、
更に、盲人その他重度の障害者の製作品は、国及び地方公共団体が
一定の條件の下に買取つて、これらの人々の福祉増進に資する等
であります。尚、煙草小売人指定や、売店設置や、製品の購買につ
いての特別な規定を設けましたことは、たとえ義肢を備え、訓練を受
けても、障害のため一般人に伍して経済活動をするのが困難
でありますところの重度のハンディキャップがあります者に対し
ましては、やはりその身体障害者相応の安定した職場に就かしむる
用意が必要であるからであります。

第五は、国、都道府県及び市町村においては、これらの者に訓練
指導を與え、又は各種の福祉に備える施設を設置することができ
るように規定いたしました。尚、私人がこれら公共のものと同じよう
な施設を設置することは何ら差支ないのであります。その運営等
について監督する必要があるもので、これを届出制とすることに
いたしましたのであります。

第六は、この法律の施行において、予算とか、法的な諸準備のた
め昭和二十五年四月一日から施行することにいたしましたのでありま
す。

最後に、この法律の施行に要する経費は、一応すべて都道府
県の支弁であります。生活保護法、児童福祉法等と同じよう

に、一般の行政的経費については二分の一、特殊な行政経費、即ち義肢等の交付に要しますもの又は施設の運営に要する経費等につきましては十分の八、施設の設置費については二分の一と、それぞれ国庫から負担することを規定いたしておるのであります。

次に、委員会の審議に当りまして論議されました事項のうち主なるもの二三の点について簡単に御報告申し上げます。先ず第一に、本法案と生活保護法との関係につきましては、身体障害者の更生に関する部面におきましては、本法は生活保護法に優先するものであることを明らかにいたしました。第二に、職業補導施設に收容された者の生活扶助については、生活保護法により運用の適切化を期することとなつたのであります。第三に、国及び地方公共団体の費用分担につきましては、生活保護法と同様な取扱をいたしたのであります。第四に、身体障害者の所得税の基礎控除につきましては、大蔵当局の意見によりますと、シャウブ勸告に従つて、第一年目は、盲人にのみ追加控除として一万二千円が認められるのであります。他の身体障害者については、最も近い将来にその線に沿うて善処する方が明らかになり示される予定であります。第五は、身体障害者が売店等を設ける等に当りまして必要とする小資本金融につきましては、国民金融公庫において、現在よりも更に融資の方面が拡充せられることになつていくことが明らかになりました。

最後に、本法案第五十條に規定する介添者がなくては旅行のできない重度の障害者に限り鉄道の運賃を半減する規定の点でありま

す。この点に關しましては、特に一昨日及び本日の二回に亘り、運輸委員会と連合委員会を開き、種々協議を重ねたのであります。その重点について申し上げますと、申すまでもなく、鉄道運賃の改正は国有鉄道運賃法の改正によるべきものであつて、たとえ稀な特例であつても他の法律により制約することは法律の体系を紛乱することになる。又本法による特別規定のごときが先例となつて次々と運賃法が改正せられて行くことは、公共企業体である国鉄の独立採算制を崩壊させる危険がないかという点であります。この点につきましては種々協議を重ねましたが、連合委員会の審議を打ち切りました。本日午後改めて厚生委員会を開き、慎重な審議をいたしました結果、本法案は極めて急速に制定を要する状況にあり、且つ法案の趣旨に明らかな通り、障害者福祉に關します我が国初めての国家方針を定める必要上制定するものでありますから、これを現行国有鉄道運賃法第八條による運輸大臣の裁量に任せるよりも、法律により規定することを妥当と認めることに意見の一致を見ました。

以上、本案審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げたのであります。但し、本案の審議に當りましては、不自由な身体障害者諸君が、多数毎回熱心に傍聴され、又全国各地の盲聾啞者、肢体不自由者から本院に寄せられました葉書、手紙、電報等は夥しい数に達しております。中には不具の子を持つ親兄弟の切々たる願いがあり、盲聾啞児童からの涙ぐましい訴えがあります。本法の制定によつて前途の苦難が救われるものと大きな希望をかけているものもあります。全国八十八万人を数えるこれらの身体障害者が、如何に本法の成立を

熱心に待望しているかが知られるのであります。併し本案は決して身体障害者に十分な満足と興える完全なものではありません。現下の日本の置かれております諸般の事情による多くの制約によりまして、收容訓練中の生活保障の問題、生業資金の問題、租税の減免及び住宅提供等の問題は、これを他の一般法規に譲らなければならなかつたのであります。又本法施行の経費も、提案者は当初十億円近きものが必要といたしたのであります。明二十五年年度予算は直接経費僅かに一億余万円であります。従いまして本法の改善と充実は、国会並びに政府の今後の努力に待たなければなりません。本法施行に當つては、政府は細心の注意と最大の熱意を以て十分の効果を挙げるよう努力を拂われんことを強く希望して置く次第であります。

何とぞ皆様の御賛成を得て通過せられるように御協力されんことを切にお願い申しまして、御報告を終る次第であります。(拍手)

◎郵便物運送委託法

(昭和二四、一一、二六、法二八四)

一、提案理由(十一月九日)

○国務大臣(小澤佐重喜君) 只今議題となりました郵便物運送委託法案の提案理由を御説明申し上げます。郵便物の取集、運送及び配達は、郵便業務の一部をなすものであります。事業独占の建前上

国において自らこれを行うことが、一応期待されるのであります。が、国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合のように当然これらの運送機関に郵便物の運送を委託する必要がある場合、又自動車等を郵便物の運送に使用する場合、若しくは山間へき地における郵便物の取集、配達の作業の如く事業の経済的經營の観点から民間運送業者等にこれを委託するのを適當とする場合が少なくないのであります。

しかし、郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に關する法律としましては鉄道船舶郵便法(明治三十三年法律第五十六号)があり、しかしながら、同法はその規定の対象が、地方鉄道法による鉄道運送業者及び商法による船舶運送業者に限られておりました。自動車運送業者等その他の運送を行う者に及ばないばかりでなく、運送を委託する場合、及び委託する方法等についての規定に欠け、又同法に定められております料金率も現下の状況にそわないのであります。

従いまして、鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用についても規定するとともに、運送委託の場合、委託の方法及び委託の内容につきましても早急に規定する必要があります。ここで、ここに本法律案を提案した次第であります。

本法律案に規定してあります、主要な点につきまして、申し上げます。先づ第一に、郵政大臣が郵便物の運送を他に委託することができ

る場合の條件を明らかにしたことであります。如何なる場合に委託

することができると申しますと、委託により業務を運営することが、郵政省の直営とするよりも経済的であり郵便物の運送上支障がない場合であります。

第二といたしまして郵便物の運送を委託する方法を規定したのであります。運送の委託は契約によることにいたしてあります。しかも契約は競争によることを原則といたしてあります。しかしながら、競争に応ずる者がいないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかつた場合、或は、鉄道又は軌道を使用する必要がある場合等におきまして当該区間にその数が二以上ないときは随意契約によることができるように規定いたしてあります。

しかし、鉄道軌道その他の一般運送事業者が、郵便物を運送する場合における運送料金は、一般には郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、その資本金を政府が全額出資する運送事業者及び地方公共団体については、その事業者の性格上郵便物の運送原価のみを基準とすることといたしてあります。なおこの基準の設定にあたりましては、公正を期するため運輸大臣があらかじめ郵政大臣に協議して運輸審議会にはかり決定することといたしてあります。

第三に、今申し上げたように郵政大臣が契約によろうといたしましても運送事業を営む者が契約に応じなかつた場合には、郵便物の運送をどうしても確保しなければなりませんから最後の手段として鉄道軌道その他に指定した一般運送業者に対して、郵便物の運送及び運送に関して最低限度必要な事項を要求できるようにいたして

あります。しかし郵政大臣の要求に基いて郵便物の運送をし、又施設若しくは役務を提供した運送業者に対しては、さきに申述べました郵便物の運送料金の基準に基いて補償金額を決定する等正当な補償を行うことといたしてあります。

第四といたしましては、郵便物の安全、正確且つ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に対して例えば郵便物の運送途中において事故の発生した場合郵便物の保護、その他必要な措置をとらなければならない等郵便物の取扱上守るべき義務を規定いたしてあります。

以上申し上げました外、所要の罰則を規定いたしますとともに、附則におきましてこの法律の施行期日を定めるとともにこの法律施行に際して必要な経過的措置を規定いたしてあります。

以上本法提案の趣旨及び法案の概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ充分御審議の上速かに御賛成下さるようお願いいたします。

二、参議院郵政委員長報告(十一月二十一日)

○山田佐一君 只今議題となりました郵便物運送委託法案につきまして、郵政委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

先ず本法案が提出になつた理由を要約して申し上げます。元來郵便物の取集運送及び配達は郵便業務の大部分をなすものでありまして、事業独占の建前上、国においてみずからこれを行うことが一応期待

されるのであります。国有鉄道及び地方鉄道によつて郵便物を運送する場合、又自動車等を郵便物の運送に使用する場合、若しくは山間僻地における郵便物の取集、配達の作業のごとく、事業の経済的運営の観点から民間運送業者等にもこれを委託するのを適當とする場合が少くないのであります。而して郵政大臣が郵便物の運送を委託する場合に關する法律といたしましては、明治三十三年制定の鉄道船舶郵便法がありますが、同法はその規定の対象が地方鉄道法による鉄道運送業者及び商法による船舶運送業者に限られておりまして、自動車運送業者等その他の運送を行う者には及ばないばかりでなく、運送を委託する場合及び委託する方法等についての規定に欠ける等、現下の情勢に副わないのであります。従いまして鉄道、船舶のみならず、自動車等のあらゆる運送機関の利用についても規定すると共に、運送委託の場合、委託の方法及び内容につきましても、早急に規定する必要がありますので、本案の提出となつたのであります。

今その主要な点につきまして申し上げます。先ず第一に、運送の委託を契約によることといたしてあります。併しながら競争に応ずる者がいないなどの理由によりまして、競争契約によることができなかつた場合、或いは鉄道又は軌道を使用する必要がある場合等におきまして、当該区間にその数が二つ以上ないときは、随意契約によることができるように規定いたしてあります。而して一般運送事業者が郵便物を運送する場合における運送料金は、

一般には郵便物の運送原価に公正妥当な利潤を加えた金額を基準とし、又その資本金を政府が出資する運送事業者及び地方公共団体に對しては、郵便物の運送原価のみを基準とすることといたしてあります。尙この基準の設定に當りましては、公正を期するため、運輸大臣が予め郵政大臣に協議して、運輸審議会に諮り決定することといたしてあります。

第二に、今申し上げましたように、郵政大臣が契約によろうといたしましても運送事業を営む者が契約に応じなかつた場合には、郵便物の運送確保上、鉄道、軌道その他に指定した一般運送業者に對して、郵便物の運送及び運送に關して必要な施設及び役務を要求できるようにいたしてあります。而してこの場合には、当該運送業者に對しては、先に申上げました運送料金の基準に基いて正当な補償を行うことといたしてあります。

第三といたしましては、郵便物の安全、正確且つ迅速な運送を確保するため、郵便物の運送を行う者に対して、例えば郵便物の運送途中において事故の発生した場合、郵便物の保護その他必要な措置をとらなければならない等、郵便物の取扱上守るべき義務を規定いたしてあります。

以上が本法案の内容であります。が、委員会における質疑の主なものを申し上げますと、本法案は、従来の鉄道船舶郵便法に代り、自動車運送業者その他の運送を行う者をも対象として詳細な規定を設けておるが、郵政省の自動車運送業者に對する運送委託の方針、殊に日本郵便通送株式会社に對する態度如何との質問に對しま